農林水産省関係

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
455	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲 （参考） 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督（厚生労働省（地方厚生局所管業務））については、第４次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第４次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局（関東農政局）所管の二以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。 （参考） 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督（厚生労働省（地方厚生局所管業務））については、第４次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組合法施行令第34条		経済産業省、農林水産省	神奈川県	C　対応不可	中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会（以下、「組合等」という。）については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。 農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。	複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省（地方厚生局）所管の組合は第4次一括法に関連する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省（地方農政局）所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省（地方厚生局）所管の組合等に係る事務・権限と併せて、県内を活動地区とする組合に対する統一的な対応を行い、県民サービスを向上する効果が期待される。
595	市町村営ほ場整備事業における換地計画認可について	市町村営ほ場整備事業（区画整理）の手続きにおいて、換地計画の府知事の認可を廃止し、事後報告とする	市町村営ほ場整備事業（区画整理）においては、事業主体である市町村が当該事業の事業計画を決定しており、事業計画策定後、府は報告を受けるのみだが、当該事業地区内の換地計画は府知事の認可を要することとなっている。第2次一括法における土地改良法改正により、換地計画の前提となる事業計画に対して都道府県知事の認可が廃止され、事後報告となったことから、土地改良事業計画と一体のものである換地計画についても両計画の整合を図る観点で、都道府県知事の認可を廃止し、事後報告とすることを求める	土地改良法第96条の4が準用する同法第52条、第53条の4		農林水産省	京都府、徳島県	C　対応不可	本提案事項である換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業（区画整理）としては場整備を実施した地区において作成される計画であり、その内容は当該ほ場整備後の地区における農地等に係る権利関係、すなわち農家等個人の財産権に関わることについて、換地の手法を用いて整理する際に必要な事項を定めるものである。 換地計画に基づき行われる換地処分は、個人の土地に関する権利を強制的に処分するものであるから、換地計画に係る都道府県知事の認可については、「公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合」（地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）の第2の4の（1）のキの（ア）のb）に該当し、自治事務に係る特別の関与の「許可、認可及び承認」を許容するものと位置付けられているところである。 また、本提案事項に基づき当該認可を廃止することとなれば、公用換地等の制度を所管する関係省庁の各種制度との間に矛盾が生ずることとなる。 このため、換地計画に係る都道府県知事による認可を廃止し、事後報告とするとの御提案については、対応することは困難である。	京都府の土地改良施策においては農地集積に向けた施策の展開が喫緊の重点課題であり、今後とも換地手法の活用が求められているところであります。 他方、公用換地は分権推進計画により都道府県知事の許可が容認されており、また、本制度を所管する関係省庁の各種制度との整合が図られているところですが、地方分権の時代の変化に応じて、今後見直しを検討していくことも必要と思われます。
2	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要となる税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	【支障】 CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前でかつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。 【改正の必要性】 国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われている日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。 【効果】 運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。 【懸念の解消策】 移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。	出入国管理及び難民認定法第6条 関税法第15条の3 検疫法第4条 植物防疫法第6条、第8条 家畜伝染病予防法第38条、第40条	【提出資料】国際ビジネス機運航支援会社の反応（佐賀県調査） 【関係する政府の取組】国交省「ビジネスジェットの推進に関する委員会」中間報告（H23.6）、観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014（H26.6）、日本再興戦略改訂2014（H26.6）	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	佐賀県	C　対応不可	1. 各空海港における動植物検疫については、全ての国際旅客便に対して円滑に対応しており、国際ビジネス機についてもその運行希望に対して臨機応変な対応も行っているところである。また、平成26年度には、有明佐賀空港を管轄する官署に動植物検疫において2名の増員が認められるなど、地方空港における増便に対応するための増員が認められたところであり、今後も、国際旅客便及び国際ビジネス機の運航状況を踏まえ、適切に対応していく所存である。 2. 一方、家畜伝染性疾病や植物の病害虫には、口蹄疫やミカンコミバエ等、一旦侵入すると、農畜産物や生産資材等を介して県域を越えて急速に拡大し、家畜や農作物に大きな被害を及ぼすものがあり、その被害は動植物の輸入者だけではなく農業生産者ひいては国民全体に及ぶこととなる。 3. したがって、このような家畜伝染性疾病や植物の病害虫の侵入を防止することは国の重要な責務であることから、動植物検疫において、動植物の輸入者に対して検査を義務付け、家畜伝染病予防法、植物防疫法等の関係法令や相手国との検疫条件を熟知し、動植物検疫に関する専門的知識を有する動植物防疫官が、動植物等を無償で収集の上検査し、検査結果に基づき、個人の所有する動植物等について廃棄・消毒等の命令（公権力の行使）を行っている。<br　これらの検査は、上記のとおりその結果に基づき廃棄・消毒等の命令（公権力の行使）が行われるなど個人の権利を強制的に権限を持って規制する国境措置である。その実施に当たっては、全国各地で同等の検査能力、均一な専門技術水準に基づき、斉一的かつ公正厳格に検査を実施する体制を確保する必要があるため、国自らがこれを実施する必要がある。<br　また、万が一、家畜伝染病や植物の重要病害虫が侵入した場合は、国が責任をもって、まん延防止対策や根絶対策を講じており、このように伝染性疾病等の侵入防止と防除は表裏一体であるところ、都道府県においては、都道府県域を超えた対策を講じることはできないと考えられる。 4. さらに、近隣諸国等において新たな伝染性疾病等が発生した場合、国際機関等と連携し、その発生状況の迅速な情報収集及び把握並びに検疫体制の強化を緊急的に行う場合があるところであり、このような場合においても、全国各地において混乱を生じさせず、円滑に強化体制をとることができるよう国が統一的に実施しているところであり、今後もそのような体制がとられる必要がある。 5. 以上のことから、動植物検疫業務を地方公共団体に移譲することはできない。このことは、国際ビジネス機においても同様である。<br　なお、国際ビジネス機の受け入れの多い米国においても、動植物検疫については、地方公共団体ではなく、国が実施しているものと認識している。	○有明佐賀空港を管轄する官署での増員については、感謝申し上げる。しかしながら、増員によって、当県提案のビジネスジェットに対する臨機応変な対応が可能となるか不明であり、増員によってどのような対応をとっていただけるのか早急に示していただきたい。 ○当県提案は、国家公務員の増員が容易ではない現状で、LCCの台頭などにより増加する国際定期便に対応するため羽田空港・成田空港等におけるCIQ体制の充実が国家としては優先順位が高いことを認識しつつ、地方空港における不定期かつ小規模な国際ビジネス機受入については、意欲ある地方自治体が行うことにより、国全体の目標である日本再興戦略、観光立国の実現を図るものであり、当県提案のこうした意図を受け止めていただき、前向きな検討をお願いしたい。 ○当県提案は動植物検疫業務の水準を地域ごとに異なることを求める趣旨ではなく、検疫業務の水準は、移譲後の事務を法定受託事務とすることで全国統一性を確保することは可能である。 ○また、実務上の専門性については、例えば、検疫職員OBを当県で雇用することや、職員の派遣等により習得できると考えており、実務上クリアできる問題である。こうした措置によってもなお、習得できない理由があれば、お示しいただきたい。 ○また、法令違反を発見した場合には、県が直ちに関係機関へ情報提供、協力をすることは当然である。公権力の行使の際たるものといえる警察行政・麻薬取締行政においても、国家公務員と地方公務員が協力して、捜査を行うことも規定されている。こうしたことから、「全国各地において混乱を生じさせず、円滑に強化体制をとることができる」体制を整えることは、移譲後であっても可能である。

農林水産省関係

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
455	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○　2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限（厚生労働省（地方厚生局所管業務））については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲されることとなっていることも踏まえ、地方農政局所管業務について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 　法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。 ○　都道府県間の連携の仕組みが必要な場合は、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23 年法律第70 号、平成24 年4月1日施行）」において、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等について、連携の仕組みを措置しており、こうした他法令における連携の仕組みを参考に、都道府県間の連携のための措置を講じた上で、移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	E　提案の実現に向けて対応を検討	中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会（以下、「組合等」という。）の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理・指導することができる体制が整備されてから検討すべきものである。 　このような中で、仮に、複数の都道府県間の連絡調整を可能とする体制整備を検討する場合には、当該事項が地方自治法における各都道府県間の事務権限に係る横断的な課題であるため、総務省又は内閣府において統一的な整理をお願いしたい。その上で、実態論も踏まえ、当該法律を所管する経済産業省をはじめ関係省庁とともに、検討していく考え。	4 【農林水産省】 （1）中小企業等協同組合法（昭24 法181）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭32法185）（経済産業省と共管） 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に関するものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、平成27年中に結論を得る。
595	市町村営ほ場整備事業における換地計画認可について		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○　都道府県営土地改良事業に係る換地計画は国の認可等は必要なく、円滑に事務が執行されている一方で、市町村営土地改良事業に係る換地計画は都道府県の認可が必要であり、市町村営だけ認可を必要とすることに合理性はなく、都道府県認可を廃止すべきではないか。この場合に何か具体的な支障が生じるのか。 ○　地方分権改革推進委員会の第2次勧告において、国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によって事務処理の適正を確保することが困難であると認められる場合は、国の特別の関与として、許可、認可及び承認が許容されているが、市町村営土地改良事業に係る換地計画について、必ずしも認可のみが事務の適正を確保する手段ではないのではないか。事後報告等とすることにより、何か具体的な支障が生じるのか。	C　対応不可	1　京都府の意見について 　土地改良事業における換地計画については、全国的な施策として推進を図ることとしている農地集積の実現のために重要なものであり、京都府におかれても、府管内の団体営土地改良事業（土地改良区営、市町村営等）の換地計画を認可する際には、府の土地改良施策に沿い、農地中間管理機構の実施する事業等を活用し、農地集積の実現に資するものとなっているかといった観点も踏まえて審査する体制を構築されていることと承知しているので、引き続き適正な審査をお願いしたい。 2　専門部会からの再検討の視点について (1)土地改良事業における換地計画については、土地改良事業計画の手続きにおいて参加資格者（原則として耕作者）から同意を得ることとしているのに対し、所有権、地上権等共有者を含め使用及び収益に関する全ての権利者を対象とする会議（関係権利者会議）において、2/3以上が出席し、2/3以上の同意を得ることとされており、土地改良事業計画とは別の独立した手続きとして土地改良法に位置付けられている。 (2)さらに、換地計画に基づき行われる換地処分は、 　①　公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合に該当し、 　②　地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合に該当するものとされ、 法律に基づく義務付け・枠付けの中でも最も重要なものとの位置付けにより「認可」を要すると整理されており、私有財産の一つである土地に係る権利関係を工事後に強制的に新たに確定させるものであることから、私有財産保護を確実なものとするためには、引き続きこれを維持することが必要である。 (3)このように、私有財産保護を確保するために、他法律に基づく公用換地等（例: 土地区画整理法、都市計画法）についても市町村営事業の計画について知事の認可を要することとされており、土地改良法上の換地計画を知事認可に係らしめていることには合理性があるものと考えられる。 　仮に、本提案のとおり、土地改良法に基づく換地計画の認可を廃止し事後報告とした場合、他の制度との整合が図られなくなることから、公用換地等の制度全体を俯瞰した慎重な対応が必要となると考えられる。 　また、本提案のように換地計画決定後に報告することとした場合、当該換地計画の内容に私有財産保護に影響を与えるような重大な瑕疵が発見されたとしても、換地処分前の権利への回復が困難となる等支障が生じるおそれがある。	
2	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		○　佐賀県が懸念している休日や深夜、早朝のビジネスジェットの受入れや、直前での到着時間の変更に対して、万全な対応を確約できるかについて、具体的にお示しいただきたい。 ○　CIQ業務の経験を積んだ国家公務員退職者を活用し、研修等により能力の維持を図ることを前提として、国際ビジネスジェット機のCIQ対応を都道府県に法定受託事務として移譲すべき方法も検討すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C　対応不可	1．意欲ある地方自治体による国際ビジネス機の受入れについては、日本再興戦略・観光立国の実現を図るための取組として重要であるものと理解している。 2．平成26年度に、有明佐賀空港を管轄する官署（動物検疫所福岡空港出張所、門司植物防疫所伊万里出張所）に各1名の増員が認められたところであり、現在、防疫官14名（動物検疫所福岡空港出張所11名、門司植物防疫所伊万里出張所3名）を配置している。当該空港に定期便が就航する月、水、金、土、日は、2名の職員を当該空港に配置し、定期便のない火、木でも近隣所在の官署に常駐している職員と常時連絡が取れる体制を整えている。このため、休日や深夜・早朝便の国際ビジネス機の受入や直前での到着時間の変更であっても、動植物検疫については、国際ビジネス機の到着時間に合わせ、速やかに職員を派遣できる体制にあり、ご懸念には及ばないと考える。 3．家畜伝染性疾病や植物の病害虫の侵入を防止することは、全国の農畜産業の基盤や国民の生命を守るため、国の重要な責務であることから、権限の移譲は適切でないと考える。 4．なお、諸外国等において新たな伝染性疾病等が発生した場合は、発生国政府や国際機関からその発生状況の速やかに情報収集し、緊急に輸入停止するなど、迅速な検疫体制の強化が求められる。また、輸出検疫についても、輸出先国の輸出条件が変更された場合には、迅速な対応が求められる。したがって、国の直接指揮下にない地方公共団体職員については、こうした業務の円滑な遂行に支障が生じることが懸念される。	4 【農林水産省】 （2）植物防疫法（昭25法151）及び家畜伝染病予防法（昭26法166） 国際ビジネス機の受入れに伴い、出入国の際に必要となる税関・出入国管理・検疫（CIQ）業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。 また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
131	林野庁以外が所管する国有保安林（重要流域の1号～3号保安林は除く）の指定の解除権限の都道府県知事への移譲	国が所有者である保安林（国有保安林）の指定の解除権限は農林水産大臣にあるが、都道府県知事に指定の解除権限がある民有保安林（重要流域の１号～3号保安林以外の保安林）を道路等の事業用地として林野庁以外の国の機関が買収し、国有保安林とした場合、その林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 知事権限（森林法第26条の2）で解除できる民有保安林が、国が買収することにより大臣権限（森林法第26条）で解除する国有保安林となり、知事権限で解除事務を行うより時間を要している。 国（林野庁以外）で民有保安林を買収するのは、道路等の事業用地とする場合であり、特に東日本大震災からの復興に係る事業を行うにあたり、速やかな保安林の指定の解除が求められている。 【現行制度の事務の流れ】 ①知事権限の場合 「申請→県で審査・県報で予定告示→（法定期間40日経過後）→直近の県報発行日に県が確定告示」 ②大臣権限の場合 「申請→県で審査・林野庁に提出→林野庁で審査・県に予定通知発出→県報で予定告示→（法定期間40日経過後）→林野庁で官報に確定告示」 【支障事例】 知事権限と比較した場合、大臣権限は解除の確定までに2ヶ月程度多く時間を要している。 （本県の事例数：H24_4件、H25_2件、H26_2件。計8件。） 【提案実現した場合の効果】 林野庁の審査が無くなり、官報確定告示が県報確定告示となることから、2ヵ月程度手続きが短縮となる。	森林法第26条、第26条の2		農林水産省（林野庁）	岩手県	D　現行規定により対応可能	都道府県知事が解除権限を有する民有保安林を国に移管（国有保安林化）する場合、国への移管前（当該保安林が民有保安林の段階）であれば、都道府県知事の権限に基づき当該保安林を解除することが可能である。 また、その場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業に係る保安林解除については、同法第48条に規定する土地利用基本計画の変更等に関する特例を活用することにより、当該特例を活用しない場合に比べて解除手続に要する期間の大幅な短縮が可能となっているところである。	第１次回答に記載されている「国への移管前（当該保安林が民有保安林の段階）であれば、都道府県知事の権限で当該保安林を解除できること」は承知しているところであるが、買収される土地の所有者によっては早期の売買を望むことなどにより、結果として保安林解除申請手続きが所有権移転後となるため、毎年、国土交通省名義の国有保安林解除申請案件が発生している。 また、今後も用地買収を先行せざるを得ない場合が想定され、引き続き、第1次回答に記載された対応が困難な保安林解除が発生すると見込まれる。 当該保安林（解除権限が知事であったものが、国（林野庁以外）の買収によって、農林水産大臣権限になったもの）の解除に係る権限を県に委譲しても、保安林制度に弊害が生じるものではないことから、解除手続きの期間短縮及び事務の簡素化・効率化のため、権限の委譲をお願いしたい。
228	林野庁所管外の国有林における保安林の指定解除権限に係る都道府県への移譲	林野庁所管外の国有林については、民有林であれば知事権限である保安林の種類であっても、大臣権限による保安林の指定解除となることから、当該大臣権限の一部について、県への移譲を求めるもの。	森林法第２６条の2により、民有林である保安林については、都道府県知事が指定解除を行うこととされている一方、国有林である保安林は、森林法第２６条により農林水産大臣が指定解除を行うこととされている。 国有林のうち林野庁所管外の国有林は、国の公共事業実施に伴い民有林を買収したことにより国有林になるケースが多いが、当該国有林は実質的には民有林と同様に県において管理されていることから、知事権限により指定解除を行うほうが、合理的に事務処理を行うことができる。 また、大臣権限の場合は申請書を提出してから保安林の指定が解除され、事業着手可能となるまでに約半年を要するが、知事権限であれば約4ヶ月で事業着手できることから、事業の迅速化に寄与することができる。 以上により、林野庁所管外の国有林に係る保安林の指定解除の大臣権限の一部について、都道府県知事への移譲を求めるもの。	森林法第２６条、第２６条の2		農林水産省（林野庁）	宮城県	D　現行規定により対応可能	都道府県知事が解除権限を有する民有保安林を国に移管（国有保安林化）する場合、国への移管前（当該保安林が民有保安林の段階）であれば、都道府県知事の権限に基づき当該保安林を解除することが可能である。 また、その場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業に係る保安林解除については、同法第48条に規定する土地利用基本計画の変更等に関する特例を活用することにより、当該特例を活用しない場合に比べて解除手続に要する期間の大幅な短縮が可能となっているところである。	確かに、民有保安林の段階であれば知事権限で解除が可能だが、用地買収により国所管となった後に保安林解除申請されるケースが多い現状であり、国への移管前の申請が担保されていない以上、現行規定により対応可能とは言い切れない。 国所管となる前か後かの違いだけで、それ以外の事業内容等は全く同じ案件であるにも関わらず、解除権限の違いにより、解除に要する期間も異なってくるのは合理性に欠けると思われるため、公共事業実施を前提として国所管となったものに係る解除については、知事への権限移譲を求めるもの。
613	保安林内作業（土地の形質の変更）許可の一部廃止	森林経営計画に基づいて整備される森林作業道については、保安林内での土地の形質の変更に伴う行為であっても、保安林内作業許可申請及び伐採届は不要とする。	【支障・制度改正の必要性】 森林法第34条第2項に、「保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。」となっている。 近年、間伐材を搬出するための森林作業道の開設が多く、林業公社等の一部事業体の負担が多大なものになっている。 そこで、市町村長が審査・認定を行う、森林経営計画に記載された森林作業道等の整備については、保安林内作業（土地の形質の変更）許可を不要とできないか。	森林法第34条第2項		農林水産省（林野庁）	長崎県	C　対応不可	都道府県知事は、保安林の土地の形質を変更する行為等に関する許可（以下「作業許可」という。）を行うに当たり、当該行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかという観点から、行為の具体的な内容やその影響、行為の確実性等を審査する必要がある。 このため、市町村長が森林法第11条第5項に規定する認定要件への適合の観点から審査し認定を行う森林経営計画に、森林作業道等の整備に関する事項が記載されていることをもって、作業許可を不要とすることは困難である。	意見なし

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
131	林野庁以外が所管する国有保安林（重要流域の1号～3号保安林は除く）の指定の解除権限の都道府県知事への移譲	林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限については、手挙げ方式により都道府県に知事に移譲するべきである。（重要流域の1号～3号保安林は法定受託事務として都道府県知事に移譲）なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 事務処理の迅速化等が図られることから、提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	○ 国土を保全し国民の経済活動の基礎を保障することは国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、保安林の解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。 ○ 保安林の解除においては、その要件上、必要最小限の面積とする必要があるが、審査の過程において、面積の変更が生じるケースがあるため保安林解除面積が決定した後に、土地の取得が行われる方が合理的と考える。したがって、事業者である解除申請者との事前の連絡調整をより密なものとし、土地の権利移転までに保安林解除の手続を進めて頂きたい。 【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】 提案団体からの意見に対する回答に同じ。 なお、「民有保安林を国に移管する前であれば、都道府県知事の権限により解除可能である」との第１次回答については、提案団体のご理解は得られていると考える。	4 【農林水産省】 （3）森林法（昭26法249） （ⅱ）国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定地に保安林が存在する場合には、事業着手の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体（都道府県の保安林担当部局）に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業実施者に対し要請する。
228	林野庁所管外の国有林における保安林の指定解除権限に係る都道府県への移譲	林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限については、手挙げ方式により都道府県に知事に移譲するべきである。（重要流域の1号～3号保安林は法定受託事務として都道府県知事に移譲）なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 事務処理の迅速化等が図られることから、提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	○ 国土を保全し国民の経済活動の基礎を保障することは国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、保安林の解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。 ○ 保安林の解除においては、その要件上、必要最小限の面積とする必要があるが、審査の過程において、面積の変更が生じるケースがあるため保安林解除面積が決定した後に、土地の取得が行われる方が合理的と考える。したがって、事業者である解除申請者との事前の連絡調整をより密なものとし、土地の権利移転までに保安林解除の手続を進めて頂きたい。 【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】 提案団体からの意見に対する回答に同じ。 なお、「民有保安林を国に移管する前であれば、都道府県知事の権限により解除可能である」との第１次回答については、提案団体のご理解は得られていると考える。	〔再掲〕 4 【農林水産省】 （3）森林法（昭26法249） （ⅱ）国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定地に保安林が存在する場合には、事業着手の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体（都道府県の保安林担当部局）に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業実施者に対し要請する。
613	保安林内作業（土地の形質の変更）許可の一部廃止		【全国市長会】 事務処理特例を活用し、当該事務を担っている都市においても、事務の簡素化につながることから、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 併せて、森林経営計画に基づく施業についても保安林内立木伐採許可も不要とするよう求める。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第１次回答で御納得いただいたものと考えている。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
971-1	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」（平成12年6月23日　林野庁治山課長通知）、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」（18林整治第2729号）の改正	一の市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。 また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに鑑み、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、相当程度処理期間を短縮できると考えられることから、標準処理期間を短縮するなど、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。 【求める制度改正の詳細】 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について（平成12年6月23日　林野庁治山課長通知）を改正し、の1（2）に、「また一の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除」などを加える。 また、規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について（18林整治第2729号）を改正し、（1）ウに「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2か月」を追加するなどの措置を講じる。	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」（平成12年6月23日林野庁治山課長通知） 「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」（18林整治第2729号）		農林水産省（林野庁）	全国町村会	C　対応不可	森林法第26条第2項又は同法第26条の2第2項に規定する、いわゆる「公益上の理由」による解除に該当する場合として取り扱う事案は、市町村道の開設、改良をはじめ、土地収用法や鉱業法等に基づき土地を収用若しくは使用できることとされている事案のほか、電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置をする場合としている。したがって、事案毎に市町村長にその判断が委ねられるような場合を含めることは適当ではない。	一の市町村内で完結する民有林であり、かつ、民間の事業者などと異なり、市町村が、保安林における指定目的の達成と事業に伴う指定解除との間で比較衡量を行い計画に明確に位置付けた公の事業を対象とすることから、土地収用法や鉱業法等に基づき土地を収用若しくは使用できることとされている事案及び電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置をする場合と同等の取扱いとすべきである。
971-2	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」（平成12年6月23日　林野庁治山課長通知）、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」（18林整治第2729号）の改正	一の市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。 また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに鑑み、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、相当程度処理期間を短縮できると考えられることから、標準処理期間を短縮するなど、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。 【求める制度改正の詳細】 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について（平成12年6月23日　林野庁治山課長通知）を改正し、の1（2）に、「また一の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除」などを加える。 また、規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について（18林整治第2729号）を改正し、（1）ウに「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2か月」を追加するなどの措置を講じる。	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」（平成12年6月23日林野庁治山課長通知） 「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」（18林整治第2729号）		農林水産省（林野庁）	全国町村会	D　現行規定により対応可能	都道府県知事権限の保安林の指定の解除処分に係る標準処理期間については、国から都道府県に対し、概ね3ヶ月以内に設定するよう要請しているところであり、当該標準処理期間については、都道府県知事の裁量で御提案にあるような期間を設定いただくことは可能である。	自らの市町村域に存する保安林において市町村が計画する公益的な事業については、地域における保安林の配備状況などを最も把握している市町村が十分な「適否審査」等を行っている事を踏まえ、保安林の指定解除に係る手続き上の迅速化・簡素化を図るとともに、都道府県単位で差異が生じることがないよう、国において統一的な標準処理期間（2ヶ月）を定めるべきである。
625	国補助事業における事業主体要件を林業者2戸以上に緩和すること	国補助事業（森林・林業再生基盤づくり交付金等）における特用林産振興施設等の整備を行う際、その事業主体が林業者等で組織する場合、5戸以上が要件となっているが、離島においてはこれを2戸以上に要件を緩和する	【支障事例】 本県では、高齢化とともに若年労働者の流出が続き、人口減少が加速しており、特に離島において顕著である。 さらには、全国的なしいたけ需要や価格低迷の影響も相まって、県内主産地対馬では基幹産業としての存続が厳しい状況に置かれている。 これらを背景として、県では労働軽減や商品の高品質化を目的に、人工ホダ場や乾燥機、散水施設などの導入支援を行っているが、林業者等が組織する団体が事業を行う場合、5戸以上が要件となっており、事業を進める上で大きな障壁になっている。 【制度改正の必要性】 このため、要件を緩和することにより、一定規模の生産団地化を進め、足腰の強いしいたけ生産を目指したい。 平成18年から25年までの8年間で13の団体が新規事業体が参入していることから、2戸以上に規制緩和することで、2～3倍の参入が見込める。 【参考】 平成18年から25年までの8年間で、市開催の説明会で参画の意向を示したものの、5戸以上の要件に満たず断念した生産者数は、年平均10名～20名いた。	森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱第2の2		農林水産省（林野庁）	長崎県	C　対応不可	森林・林業再生基盤づくり交付金は森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。 地域の実情に即し必要と認められる場合は、受益範囲を3戸まで引き下げることを可能としていますが、更に2戸まで引き下げることは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。	今回提案している本県対馬市は、九州本土から140km離れた国境離島ですが、産業が少なく雇用が限られるため、若年層の島外流出が止まらず、人口減少が急速に進行している地域です。このため島内には限界集落も多く、人口密度をみても45人/k㎡と全国平均343人/k㎡の7倍にも達し、全国市町村別ランクでも1,741市町のうち1,392位に位置する過疎地域です。このような本土地域とは大きく異なる特殊事情により、対馬地域のみ受益範囲を2戸まで引き下げることを提案するものです。なお、規制緩和が実現すれば新たな参入者が増加することが見込まれ、これら共同生産者のクラスター的なまとまりによる事業効果も期待できます。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
971-1	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国町村会】 一の市町村内で完結する民有林であり、かつ、民間の事業者などと異なり、市町村が、保安林における指定目的の達成と事業に伴う指定解除との間で比較衡量を行い計画に明確に位置付けた公の事業を対象とすることから、土地収用法や鉱業法等に基づき土地を収用若しくは使用できることとされている事業及び電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置をする場合と同等の取扱いとすべきである。		C 対応不可	○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。 ○ 保安林機能の影響を受ける利害関係者が1つの市町村の区域に関わらず広域にわたることもあるため、保安林解除における「公益上の理由」は、全国的な観点からみて客観的かつ明確な理由であることが重要である。したがって、事業者である市自ら立てる計画に事業が即することをもって、当該理由の公益性を認めることは客観性に欠く。また、「1つの市町村内で完結する民有林」とあるが、保安林の範囲が1つの市町村内にとどまっていても、保安林の受益範囲が1つの市町村内で完結するとは限らないため、「1つの市町村内で完結する民有林」であることをもって、保安林の解除要件を緩和することも適切でない。さらに、保安林解除の申請者かつ事業施行者の市町村が、保安林の指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行うことは、公正・中立の観点から適切でない。 【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】 提案団体からの意見に対する回答に同じ。	6 【農林水産省】 （4）森林法（昭26法249） （ⅱ）保安林の解除（26条1項及び2項、26条の2第1項及び2項）について、市町村が策定した土地利用に関する計画に基づき当該市町村が実施主体となる事業の実施に伴い行う場合、手続の円滑化に資するよう、「他に適地がない」等の用地事情の確認を行う範囲を当該計画の区域内とすることを明確化し、地方公共団体に通知する。
971-2	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い	—	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 自らの市町村域に存する保安林において市町村が計画する公益的な事業については、地域における保安林の配備状況などを最も把握している市町村が十分な「適否審査」等を行っている事を踏まえ、保安林の指定解除に係る手続き上の迅速化・簡素化を図るとともに、都道府県単位で差異が生じることがないよう、国において統一的な標準処理期間（2ヶ月）を定めるべきである。		C 対応不可	○ 保安林機能の影響を受ける利害関係者が1つの市町村の区域に関わらず広域にわたることがあり、事業者である市自ら立てる計画に事業が即することをもって、当該理由の公益性を認めることは客観性に欠くので、市町村が、保安林の指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行うことは、影響範囲又は公正・中立の観点から適切でない。したがって、市町村が事業計画策定の段階で十分な比較衡量をすることで、申請に係る都道府県知事の処理すべき事務の一部を担うことはできないため、一の市町村内で完結する民有保安林を当該市町村が指定解除申請する場合について、国において統一的な標準処理期間（2ヶ月）を定めるのは困難である。なお、地方自治法第250条の3に基づき、保安林解除手続きに通常要すべき標準的な期間を定めるのは、当該処分を行う都道府県であるため、当該都道府県が現行でも期間の短縮が可能と判断した場合は、当該都道府県においては可能となるものと考える。 【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】 提案団体からの意見に対する回答に同じ。	〔再掲〕 6 【農林水産省】 （4）森林法（昭26法249） （ⅱ）保安林の解除（26条1項及び2項、26条の2第1項及び2項）について、市町村が策定した土地利用に関する計画に基づき当該市町村が実施主体となる事業の実施に伴い行う場合、手続の円滑化に資するよう、「他に適地がない」等の用地事情の確認を行う範囲を当該計画の区域内とすることを明確化し、地方公共団体に通知する。
625	国補助事業における事業主体要件を林業者2戸以上に緩和すること		【全国市長会】 離島に限らず、農山村地域の過疎化・高齢化が進んでおり、従来の要件ではハードルが高くなっていることから、要件緩和に向けて積極的な検討を求める。		C 対応不可	離島など事業実施地域が過疎地域であり、5戸以上の団体を組織することが不可能と判断される場合にあっては、当該地域の事情を考慮して受益範囲を3戸まで引き下げることを可能としているが、更に2戸まで引き下げることは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考える。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
926	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち分収林契約適正化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 県の森林・林業施策及び農林公社支援策と密接な関係があるため、県で実施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に繋がる。	分収林契約適正化事業実施要領		農林水産省（林野庁）	埼玉県	C　対応不可	林業の採算性が低迷する中、林業公社等が管理している分収林については、契約満了後の伐採跡地が土地所有者に返還された際に、分収益の不足等から造林が放棄され、森林の有する多面的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがある。 このような事態を回避するには、分収林契約の解除又は変更を行うことが重要なため、林野庁では、分収林契約適正化事業により、地域の関係者が問題意識を共有したうえで連携しながら、分収林契約の解除又は長伐期化や非皆伐施策の導入に向けた分収林契約の変更に取り組むことを支援している。 当該事業の実施主体については、都道府県、市町村、森林整備法人（分収林の主な管理主体）を構成員とする「都道府県協議会」としているところであり、当該協議会における合意形成の中で、都道府県の意向や地域の実情が反映される仕組みとなっている。 このため、本事業については、引き続き、国から都道府県協議会に対して直接交付することが適当であると考えている。	本事業の実施主体は、都道府県、市町村、森林整備法人（分収林の主な管理主体）を構成員とする「都道府県協議会」としている。 そこで、県の森林・林業施策及び農林公社支援策と密接な関係があるため、県で実施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に繋がる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。
13	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国との連絡調整を廃止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法（以下「農工法」）第５条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画（以下、実施計画という。）を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘（ある地区での実施計画の未完工を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等）を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。	農村地域工業等導入促進法第5条第8項、第9項 「農村地域工業等導入促進法の運用について」（昭和63年8月18日付け63構改B第855号）第4の4連絡調整等	別紙参照	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省	佐賀県	C　対応不可	農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することであり、御指摘の連絡調整については、法律の趣旨を補完するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入基本計画の内容に即しているか、農業振興地域整備計画等の土地利用計画との調和が図られているか、地域全体として工業等の導入の規模は妥当か、近隣に他の農工団地はないか、当該団地の利用状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行うためのものである。 この連絡調整は、上記の観点からの実施計画における不備等の発見や、無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事案の防止等にも資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。	国は、連絡調整の意義として、「土地利用計画との調和」、「地域全体としての工業等の導入の規模の妥当性」、「近隣の他の農工団地の状況」等を事務的に確認するためとしているが、単に事務的に確認するのみであれば、実施計画策定にあたっては、国の通知も踏まえたうえで県と関係市町村、各関係部局との間で十分に調整を行っていることから、自治体のみで可能である。 また、国は、無秩序な農地転用など農工法の趣旨に反する事案の発生を懸念しているが、実施計画に基づく開発の実施主体のほとんどが自治体をはじめとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏まえ、多くの時間をかけて議論されていることなどから、こうした懸念は当たらないと考える。 いずれにしても、実施計画が農工法の趣旨に合致しているかどうかの判断については、地方の状況について最も熟知している地方自治体が行うことが適切であり、迅速な処理を図るうえでも、また地方自治法２４５条の２で規定されている関与法定主義の観点からも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すべきである。
73	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可期限の延長	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可は、一時転用が認められており、許可から3年後には一旦撤去し、再度許可を取得して設置しなければならないが、こうした規制を緩和し、本地の営農が続く限り設置を可能とする。	【国の方針】 平成24年3月28日付け(23農振第2508号)農水省通知で、法面等に太陽光発電パネルを設置する場合は3年を最長とする一時転用許可が必要であるとされ、転用期間満了時に撤去しなければならない。 一方、本地については、平成25年3月31日付け(24農振第2657号)農水省通知で、本地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電パネルを設置する場合は、同じく一時転用とするものの、営農継続が確認できれば延長が可能と示された。 【農家等の意見】 法面等に設置する場合は、本地に支柱を立てて発電パネルを設置する場合に比べ、本地の作物への影響は少ないと考えられるので、法面等から3年を最長に撤去しなければならないことについては、延長して欲しいとの農家からの声が出ている。 また、防草シート代わりのシート型太陽光パネルの設置については、農作業に影響がなければ、設置期間の延長は問題ないのではないかとの意見がある。 【要望事項】 法面等に太陽光発電パネルを設置することについては、営農継続と法面機能を維持することを前提に、平成25年3月通知の本地の取り扱いに準じ、長期にわたる設置を可能とするよう規制の緩和が望まれる。	農地法第4条及び第5条 （平成２４年３月２８日付け（２３農振第２５０８号）農水省通知、平成２５年３月３１日付け（２４農振第２６５７号）農水省通知）		農林水産省	山梨県	E　提案の実現に向けて対応を検討	ご提案の法面等への太陽光発電設備の長期にわたる設置については、 ①　設備のメンテナンスのために本地の利用が制限されることや土砂流出が発生する可能性が高まるなど、本地と法面等の一体的な維持・管理の面から支障を及ぼすおそれがあること ②　設備が設置されていることで農業用機械による効率的な利用が困難とならないかなど、担い手への農地の利用集積やほ場整備などの施策の推進に支障を及ぼすおそれがあること 等の問題があると考えられるが、先行事例における営農への影響等を検証しながら対応を検討したい。	①　土砂流出の発生や本地と法面等の一体的維持・管理に支障がないよう、土地改良事業等により整備された強固な法面への設置に限る等、一定の許可要件の整備が必要と考えられる。 ②　担い手への農地集積については、隣接地との連続した農作業を行う際に、法面を介して農作業機械が移動することはないと思われるが、面的な農地集積については、地域の集積計画との事前調整を行うなどの話し合いを行うことが必要と考えられる。 ③　平成24年3月28日付け農村振興局長通知（再生可能エネルギー発電設備の設置に係わる農地転用許可制度の取り扱いについて）の2（太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取り扱い）の項について、改正をお願いしたい。 その場合、平成25年3月31日付け農村振興局長通知にて既に営農型発電設備（ソーラーシェアリング）については一時転用許可毎のパネル撤去は行わない取扱いをされており、同様の取り扱いをH24.3.28通知にも適応できないか検討いただきたい。 適応するに当たっては、撤去が不要な旨H24.3.28通知に明記する必要があると考える。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
926	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	都道府県が実施する林業事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C　対応不可	1　本事業のうち契約適正化対象森林選定活動は、前身事業等により都道府県協議会が地域の合意を受けて作成した「非皆伐施業推進計画」を踏まえて、森林整備法人等が管理している分収林のうち、契約対象木の成長が悪い森林や木材搬出が困難な森林等を対象として、引き続き分収林として管理すべきか否かについて調査・分析を行い、今後の取扱を検討した上で、検討結果を「非皆伐施業推進計画」に反映させることを事業内容としており、今後の分収林の取扱について、地域の合意形成を図ることを主な目的としている。 ※非皆伐施業推進計画：通常伐期による皆伐から間伐等を繰り返す非皆伐施業への転換を円滑かつ確実に行うため、目標とする森林の姿、分収方式の見直し等を内容とする計画 2　現在、分収林には、都道府県、市町村、森林整備法人のそれぞれが造林者となっているものがある。このため、都道府県単独が事業主体となって、市町村や民間事業者等による個別の活動を支援する形態は適当ではなく、都道府県、市町村、森林整備法人等の地域の関係者が対等な立場で参画する都道府県協議会を事業実施主体とすることが必要である。 3　また、本事業のうち契約適正化推進活動は、上記の契約適正化対象森林選定活動の成果を踏まえて、分収林の契約相手方（土地所有者等）に対して、長伐期化や複層林化などの推進の具体的な効果や意義を説明することにより、合意形成を図ることを目的とするものであり、地域の合意に関する内容を契約相手方に説明する主体としては、合意の形成に取り組んだ都道府県協議会とすることが必要である。 4　このため、本事業については、引き続き、国から都道府県協議会に対して直接交付することが適当であると考えている。	
13	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止		【全国市長会】 市町村の関係部局が一つの計画について十分協議し、さらには近隣関係市町村との協議調整を諮った上での計画策定である場合、県との協議によることで支障はないものと考えるため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C　対応不可	当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を補完するものとして、市町村又は都道府県が作成した実施計画について国に知らしめ（連絡）、国の立場から過不足がないかどうか確認（調整）することで、よりよい計画とするもの。 これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみならず、関係市町村の住民、農業者にも広く影響があるところ、計画に瑕疵がないよう国も含めた様々な者が幅広い観点から、この計画をチェックする必要があることが背景にある。 また、現在、新規実施計画の策定も重要である一方で、過去に造成された農工団地の空き地をどのように埋めていくのかといった観点も重要である。今般の事案では、近隣に利用が低調な農工団地があるにもかかわらず、別の農工団地の面積拡大が計画されたという事案が判明したこともあり、かかる事態は当該市町村の土地利用のあり方を考えた上では決して望ましいものではなく、連絡調整により国が事務的に確認する意義はこうした点にあるものと思料する。 以上により、本通知の廃止は困難であるが、今後関係省庁や様々な地方自治体の意見も伺いながら、対応を検討してまいりたい。 なお、本通知は地方自治法第245条の4に規定される技術的助言として位置付けられており、同法245条の2に抵触するものではないが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。	6【農林水産省】 （11）農村地域工業等導入促進法（昭46法112）（厚生労働省、経済産業省及び国土交通省と共管） （ⅰ）都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合（5条1項）及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合（5条9項）、「農村地域工業等導入促進法の運用について」（昭63農林水産省構造改善局、昭63通商産業省立地公害局、昭63労働省職業安定局、昭63運輸省貨物流通局）において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止する。
73	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可期限の延長		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		A　実施	先行事例における営農への影響等を検証しながら、今回いただいた意見も参考としつつ、対応を検討することとしたい。	6【農林水産省】 （5）農地法（昭27法229） （ⅴ）太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについては、先行的な事例における営農への影響等を検証しつつ、一時転用の転用期間が満了する場合に、再度一時転用許可を行うことができるよう見直しを行う。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
134	中山間地域における「農業生産法人要件」の緩和	農業生産法人の要件である「その法人の主たる事業が農業であること」の判断基準を「農業の売上高が法人事業全体の過半を占めること」と定めた、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」の当該箇所を撤廃する。	＜概要＞ 「農業生産法人」の要件は、農地法で「主たる事業が農業であること」と定められている。その解釈については、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」で「農業に係る売上高が事業全体の売上高の過半を占めていること」とされているが、中山間地域に限り、経営多角化を促し雇用確保と地域経営の安定持続への寄与を図る観点から「売上高の過半要件」を撤廃するもの。 ＜支障事例・必要性＞ 大規模資本企業の農業参入に歯止めをかけるための「農業売上高の過半要件」が、一般的に経営基盤が脆弱である中山間地域の既存の農業生産法人にとって、経営安定や多角化の阻害要因となる場合がある。中山間地域の農家が安定経営のため法人化し事業拡大する場合、農業生産だけではなく、複合的で多角的な経営が求められる。農業外収入が過半を超えると農業生産法人の要件を満たさなくなる現行基準下では、自立した産業として当然求められる、経営多角化が制限されることから規制緩和が必要。 ＜効果＞ 中山間地域での規制緩和により、農業生産法人が農業生産のみならず全国の中山間地域共通課題である独居老人への給食サービス、買物代行やバス運行、除雪などの事業を総合的に担うことが可能になる。そのような、農業外収入が事業全体の過半を占めるような法人育成と、コミュニティビジネスとして地域経営を持続させていくことが人口減少問題や活性化などの諸問題解決において有効な手段であると考える。	農地法第３条第２項、農地法施行規則第２条、農地法第２条第３項の解釈基準を示した、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」（平成12年6月1日付12構改B第404号）		農林水産省	長岡市	D　現行規定により対応可能	農業生産法人の「法人の主たる事業が農業であること」という要件（事業要件）における「農業」には、農業に関連する事業（販売・加工等）を含みますので、農作物の販売金額だけでなく、関連事業の売上げも、農業に係る売上高としてカウントすることが可能です。 また、法人の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式により全面自由化され、リース方式の場合、事業要件はありませんので、御提案にあるような複合的で多角的な経営を行う法人であっても、農業生産を行うことが可能ですので、同制度の御活用を御検討願います。	除雪の請負やコミュニティバスの運行、給食・配食サービス、買物弱者サービスまでが農業の関連事業と解されるのか疑問。 基盤が脆弱で、規模的にもコスト的にも条件不利な中山間地域では、農業生産法人が地域の農業を守りつつ、除雪の請負や給食・配食サービス、買物弱者サービス、コミュニティバスの運行など、コミュニティ事業を取り込みながら、地域経営として継続的な発展を図っていく方が、より地域の実情にあっている。（農業法人とは別に株式会社を設立するのは負担が大きい） このため既存の農業生産法人の経営発展という観点から、提案するものである。 あくまで、地域内で既に農業生産法人を営む者が多角的経営を行うことを前提とした提案である。
596	遊休農地等の権利移動に係る許可要件（下限面積要件）の撤廃	遊休農地等の権利移動に関して、解除条件付き貸借により権利を取得する場合（法人を除く）には、許可要件である下限面積については撤廃する。	【制度改正の内容】 農地の権利移動の許可を受けるためは、50アール以上の権利移動であることが必要（下限面積要件）だが、市町村農業委員会は、遊休農地等が相当数存在する区域において、新規就農を促進するために当該面積を引き下げることができる。そのような中、喫緊の課題である耕作放棄地対策や空き家対策等を京都府全域で迅速に進めるため、遊休農地等に関し、個人が解除条件付き貸借関係による権利取得をする場合に限り、下限面積の撤廃を求めるものの。（なお、「効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」を許可要件とする。） 【支障事例・提案の必要性】 京都府では、農山村地域の再生のため、耕作放棄地の未然予防、耕作放棄地及び空き家の利活用並びに新たな担い手づくりを目指した条例の制定を検討しているが、農業研修等によりある程度の農業技術を習得した者が、農村で空き家と小規模農地をセットで借り入れ、移住等を推進する施策を円滑に進めるためには、農地取得の制限中、下限面積がネックとなっている。 【農業経営基盤強化促進法との関係】 なお、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を定めた場合、賃貸借に関し下限面積制限が適用されないこととなるが、賃貸借期間満了後返還される仕組みであり、借り主の立場が不安定なことから、許可又は解約の合意がない限り契約が解除されない農地法第3条の許可を得て行う制度の緩和を求めるもの。	農地法第３条第２項第５号、農地法施行規則第１７条第２項		農林水産省	京都府	D　現行規定により対応可能	下限面積要件については、平成21年の農地法改正において、農業委員会が、新規就農を促進する観点から、地域の実情を踏まえて任意の面積を設定できるよう措置しています。また、この下限面積の設定は、市町村全域で一律に行う必要はなく、区域を区切って行うことが可能です。 このため、御要望については、空き家周辺の耕作放棄地が存する地域を中心に区域を設定し、その区域に小規模の別途の下限面積を定めることにより、現行制度の下で対応可能です。 なお、区域の設定については、地区、集落、番地単位で指定する場合のほか、御要望と同様、耕作放棄地対策や空き家対策として一筆単位で区域設定を行っている例もありますので、同制度の活用を御検討下さい。	農地法の権利移転許可に係る下限面積要件は、生産性の高い農業経営によって効率的に利用されることを目的としているものであるが、農業委員会毎に下限面積を設定可能とする現行制度下では、耕作放棄地対策としての効果が発揮できていないため、本府では、緊急対策として条例を制定し、新たに就農しようとする者等による耕作も含めて耕作放棄地の解消を行おうとしている。 就農希望者と空き家及び農地の迅速なマッチングと新規就農希望者の受け入れを促進するうえで、移住者等に限って、農業委員会毎に異なる下限面積を統一的に引き下げる必要があるが、現行制度下では多くの農業委員会の合意を得ることが短期的には難しいことから、条例の円滑な運用に支障を来すことが考えられる。 なお、耕作放棄地に係る各市町村ごとの下限面積の定めがなくとも、制度の目的は損なうことなく、耕作放棄地解消にはより効果的と考える。
712	市町村が農地を取得する際、許可不要にすることについて	国または都道府県の場合は、この権利が認められており、その許可も不要とされている。これについては、農業大学や農業高校や試験場等の所有・運営の必要性からと考えるが、今後においては、農業の一層の振興、特に食育や地産地消をはじめとしたまちづくりの観点と多角的な都市経営の観点により、基礎自治体である市町村においても、農地の権利移動を許可不要としていただくよう取り計らいをいただきたい。	これからの農業の保全振興を考えた場合、基礎自治体である市町村が農地を積極的に取得し、食育や地産地消をはじめ、都市と農村地域の交流等を見据えた様々な事業を展開しながら、活用を進めていくことは大変重要である。 また、長期的にはまちづくりや都市経営の観点からも、基礎自治体の農地取得による多角的な活用が求められると考える。 したがって、現在の農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び活用の要件を緩和し、許可不要としていただきたい。。 また、本件については、これからの特色あるまちづくりの重要性から、個々の自治体の発意に応じて選択する「手挙げ方式」の採用についても、考慮いただきたい。	農地法第3条第1項第5号 農地法第3条第2項第2号 農地法施行令第6条第1項第1号ロ		農林水産省	近江八幡市	D　現行規定により対応可能	市町村による公用・公共用の農地取得については、市町村自ら作成する農用地利用集積計画によって行われる場合には、農地法の許可不要となっており、現行制度でも対応可能です。	安定した農業経営と農地の保全及び地方創生に取り組む観点から、限られた土地資産を有効に活用することが必要不可欠である。農業の土地利用に加え、現行の農業基盤の整備状況や周辺の開発状況を踏まえながら、農家が多様な用途への土地活用を前提とした都市的土地利用に、農地を供することにより、この収益がさらなる農業投資へとつながり、安定的・積極的な農業経営を可能とする。 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画は、本市が提案する趣旨・目的と異なることから、再度、農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び活用の要件を緩和し、許可不要とされることを望む。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
134	中山間地域における「農業生産法人要件」の緩和	—	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行われたい。		D 現行規定により対応可能	農業生産法人の「法人の主たる事業が農業であること」という要件（事業要件）における「農業」には、農業に関連する事業（販売・加工等）を含みますので、農作物の販売金額だけでなく、関連事業の売上げも、農業に係る売上高としてカウントすることが可能です。 なお、地域内に既にある農業生産法人以外の法人（例えば建設会社）が、農地を借りて農業経営を行いながら、除雪の請負やコミュニティバスの運行、給食・配食サービス、買い物弱者サービスなどの多角的経営を行うことは可能です。	6 【農林水産省】 （5）農地法（昭27法229） （ⅰ）農業生産法人の事業要件のうち法人の主たる事業である農業に関連する事業（2条3項1号）については、自己の生産した農畜産物を原料又は材料の一部として使用する給食及び宅配の事業が含まれることを明確化し、地方公共団体に通知する。
596	遊休農地等の権利移動に係る許可要件（下限面積要件）の撤廃	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行われたい。		D 現行規定により対応可能	御提案の内容は、前回回答のとおり、現行規定により対応することが可能ですので、判断権者たる農業委員会と調整願います。 なお、下限面積要件については、平成21年改正により耕作放棄地の解消・発生防止など農地の有効利用の観点から、より柔軟に下限面積を設定できるよう、設定権限について、都道府県知事から農業委員会に移譲した経緯があります。このような経緯を経て基礎自治体である市町村単位で設置される農業委員会において判断することとされている事項について、都道府県において一律に規律することは、地方分権の趣旨にも逆行するものと考えています。 また、農地の賃貸借期間については、最長で50年まで設定可能であり、農用地利用集積計画を活用する場合でも長期に安定的に農地を利用することができますので、この制度を活用して新規就農を進めることも御検討ください。	6 【農林水産省】 （5）農地法（昭27法229） （ⅳ）農地等の権利移動の許可要件のうち下限面積要件（3条2項5号）については、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で区域を区切り、任意の面積を設定することができることを、地方公共団体に周知する。
712	市町村が農地を取得する際、許可不要にすることについて	—	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行われたい。		D 現行規定により対応可能	農地の利活用を目的とした市町村の農地取得については、市町村自ら作成する農用地利用集積計画によって行われる場合には、農地法の許可不要となっており、現行制度でも対応可能です。 御提案のように、農業の振興（特に食育、地産地消、都市と農村地域の交流）等を目的として、市町村が農業利用目的で農地を取得するものであれば、市町村が定めた農業経営基盤強化促進基本構想に反する内容でない限り、農用地利用集積計画を活用することは十分可能です。	6 【農林水産省】 （5）農地法（昭27法229） （ⅱ）農地の利活用を目的とした市町村による農地の権利取得については、市町村が作成する農用地利用集積計画に基づいて権利の設定又は移転が行われる場合には、農地の権利移動に係る農業委員会の許可が不要である場合（3条1項7号）に該当することを、地方公共団体に周知する。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
76	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の補助要件の見直し	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の助成措置にある再生利用活動の区分において、土壌改良は2年目までとされているが、5年間に拡大いただきたい。	土づくりの最終目的は、農家が期待するような生産量又は品質を安定的に与えてくれる土壌をつくることである。 痩せた土壌を正常な状態に回復させるには、少なくとも3年間程度の期間は必要であり、本市の農業指導センターでは、農家から提出された耕作放棄地の土も含む年間200件程度の土壌分析を実施したところ、ほぼ全件について土壌改良の必要があるとの診断結果が出ている。 例えば、ビニールハウスで栽培する野菜等は、雨が降らないことなどにより肥料が土の中に浸透しにくく、表面に堆積すること、ホウレンソウなども作付け前に土に石灰を撒くため、土の中に浸透しないと、土が極度にアルカリ性になり、土壌改良の必要性も高いことから、再生後2年目までの期間に制限せず、農業の根幹となる土づくりへの支援期間を手厚くすることで、これまで同事業に躊躇をしていた農業者が、安心して活用できる事業と成り得るものと考える。 なお、5年間という期間は、同対策実施要領で、再生した農地において5年間の耕作状況の確認のみならず、指導、支援等が求められているため。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱 別紙1　第４助成措置の１　第１の１関係（1）		農林水産省	松山市	C　対応不可	土壌改良に対する国の支援は一般的に単年度で行われており、地力の状況に応じて、土壌改良材や有機資材を投入している。 しかしながら、耕作放棄地は長期間営農されていなかったことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、特例的に、2年目にも土壌改良を行うことができることとしており、これより長い期間の土壌改良について支援するのは困難である。	農林水産省の回答のとおり、「耕作放棄地は長期間営農されていなかったことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、特例的に、2年目にも土壌改良を行うことができること」という現行の国における支援内容は、理解している。 しかし、耕作放棄地の再生については、全国の自治体で大きな問題になっていることや、農地の再生に取り組む農家等の担い手にとっては、それぞれ栽培している作物に違いがあり、耕作しようとする土地の地力等の条件にも違いがあるため、地力の状況に応じた支援年数の延長が必要と考える。
627	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金における簡易な基盤整備の緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、耕作放棄地に隣接する森林、原野等についても一体的に整備できるよう制度の緩和を行うこと。	【支障事例】 本県では、生産基盤整備と農地の集積により、経営力の強化に取組んでいるところであり、耕作放棄地の活用による規模拡大の場合は、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を有効に活用しているところである。 しかし、離島や半島、中山間地域においては、一筆あたりの面積が小さいため、耕作放棄地と隣接地を一体的に再生し、農地として利用することが有効と考えられるが、隣接地が原野等農地以外の地目となっているケースも多く、一体的な解消に取り組めない状況にある。 【制度改正の必要性】 小面積の耕作放棄地の解消を加速させるためにも、耕作放棄地を含む複数筆を一体に整備する場合においては、原野等についても当該交付金の支援対象していただくよう、要件緩和を要望する。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱		農林水産省	長崎県	C　対応不可	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、保全管理が行われていなかった等により荒廃した農地の再生・有効利用を図ることを目的とした事業であり、周辺の原野等を取り込んで行う農地の造成は目的を超えるものである。 なお、農山漁村における定住や都市との地域間交流等を促進することにより農山漁村の活性化を図ることを目的とした農山漁村活性化プロジェクト交付金においては、農地と原野等の一体的な整備も事業メニューとしているところであり、同事業の活用も検討されたい。	農山漁村活性化プロジェクト交付金については、要件、事務手続きが比較的複雑となります。また、事後評価等も必要となってくることから、農山漁村における定住、都市との地域間交流等を促進することを目的とした耕作放棄地解消は困難と考えます。
754	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付事務手続きの簡素化	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付先を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続を簡素化すること。	【現行】 耕作放棄地を再生利用する活動への支援を行う「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に基金を造成し、都道府県協議会が、地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。 【制度改正の必要性】 しかし、事業実施にあたっては、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続が煩雑であるため、事務手続を簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。 【改正による効果】 耕作放棄地の再生については、H26年度に創設した農地中間管理機構を活用した取組みなど、構成員である県や市町が主体的に行っているため、県、市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関による事業の周知や指導があわせて可能になるとともに、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域に根付いた知識に基づく指導も可能になるなど、より総合的に事業効果を高めることができるようになる。 さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。 なお、改正後、協議会は、関係団体との情報共有を図り、連携して進めるための重要な協議の場として活用される。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱		農林水産省	兵庫県、大阪府、徳島県	C　対応不可	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金では、協議会が事業を実施する方式（都道府県段階では、都道府県に加え、農業会議、都道府県土地改良事業団体連合会、農業公社等が協議会会員となっている。市町村段階では、市町村に加え、農業委員会、土地改良区、農業公社等が会員となっている。）としているのは、これらの多様な主体の参画・連携することにより、耕作放棄地を再生し、営農再開をするにあたり、利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等に関して農業者等を総合的に支援することができることによるものである。 したがって、協議会が事業を実施する方式は、道府県や市町村単独で実施する方式に比べ、関係機関同士の情報共有・連携が緊密に図られ、農業者を総合的に支援できるため、協議会方式の方が適当であると考えている。	・現状においても、都道府県、市町村、JA等関係機関、団体間の情報共有及び連携は十分にできている。 ・交付決定等事業の事務手続については、地域の実情を熟知している都道府県及び市町村が行うこととすることにより、より迅速で効率的な事業の推進が可能となる。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
76	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の補助要件の見直し	―	【全国市長会】 耕作放棄地では地力が低下していることが多く、安定した農業生産を行うためには土づくり等の期間を要する。農業生産の安定が図られる5年程度の助成による支援が必要であることから、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C　対応不可	耕作放棄地は長期間営農されていなかったことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、土壌診断の結果等に基づき、特例的に2年目にも土壌改良を行うことができることとしている。 なお、作物や耕作しようとする土地の地力等については、現場条件等により様々であることは理解するが、現在でも交付金の需要は多いため、土壌改良の支援年数を延長すれば、交付対象地区数に影響することから、対応は困難である。	
627	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金における簡易な基盤整備の緩和		【全国市長会】 効果的な耕作放棄地解消を図るためにも、農地以外の地目についても当該交付金の支援対象とするべく、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C　対応不可	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、荒廃した農地の再生・有効利用を図ることを目的とした事業であり、現在でも交付金の需要は多いため、農地の造成をできることとすると、交付対象地区数に影響することから、対応は困難である。 また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金よりも1地区当たりに多額の国費が必要となることから、所要の事後評価等を行う必要があることについては、ご理解いただきたい。	
754	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付事務手続きの簡素化	・都道府県が実施する耕作放棄地対策事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用などを含め、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 各機関との連携方法をはじめ事務の簡素化等の見直しに向けた検討を求める。		C　対応不可	耕作放棄地を再生し、営農再開をするに当たっては、利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等の総合的な支援が必要であるため、都道府県、市町村、JA、農業委員会等関係機関が情報共有及び連携し、協議会方式で事業を実施することが適切である。 また、交付決定等事業の事務手続きについては、協議会の中の話合いで決められた事務局において行われている。事務局は、県段階では都道府県や農業会議等、市町村段階では市町村や農業委員会等が担っており、地域の実情に応じて、協議会の話合いで決められていることから、話合いに基づき、都道府県や市町村が事務局となることも可能である。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
911	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 県の遊休農地対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱		農林水産省	埼玉県	C　対応不可	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、平成21年度に策定された食料・農業・農村基本計画に基づく、食料自給率の向上のために必要な農地の確保に資する、国の重要な政策手段として、耕作放棄地の再生を支援する事業である。 また、本交付金は、国の支援の在り方として地方の自主性や主体性を尊重するため、協議会が事業を実施する方式（都道府県段階では、都道府県に加え、農業会議、都道府県土地改良事業団体連合会、農業公社等が協議会会員となっている。市町村段階では、市町村に加え、農業委員会、土地改良区、農業公社等が会員となっている。）としており、これらの多様な主体の参画・連携することにより、耕作放棄地を再生し、営農再開をするにあたり、利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等に関して農業者等を総合的に支援することができる。 このようなことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分ご活用いただきたい。	荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援する制度である。その技術指導等の実務は県、市町村、農業委員会等が行っている。県の遊休農地対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求める。
111	中央卸売市場業務にかかる業務規程に関して、農林水産大臣の認可を一部の事項につき事後報告とすること	消費税法及び地方税法の改正に伴い、中央卸売市場業務にかかる業務規程の変更が発生し、当該規程変更にあたっては卸売市場法に基づき農林水産大臣の認可が必要となっている。消費税法及び地方税法の改正に関し、税負担の適正な転嫁を関係省庁で申し合わせていることを踏まえ、消費税率の変更に伴う業務規程の変更については、事後報告に変更すべきである。	【支障事例】 本年4月の消費税率の5%から8%への引き上げに伴い、業務規程に相当する仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則に規定する、卸売業者が市長に提出しべき報告書の「卸売予定数量等の報告」及び「売買仕切り書の記載事項」の消費税率を100分の5から100分の8に改めた。この変更については農林水産省より大臣の認可が必要との見解が示されたことから、認可申請を行った。 認可申請には、必要な利害関係者への意見聴取、条例の改正に係る議案の議決証明書発行の事務処理が必要となり、多大な時間と労力を費やした。 【制度改革の必要性】 消費税法の改正は国会で審議・議決され、また、法改正後、物価担当官会議を開催し消費税の適正な転嫁を関係省庁で申し合わせていることを踏まえれば、このように法改正に起因し、政府の方針が明確に示されているものについては大臣の認可事項から除外する必要がある。 【類似事例】 一般ガス事業者の定めるガス料金については、ガス事業法第17条第6項で「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合」には、値上げによる約款の変更に伴う経済産業大臣の認可を必要としないと規定されており、経済産業省令で定める場合として、ガス事業法施行規則第19条の3の2第1項第2号で「消費税相当額の増加に対応する場合」と定められている。これにより、消費税増税によるガス料金の改定については、大臣の認可を必要としていない。	卸売市場法第9条、第11条 卸売市場法施行令第7条		農林水産省	仙台市	C　対応不可	現在、中央卸売市場における取引に関しては、課税事業者と免税事業者とを区別して取り扱うことを不要とし、効率的な運営を行う観点から、買受人には見積もった額の108分の100に相当する金額を提示させ、その8%に相当する額を上乗せした価格を卸売価格とするよう、「中央卸売市場における業務運営について」（平成12年3月31日付け食流第746号総合食料局長通知）を発出し、指導を行っている。 この場合、せり等に係る価格は、卸売価格の108分の100に相当する金額となるが、これは免税事業者にとっては、あくまで課税事業者と同一の尺度で比較出来るようにするために用いる計算上の額であり、8%相当分も消費税相当額ではない。 そのため、現行の仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則の記載事項は、消費税とは異なるものであり、仮に御指摘があったガス事業法施行規則の規定と同趣旨の規定を設けたとしても、農林水産大臣の認可は必要となる。	意見なし
166	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る制度見直し	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定について、適正価格を担保することを前提に、地域の実情に合わせ、県の裁量により行うことができるようにする。	学校給食用牛乳供給対策要綱第6により、知事は供給価格及び供給事業者を毎年度決定することとなっている。 また、学校給食用牛乳供給対策要領第2により、知事は供給価格及び供給事業者の決定に当たり、競争原理を機能させることが義務付けられている。 しかしながら、当県では、県内産生乳で牛乳を製造するメーカーが1者（県内のみ）しかなく、競争原理を導入した価格決定で、県外事業者（県外産牛乳）に供給業者が決定される場合があり、平成26年度には県内の一部の市町で県産牛乳を児童生徒に供給できない事態が発生した。 本県では、県産品の利用促進を図り、活力に満ちあふれ、県民が心豊かに安心して生活できる県の構築を目指した鳥取県産業振興条例を制定するとともに、地産地消を推進してきているが、今回の事態はこれと相反するものとなった。 ついては、県内に県内産生乳で牛乳を製造するメーカーが1者しかない場合においては、県の設定する予定価格との見積もり合わせで適正価格を担保するなどにより、価格決定等を県の裁量により行うことができるよう規制緩和が必要である。	学校給食用牛乳供給対策要領第2		農林水産省	鳥取県	D　現行規定により対応可能	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第24条の3の4により、国は、国内産牛乳の学校給食への供給の円滑化を図るため、必要な措置を講ずるものとされており、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として学校給食用牛乳供給対策要綱等を各都道府県知事に通知し、協力をお願いしているところです。 供給価格及び供給事業者の決定を含めた本件に係る都道府県の事務は、自治事務に当たるものであり、技術的助言の内容を実施するか否かの判断は都道府県知事の裁量の範囲となることから、本提案事項に関して特段の規制緩和が必要となるものではありません。	県の裁量で通達による事務を実施しないことにより、学校給食用牛乳供給対策事業の補助の一部が受けられないことがないようにされたい。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
911	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	・都道府県が実施する耕作放棄地対策事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C　対応不可	耕作放棄地の再生利用に当たっては、都道府県や市町村に加え、農業委員会や農地中間管理事業を行う農業公社等が重要な役割を果していると考えられる。このため、地域の実情に応じて、これらの者を会員とすることができる協議会方式が適当である。 また、耕作放棄地の再生は、平成21年度に策定された食料・農業・農村基本計画に基づく、食料自給率の向上のために必要な農地の確保に資する、国の重要な政策課題であることから、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を財源移譲の対象とすることは困難である。	
111	中央卸売市場業務にかかる業務規程に関して、農林水産大臣の認可を一部の事項につき事後報告とすること	—	【全国市長会】 条例改正や認可申請を不要とするなど事務の簡素化を図るべく、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		D　現行規定により対応可能	現在、中央卸売市場における取引に関しては、課税事業者と免税事業者とを区別して取り扱うことを不要とし、効率的な運営を行う観点から、買受人には見積もった額の108分の100に相当する金額を提示させ、その8%に相当する額を上乗せした価格を卸売価格とするよう、「中央卸売市場における業務運営について」（平成12年3月31日付け食流第746号総合食料局長通知）を発出し、指導を行っている。 この場合、せり等に係る価格は、卸売価格の108分の100に相当する金額となるが、これは免税事業者にとっては、あくまで課税事業者と同一の尺度で比較出来るようにするために用いる計算上の額であり、8%相当分も消費税相当額ではない。 このため、現行の仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則の記載事項は、消費税とは異なるものであり、仮に御指摘があったガス事業法施行規則の規定と同趣旨の規定を設けたとしても、農林水産大臣の認可は必要となる。 一方、当該認可申請をする際に農林水産大臣への業務規程の提出を求めているものの、業務規程の記載事項の一部について、条例以外の形式（規則等）により定めることとしても卸売市場法上の問題はない旨、「中央卸売市場業務規程の作成について」（平成11年10月1日付け食流第3083号食品流通局長通知。以下「中央卸売市場業務規程例」という。）を発出し、指導を行っているところであり、自治体の裁量において、「卸売予定数量等の報告」及び「売買仕切書の記載事項」に係る規定の一部を規則等で定めることは可能である。 このため、今後消費税率の引上げの決定等により中央卸売市場業務規程例を一部改正する際には、必ずしも条例で制定する必要はない（規則等で定めておけば条例改正は不要となる）旨を併せて周知し、自治体の事務の簡素化を図ってまいりたい。	6【農林水産省】 （10）卸売市場法（昭46法35） 中央卸売市場業務規程の記載事項（9条）の一部については、地方公共団体の判断により、条例以外の規則等で定めることができることを、今後の「中央卸売市場業務規程の作成について」（平11農林水産省食品流通局）の改正に合わせ、地方公共団体に通知する。
166	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る制度見直し	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 なお、供給事業者と給食実施者との間の契約により決定することができるような仕組みについても検討されたい。		D　現行規定により対応可能	前回お答えしたとおり、学校給食への牛乳供給については、学校給食用牛乳供給対策要綱等（以下「対策要綱等」という。）を技術的助言として通知し協力をお願いしているところであり、この内容を実施するか否かの判断は都道府県知事の裁量の範囲となります。しかしながら、学校給食用牛乳等供給推進事業のうち、学校給食用牛乳安定需要確保対策事業については、供給価格に応じて補助金を算定する方式を採っていることから、全額国費で負担している本事業を活用する上では、対策要綱等に基づき透明性の高い手法を通じ適正に供給価格及び供給事業者を決定する必要があります。 提案団体である鳥取県とは、本手続による要請とは別に、これまでも提案内容（供給価格及び供給事業者の決定方法）について密接に協議を進めてきているところです。今般、提案団体である鳥取県からは、対策要綱等に基づき県の関与により適正な供給価格及び供給事業者の決定を実現する方針と聞いており、現行規定により対応可能なものとなっております。 なお、学校給食用牛乳安定需要確保対策事業を活用しない場合、供給事業者との契約により供給価格及び供給事業者を決定することは従来から可能であり、また、別途、こうした契約ができる事業（高付加価値牛乳地域利用推進事業）も用意しているところです。	6【農林水産省】 （17）学校給食用牛乳安定需要確保対策事業 供給価格及び供給事業者の決定に係る補助条件については、透明性の高い手法を通じて、適正にこれらを決定できることが明確である場合、競争入札によらずとも、学校給食用牛乳の供給に対する助成の対象となり得ることを、地方公共団体に周知する。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
182	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限（H11年3月）の見直し	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限（H11年3月）を実勢単価に即したものに見直すこと	【見直しの必要性】 畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限（H11年3月）が、現在の工事費単価の実情と乖離したものとなっている。 国では、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用のかかり増しが発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限（H11年3月）		農林水産省	秋田県	D　現行規定により対応可能	畜産公共事業は、平成21年度をもって終了し、現在は、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）の事業メニューとして草地畜産基盤整備を実施しているところです。 お問い合わせのありました公共事業については、交付決定通知により、公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた契約を行い、工事の品質を確保するよう通知しているところですので、農山漁村地域整備交付金交付決定通知をご覧下さい。 また、公共事業の労務単価については、国土交通省が昭和45年より農林水産省及び国土交通省における公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価を決定するため、公共事業労務単価調査を実施し、これに基づき、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価として、毎年定期的にホームページを用いて公表しているところであり、各県では、これらの資料を参考に労務単価を決定していますので、適正な執行をお願いします。 （http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html） なお、農業機械の急速な普及や高度化に伴い、過剰投資が危惧されることから、建物附帯施設及び機械等については、システムや機種等の比較検討を十分に行い整備費の節減を図るとともに、国民の皆様に納付をいただいた税金を用いて事業を実施していることから、予算を効率的に執行する観点に加え、受益者の負担も増加することから、当該交付金の節減に努められるようお願いいたします。	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限（H11年3月）については、畜産公共事業終了後の現在においても、公共事業の計画策定に係る畜舎整備の工事費単価のガイドラインとして使用されている実態にあるため、本上限値については明確に廃止すべき。 また、実勢価格を踏まえた新たな畜舎整備の工事費単価の基準を策定し、定期的な見直しを行うべきである。
293	農事組合法人の事業要件の緩和	農事組合法人の農業経営の安定化に向け、農事組合法人の形態のまま、他者が生産する農畜産物を使用した製造又は加工事業を実施することができるよう事業範囲の緩和を図る。	【支障事例等】 農業協同組合法第72条の8第1項第2号により、農事組合法人の事業範囲は、自ら生産する農畜産物を原料又は材料とする製造又は加工事業と規定されており、他者から仕入れた農畜産物や獣肉等を使用する農家レストラン等の6次産業については、農事組合法人の形態のままでは実施することが難しい。 【制度改正の必要性等】 6次産業は農業経営の安定化と地域の活性化に寄与すると考えられ、農事組合法人の事業範囲を緩和し、6次産業に参入しやすい環境を整える必要がある。 また、現在の制度では、株式会社への組織変更が想定されているが、議決権が出資割合に応じる株式会社よりも一組合員一票の議決権である農事組合法人の方が6次産業を担う集落営農に馴染みやすいこと、農事組合法人の方が法人税負担が軽いこと、設立手続きが容易であること等を踏まえると、農事組合法人における事業範囲の緩和が必要である。	農業協同組合法第72条の8第1項		農林水産省	三重県	D　現行規定により対応可能	農協法第72条の8第1項の規定に基づき、農事組合法人は農業の経営を行うことができるとされており、「その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの」も含まれています。 この場合、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物の製造、加工、販売等についても、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストランを行うことも可能です。 なお、農事組合法人は、農業生産に関する初歩的、部分的な協業を開始するに当たって法人格が取得できる特別な制度であり、その経営を発展させる中で、さらに事業規模の拡大や多角化をするような場合には、農協法第73条の２の規定のとおり、既に農事組合法人から株式会社への組織変更の制度が設けられているところです。（現在の株式会社については、1組合員1議決権的な運営も可能です。）	○農事組合法人が取り組む6次産業化については、「自らが行う農業に関連する範囲でできる」と解されている。一方、自らが行う農業に関連する範囲を超えた場合は、組織変更が必要となるが、6次産業化の取組初期においては、中長期的な事業計画が固まっていないことが多く、組織変更の必要性を判断することが難しい。 農事組合法人の形態のままで6次産業に参入しやすい環境を整備するため、試行期間においては、「自らが行う農業に関連する範囲」を超えて、6次産業化に取り組めるよう措置を検討いただきたい。 なお、現行制度で対応可能であるのならば、その解釈を示す通知を発出されたい。
327	野菜価格安定対策事業の産地指定における共同出荷割合の見直し	野菜指定産地の基準について、野菜指定産地の作付面積要件は満たしているものの、共同出荷要件（区域内指定野菜の出荷数量に対する割合が3分の2超）を欠如していることから、野菜指定産地を解除した産地がある。指定野菜の安定的な供給体制の確立や、セーフティネット機能の強化による担い手の確保、規模拡大を進めるため、共同出荷要件を廃止し、対象産地を広く捉えることを求めるもの。	【改正の必要性】 国民の消費生活を維持するために必要な野菜を生産する野菜指定産地は、対象市場に安定的に出荷するための出荷計画を立て、需給バランスを維持する重要な役割を担っている。野菜価格安定事業は、これまで大規模生産者要件の追加等改正を行ってきた経緯があるが、野菜指定産地の規模要件は満たしているものの、共同出荷要件が欠如していることから、野菜指定産地を解除した産地がある。そのため、農家の不安定な経営状況を招き、産地縮小が加速するとともに消費者への安定供給が心配される。 特に、大分県では、園芸品目の生産拡大を積極的に実施し、就農者の確保、産地拡大を進めており、高齢化や後継者不足が加速する農村地域では、新たな担い手を確保し、産地の維持拡大を図るため、セーフティネット機能が必要である。 一方、今年度から開始される農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を進め、経営規模の拡大や産地規模の拡大など、野菜指定産地の活性化を進める好機である。 市場出荷における需給バランスの調整と農業経営の安定化を図るため、今後、産地の主体となる大規模経営体を中心とした産地拡大を進めるとともに、共販要件を廃止し、対象産地を広く捉える必要がある。 （現行要件）共同出荷2/3以上　→　（改定案）廃止	野菜生産出荷安定法施行規則第2条		農林水産省	大分県、長崎県	C　対応不可	野菜指定産地は、消費者への指定野菜の安定供給を図るため、一定の生産地域を指定していますが、具体的には、面積要件のほか、一定のまとまりをもったロットを出荷するとともに計画出荷による需給の安定が図られるよう、共同出荷割合2/3以上の要件を設定しています。 仮に、共同出荷割合要件を廃止した場合、計画出荷による需給安定が図られなくなり、価格が乱高下するおそれがあることから、共同出荷割合要件を廃止することは困難です。 なお、指定産地になった後、（独）農畜産業振興機構への登録を行った大規模生産者が市場へ出荷する野菜の数量を共同出荷数量にカウントすることは可能であるため、こうした農家の制度加入促進についても御検討ください。	大分県では、多くの産地で高齢化が進んでおり、産地規模の縮小と生産の不安定さが増している状況にあるため、大規模農家の生産規模（出荷ロット）と生産技術が安定供給に果たす役割は今後、ますます大きくなると考えている。 一方、流通の多様化からJA系統出荷だけでなく多様なチャンネルを持つ生産者が増加する傾向である。共同出荷要件を撤廃しても需給安定が図られなくなるのでは無く、指定産地外の大規模経営者が参加することで消費者への安定供給が可能となるものと考えている。 しかし、指摘のあった（独）農畜産業振興機構への登録は、指定産地の区域内で生産されることが必要であり、新たな産地の指定時にはカウントできない。 新規就農者や規模拡大するする農家にとって価格安定制度がセーフティーネットとしてインセンティブとなることから新たなスキームとして検討願いたい。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
182	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限（H11年3月）の見直し	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D　現行規定により対応可能	工事費単価の上限（H11年3月）が、畜産公共事業終了後の現在もガイドラインとして使用されている実態にあるとのことですが、当該事業に代わり、現在は、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）の事業メニューとして、上限の設定のない草地畜産基盤整備事業（以下「本事業」という。）を実施しており、そのような使用は不適当と考えています。 また、本事業の計画策定において、国が総事業費の算定方法を指定している事実はなく、本事業を実施している主要道県からの聞き取りでは、各事業参加者の構想が決まった段階で、直近の入札状況や仮見積もりなどから総事業費を決定しているとのことでしたので、他県の事例を参考としてください。 併せて、新たな畜舎整備の工事費単価の基準を策定すべきか聞き取ったところ、①各県にて工事の予定価格算出のため地域毎に調査した労務単価・資材単価の積算単価表を策定し、土木工事や建築工事の予定価格の積算としており、②気象条件、地理的条件、資材費・労務単価の高騰、建設関連従事者の不足状況等の事情が地域毎に異なることから、新たな基準の策定は実態になじまないとのことでした。 さらに、前回お答えしたように、本事業については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）を遵守し、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、総合的に優れた契約を行い、工事の品質を確保するよう通知しています。また、東日本大震災以降、全国的に資材費や労務単価が高騰しており、今後も変動が見込まれることから、「公共事業の円滑な施工確保対策」（国土交通省公表）により、最新の労務単価等を用いることに加え、公共事業の標準請負約款にて資材単価と労務単価等について物価スライド条項を活用するなど現場の実情に応じた対応について周知しているところです。 なお、建築費の高騰は受益者の負担も増加し、今後の営農計画にも支障を生じることから、工法の見直し等の工夫により建築費の低減が図られるよう配慮をお願いします。	6 【農林水産省】 （20）農山漁村地域整備交付金 現行の草地畜産基盤整備事業については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平17法18）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うこととしており、畜産公共事業（平成21年度で終了）に適用されていた畜舎整備の工事費単価の上限は適用されないことを、地方公共団体に通知する。
293	農事組合法人の事業要件の緩和	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 農事組合法人の農業経営の安定化を図るため、事業範囲の緩和は必要である。 なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D　現行規定により対応可能	第１次回答のとおり、農協法第72条の8第1項の規定に基づき、農事組合法人は農業の経営を行うことができるとされており、「その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの」も含まれています。 この場合、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物の製造、加工、販売等についても、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストランを行うことも可能です。 このことについては、都道府県の農協及び農事組合法人の指導担当者を集めた農協指導一一斉調査担当者会議（平成25年4月22・23日開催）において、情報共有するとともに、農水省のホームページ上の資料「農事組合法人から株式会社への組織変更について（平成25年10月）」においても、農事組合法人が小規模な農家レストランを経営することが可能であることを明記しています。 引き続き農事組合法人の制度の趣旨・目的、制度の概要（事業の範囲等）等について、各般の機会を捉え周知を進めてまいります。	6 【農林水産省】 （1）農業協同組合法（昭22法132） 農事組合法人は、自らが行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行うことができるとされており、その範囲内であれば、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物を原料又は材料として使用する農家レストランも行うことができることを、都道府県に通知する。
327	野菜価格安定対策事業の産地指定における共同出荷割合の見直し		【全国市長会】 野菜価格安定対策においては、共同出荷のもとに出荷量が把握され、安定的に野菜が供給されているものと考える。対象産地を広く捉えても共同出荷率を定めておかなければ、価格安定対策としての差額補てんが出来なくなる懸念もある。 一方で、生産者がスーパーマーケットなどと直接契約を行う例が増えており、共同出荷要件を満たすことが難しくなっている状況もある。 地域の実情を勘案し、必要な見直しを検討されたい。		C　対応不可	指定産地制度を導入しているのは、より供給能力が高く（面積要件）、共同出荷を通じた計画生産・出荷による需給安定の効果が高い（共同出荷割合要件）産地に、限られた財政資源を集中的に投入することにより、消費者に対し、効率的かつ効果的に安定的な価格で対象野菜を安定出荷するためです。 このため、共同出荷割合要件を廃止すれば、限られた財政資源の中で、計画生産・出荷による需給安定の効果が十分得られなくなるおそれがあります。したがって、共同出荷割合要件を廃止することは困難であることをご理解下さい。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
858	野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の見直し	中山間地域や条件不利地域の野菜産地に適応した独自の制度設計による価格保証が行えるよう、共同出荷割合に係る国の一律の要件を弾力化する。	指定野菜価格安定事業の対象については、野菜生産出荷安定法第４条に基づき、種類、面積、共同出荷割合（農協等の共同出荷組織による出荷数量の全出荷数量に対する割合で2/3又は1/2）が設定されているが、本県の野菜の多くは、急傾斜地や中山間地で生産されており、一律のまとまり要件を満たすことが難しく、指定産地数は、平成15年度26産地あったが、26年度には17産地と大幅に減少してしており、さらに、さといも、たまねぎの２産地では、共同出荷割合が1/2を下回ることが懸念される。 国は、平成26年3月31日付けで面積要件を緩和したが、共同出荷割合は見直しがされなかったため、一律要件の弾力化（中山間地域や条件不利地域では共同出荷割合を1/3にするなど）が必要である。 これにより、地域の立地条件や気象条件に適した独自性を有する野菜産地拡大維持を図ることができる。	野菜生産出荷安定法施行規則第２条		農林水産省	愛媛県	C　対応不可	野菜指定産地は、消費者への指定野菜の安定供給を図るため、一定の生産地域を指定していますが、具体的には、面積要件のほか、一定のまとまりをもったロットを出荷するとともに計画出荷による需給の安定が図られるよう、共同出荷割合2/3以上の要件を設定しています。 仮に、共同出荷割合要件を廃止した場合、計画出荷による需給安定が図られなくなり、価格が乱高下するおそれがあることから、共同出荷割合要件を大幅に引き下げることは困難です。 なお、作付面積の小さい中山間地域向けには、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を措置しており、指定野菜の対象産地（特定指定産地）として、共同出荷割合要件を原則1/2としていますので、当該事業の活用も御検討ください。	本県における、指定産地数は、平成15年度26産地あったが、26年度には17産地と大幅に減少し、出荷量も9年間で23%減少している。出荷量を確保し、需給の安定を図るためには、共同出荷割合の要件を緩和し、指定産地数を拡大することが必要である。
611	野菜生産出荷安定法施行令の対象出荷期間の緩和	野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。	【支障・制度改正の必要性】 野菜生産出荷安定事業において、野菜価格暴落時に価格差補填給付金を交付することにより、野菜農家経営を安定させ、再生産を促し、消費者への安定供給を図っているところであるが、野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。 （具体例）　春だいこん　4月1日～6月30日　→　3月1日～6月30日 春だいこんの集荷については、3月に全体比率の3割を占めており、比重が高いため、集荷期間の延長が必要である。	野菜生産出荷安定法施行令第１条		農林水産省	長崎県	C　対応不可	野菜価格安定対策事業の対象出荷期間は、その期間の生産量の水準、需給のバランス、価格形成の実態等を全国的かつ総合的に判断し、より適正な価格差補てんが行われるように定められています。 仮に、特定地域の実情のみに合わせて見直しを行った場合、保証基準額（補てん基準）の算定の基礎となる卸売市場の平均価格に影響し、他の春だいこん産地の出荷期間や保証基準額にも影響を及ぼすこととなるため、対応は困難と考えます。	価格安定制度の目的は、生産者の経営安定と消費者への安定供給である。 全国の野菜の生産量が減少している中、産地としてこれまでに価格安定制度の対象となっていなかった時期が対象となることで産地としてのロットの増加につながり、産地の維持が図られるものと考える。 生産者の経営安定と消費者への安定供給のためも全国一律ではなく産地の実情に応じたきめ細やかな対応をお願いします。
393	農業青年給付金の年齢要件の緩和	農業青年給付金の年齢要件の引き上げ（年齢要件：原則45歳未満→55歳未満）を求めるもの。	【改正の必要性】 大分県では、農業就業人口が平成17年から22年の5年間で約1万1千人（19．6%）減少していることから、県内外での就農セミナー、相談会などの取り組みにより、新規就農者の確保・育成に積極的に取り組んでいる。平成21～25年度の新規就農者数は884名であり、うち就農時年齢45～54歳の者は105名（自営就農者71名、雇用就農者34名）と、自営就農者の13．6%を占めている。また、地域農業の担い手である認定農業者のうち55歳以上の割合は、67．4%と高齢化が進んでいるため、45～54歳はまだまだ若手であり、大分県の基幹的農業従事者の平均年齢は68．0歳であることから、55歳で就農しても10年以上農業経営に従事し、地域農業の振興を担うことができる。 このようなことから、新規就農者の確保に向けて、青年就農給付金について、廃止された就農支援資金（研修資金）の中高年と同様の「55歳未満」への年齢要件の緩和を要望する。 なお、青年等就農資金については、新規就農時の施設等整備にかかる設備投資に対して融資される制度のため、中高年はある程度自己資金を有するものの、研修時の生活を支援する制度が必要と考える。 【現行要件：原則45歳未満→改定案：55歳未満】	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱	大分県提案分	農林水産省	九州地方知事会	C　対応不可	現在、基幹的に農業に従事する者は174万人いますが、このうち65歳以上が約6割を占め、40代以下は約1割となっています。こうした中、持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業の内外からの新規就農を促進し、世代間バランスのとれた農業構造にしていくことが重要です。 このため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月）において、「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」することを目標に位置づけています。この目標を達成するために、青年就農給付金等の事業を実施していますが、新規就農者が経営を確立し、定着するためには5年程度必要であることを踏まえ、原則45歳未満で就農する者を対象としているところです。	これまで国は、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年2月15日法律第2号）」により、中高年（40歳以上）の就農開始前の研修期を融資制度により支援していたが、制度廃止後は国の支援制度がない状況である。 地域農業の振興を担う新規就農者の確保には、45歳以上の就農希望者への支援も必要であることを踏まえて検討願いたい。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
858	野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の見直し		【全国市長会】 野菜価格安定対策においては、共同出荷のもとに出荷量が把握され、安定的に野菜が供給されているものと考える。 一方で、生産者がスーパーマーケットなどと直接契約を行う例が増えており、共同出荷要件を満たすことが難しくなってい状況もある。 地域の実情を勘案し、必要な見直しを検討されたい。		C 対応不可	指定産地制度を導入しているのは、より供給能力が高く（面積要件）、共同出荷を通じた計画生産・出荷による需給安定の効果が高い（共同出荷割合要件）産地に、限られた財政資源を集中的に投入することにより、消費者に対し、効率的かつ効果的に安定的な価格で対象野菜を安定出荷することを目的としています。 このため、共同出荷割合要件を大幅に引き下げれば、限られた財政資源の中で、計画生産・出荷による需給安定の効果が十分得られなくなるおそれがあります。したがって、共同出荷割合要件を大幅に引き下げることは困難であることをご理解下さい。	
611	野菜生産出荷安定法施行令の対象出荷期間の緩和				C 対応不可	野菜生産出荷安定法施行令において、野菜を「主な出荷時期」で区分しているのは、出荷時期等により作型等が異なり、それに応じて価格形成が異なるためです。一方、指定野菜は、消費量が多く全国的な流通が行われていることから、同施行令における主な出荷時期は、特定の一部の産地ではなく、全国での生産・出荷動向により定められるべきものです。 このため、特定の産地の状況のみに応じて、同施行令で定める主な出荷時期を変更すること、例えば、春だいこんの出荷時期を前倒しして設定（3月～6月→2月～6月）することは、同じ春だいこん産地の価格形成に影響を及ぼすのみならず、秋冬だいこん産地の出荷時期も変更（10月～翌3月→～翌2月）する必要が生ずることとなるため、秋冬だいこん産地にも影響を及ぼすこととなります。したがって、同施行令を変更して、主な出荷時期を見直すことは困難であることをご理解下さい。	
393	農業青年給付金の年齢要件の緩和				C 対応不可	青年就農給付金は「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成26年6月24日改定）」において位置づけられた「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」するという政策目標を達成するために実施していることから、新規就農者が経営を確立し、定着するためには5年程度必要であることを踏まえ、原則45歳未満で就農する者を対象としているところです。 御指摘の中高年への支援については、これまで就農支援資金の「就農研修資金」を含めて支援措置を講じてきたところですが、この就農研修資金については、近年ニーズが減少し、貸付実績が少なくなってきたことから、今般の制度改正では機械の整備等を支援する「施設等資金」に重点化し、中高年への貸付上限額を2700万円から3700万円まで引き上げるなど内容の拡充を図ったところです。 このように中高年の研修支援のニーズは限定されていると考えられ、政策目標を踏まえたよりニーズの高い支援措置に重点化して支援してまいります。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
641	青年就農給付金の要件緩和	青年就農給付金に係る対象者要件の「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」を離島地域に限って適用外としていただきたい。	【支障・制度改正の必要性】 離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少が顕著であり、早急な定住及び人口減少抑制対策が必要である。また、資材の購入や生産物の出荷等に係るコストが本土地区と比較して割高となり、かつ輸送についても気象の影響を受けるなど、本土地区に無い経営リスクを負っている現状がある。 一方、青年就農給付金（経営開始型）における対象者要件は、「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」とされているが、離島部においては更なるリスクを求める要件となっており、離島に戻って農業を継承しようと考える農家子弟の、就農のネックとなる場合があるため、中山間地域等直接支払交付金と同様に、条件不利地域における適切な補完となるよう、本要件を離島地域に限って適用外としていただきたい。	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱		農林水産省	長崎県	C　対応不可	青年就農給付金（経営開始型）は、就農直後の経営が不安定であることから、定着するよう支援しているものであり、新規参入者のほか、農家子弟が親の経営を継承する場合であっても、給付期間中に新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められた場合に、支援しているところです。 離島地域であっても、このような経営リスクがあるものについては支援をしているところですが、地理的条件が不利であるかどうかについては、本事業の趣旨とは異なるため、考慮していません。条件不利地域については、中山間地等直接支払制度によって既に是正がなされているものと考えます。	「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」の欄に記入していますように、離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少が顕著であり、早急な定住及び人口減少抑制対策が必要となっています。 国が取り組みを推進する地方創生・人口減少克服についても、離島地域は最もその対策が必要となっている地域です。 また、国境離島の保全、管理及び振興上においても、青年就農給付金制度の活用により離島の定住者が増加することは国益から見ても有益であると考えます。 上記の視点を踏まえ、営農上、離島地域という地理的条件の不利は当然考慮されるべきものと考えます。 なお、条件不利地域については、中山間地等直接支払制度によって既に是正がなされているとの考えのようですが、離島全域での取組には至っておらず、かつ就農、定着の動機付けとしては離島地域の条件不利について是正されている状況ではないと考えます。
420	農用地区域内における開発行為の許可権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可権限について、都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	【権限移譲の必要性】 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可は、農用地区域内において農業用施設を新設する場合などのほか、学校、診療所、国・都道府県・市町村庁舎などを新設する場合などが想定される。当該事務権限が指定都市に移譲されることにより、指定都市は地域の実情に応じたまちづくりを主体的かつ迅速に行うことが可能となる。 当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2	○政府の地方分権改革有識者会議がとりまとめた「地方分権改革の総括と展望」で「農地転用の許可権限等は条例による事務処理特例制度により都道府県から市町村に権限が移譲され、特段の支障がなく事務処理が行われている。市町村優先の原則の下で移譲の実績が積みあがったものについては、法令による移譲を進めることが必要」としている。 ○地方分権改革有識者会議農地・農村部会において農地転用等に係る事務・権限の移譲関係、農地の確保のための施策の在り方関係について検討を進めている。	農林水産省	指定都市市長会	C　対応不可	本事務は、個別の開発行為と一定の距離があり、開発利益を離れて客観的に法令等の運用を行い得る立場にある主体が行うことが適当との考え方から、都道府県知事が行うのが適当である。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	農振法第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為について、法令に基づく客観的な運用は、ガイドライン等により、開発行為の許可基準を具体的かつ明確に示すことにより担保され、適正に運用できるものと考える。 また、多くの市町村がすでに都道府県の事務処理特例条例により権限移譲を受けている実態も踏まえると、指定都市市長へ当該事務権限を移譲し、事務の主体となることは適当である。 さらに、本年6月に地方分権改革有識者会議が取りまとめた「地方分権改革の総括と展望」では、土地利用について、「農地転用にかかる事務・権限について、単に農地確保の観点のみならず、総合的なまちづくりの観点からも捉えるべきである。」としている。地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。
716	農振農用地区域からの除外に係る都道府県知事への届出制への緩和	①～④を満たす場合は都道府県知事への届出により除外とする。 ①10ha未満の農用地区域であり、他の農用地区域と連たんせず、通作ができないこと ②現状が遊休農地又は荒廃農地 ③転用目的が再生可能エネルギー施設設置 ④除外要件を市町村長が適当と認める（但し、農業委員会及び土地改良区並びに農業協同組合の同意を得る） また、上記で当該農用地区域の半分以上除外される場合、当該農用地区域の残農用地区域についても③④を満たす場合は、併せて届出により除外とする。	【支障事例】 農振法で農地の合理的利用を目的のひとつとしているが、現況が遊休農地又は荒廃農地であったとしても第13条第4項により、都道府県知事との協議に半年以上要している。加えて現状では、再生可能エネルギー施設は同意しかねる除外理由であり、事業申請者が発意できない状況になっている。 【制度改正の必要性】 エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされている。また、10ha未満の連たんせず、通作ができない農用地区域は、除外しても集団化又は効率化に支障を及ぼすとは考えられず、担い手への農地集積に支障を及ぼす恐れもない。よって土地の有効活用の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することにより、我が国の持続的発展に寄与することができる。 【懸念の解消策】 都道府県知事との協議・同意をなくすことで、他市町村間の隣接農用地区域の効用が損なわれる懸念が想定されるが、届出により県に調整役として関与してもらうことで補填できることから懸念は解消される。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項・第13条第2項・第4項	添付書類：例示図	農林水産省	聖籠町	C　対応不可	農用地区域からの除外については、国民への食料安定供給等の基盤である農地の確保という観点から、除外要件に即し厳正に判断する必要があり、現場の開発行為と一定の距離を置いた都道府県との協議・同意が必要である。 なお、再生可能エネルギー施設の設置に伴う農用地区域からの除外については、設置する必要性、他の土地をもって代えることが困難であることが明確であるなど、除外の要件を全て満たすと判断されれば、他の目的による農地転用と同様に可能である。	意見なし

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
641	青年就農給付金の要件緩和		【全国市長会】 離島の農業振興や農業の継承のため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C　対応不可	青年就農者の確保は、確かに離島地域で大きな課題となっていますが、本土地域においても、中山間地域を中心に離島地域と同程度に課題となっているところは多数あります。 このようなことから、青年就農給付金については全国一律の要件としているところであり、特定の要件について、離島のみを適用除外とすることは適切でないと考えます。 なお、新規参入者と同等の経営リスクを負っているかについては、市町村長が判断することとしており、市町村において、所得向上に向けた前向きな取組を促しながら、地域の実情に応じて柔軟に判断していただければと考えます。	
420	農用地区域内における開発行為の許可権限の移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。 なお、まちづくりを進めるに当たっては、土地利用計画に位置付けを有していない個別の農地転用に係る許可権限の移譲を行うことでは、優良農地の確保を図りつつ計画的な土地利用を推進する観点からは必ずしも適切に対応できないのではないかと考えている。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と歩行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することと、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ｉｉ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
716	農振農用地区域からの除外に係る都道府県知事への届出制への緩和	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C　対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
750	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設等移転に係る、農振除外の要件緩和	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の関係市町村が実施する津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第４条の４の該当項目とすること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数１３０床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で１５ｍ以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約８０人が入所する特別養護老人ホームが存在している。 国民の命を守ることを最優先に、重要な要配慮者施設の移転促進を図る必要があるが、本市においては、市街地区域内に購入可能である程度まとまった土地が少ないことから、近傍の農地への移転が現実的である。しかし、農用地区域への移転にあたっては、現行の農業振興地域の整備に関する法律に即した要件が適用されるものと考えている。 このような事例に限っては、早期の実施を促すため、特に公益性が高い事業として同法における例外規定とするよう提案する。 【制度改正の内容】 津波避難対策緊急事業計画に規定する要配慮者施設を農業振興地域の整備に関する法律施行規則第４条の４に定める公益性が特に高いと認められる事業に係る施設として追加すること。	農業振興地域の整備に関する法律第１０条 農業振興地域の整備に関する法律施行令第８条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第４条の４	「「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正」に関連する提案	農林水産省	豊橋市	C　対応不可	市町村が津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施するため、農地転用許可を受けようとする場合には、市町村の農業振興地域整備計画との整合性の確保を図る観点等も踏まえ、農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないか等を判断することとしているが、津波避難対策緊急事業計画等の検討段階から市町村の農業関係部局や都道府県と調整を行うことで、円滑かつ迅速な実施を行うことが可能と考えている。	意見なし
877	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和	農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、８年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うようお願いしたい。	昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農振農用地区域を集落界ぎりぎりまで設定した本市では、社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外できず、他市への転出を模索されるという事例が発生しており、まちの発展に支障をきたしている。 　これは、圃場整備完了後、相当年数が経過した区域であっても、ポンプ設備をはじめとした灌がい排水施設の老朽化により、維持管理等の事業が数年ごとに実施されれば、その地域一体には半永久的に８年未経過の要件が付加され、農業に資するもの以外への転用が不可能となるためである。	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 ・農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1（2）		農林水産省	近江八幡市	C　対応不可	農業公共投資が行われた土地は、国民の税金が投入されていることから、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不適当と考える。 土地改良事業完了後８年未経過の土地であっても、都市計画法に基づく市街化区域への編入や農業振興地域の整備に関する法律施行規則第４条の４第26号の２に基づき地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定することにより、企業等が用地を拡大することは可能と考えている。	本市には、琵琶湖からの揚水により他市町にまで伸びるパイプラインが通っており、市域の農地のほとんどが受益地となっている。更に、そのどこか一部の管を入れ替えただけでも、市内の全ての受益地が８年未経過の縛りを受けるという状況にある。 ご回答にある、公共投資による費用対効果という点は十分理解しており、面的整備を実施するのであれば今後８年間の農地としての利用を確約することも妥当であると思われる。しかし、その８年を経過した後に灌がい排水施設の一部の更新を行う場合にも同様に８年未経過の制約を掛けることは、社会・経済情勢も変化している中において適切ではないと考える。よって、灌がい排水施設の更新の場合は、補助金の返還及び財産処分に係る費用負担を負うことで除外されることを許可されたい。 また、市街化編入について、国は、低炭素社会の実現に向けてコンパクトシティ化という考えを示されているが、そのような中において市街化区域の拡大という手法は本当に認めていただけるのか。 更に、２６号の２計画についても、市街化区域に隣接する地域では策定することが出来ないとの指導を受けており、仮に、計画策定が可能な地域であったとしても、一般住宅地の整備や企業の進出及び規模拡大を行うことは２６号の２計画の制度に馴染まないとの指導もあった。 こうしたことから、８年未経過の要件を緩和されない限り、現制度下において農用地を農業に資するもの以外へ転用することは実質的には不可能ではないかと思われる。
431	鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件の緩和について	鳥獣被害防止施設（電気柵等）の整備事業を実施する場合、受益戸数が「３戸以上」であることが採択要件とされているが、これを１戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	【具体的な支障事例】 農地の集約化が進む中、一団の農地を１人の担い手が耕作する場合は、本交付金の対象とならず、一方で集約化されずに３戸以上の担い手が耕作する場合には対象となるのは、不公平感を生じさせ、農地の集約化を目指す現行施策と整合しない。 【制度改正必要性】 １戸の担い手に農地を集約した場合、国の採択要件に合わず、電気柵等を張る場合に自己負担となるため、受益戸数が１戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱別表１		農林水産省	立山町	C　対応不可	農林水産省においては効果的な被害防止対策を推進する観点から、地域全体で取り組む侵入防止柵の設置等に対する支援を行っています。 当該交付金の３戸要件とは、耕作の担い手が３戸ということではなく、自給的農家や畜産農家も含め、侵入防止柵の設置等により受益する農家が３戸以上あれば良いとしています。 なお、当該交付金の活用が困難な場合、市町村が策定した被害防止計画に基づいて実施する取組による経費のうち、駆除等経費については、市町村が負担した経費の８割が特別交付税で措置されるので、これの活用も検討していただきたいです。	３戸要件の受益する農家の定義についてご教授願います。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
750	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設等移転に係る、農振除外の要件緩和	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C　対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
877	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C　対応不可	一般的に、農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不適当と考えている。 農業用用排水施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする更新事業についても、既存の老朽化した施設が更新され、耐用年数が長期のものとなり、受益地全体の農業の生産性の向上に資するものとの考え方から、事業完了後8年を経過しない場合には、農用地区域から除外できないとしてきたところである。 住宅地の整備や企業の進出等のまちづくりを行うのであれば、市街化区域編入により対応することが適当であると考えている。また、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第26号の2に基づく計画については、市街化区域に隣接する地域では策定できないとの要件はない。市街化区域への編入、同第26号の2に基づく計画策定の検討に当たっては、関係省庁と連携しつつ、市からの相談に対応してまいりたい。 なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。	
431	鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件の緩和について	—	【全国市長会】 鳥獣被害防止施設を必要とする地域は山間部の小さな農地が点在する場所であることが多く、「3戸以上」という条件に合致しない場合が多い。このため、耕作者数が少ない農地にも対応するための面積要件や被害状況要件などについて検討を求める。 【全国町村会】 3戸要件の受益する農家の定義について明示いただきたい。		D　現行規定により対応可能	受益する農家とは、鳥獣被害防止対策を実施することにより何らかの益を受ける農林漁業者のことです。地域の担い手に耕作を依頼している場合であっても、人・農地プランの協定等に基づいて水路や農道等の管理を行っている者や畜産農家についても受益農家になり得ると考えます。 なお、地形等の理由から連続した柵の設置が困難な場合は、集落などの各整備地区において受益農家等により一体的に柵の維持管理が行われ、被害を防止する上で効果的・効率的であることを前提に、3戸以上の受益農家が離れているため連続しない柵となった場合であっても、整備地区全体として受益戸数3戸以上の要件を充たしているものとみなします。 上記のような受益農家の3戸要件の考え方について、地方農政局等を通じて周知することとします。	6【農林水産省】 (19)鳥獣被害防止総合対策交付金 戸数要件については、侵入防止柵設置等の鳥獣被害防止対策の実施により受益する農家の範囲について、地方公共団体に通知する。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
609	強い農業づくり交付金事業（国庫補助事業）の要件の明確化	強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューにおける、鉄骨ハウス補改修の補助対象基準を明確化し汎用性を高めること。	【制度改正の必要性】 離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源を、既存農家の規模拡大や新規就農者への営農に有効に活用することが事業の趣旨であり、実施要領には「既存の鉄骨（アルミ骨を含む。）ハウス（基礎を有するものに限る。）について、補修及び改修による整備を行うことができるものとする」とあるが、農林水産省からは、補助対象である鉄骨ハウスの補修後の強度が、低コスト耐候性ハウス並みであること、との指導を受けている。 しかし、現場で活用が検討されるハウスは、強度が低コスト耐候性ハウスに満たないものがほとんどである。これらのハウスが補修・改修の補助対象となれば、新規参入者等が就農する際、低コストでハウスを取得でき、経営安定支援策として活用しやすくなる。よって、事業検討時の現場での混乱を防ぐためにも、鉄骨ハウスの強度基準を実施要領等において明確化し、現場で普及するタイプのハウスも事業対象とすべきである。 【支障事例】 長崎県内では、ほぼ全てのハウスについて、ソイルセメントによる基礎部強化の補強を行っている。しかし、現場で普及するタイプのハウスを補修し、低コスト耐候性ハウス程度の強度を有するためには、ハウス基礎の周辺を全て掘削し、ソイルセメントで固め戻す等の必要があり、多額の事業費を要することになる。この場合、ハウスを新設で導入した方が、費用が安く済むことも考えられる。また、台風シーズンを避けて作付けする等の理由により、低コスト耐候性ハウスの強度を必要としない品目（いちご等）の場合には、過分の補改修となる。これらの理由により、本県における本事業の執行は、過去0件の状況である。	強い農業づくり交付金実施要綱別表1の１のメニューの欄の4		農林水産省	長崎県	C　対応不可	農林水産省において、行財政の合理化、効率化の見地から、農業用機械施設補助について補助対象の重点化等の観点から「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）により、強い農業づくり交付金を含め、補助対象とする範囲の基準を定めています。 上記通知において、農業用施設がモデル・パイロット的なもの等特別の事由があるものに限り、補助対象としており、低コスト、耐風性等の観点から、低コスト耐候性ハウスは、補助対象としていますが、当該施設のうち温室等の個人経営になじむ施設については、補助対象としないこととしており、対応は困難です。	「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」の欄に記入していますように、長崎県内で増加傾向にある離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源を、なんとか既存農家の規模拡大や新規就農者への営農に有効に活用したい、新規就農者の営農開始にあたってのリスクを少なくし、スムーズに開始させたいという強い意向から要望したもので、今後まですすそのニーズは長崎県のみならず全国で高まってくるものと思われます。 本支援メニューが現状のままの取扱いであれば長崎県で取り組まれることは難しく、有効な支援策が活用されないままとなります。 真に本メニューの趣旨を実現させるため、補助対象とする範囲の基準により対応が困難であるのであれば、その「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準の適用外とするよう希望します。
618	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における面積要件について、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては要件を緩和できることとする。	【支障事例】 強い農業づくり交付金においては、取組に係る品目毎に面積要件が設定されており、中山間地域等については要件緩和されているものの、露地野菜、施設野菜等の大きな分類であるため、インゲンマメやスナップエンドウ等の労働集約的な品目においては取組が困難となっている。 【制度改正の必要性】 離島や中山間地域等を多く有する長崎県の地理的条件に適した農業振興を図る上では、軽量高単価が期待できる労働集約的な品目の推進が必要であることから、受益戸数や下限事業費と同様、面積要件についても、都道府県知事が地域の実情により必要と認めた場合にあっては、要件を緩和できるよう規制緩和を行うことで、離島や中山間地域等における農業振興と活性化につなげることができる。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	長崎県	C　対応不可	強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、効果的な事業実施が可能となるよう、作物毎に事業実施の下限面積を設けています。 労働集約的な施設野菜や露地野菜については、他の作物と比較して下限面積を小さく設定している上に、中山間地域についてさらに小さく規定しているところであり、更に下限面積を小さくすることは不適切と考えます。	稲の中山間地での下限面積10haを考えると、知事が特に必要と認める場合に限りサヤインゲンやサヤエンドウ等の下限面積を引き下げることは、当該品目の産地としての位置づけを考えると不適切ではないと考えます。 農林水産統計における作付面積 稲：1,599,000ha　　（下限10haの場合、全体の0.0006%） サヤインゲン：6,240ha　（下限5haの場合、全体の0.08%） サヤエンドウ：4,000ha　（下限5haの場合、全体の0.125%）
619	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における 受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては3戸とすることができるが、離島に限り2戸まで緩和できることとする。	【支障事例】 強い農業づくり交付金の受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては3戸とすることができるが、離島においては担い手が限られており、受益戸数3戸の確保が困難となる場合がある 【制度改正の必要性】 離島に限っては受益戸数要件を2戸まで緩和することで、限られた意欲ある担い手の規模拡大等を促進し、離島における農業振興を図ることができる。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	長崎県	C　対応不可	強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。 地域の実情を踏まえ、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げることを可能としていますが、更に2戸まで引き下げることは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。	離島に限る措置であり、離島振興の観点を踏まえた上で、受益戸数要件を2戸へ緩和願いたい。 また、現在も要件を満たせば3戸未満であっても事業主体として認められていることから、一定の条件を付すことで対応することは可能と考えます。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
609	強い農業づくり交付金事業（国庫補助事業）の要件の明確化		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C　対応不可	強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューについて、平成27年度概算要求に盛り込んでおらず、対応は困難です。	
618	強い農業づくり交付金の要件緩和		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C　対応不可	前回お答えしたように、労働集約的な施設野菜や露地野菜については、他の作物と比較して下限面積を小さく設定している上に、中山間地域についてさらに小さく規定しているところであり、更に下限面積を小さくした場合、産地競争力の強化に向けた強い農業づくり交付金の対象となる産地として位置付けることが難しくなると考えております。 なお、複数の品目を取り扱う集出荷施設等を整備する場合については、取り扱う品目の作付面積の総計が下限面積を超えれば事業の対象としているところです。	
619	強い農業づくり交付金の要件緩和		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C　対応不可	前回お答えしたように、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げることを可能としていますが、さらに2戸まで引き下げた場合、産地競争力の強化に向けた強い農業づくり交付金の対象となる実施者として位置付けることが難しくなると考えております。 なお、優先枠として配分を受けた交付金の範囲内で輸出に取り組む場合などについては予め設定した優先枠の範囲内に限り、事業参加者が3戸未満でも事業実施主体として認めているところですが、受益農家数については原則5戸以上の要件を設けているところです。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
859	強い農業づくり交付金の採択要件の緩和	強い農業づくり交付金については、事業採択要件に3～5戸の集団でないと利用できない。1戸でも、ある程度の規模を有しており、地域の合意が得られていれば、事業利用できるようにする。	近年、県外の企業から、本県の温暖な気候と遊休農地を利用して、農場開設をしたい旨の要望があり、耕作放棄地対策の一助になる上、地元雇用につながるため、事業主体の市町としても受け入れ体制を整備したい意向がある。 当該交付金は、「食料・農業・農村基本計画」により消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力の向上に資するための取り組み等を推進することとしており、この趣旨には合うものの、事業採択要件に該当しないため、事業を活用した農業支援ができない。 このような農業参入企業や大規模法人は、栽培面積の拡大や新規就農者の受け入れ先等、産地の維持・発展に大きく寄与するものと期待できることから、支援が必要である。 また、この緩和により、地域農業の活性化、県産農畜産物の安定供給体制が整備できる。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	愛媛県	C　対応不可	強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。 地域の実情を踏まえ、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げることを可能としていますが、1戸の農家のみが活用する施設を助成対象とすることは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。	現在、農畜産物輸出」や「強みのある産地育成」に向けた体制整備を行う場合に限って認められている一部要件の緩和について、強い農業づくり交付金の産地競争力の強化にも適用拡大をお願いしたい。
621	強い農業づくり交付金における農業用機械の補助対象化	強い農業づくり交付金において、農業用機械を補助対象とする。	【支障事例】 中間管理機構等を活用した担い手への農地集積・規模拡大や加工・業務用野菜の推進等を図っていく上で、農業用機械の導入は必須であるが、強い農業づくり交付金においては、平成22年度以降、共同利用機械整備が補助対象から除外されている。現在、機械の導入が可能な国庫補助事業として、経営体育成支援事業や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等があるが、経営体育成支援事業は事業規模や対象地域が限定されており、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金での機械の整備においては、最も活用が想定される農業者が組織する団体等での取り組みができない。 【制度改正の必要性】 長崎県においては、今後、大規模経営を行う担い手の育成や加工・業務用野菜の推進等を図っていくこととしており、強い農業づくり交付金において共同利用機械が補助対象となれば、取組が促進されると考える。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	長崎県	C　対応不可	強い農業づくり交付金は、従来は一定の要件を満たす農業用機械を補助対象としていましたが、平成21年度の予算要求から公債発行対象経費であることを踏まえて、耐用年数が7年程度と短い農業用機械を支援対象から除外したところであり、再度、農業用機械を補助対象とすることは不適切と考えます。 なお、農作業の省力化・低コスト化を図り規模拡大等による農業経営の体質強化に資する機械等の開発・実用化は引き続き重要と考えており、農業機械等緊急開発事業（緊プロ事業）において、耐久性やメンテナンス性を向上させたコンバインや、省力化の要望が強い畦畔等の除草機の開発を行っているところです。今後とも、現場の声を丁寧に伺いながら、農業機械メーカーと連携して、担い手のニーズに対応した機械の開発・供給を推進していきたいと考えています。	強い農業づくり交付金においては、概ね5年以上のものが補助対象となされており、7年の耐用年数が短いとは判断できないと考えます。 また、緊プロ事業等で開発された有用な機械の導入を促進し、強い農業を実践していくためにも、強い農業づくり交付金の対象となることが望ましいと考えます。
643	肉用牛施設整備事業における要件の緩和	強い農業づくり交付金事業における、施設の分散設置を認めること。	【支障・制度改正の必要性】 強い農業づくり交付金事業を活用した牛舎整備については、同一敷地内での一体的な施設整備が要件となっているが、本県は中山間地が多く、まとまった施設用地の確保が困難であることから、本事業の活用が図れない状況にある。 低コスト耐候性ハウスの共同利用に係る要件と同様に、地域の立地条件等を考慮して、飼料の共同購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができるよう、実施要領の補助対象基準の見直しをお願いしたい。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	長崎県	D　現行規定により対応可能	強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質化・高付加価値化、低コスト化等を推進するため、家畜の飼養管理を共同で行うために必要な施設整備について支援を行うこととしています。今回の提案について具体的な事業について承知していないもの、家畜の飼養管理を共同で行う場合には、現行の強い農業づくり交付金実施要領において、以下のとおり定められているところであり、現行規定により対応可能ではないかと考えられます。 ・次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。 （a）同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 （b）当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 （c）事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。 ・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。 ・畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。 （a）場所 原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。	現行の規定では、付帯施設や事務所についてのみ、地形等自然条件を鑑みた上で分散設置が可能となっており、畜舎そのものの分散設置は認められていない状況であるため、引き続き地域の立地条件等を考慮して、飼料の共同購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができるよう検討願いたい。 強い農業づくり交付金での対応が困難な場合は、平成27年度概算要求で計上されている畜産収益力強化対策の畜産競争力強化整備事業において同様の対応が可能となるよう、事業内容の組み立てをお願いしたい。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
859	強い農業づくり交付金の採択要件の緩和		【全国市長会】 地域農業への波及効果、担い手の経営基盤強化等を条件とすれば、政策目的との整合性は確保されるものと思料する。 企業の農業参入の方法については、特定作業受託、労働者派遣など多様化する中で、受益戸数の設定がなじまないものが多く存在していることから、規模要件など別の採択要件を含めて検討することを求める。		C　対応不可	「農畜産物輸出」や「強みのある産地育成」に向けた体制整備については、政策的な必要性が高く、取組のリスクも高いことから、優先枠を設けて積極的に支援しているところであり、この一環として、公益性の確保を前提とした上で、事業参加者数の特例を設けているところです。 本事業は施設整備を支援するものであり、資産形成に助成を行うものであることから、事業の要件緩和については慎重に行う必要があることをご理解いただきますようお願いいたします。 なお、大規模法人のうち、一定の要件を満たす農業生産法人は事業の対象としているところです。	
621	強い農業づくり交付金における農業用機械の補助対象化		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C　対応不可	耐用年数が7年である農業用機械を補助対象から除外したのは、公債の償還期間等を踏まえて判断したものです。 農業用機械に関しては、産地活性化総合対策事業等によりリース導入を支援しており、これらの活用を検討願います。 なお、耐用年数が長期間となっている施設と一体的に整備を行う内部機械については、概ね5年以上の耐用年数のものを補助対象としているところです。	
643	肉用牛施設整備事業における要件の緩和	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			E　提案の実現に向けて対応を検討	全国知事会からのご意見も踏まえ、提案団体との間で事実関係の確認を行います。また、ご提案いただいている畜舎の分散設置については、27年度概算要求において対応を検討しているところです。	6 【農林水産省】 (25)畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業 畜舎の分散設置については、施設の立地条件よりも地域の中心的な畜産経営体等に着目した畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業の創設により、新たに助成対象とする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
620	「農業用機械施設補助の整理合理化について」等の見直し	補助対象とする範囲の基準を示している「農業用機械施設補助の整理合理化について」等を見直し、都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については補助対象とできるよう規制緩和を行う。	【支障・制度改正の必要性】 「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）等において、補助対象とする範囲の基準が示されているが、傾斜地が多く圃場面積が狭いといった長崎県の圃場条件や、葉菜類における半自動移植機の方が適する等の品目毎の栽培特性によっては、基準に示された機械等の能力が適さない場合がある。 このため、地域の実情に合わせて都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については、補助対象とするよう規制緩和を行うことで、効果的な産地振興につながる。	「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）等		農林水産省	長崎県	C　対応不可	「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）は、行財政の合理化、効率化の見地から、「行財政改革に関する当面の基本方針」（昭和56年8月25日閣議決定）を踏まえ制定されたものである。 整理合理化通知においては、農業機械の補助対象について、汎用作業機械等の個別経営になじむ機械については補助対象外とするとともに、その他の機械については、普及度等を考慮して関係局庁の長が別に定める共同利用機械に限定するなど、補助対象を重点化している。 一方、都道府県が定める特定高性能農業機械導入計画には、個別経営・共同利用の別を問わず、農業経営の改善のために農業機械の導入を計画的に行うための条件等が定められており、その中には、補助事業の対象ではなく、農業者が自ら整備すべき農業機械も含まれている。 このようなことから、特定高性能農業機械導入計画に定められたとしても、それをもって、汎用作業機械等の個別経営になじむ農業機械を、整理合理化通知の対象とすることは困難である。	特定高性能農業機械導入計画による補助対象化が困難であれば、必要に応じて整理合理化通知の内容が改正できるよう、都道府県への意見聴取等をお願いしたい。
642	経営転換協力金の交付要件の緩和	農振地域外に遊休農地を所有している農家においても、経営転換協力金の交付対象としていただきたい。	農地中間管理事業において、リタイヤする農家等に対し、機構への農地貸し出しを推進するため、経営転換協力金を交付する制度が平成26年度から始まっているが、当該農家等が遊休農地を所有している場合は、その農地が農振地域外であっても協力金の交付対象外となっている。 農地中間管理事業における対象農地は、農振地域内の農地とされており、農振地域外の農地は中間管理事業を介した再生利用の推進ができない。本県の場合、総農家数３８千戸のうち４７％の１８千戸の農家が耕作放棄地を所有していることから、活用が困難な状況にある。 担い手への農地集積をさらに進めるために、農振地域外のみに遊休農地を所有している場合には、経営転換協力金の対象とするよう、要件を緩和していただきたい。	農地集積・集約化対策事業実施要綱		農林水産省	長崎県	C　対応不可	農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年２月６日付け25年経営第3139号農林水産事務次官依命通知）の機構集積協力金交付事業における「経営転換協力金交付事業」は、農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けることにより、経営転換やりタイア等する農業者に対して、その農地が機構から受け手に転貸された場合に、機構への貸付面積に応じて協力金を支払うものです。 経営転換協力金の交付要件の一つとして、遊休農地の所有者はこれを解消することを規定しています（遊休農地とは、農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地）。これは、農地法において、農地所有者には、農地を適正に利用する責務があり、遊休農地の所有者はその責務を果たしていない者であることから、本協力金の支援の対象外としたものです。 なお、農地中間管理事業の適用地域は農業振興地域とされていることから、農業振興地域外の遊休農地については、農地利用集積円滑化事業を活用して解消に努めていただきたいと考えております。	遊休農地（耕作放棄地）の解消に当たっては、国の「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の活用を推進しているが、本事業の対象は農振農用地、また、農用地区域外で戦略作物等を作付けする場合とされており、活用できない農地も存在する。また、中山間地が多い長崎県において、貸借が条件的に不可能な農地も存在するため、高齢化した農地の所有者に遊休農地を解消する手段が存在しない場合がある。一部の遊休農地を持ちリタイアする所有者に、その他の優良農地を機構に預けてもらうには、要件の緩和が必要と考える。
696	生産緑地における農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とすること	生産緑地において、都市住民など多様な担い手の参入を促進することで都市農業の振興や都市農地の保全が図られるよう、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とされたい。	【現状】 大阪府の農地面積13,711haのうち市街化区域内農地は約3割。その中の約6割、2,139haが生産緑地であり、大きなウエートを占めている。 収穫量が全国でも上位を占めるシュンギク（2位）、コマツナ（8位）などの軟弱野菜は、消費地に近い生産緑地で多く生産されており、新鮮で安全・安心な農産物供給の重要な場となっている。 また、同時に生産緑地は、都市部のみどりの創出、教育、防災など多様な公益的機能を発揮している。 【制度改正の必要性】 一方、農業者の高齢化や担い手不足、農地面積の減少、遊休農地の増加など、都市農業を取り巻く状況は非常に厳しく、いかにして農地を保全し農業振興を図っていくかが課題。 大阪府では平成20年に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を制定し、担い手対策はもとより、生産緑地を含む優良農地を「農空間保全地域」として指定・公表し、農地保全を図ってきたところ。 なかでも、農地保全の有効な方策として農地貸借があるが、生産緑地に関しては農業生産基盤強化促進法や農地中間管理事業法による貸借が法令上認められていない。 これらを可能とする措置を講じていただくことで、一層の都市農地保全と都市農業の振興を図りたい。	農業経営基盤強化促進法第5条第3項、第17条第2項 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項		農林水産省	大阪府、兵庫県	C　対応不可	生産緑地制度とは、良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした制度です。 生産緑地は、固定資産税が一般農地並の課税となり、また、相続税の納税猶予の特例などが設けられている一方で、農地以外としての転用・転売はできません（農地としての売買等は、農地法による手続きにより可能）。また、宅地造成、建築物等の新築・増改築などもできません（農業用ビニールハウスなどは、自治体首長の許可により建設可能。）。 市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（都市計画法第7第2項）とされており、当該地域は農地流動化を促進すべき地域でないことから、農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、原則として市街化区域では行わない（同法第17第2項）こととされています。また、農地中間管理事業の推進に関する法律においても、市街化区域内においては事業を行わない（同法第2条第3項）こととされています。 このため、生産緑地について、農地の貸借をする場合には、農地法第3条の手続きを行っていただきたいと考えております。	生産緑地は大阪府の農地面積の約16%を占めており、消費地への新鮮な農産物の供給という役割に加え、防災機能、みどりや癒しの場の提供など多くの機能を有している。そのため府においては、生産緑地を含む優良農地を条例による「農空間保全地域」として指定し、農地保全を図ってきたところ。 大阪府などの都市域では、農地所有者の財産所有意識が高いことから、農地貸借には利用権設定（配分計画による設定を含む）が活用されてきており、国の回答にある生産緑地における農地法第3条の手続きは現実的ではない。 また、平成21年の農業経営基盤強化促進法等の改正において、「市街化区域内の農地については、都市計画制度の見直しの中で検討」とされ、結論が出ていない状況である。 現在、政府与党内で議論されている「都市農業振興基本法案（仮称）」では、人口減少社会を踏まえ、市街化区域は市街化を図るべく農地流動化を促進すべき地域でないという価値観の転換を求めており、都市農業が継続される農地の保全・活用を骨格に据えている。 以上のことから、都市住民など多様な担い手の参入を促し、生産緑地の保全・活用が図られるよう、農業基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とする措置を講じていただくよう改めてお願いしたい。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
620	「農業用機械施設補助の整理合理化について」等の見直し		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	農業機械の導入に係る支援施策の検討に当たっては、都道府県から寄せられた意見や地域の圃場条件、品目毎の栽培特性等を踏まえた上で、施策目的に照らして必要な措置について検討することとしてまいりたい。	6 【農林水産省】 (26)農業機械の導入に係る支援施策に関する事務 農業機械の導入に係る支援施策の検討に当たっては、地方の意見や地域のほ場条件、品目ごとの栽培特性等を踏まえた上で、施策目的に照らし必要な措置について検討を進める。
642	経営転換協力金の交付要件の緩和				C 対応不可	経営転換協力金の交付要件の一つとして、遊休農地の所有者はこれを解消することを規定しています（遊休農地とは、農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地）。これは、農地法において、農地所有者には、農地を適正に利用する責務があり、遊休農地の所有者はその責務を果たしていない者であることから、本協力金の支援の対象外としたものであり、モラルハザードのおそれもあることから、例外を認めることは適当でないと考えています。	
696	生産緑地における農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とすること		【全国市長会】 本提案に賛同する。 農地法第3条による貸借は、相続税納税猶予の適用が受けらないことや、離作補償の問題等、課題も多く、また、所有権移転に至っては、地価等を勘案すると実現性に欠けると言わざるを得ない。 このため、農業経営基盤強化促進法による利用権設定や、農地中間管理事業の対象としつつ、これらの運用が生産緑地制度における買取申出の悪用に繋がらないような仕組みづくりの検討を求める。		C 対応不可	農用地利用集積計画や農地中間管理事業は、担い手への農地利用の集積を図るための手段であるが、市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、生産緑地を含め、農地法上の転用許可は不要とされているなど、農地利用の集積を図るべき地域ではないことから、このような区域の土地について、農業の生産性を高めるために実施する農用地利用集積計画や農地中間管理事業の対象とすることはできません。 なお、生産緑地内の農地は、貸付け（病気、障害等により営農が困難となった場合を除く。）を行うと相続税の納税猶予が打ち切られ、利子税も課されることから、所有者側のメリットもないものと考えています。	6 【農林水産省】 (28)都市農業の振興に関する事務 都市農業の振興の在り方等については、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）における位置付け等を踏まえつつ、都市における農地の有効な活用及び適正な保全を図る観点から、検討を進める。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
719	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定	現在、本計画の認定は農林水産大臣が実施しているが、この権限を都道府県に移譲する。併せて認定要件を緩和する。	本法に基づく地域の農林水産物の利用促進計画の策定は都道府県で行っており、本計画の認定に当たっての十分な知見を都道府県が有しているところ。一方、申請者にとっては、本計画の認定について国（農政局）において認定を受けるという点については、一定の時間を要することから、農業の成長産業化に向けて、円滑な事業実施を行うためにも、本計画の認定を、地域の実情に熟知した都道府県が実施することにより、認定件数の増加につなげ、地域農業の活性化につなげることが出来る。また、併せて、開発済商品の生産拡大及び機械化による省力化を対象とするよう、認定要件を緩和する。	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第５条 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針		農林水産省	徳島県、兵庫県	C　対応不可	1　総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について 　六次産業化・地産地消法は、農林漁業者が農林漁業経営の改善を図るために行う総合化事業を促進することにより、農林漁業者等の所得を確保し、ひいては地域の活性化を図ることを目的としており（第１条）、将来的には、全国各地の農山漁村において生産される農林水産物等を原材料とする新商品や新たな販売方式等を導入した農林水産物等が全国各地において需要先を得ているような社会の実現が期待される。 　このように総合化事業が普及すると、複数の都道府県にまたがって生産される新商品等が複数の都道府県において流通、消費されることにもなり、そのような事業の計画の内容を評価して認定を与えるには、一の都道府県内における生産、流通及び消費の事情に精通するのみでは足りないことから、国が行うことが適当である。 2　総合化事業の対象の拡大について 　農林漁業者が総合化事業を行うためには、農林水産物の生産のみならず、消費者ニーズを的確に捕まえて新商品を開発することができるよう、流通及び消費に関するノウハウを備え、当該総合化事業を行うための資金を用意しなければならない。しかしながら、このような条件を当初から満足する者は少ないため、農林漁業者が総合化事業に円滑に着手することができるよう、国として、六次産業化・地産地消法による特例措置等を用意しているところであり、第3条第4項第１号が総合化事業における開発、生産又は需要の開拓の対象を「新商品」と定めているのは、その趣旨を体したものである。 　また、総合化事業は、それによって創造される農林水産物等の価値の向上分を農林漁業経営に取り込むことを意図したものであるが（第3条第3項）、開発済商品はすでに開発が終了しているのであるから、一般的には、当該開発済商品の原材料となった農林水産物等の価値を更に向上させるものとは言いがたい。 　このため、開発済商品の生産拡大及び機械化による省力化を総合化事業の対象に加えることは困難である。	1．総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について 　事務権限の移譲を前提として、国において、都道府県が事務処理を行う上で指針となる具体的な規定を定めた上で、都道府県へ移譲するといった手法を検討するとともに、特に、農林漁業者が所得の増加を目標に、自ら生産する農林水産物を原料に新商品の開発に取り組むといった、小規模な計画のようなものについては、積極的に、都道府県への移譲について、御検討願いたい。 2　総合化事業の対象拡大について 　6次産業化は、取り組み当初から、大規模に行うことは、リスクが伴う上に、開発済商品の生産量拡大及び省力化の取り組みは、農林漁業者の経営の改善、ひいては地域の活性化を図る目的に合致しており、支援制度が活用できるよう検討願いたい。
727	大豆・麦等生産体制緊急整備事業の簡素化	都道府県が構成員として間接的に携わっている協議会から、都道府県に直接交付するよう交付先を見直すことにより、事務手続を簡素化する。	都道府県協議会への交付を義務付けるのではなく、都道府県への交付とし、現状の「協議会」に参画している団体等に対しては、事業実施に際して、その意見を聞くことが出来る、というように制度改革を行う。このことにより、「協議会」が多額の資金を扱うという実態を解消し、都道府県が公金として、適正・安全に管理することが出来る。	大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱		農林水産省	徳島県	C　対応不可	本事業は、平成24年度補正により、平成25年度末までを事業実施期間として、一部の地域については平成26年度末まで事業を実施しているところですが、今年度末において、全ての県で事業を終了することとしています。	提案趣旨に基づき、既存のスキームにとらわれず、地方創生の観点から、大胆な改正・緩和を望むものである
736	たい肥舎等建築コストガイドライン（H19年2月）の上限単価の見直し	たい肥舎等建築コストガイドライン（H19年2月）の上限単価を実勢単価に即したものに見直すこと	【見直しの必要性】 たい肥舎等建築コストガイドライン（H19年2月）による工事費単価の上限が、現在の工事費単価の実情と乖離したものとなっている。 国では、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用のかかり増しが発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	たい肥舎等建築コストガイドライン（H19年2月）		農林水産省	秋田県	D　現行規定により対応可能	「堆肥舎等建築コストガイドライン」は、必要最小限のコストで最大限の効果を得るものとして単価設定を行っているが、あくまでもガイドラインであることから、必要に応じて過大な施設整備とならないよう根拠等が示されれば、国の補助事業等でガイドラインで示す単価を超える施設整備の実施は可能となっています。 　具体的には、 （1）強い農業づくり交付金では、都道府県知事の特認が得られれば、ガイドラインで示す単価設定を超えた施設整備が可能です。（強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長連盟通知）第２の４の（3）のただし書き。） （2）農畜産業振興機構が助成している畜産業振興事業のうち畜産高度化支援リース事業については、基準内での事業の実施が困難な場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を所定の様式に記載するとともに、これを証する書面を添付し、承認が得られれば、ガイドラインで示す単価設定を超えた施設整備が可能です。（畜産振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号。）の４の（2）のイ。） 　なお、ガイドラインの制定時から状況は変化してきているので、現状を調査した上で、ガイドラインの見直しを含め検討をしてまいります。	実勢価格と乖離したガイドラインを基準としていることにより、計画策定に係る国との協議等において、特別な事情がないにもかかわらず、上限単価を超過することに対する詳細な説明や根拠の提示を求められることから、事務作業の負担が大変大きくなっている。 　円滑な事業の推進のためにも、基準となるガイドラインを実勢価格に即した内容に見直した上で特認等を設けるべきであり、特別な事情がないにもかかわらず特認の手続きを要する様な状況は早急に解消されるべきである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
719	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定	・手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	1 総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について ６次産業化については、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、その市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円にするとの数値目標が掲げられたところであり、その実現のために、国は、予算補助や農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の各種施策を総合的に講じているところである。 このような中にあって、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定は、国として望ましいと考える6次産業化事業体の取組を具体的に示す機能を有している。このような取組を各種施策により育成した上で、全国で横展開を図り、10兆円目標の達成を目指すものであるが、総合化事業計画の認定はその礎石となるものであり、全国的見地に立つ国が引き続き実施すべきであるものと考えられる。 また、すでに回答したとおり、実務上も総合化事業は、複数の都道府県にまたがって生産される新商品等が複数の都道府県において流通、消費されることが見込まれる事業であり、そのような事業の計画の内容を評価して認定を与えるには、一の都道府県内における生産、流通及び消費の事情に精通するのみでは十分とはいえないものと考えられ、この点からも引き続き国が認定を行うことが適当であるものと考えられる。 2 総合化事業の対象拡大について 六次産業化・地産地消法は、農林漁業者等が、関連産業と連携しつつ、自ら生産した農林水産物やその副産物を活用した新商品の開発、生産又は需要の開拓、新たな販売方式の導入等により付加価値を向上させる取組を支援する制度である。 このため、開発済商品の単なる生産拡大や作業の省力化だけでは、農林水産物等の付加価値を向上させる取組とは言いがたく、御要望にお応えすることは困難である。	
727	大豆・麦等生産体制緊急整備事業の簡素化	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、今後同種の事業を行う場合は、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること			C 対応不可	本事業は、平成24年度補正により、平成25年度末までを事業実施期間として、一部の地域については平成26年度末まで事業を実施しているところですが、今年度末において、全ての県で事業を終了することとしています。 なお、今後の同種の基金事業における適正な基金の管理のあり方については、御提案の趣旨を最大限尊重した上で、各事業の内容や予算成立のタイミング（都道府県が基金の管理主体となるためには議会の手続が必要と承知しています）なども踏まえ、個別に最も適切な仕組みを採用していくべきものと考えています。	
736	たい肥舎等建築コストガイドライン（H19年2月）の上限単価の見直し	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			A 実施	堆肥舎等建築コストガイドラインは、平成19年2月に改定してから7年近く経過しています。その間に鉄骨等建築資材や原油価格の高騰など、堆肥舎等整備をめぐる情勢は大きく変化していることから、「家畜ふん尿処理施設に関する実態調査について」（平成26年9月11日付け26生畜第708号生産局畜産企画課長通知）により、地方農政局を通じて、都道府県へ調査をお願いしているところです。この調査により、既存のガイドラインで示すコストの妥当性を判断するための基礎資料を入手し、必要に応じてガイドラインの見直しを検討します。	6 【農林水産省】 （18）たい肥舎等建築コストガイドライン たい肥舎等建築コストガイドラインについては、たい肥舎等整備をめぐる情勢の変化に関する実態調査の結果等に基づき、必要な見直しを行う。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
753	攻めの農業実践緊急対策事業に係る補助金交付事務手続きの簡素化	攻めの農業実践緊急対策事業の補助金交付事務を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続を簡素化すること。	【現行】 効率的な機械の導入や高収益品目への作付転換により、低コスト・高収益な生産体制への転換を図る「攻めの農業実践緊急対策事業」では、都道府県農業再生協議会に基金を造成し、地域農業再生協議会へ助成金を交付し、地域農業再生協議会が農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。 【制度改正の必要性】 上記の事務手続きについては、非常に煩雑になっているため、事務手続を簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。 【改正による効果】 地域農業再生協議会の事務局は市町村が執り行っている場合が多く、技術的指導が困難であるため、事務手続きの見直しにより、地域事情に精通し広域的な観点を有する都道府県が関与することになるため、農業者等に対する指導もより公平性を有するようになり、かつ総合的に事業効果を高めることができるようになる。 さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。	攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱		農林水産省	兵庫県、大阪府、徳島県	C　対応不可	本事業については、機械利用体系の効率化や施設の再編合理化等を推進するものであり、事業活用に際し、地域での十分な合意形成を図った上で取組んでいただくこととしています。 都道府県農業再生協議会については、都道府県のほか、農業者団体、担い手組織等地域の農業関係者等が構成員となっており、地域での合意形成に向けた取組を戦略的に推進することが可能であることから、本事業の交付先としたところです。 なお、本事業については、補正予算による基金事業であり、基金の造成先を変更することは制度上困難であることをご理解いただきますようお願いいたします。	・取組主体によってその形態は様々で、必ずしも広範囲な合意形成を必要としない事例が多い。 ・また、合意が必要である場合は、地域の実情を熟知している都道府県が、他の施策との連携に配慮しながら、関係者との調整を行い、合意形成を図ることは可能である。
817	農業委員の選挙制度を廃止し、市町村長による選任制度に一元化	農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されているが、後者（市町村長による選任制度）に一元化すること。	【現行】 農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されている。 選任委員については、農業協同組合や農業共済組合、土地改良区から推薦された者や市町村議会から学識経験者として推薦された者で構成されている。 【改正による効果】 市町村長による選任制度に一元化することにより、消費者、女性、農業者の創意工夫を引き出すことに優れた識見を有する者等、幅広い分野からの参画を得ることにより、農業委員会の事務の円滑な遂行を図ることができるとともに、より実務的に機能する者を選任することができる。	農業委員会法第7条～第17条		農林水産省	兵庫県	E　提案の実現に向けて対応を検討	農業委員の選挙･選任方法については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）において、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦･団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化することとされ、次期通常国会に関連法案の提出を目指すこととなっています。	・実現に向けて確実に対応されたい。
920	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 同主旨の鳥獣被害防止総合対策交付金では、県を経由して事業を実施しているため、一体的に実施した方が事務の効率化が図れる。	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱		農林水産省	埼玉県	C　対応不可	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領第3において、都道府県協議会における都道府県の参画について規定するとともに、第6において都道府県知事による指導監督について規定するなど、県が一定の関与を持つこととしている。 なお、本事業を実施されている各道府県におかれては、本事業の主旨について御理解の上、県協議会に基金を造成されているものと承知している。	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金については、都道府県協議会において県が一定の関与をもつこととされているものの、協議会が資金を造成して事業実施主体の支援を行うことにより、協議会の運営に係る事務が新たに発生する上、県の判断とは別に協議会としての意思決定が必要になる。 一方で、鳥獣被害防止総合対策交付金は県を経由して事業を実施しており、同主旨の2つの事業を別組織で実施することで事務が煩雑化している。 このような事務の増加、煩雑化を解消するため、協議会ではなく都道府県において基金を造成できるようにするなど、効率的かつ自由度の高い制度とすることを求める。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
753	攻めの農業実践緊急対策事業に係る補助金交付事務手続きの簡素化	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 各機関との連携方法をはじめ事務の簡素化等の見直しに向けた検討を求める。		C 対応不可	前回お答えしましたように、本事業については、補正予算による基金事業であり、既に予算を支出し基金を造成していることから、造成先を変更することは制度上できないことをご理解いただきますようお願いいたします。	
817	農業委員の選挙制度を廃止し、市町村長による選任制度に一元化	・「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり農業委員会の選任委員の比率を高めるべきである。	【全国市長会】 農業委員会の役割・機能を十全に発揮させるためには、公選制と同様な地域農業者の「代表制」が確保される仕組みが必要である。 法案の作成に当っては、市町村農業委員会の機能・役割・業務等に十分配慮すること。 【全国町村会】 「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり農業委員会の選任委員の比率を高めるべきである。		A 実施	農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）において、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化することとされています。なお、委員の選任に当たっては、事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにすることとされています。 これらの内容については、次期通常国会に関連法案の提出を目指すこととなっており、そのための対応を進めてまいります。	6 【農林水産省】 （3）農業委員会等に関する法律（昭26法88） 農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）に基づき、農業委員の選挙制度（7条）及び議会推薦・団体推薦による選任制度（12条）を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行うことができることとする。
920	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	・鳥獣被害防止への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する鳥獣被害防止に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	前回お答えしたように、本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。 また、限られた基金を効率良く各都道府県（以下「各県」という。）に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を過不足なく把握し、これを速やかに一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまとめた県内要望量調査と実際に申請のあった額とでは大きな乖離があり、予め要望量を的確に把握することは困難であると考える。このため、引き続き基金については国レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に応じて交付をすることが効率的である。 上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県内要望量調査に基づき造成する各県への基金に対し、県等によっては農業者からの申請額が超過することによる交付金の不足、申請額の過小による交付金の未使用が生じることで、基金運用が不可能となる。 また、各県を協議会の構成員とすること必須条件としており、現行制度においても、各県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
921	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち燃油価格高騰緊急対策について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 野菜振興総合対策事業と一体的に推進することで省エネルギーに向けた取組が強化され、野菜生産農家の経営安定を効率的に図ることができる。	燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱		農林水産省	埼玉県	C　対応不可	本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。また、限られた基金を効率良く各都道府県（以下「各県」という。）に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を過不足なく把握し、これを速やかに一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまとめた県内要望量調査と実際に申請のあった額とでは大きな乖離があり、予め要望量を的確に把握することは困難であると考える。このため、引き続き基金については国レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に応じて交付をすることが効率的である。 なお、上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県等によっては申請額の過大による交付金の未使用、過小による交付金の不足が生じることで、基金運用が不可能となる。	本基金の執行に当たっては、都道府県協議会（都道府県、都道府県JA中央会等）構成員となり、資金の造成・管理に当たることとになっている。 そこで、県が本基金の執行と併せ、野菜振興総合対策事業と一体的に推進することで省エネルギーに向けた取組が強化され、野菜生産農家の経営安定を効率的に図ることができる。 今後は都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。
924	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち国産花きイノベーション推進事業について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要がある。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 本事業は生産・供給体制の強化と需要拡大に向けた取組の支援を目的としており、県が行う花植木の生産振興・消費拡大に向けた事務・事業と密接な関連がある。 そのため、県が一体的に実施した方が事務の効率化、事業実施の迅速化が期待できる。	産地活性化総合対策事業実施要綱		農林水産省	埼玉県	C　対応不可	花きの振興にあたっては、生産、流通、販売、文化等花き関係者や行政等が連携することが効果的です（「花きの振興に関する法律」（第5条））。 このため国産花きイノベーション推進事業においては、各都道府県の花き関係者により構成される地域協議会を実施主体とし、国産花きの振興に向けた関係者が一丸となった取組を支援することとしています。 また、実施主体となる協議会には都道府県が構成員として参加することが事業実施要領で必須要件となっており、協議会の取組と各都道府県が行う花きの生産・消費拡大等に向けた事業を連携して実施できる仕組みとなっています。	本事業では、各都道府県の花き関係者により構成される地域協議会を実施主体とし、国産花きの振興に向けた関係者が一丸となった取組を支援することとしており、実施主体となる協議会には都道府県が構成員として参加することが事業実施要領で必須要件となっている。 そこで、産地に近く、実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と綿密な連携を取り、より効果的で効率的な事業実施が可能となる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。
738	特定外来生物の防除活動の手続の見直し	既に野外に存在する特定外来生物を防除の目的で捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和 主務大臣等以外の者による防除に係る確認及び認定手続きの簡略化	【地域の実情等】 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）では、主務大臣等が防除を行うものとされているが、オオキンケイギク等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を活用した官民一体の効率的な防除活動が効果的であると考え、地域住民への情報提供等を実施している。 【支障事例】 特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的でも他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。 防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においては、その従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域圏内で複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が極めて困難である。 【制度改正の必要性】 特定外来生物の防除推進のため、防除を行うべき主務大臣等による防除活動の促進、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為に係る規制緩和、地方公共団体及び地域住民等による防除活動に係る手続き等の簡略化のための見直しを要望する。 【解消策】 法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化 【効果】 地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第4条、第9条、第11条及び第18条 同法施行令第2条、施行規則第23条～第27条		環境省、農林水産省	豊田市	D　現行規定により対応可能	防除に伴う特定外来生物の運搬は防除の確認・認定を受けて行うことができるが、これによらない場合でも、防除個体をその場で殺処分又は枯死させたうえで、一時保管・運搬することは可能である。 また、外来生物法施行規則第2条第14号に規定されるように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法という。）等の規定により行う廃棄物の処理には、法第4条の規定は適用されないため、例えば、廃掃法に基づく許可を受けた廃棄物処理業者が防除した場所で特定外来生物を収集し処分する場所に運搬することは可能である。 このように、現行の規定によっても、確認・認定を受けずに一時保管・運搬を伴う防除を実施することは可能であるが、平成24年12月に中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対してなされた意見具申において、個人やボランティア等が行う小規模な防除の一層の進展に向け、外来生物法の運用の検討を進めるべきことが指摘されている。一方、防除を目的としている場合であっても、特定外来生物の生態等に関する適切な知識を持たずに運搬をすることによる拡散の可能性があることや、拡散を意図した悪意のある運搬に対する規制の実効性の確保にも留意する必要がある。こうしたことも踏まえ、ボランティア等による小規模な防除が推進されるよう、現行規定の運用の改善について検討している。具体的には、特定外来生物の植物を防除する場合に、逸出しないことが確実であって処分を目的として移動させる行為は、法第4条の運搬には該当しないと整理することなどを想定し、検討を進めているところ。 なお、相当の規模で継続的な事業として行われる防除や希少な野生生物が生息・生育する自然公園等において実施される防除等においては、計画的・効率的に実施する観点から、防除の確認・認定を受け、従事者の把握等管理を行いながら進めることが適切である。	意見なし

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
921	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C　対応不可	前回お答えしたように、本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。 また、限られた基金を効率良く各都道府県（以下「各県」という。）に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を過不足なく把握し、これを速やかに一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまとめた県内要望量調査と実際に申請のあった額とでは大きな乖離があり、予め要望量を的確に把握することは困難であると考える。このため、引き続き基金については国レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に応じて交付をすることが効率的である。 上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県内要望量調査に基づき造成する各県への基金に対し、県等によっては農業者からの申請額が超過することによる交付金の不足、申請額の過小による交付金の未使用が生じることで、基金運用が不可能となる。<br　また、各県を協議会の構成員とすること必須条件としており、現行制度においても、各県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能。	
924	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C　対応不可	前回お答えしましたように、花きの需要拡大に向けて、花きの日持ち性の向上等、消費者ニーズに対応するためには、産地から流通・小売に至るまでの関係者が緊密に連携した体制を作ることが重要です。このため、本事業は、地域の生産、流通、販売の関係者により構成される協議会を実施主体とすることで、関係者が一丸となってより地域の実情に応じた取組を行うことができるものとしております。 また、本事業は都道府県を協議会の構成員とすることを必須要件としており、現行制度においても、都道府県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能です。	
738	特定外来生物の防除活動の手続の見直し	—	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		A　実施	前回回答のとおり、一部現行規定により対応可能であるものの、ご提案を踏まえ、ボランティアなどによる小規模な防除が推進されるよう、運用の改善について検討を進めているところ。	6 【農林水産省】 （14）特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平16法78）（環境省と共管） 特定外来生物の防除活動の手続については、ボランティアによる小規模な防除活動を推進するため、特定外来生物の植物を防除する場合に、逸出しないことが確実であって処分を目的として移動させる行為は、禁止される運搬行為に該当しないとする見直しを行う。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
10	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和	かんがい用水の目的外利用（畜産用水等）について、変更、新規取得手続き、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。	本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいを行っている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の維持管理が困難となることが予想される。 当該地域に畜産施設や農産加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用するには目的外利用（畜産用水、工業用水等）になるため、県が行う変更・新規取得手続・目的外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余剰範囲内で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続きになるよう制度改正を行うことを要望する。 また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものと見なすことができるが、収益が見込まれる（他のかんがい用水受益者と同様に使用料等を負担するため）場合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合わせて制度改正を要望する。	河川法第23条、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日20経第385号大臣官房経理課長通知）第4条		国土交通省、農林水産省	新見市	C　対応不可	農林水産省では、補助事業により整備した財産について、補助事業者が、処分制限期間内に目的外使用する場合、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日20経第385号大臣官房経理課長通知、以下「承認基準」という。）に基づき、原則、施設の残存価値に応じた国庫納付の条件を付して承認を行っていたところ。 本件の事例については、平成21年に地方自治体から同様の提案があり、「承認基準」を改正し、別表１（第３条関係）の処分区分「目的外使用、補助事業を中止しない場合」の「国庫納付額」の欄に「許認可等を受け、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により生じる収益（収入から管理費その他に要する費用を差し引いた額）に国庫負担率を乗じた金額を国庫納付する」を追加したところ。 このことにより、農業水利施設の未活用部分の目的外使用について、河川法の水利使用の許可を受けた場合は、国庫納付の対象となる収益について管理費等を差し引くこととなり、維持管理費の確保に支障が生じることはないと考える。 なお、処分制限財産の目的外使用については、地域活性化等を図るため、長期利用財産を目的外使用する場合であって、収益がない場合は、「承認基準」第４条を適用し、報告書の提出のみとしているところであるが、それ以外の場合にあっては、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から申請を必要としているところである。	高齢化・後継者不足による耕作放棄地の増加により、灌漑面積が減少傾向にあることから、今後農業の更なる衰退が見込まれ、将来的に当該施設の維持管理が困難となることが予測され、畜産施設及び農産加工施設による目的外利用を行うことができれば、畑地かんがい施設の継続的な維持管理が可能となる。 また、国庫納付の対象となる収益について管理費等を差し引くことであるが、国庫納付の必要がなくなった訳ではなく、平成21年度の改正では不十分である。 農業及び畜産業、それぞれの振興ではなく、農畜産業全体の振興のため、加えて許可済みの水利権の余剰分の有効利用のため、農林水産省において再度検討をされたい。
170	農林水産省（林野庁及び水産庁を除く。）が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越及び翌債の手続に関する事務の委任	農林水産省（林野庁及び水産庁を除く。）が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業（岩美広域の道整備交付金など）の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任すること。	繰越制度の活用については、財務省においてヒアリングの省略、添付資料の撤廃等の事務の見直し・改善が行われている。（「繰越制度の一層の活用に向けた取組について」（平成22年1月15日財務省）） 農林水産省が所管する補助公共事業のうち、林野庁及び水産庁が所管するもの並びに農山漁村地域整備交付金における繰越事務は、会計法第48条第1項により都道府県に委任されているため、上記の事務の改善もあっておよそ1週間程度の短期間で処理されているが、 その他の補助公共事業については、繰越事務が都道府県に委任されていないため、農林水産業関係補助金等交付規則第3条第2号に基づき、県が地方農政局に対して繰越承認申請した後地方農政局が地方財務局に繰越承認申請を行う2段階の手続が必要で、繰越の承認までおよ3～4週間を要している。 特に年度末近くに成立する補正予算については、経済対策等の趣旨に則り年度内発注等迅速な対応が求められるが、繰越事務委任を受けていない事業については繰越承認までに時間がかかるうえ、地方農政局が財務局に繰越申請するまで繰越承認日の見通しも立たないことから、入札に際しては中止となることも視野に入れて手続を行っている状況にあり、繰越手続に要する期間を短縮する必要がある。 ついては、農林水産省が所管する補助公共事業について、林野庁及び水産庁所管事業並びに農山漁村地域整備交付金の繰越事務が委任されている実情を鑑みて、その他の補助公共事業についても繰越事務処理の簡素化及び迅速化を図るため、繰越事務を委任していただきたい。	・会計法第48条 ・農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号		農林水産省	鳥取県、京都府、徳島県	C　対応不可	事業の交付決定権者は地方農政局長等であり、決算に当たっては繰越確定額の情報は不可欠であるが、委任により地方農政局長が随時、直接に把握できなくなり、事業管理における混乱や予算要求にも影響が生じかねないため対応が困難である。 なお、繰越の手続等については、「繰越制度の一層の活用に向けた取組について」（平成22年1月15日財務省）で一定の簡素化が図られたところであり、その後も、財務省等との協議を通して「繰越目的の範囲の考え方と条件」を再整理するなど簡素化に向けた取組を進めてきたところである。 また、国が行う当該年度の決算事務については一定の期限がある中で、各都府県が作成する繰越額確定計算書の確認を本省が直接行うこととなるための体制構築や各都府県からの繰越額の的確な報告体制の確立等が必要となることも大きな課題である。	既に繰越事務委任されている農山漁村地域整備交付金の場合、年度末に繰越額確定計算書を地方農政局に提出して審査を受けており、同様に対応すれば地方農政局においても繰越確定額の把握は可能と考えられる。 また、執行状況調査や決算見込み調査等、地方農政局からの依頼を受け随時対応しているが、これは事業管理に役立てるための取組であると理解している。 簡素化に向けた取組として図面の提出が省略される等の対応がなされたことは評価すべきことであるが、繰越事務手続のさらなる迅速化・簡素化の観点から事務を都道府県知事に委任すべき。 体制整備については、既に貴省が所管する農山漁村地域整備交付金や他省庁事業において繰越事務が委任されている実態があることから、その事例を参考に検討すべき。
949	農林水産省（林野庁及び水産庁を除く。）が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越及び翌債の手続に関する事務の委任	農林水産省（林野庁及び水産庁を除く。）が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業（岩美広域の道整備交付金など）の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任すること。	繰越制度の活用については、財務省においてヒアリングの省略、添付資料の撤廃等の事務の見直し・改善が行われている。（「繰越制度の一層の活用に向けた取組について」（平成22年1月15日財務省）） 農林水産省が所管する補助公共事業のうち、林野庁及び水産庁が所管するもの並びに農山漁村地域整備交付金における繰越事務は、会計法第48条第1項により都道府県に委任されているため、上記の事務の改善もあっておよそ1週間程度の短期間で処理されているが、 その他の補助公共事業については、繰越事務が都道府県に委任されていないため、農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号に基づき、県が地方農政局に対して繰越承認申請した後地方農政局が地方財務局に繰越承認申請を行う2段階の手続が必要で、繰越の承認までおよ3～4週間を要している。 特に年度末近くに成立する補正予算については、経済対策等の趣旨に則り年度内発注等迅速な対応が求められるが、繰越事務委任を受けていない事業については繰越承認までに時間がかかるうえ、地方農政局が財務局に繰越申請するまで繰越承認日の見通しも立たないことから、入札に際しては中止となることも視野に入れて手続を行っている状況にあり、繰越手続に要する期間を短縮する必要がある。 ついては、農林水産省が所管する補助公共事業について、林野庁及び水産庁所管事業並びに農山漁村地域整備交付金の繰越事務が委任されている実情を鑑みて、その他の補助公共事業についても繰越事務処理の簡素化及び迅速化を図るため、繰越事務を委任していただきたい。	・会計法第48条 ・農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号		農林水産省	中国地方知事会	C　対応不可	事業の交付決定権者は地方農政局長等であり、決算に当たっては繰越確定額の情報は不可欠であるが、委任により地方農政局長が随時、直接に把握できなくなり、事業管理における混乱や予算要求にも影響が生じかねないため対応が困難である。 なお、繰越の手続等については、「繰越制度の一層の活用に向けた取組について」（平成22年1月15日財務省）で一定の簡素化が図られたところであり、その後も、財務省等との協議を通して「繰越目的の範囲の考え方と条件」を再整理するなど簡素化に向けた取組を進めてきたところである。 また、国が行う当該年度の決算事務については一定の期限がある中で、各都府県が作成する繰越額確定計算書の確認を本省が直接行うこととなるための体制構築や各都府県からの繰越額の的確な報告体制の確立等が必要となることも大きな課題である。	既に繰越事務委任されている農山漁村地域整備交付金の場合、年度末に繰越額確定計算書を地方農政局に提出して審査を受けており、同様に対応すれば地方農政局においても繰越確定額の把握は可能と考えられる。 また、執行状況調査や決算見込み調査等、地方農政局からの依頼を受け随時対応しているが、これは事業管理に役立てるための取組であると理解している。 簡素化に向けた取組として図面の提出が省略される等の対応がなされたことは評価すべきことであるが、繰越事務手続のさらなる迅速化・簡素化の観点から事務を委任すべき。 体制整備については、既に貴省が所管する農山漁村地域整備交付金や他省庁事業において繰越事務が委任されている実態があることから、その事例を参考に検討すべき。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
10	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和	「目的外利用申請の簡素化」は、利水と治水の調整がしっかりと図られるよう制度設計を構築する必要がある。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求める。		C　対応不可	地方公共団体等の補助事業者は、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金返還を要しない。 補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、御要望のような承認基準の改正を行うことは困難である。	
170	農林水産省（林野庁及び水産庁を除く）が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越及び翌債の手続に関する事務の委任	提案団体の提案に沿って農林水産省（林野庁及び水産庁を除く。）が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任するすべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E　提案の実現に向けて対応を検討	都府県への繰越事務の委任に当たっては、 ①補助金等の交付決定権者である地方農政局長は、補助金等の執行状況を把握する必要があるが、繰越事務を都府県に委任した場合には、地方農政局が会計システム（ADAMS）で繰越内容について把握できなくなるため、繰越関係書類を地方財務局へ協議する段階や協議を了した段階で地方農政局にも提出する等、都府県と地方農政局との間で綿密な情報共有が必要となる。 ②また、繰越事務の委任について全都府県の意向が揃わなければ、地方農政局において統一した事務処理ができず効率的な事務処理が困難となるので、繰越事務の都府県への委任は全都府県の意向が揃うことが必要となる。 以上について、全ての都府県の意向等を確認した上で対応を検討することとしたい。	6 【農林水産省】 (27)農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し（翌債）の手続に関する事務 　農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し（財政法（昭22法34）14条の3第1項及び42条ただし書）及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担（43条の3）の手続に関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行う（会計法（昭22法35）48条1項）ことについては、実現に向け、予算決算及び会計令（昭22勅令165）140条に規定する手続を進める。
949	農林水産省（林野庁及び水産庁を除く）が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越及び翌債の手続に関する事務の委任	提案団体の提案に沿って農林水産省（林野庁及び水産庁を除く。）が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任するすべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E　提案の実現に向けて対応を検討	都府県への繰越事務の委任に当たっては、 ①補助金等の交付決定権者である地方農政局長は、補助金等の執行状況を把握する必要があるが、繰越事務を都府県に委任した場合には、地方農政局が会計システム（ADAMS）で繰越内容について把握できなくなるため、繰越関係書類を地方財務局へ協議する段階や協議を了した段階で地方農政局にも提出する等、都府県と地方農政局との間で綿密な情報共有が必要となる。 ②また、繰越事務の委任について全都府県の意向が揃わなければ、地方農政局において統一した事務処理ができず効率的な事務処理が困難となるので、繰越事務の都府県への委任は全都府県の意向が揃うことが必要となる。 以上について、全ての都府県の意向等を確認した上で対応を検討することとしたい。	[再掲] 6 【農林水産省】 (27)農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し（翌債）の手続に関する事務 　農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し（財政法（昭22法34）14条の3第1項及び42条ただし書）及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担（43条の3）の手続に関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行う（会計法（昭22法35）48条1項）ことについては、実現に向け、予算決算及び会計令（昭22勅令165）140条に規定する手続を進める。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
608	水産基盤整備事業の実施要領の改正による計画変更事務の簡素化	「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用　第２の３（１）イ」においては「２０％以上の増減がある場合には、国の承認が必要である」となっているが、この２０％以上の増減を３０％以上の増に緩和すること。	【支障事例】 水産基盤整備事業の事業基本計画において、「各計画種目ごとの計画数量の変更であって２０％以上の増減がある場合」は、国の承認が必要となっているが、詳細設計の結果や地元調整、社会情勢の変化等により個別施設の計画延長に２０％以上の増減が生じた場合、国の承認を待ってからの補助金申請となり、その手続きに早くても２～３ヶ月を要することから、工事の着手が遅れ、完了も遅れることとなる。 平成２５年度は、計画変更申請を行ったものが６件あり、うち２件については、今回の緩和をすることにより計画変更申請が不要な案件である。 ①用地舗装面積が2,000㎡から1,300㎡へ変更になった箇所では、計画変更手続きに３ヶ月を要し、工事着手が次年度へずれ込んだ。 ②防風フェンス延長が120mから95mになった箇所においても計画変更手続きが必要であった。 【制度改正の必要性】 計画変更申請・承認が必要となる要件を、「３０％以上の増」に緩和することにより、事務作業の軽減、工事の早期着手・早期完成が図られることから、実施要領の運用の改正をお願いしたい。 なお、事業実施計画においては、事業費の変更に伴う計画変更の申請・承認が必要となるのは、「工事費目ごとの経費の増加額が当該経費の額の100分の30に相当する額を超えるもの」となっており、これを参考に「３０％以上の増」とした。	平成21年3月27日 20水港第2607号水産庁長官 水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について		農林水産省（水産庁）	長崎県	C　対応不可	国は事業基本計画に基づき事業実施主体に補助することから、事業基本計画が漁港漁場整備基本方針に適合しているものであることなど、補助目的が効率的かつ効果的に達成され得るものであることを確保する必要があるため、一定水準以上の事業基本計画の変更を行おうとする場合においては、計画変更の承認手続きを経ることとしているものである。 また、言及されている事業実施計画は事業基本計画の範囲内で設定されている年度ごとの計画であり、「事業実施計画の変更」については、事業基本計画の範囲内で、事業実施年度内における工事費目ごとの経費の増加等により変更を行うものであることから、事業の内容そのものを変更する「事業基本計画の変更」と同様に扱うのは適当でない。 なお、事業実施上支障が生じないよう、引き続き計画変更続きについて、円滑に進むよう努める。	事業実施への影響を少なくするため、計画変更手続きの円滑な処理をお願いする。
612	農業競争力強化基盤整備事業・農地整備事業・中山間地域型にかかる採択要件の一部（水田要件）撤廃	農林水産省の補助事業である「農業競争力強化基盤整備事業」の中でも、農地の基盤整備を行う「農地整備事業」のメニューである「中山間型」について、実施要件として「受益面積１０ha以上」、付加要件として「水田が５０％以上」となっている。 このうち「水田５０％以上」を撤廃する。	【支障事例】 農業競争力強化基盤整備事業の農地整備事業については、平成２６年２月の要綱改正により、従来の採択要件である「受益面積２０ha以上」を中山間地域に限っては「１０ha以上」に緩和した「中山間地域型」が新たに創設されている。 長崎県の農地は大半が中山間地域で狭小農地も多いため、受益面積２０ha以上を確保できない場合もあることから有効な要綱改正だと考えているが、その対象地域には水田が５０％以上という制限がかかっており、畑地帯においては、従来どおり２０ha以上となっている。 【制度改正の必要性】 長崎県では、「県民所得向上」を政策目標としており、農業に関する施策として、整備が遅れている畑地帯の区画整理を重点的に推進することで農業所得の向上を図ることとしている。今回新たに創設された制度の有効活用のため、畑地帯においても中山間地域型を適用できるよう、要件撤廃が必要。	農業競争力強化基盤整備事業実施要綱、要領		農林水産省	長崎県	D　現行規定により対応可能	中山間地域型は、水田地帯を対象としたものであるため、水田を含む必要があり、５０％以上を基準としているが、これに満たない場合においては、地区の状況を踏まえて判断することとしている。 離島及び樹園地における畑地帯の区画整理については、農業競争力強化基盤整備事業の中の農地整備事業（畑地帯担い手育成型）により「10ha以上」の要件で実施可能である。この事業の活用も検討されたい。	本提案の趣旨は、離島や樹園地だけでなく、内地の中山間地域の普通畑においても10ha以上で農地整備事業を実施したいというものである。 本県は、内地でも中山間地域が多いという現状から中山間地域における、畑地整備の要望が多いが、現状では事業化には20haをクリアする必要があるので事業申請に多大な時間を要している。なお、本県では今後、１０年間で約１，５００haを整備する構想を立てているが、このうち約１，２００haが畑地であるため、この構想を加速化するためにもぜひ畑地で10ha以上からの実施が可能となるようお願いしたい。
623	水利施設整備事業（排水対策特別型）の要件緩和	事業実施に際して、受益面積２０ha以上で末端支配面積５ha以上が採択要件であるが末端支配面積区域については特例の場合を除き排水対策整備が出来ない。農地を汎用化し高度利用を図るためには暗渠排水などが出来るように末端支配面積区域での整備について要件緩和を行う。	【制度改正の必要性】 排水対策特別事業は、水田を対象として転作作物を取り入れた収益性の高い水田農業を確立するために創設された事業でありますが、現行制度においては受益農地のうち基幹排水路に接続されてる末端支配面積区域については排水路整備ができない制度になっております。 水田フル活用の農業施策が始まった現在、水田は畑と同等の乾田化が求められており、常時地下水位の強制低下が必要不可欠であります。そのためには全ての受益地に排水路を整備することが求められており、同じ事業受益者でありながら隣接して排水路が整備された農地と整備されていない農地がある結果となってしまいます。 排水対策事業により基幹排水施設を整備し、二次整備として末端支配面積区域の排水路などは別途事業で実施することと理解しておりますが、干拓地などの低平地にある水田地帯においては排水路整備が主工事となることから制度内容の見直しを行ったほうが施策ともマッチするのはないかと考えます。 事業制度上、受益地内であっても末端支配面積と重複しない区間までしか排水対策（排水路）整備が出来ないが、農地の汎用化を促進するには末端支配面積区域についても地下水位を下げるために暗渠排水などの計画が必要であり、そのためには排水路整備が必要不可欠と考えられます。	「農業競争力強化基盤整備事業水利施設整備事業（排水対策特別型）」 「農山漁村地域整備交付金水利施設整備事業（排水対策特別型）」 同上要綱・要領		農林水産省	長崎県	C　対応不可	農業用用排水施設の新設、変更等を行う土地改良事業は、事業の目的、規模、範囲等に応じて、国、都道府県、市町村等が役割分担して事業を実施することとしている。 また、貴見のとおり、農業の競争力強化のためには水田を汎用化し高度利用を図るための排水対策が重要であり、一般の県営かんがい排水事業が受益面積200ha以上、末端支配面積100ha以上のところ、県営かんがい排水事業の排水対策特別型は、受益面積20ha以上、末端支配面積5haとしているところである。なお、受益面積5ha未満は、農業基盤整備促進事業等の市町村営事業等により対応しているところ。 このように、農地の排水対策については、制度の充実を図りながら土地改良事業における適切な役割分担の仕組みの中で推進しているところであり、ご提案の排水対策特別型における末端支配面積の要件緩和は困難である。	これまでの整備については、貴見のとおり役割分担という中で実施してきたところでありますが市町財政の脆弱化や職員不足などによる事業化推進の低下が危惧されております。また、同一地区内でありながら別途事業を行うためには事業計画書などの作成や事業同意徴収など重複するような作業が必要となり一体的に整備を行うことにより事業化を行う際の労力軽減の一助にもなるものと思われます。そのため、排水対策特別事業の中で末端支配面積5ha以上についても排水路整備などを本工事の付帯工事としてでも実施できるように規制緩和が必要と考えます。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
608	水産基盤整備事業の実施要領の改正による計画変更事務の簡素化				E　提案の実現に向けて対応を検討	事業実施上支障が生じないよう、引き続き計画変更手続きについて、円滑に進むよう努める。	6【農林水産省】 （16）水産物供給基盤整備事業 事業基本計画の変更に係る水産庁長官の承認については、計画変更手続が円滑に進むよう、承認申請に当たって特に留意すべき事項などに関して、地方公共団体に改めて情報提供を行う。
612	農業競争力強化基盤整備事業・農地整備事業・中山間地域型にかかる採択要件の一部（水田要件）撤廃	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D　現行規定により対応可能	中山間地域型は、水田地帯を対象としたものであるため、水田を含む必要があり、50%以上を基準としているが、これに満たない場合においては、地区の状況を踏まえて判断することとしている。 畑地の農地整備については、農山漁村地域整備交付金（中山間地域総合整備事業等）において、条件次第で10ha以上からの実施を可能としており、これらを活用願いたい。	6【農林水産省】 （23）農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業のうち中山間地域型については、水田地帯を対象としたものであるため、水田の面積が50%以上の地域を対象としているが、これに満たない場合においても、地区の状況を踏まえて判断することとしている旨を、地方公共団体に周知する。
623	水利施設整備事業（排水対策特別型）の要件緩和				C　対応不可	本事業制度は、効率的・効果的な排水対策のためには基幹から末端の排水施設の一体的な整備が必要であることから、一般の県営かんがい排水事業が益面積200ha以上、末端支配面積100ha以上のところを、受益面積20ha以上、末端支配面積5haと要件を緩和しているところである。 農業用用排水施設の新設、変更等を行う土地改良事業は、事業の目的、規模、範囲等に応じて、国、都道府県、市町村等が役割分担して事業を実施することとしていることから、本事業においては5haの末端支配面積の要件を課しているところであり、要件の変更は困難である。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
615	治山事業の採択要件の緩和	過疎化が進む離島地域における治山事業採択基準の緩和	【支障・制度改正の必要性】 現在治山事業の採択条件の一つに市街地集落の保護を目的とする場合、人家10戸以上の要件となっている。しかし、離島においては10戸未満の集落が多く点在しており、森林の荒廃があっても現行採択基準の人家10戸以上を満たさないところもある。 そこで、国の採択基準を10戸以上から5戸以上・全体計画額及び年度計画額半減等の緩和出来ないか。 (例：現在離島地区では水源地域等保安林整備事業は事業対象地域の保安林面積が内地50haのところ25ha以上となっている。)具体的事例としては過去2年間で採択基準が5戸以上10戸未満の為国庫補助事業にのらず県単独で実施せざるを得なかった地区は五島地区3箇所、対馬地区1箇所となる。また、県における予算措置の関係もあるが、規模によっては複数年にまたがる事業となっている。併せて、復旧治山事業においては全体計画額70，000千円以上となっており、もっと事業に取り組みやすくするために1／2まで引き下げを希望する。	林野庁長官通達16林整治第2317号		農林水産省（林野庁）	長崎県	D　現行規定により対応可能	補助治山事業の全体計画額等に係る採択基準は、国と都道府県との適切な役割分担を踏まえて設定されたものである。また、現在、治山事業の採択基準の一つに市街地集落の保護を目的として位置づけているものとしては、人家10戸以上を要件としている復旧治山事業のほか、人家5戸以上を要件としている水源の里保全緊急整備事業等があり、それぞれの事業の趣旨や採択基準に応じた事業メニューを適切に活用されたい。	水源の里保全緊急整備事業は離島地区において、15haの保安林指定要件を満たさず、その活用が困難な状況なことから、離島地区の特殊性も鑑み、ご検討いただきたい。
622	かんがい排水事業で建設した農業用ダム用水の利用緩和	かんがい排水事業で建設したダム用水は、土地に着目した利用しか出来ないため、かんがい用水、防除用水、施設園芸用水以外の利用は目的外使用となってしまう状況にある。このため、社会情勢の変化による営農飲雑用水などへの要望にも対応できるように制度の規制緩和を行う。	【支障・制度改正の必要性】 農業用水確保のためにダムが建設できる事業は、かんがい排水事業と畑地帯総合整備事業の2つの事業があります。 しかしながら、かん排事業は土地に着目したかんがい用水に使用が限定されているのに対し、畑総事業では営農飲雑用水への使用も事業目的となっております。これは、かん排事業を原点として土地改良法が施行され、中途、多様な農業経営に対応するために昭和43年に畑総事業を創設しその後、水需要の社会的状況の変化を鑑み昭和48年に土地改良法の改正を行い、かんがい排水施設を畑総事業と同じように農業用用排水施設として改正されましたが土地に着目した観点は変更されずに防除用水や施設園芸用水への利用が可能となっただけのものであります。 かんがい排水事業で建設したダムは、畑総事業で建設したダムと同じように農業用水を確保するためのダムでありながら畜産用水などの営農飲雑用水への使用が取り組めない事業制度になっており、ダム建設後の農村地域の過疎化や高齢化などによる耕作放棄地の増大など社会情勢の変化に伴う、かんがい用水の余剰も考えられるなか高額なインフレ整備を行った農業用ダムの有効な利活用とともに水使用料による土地改良区による維持管理費などの経費軽減、農業の競争力強化に資するための畜産用水などの営農飲雑用水について取り込めるような制度緩和が必要と考えられます。	かんがい排水事業便覧P342　第3章質疑応答（6） 通達　昭和48年2月8日構改B第193号「土地改良法の一部を改正する法律の運用について」 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第17条、第18条		農林水産省	長崎県	D　現行規定により対応可能	農業用かんがい用水の確保を目的として建設したダムにおいては、所要の手続を経て、営農飲雑用水等への利用も可能としており、これを土地改良区が実施することは附帯事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第15条第2項）として可能としているところ。	畑総事業で建設した農業用ダムの営農飲雑用水等への利用は事業目的となっておりますが、かんがい排水事業で建設した農業用ダムの営農飲雑用水等への利用については、事業目的外のため補助金適正化法に伴う補助金返還が所定の手続きとして必要となり、営農飲雑用水等への利用を行うには多額の負担金が必要となってしまいます。今回の規制緩和の提案内容としましては、高額なインフラ整備で建設した農業用ダムの有効な利活用を図るとともに農業の競争力強化に資するために補助金返還を伴わない営農飲雑用水等への利用について規制緩和が出来ないかというものです。 なお、現行規定により対応可能であれば、その解釈を示した通知の発出を求める。
644	土地改良事業にかかる非農用地の編入要件緩和	基盤整備事業の地区設定において、非農用地についても、「農用地の集団化その他農業構造の改善に必要な限りにおいて（中略）施行区域内に含めることができる。（法第8条第5項）」、「その規模は、施工地域面積の3割以内とする。（土地改良法の一部を改正する法律の施行について）」の要件を緩和し、周辺の山林・原野等を取り込んだ区域一帯を整備可能とする。	【支障事例】 中山間地域や傾斜地の基盤整備において、農用地のみの整備では区域が狭小で、効率的な区画配置や担い手の規模拡大意向に沿えない場合がある。 現状の制度では、農地の集団化などに必要な場合に限り3割以内であれば非農用地の編入が認められているものの、農用地周辺のまとまった山林や原野を農地として整備することが出来ない。 【制度改正の必要性】 基盤整備区域の農用地周辺には、活用されていない、または、活用の見込みがない山林や原野が存在している場合がある。農用地と一体的に整備し、農業生産を行うこと以外に、その土地の有効活用が見込まれないと判断される山林・原野については、3割を超えても農用地と一体的に整備できるよう要件を緩和することで、効率的な基盤整備が可能となる。	土地改良法第8条第5項 土地改良法の一部を改正する法律の施行について（昭和48年2月8日48構改B第第192号農林事務次官）第２１(3)エ		農林水産省	長崎県	D　現行規定により対応可能	土地改良法上、農用地を整備する際、周辺の山林や原野を事業実施区域に取り込んで一体的に整備して効率的な区画整理を行い、経営規模の拡大を図ることは、同法第2条第2項に基づく土地改良事業（第2号の区画整理に附帯して行う農用地の造成又は第3号の農用地の造成）として認められている。 この場合、同法第7条第4項の非農用地区域は、当該土地改良事業計画において定める非農用地区域を指すものであり、開発して農地とするような山林や原野については該当しないため、昭和48年の農林事務次官依命通知における「非農用地区域の規模は、土地改良事業の施行地域の面積の3割を超えない」にいう「非農用地区域」にも当たらない。 このため、御提案のような地区については、現行制度により事業を実施することが可能である。	ご回答のとおり、「区画整理に附帯して行う農用地の造成」は区画整理事業の中で実施可能となっているが、「全面積に占める農用地造成部分の割合は30%を限度として運用」している現状がある。 ※出典：H15農業農村整備事業計画作成便覧、H17経営体育成基盤整備事業便覧 「第3号の農用地の造成（農用地造成事業）」については、3割の限度は適用外とのことであるが、本提案は、区画整理事業においても「30%を限度とする運用」の改正を求めるものである。 【提案の理由（追加）】 農用地造成事業で実施する場合は、法的に資格者全員の同意が必要であり、事業開始前の同意徴収だけで膨大な労力と時間を要するため、現実的には実施困難である。これに対して、区画整理事業で実施する場合は2/3以上の同意で事業開始が可能となっており、準備手続きが簡略化できる。 なお、現行規定により対応可能であれば、その解釈を示した通知の発出を求める。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
615	治山事業の採択要件の緩和	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	補助治山事業の全体計画額等に係る採択基準は、国と都道府県との適切な役割分担を踏まえて設定されたものである。なお、補助治山事業では、1・2級河川上流地域は全域が対象となるほか、その他の地域においても、人家のみならず、公共施設、道路、農地、私道も含む避難経路等が保全対象に含まれる場合には要件を満たすこととされており、地域の実情に応じて、適切な事業メニューを選択して頂きたい。	
622	かんがい排水事業で建設した農業用ダム用水の利用緩和	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	農林水産省では、補助事業により整備した財産について、補助事業者が、処分制限期間内に目的外使用する場合、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日20経第385号大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）に基づき処分している。 当該承認基準に基づき、かんがい排水事業（補助事業）で整備した農業用ダムの貯水の営農飲雑用水等への活用は可能と考えている。 なお、 地方公共団体等の補助事業者は、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金返還を要しない。	6 【農林水産省】 （22）農業生産基盤整備事業（かんがい排水事業） かんがい排水事業で整備した農業用ダムの貯水の使用については、営農飲雑用水など補助対象財産の本来の目的の外であっても、地域活性化に資する目的での使用であって、地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金の返還を伴わないことを、地方公共団体に通知する。
644	土地改良事業にかかる非農用地の編入要件緩和	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	区画整理に附帯して施行することを相当とする農用地の造成の工事に関し再度意見のあった30%の取扱いについては、当該規定の制定の趣旨を示したもので、規制ではない。 （参考） 「区画整理に附帯して施行することを相当とすること農用地造成の工事」の制定の趣旨 ①これらの工事を付帯して施行することにより地域の農業経営の合理化に寄与することが明らかであること ②その附帯して施行する工事の施行区域が従来の区画整理事業の施行区域に介在又は隣接していること ③その附帯して施行する工事の施行区域の面積が一体として施行する区域の面積の3割を超えないこと なお、提案の理由（追加）において、農用地造成事業であれば資格者全員の同意が必要であるが、区画整理に附帯して施行すれば2／3同意で足りるからとしているが、農用地造成事業は、土地の現況を変え、その主たる用途を変換することから、特に農用地以外の土地についての事業参加資格者の個別同意を要件としているものである。一方、区画整理に附帯する農用地造成工事について2／3同意で足りるとしている趣旨は、上記②にあるように区画整理事業の施行区域に農用地以外の土地が介在又は隣接する場合には、これを除外して事業を行った場合、区画整理の効果が著しく減殺させることから、全員同意の例外として認められているものである。 このことから、区画整理に附帯して行うことを相当とする農用地造成工事に係る資格者の同意手続については、関係権利者の権利利益に留意して適切に対応する必要がある。 また、当方からの第1次回答に対する全国知事会からの意見も踏まえ、貴県において支障事例等としている事案について、個別に相談したい。	6 【農林水産省】 （15）農業生産基盤整備事業（区画整理事業） 区画整理と区画整理に附帯して施行することを相当とする農用地の造成との工事の面積の割合については、地形、土地利用状況等を勘案し、設定することが可能であることを、地方公共団体に通知する。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
695	都市部における小規模集団農地の生産基盤整備に係る支援	農業振興地域内外の概ね5ha以上の集団農地においても、都道府県が守り、活用すべき農地として府県条例で指定した農地であれば、ほ場整備をはじめとした生産基盤整備が国庫補助により実施可能となるよう「農業基盤整備促進事業実施要綱　第3　事業の実施区域」の改正を求める。	【制度改正の経緯】 近年、農空間（農地）を支える農業者の高齢化や後継者不足が顕著になっており、府内農地の面積は年々減少傾向にあり、その公益的機能の低下が府民生活にも大きな影響を及ぼす恐れがあるため、本府では、平成20年に施行の「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、市街化調整区域内の概ね5ha以上の集団農地等を農空間保全地域として指定し、農空間の保全を推進してきたところ。今後、これらの農地を営農者が地域の協力の下にしっかり保全し、大消費地である都市近郊を活かした農業を振興するためには、国庫補助事業を導入し、ほ場整備など営農条件の改善を図る必要がある。 【支障事例】 国庫補助事業を受けて実施する生産基盤整備の要件は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域農用地区域であることとなっているが、府では農用地区域に含めなければならない10haの集団的農地が少なく、また、法10条3項5号の規定による、10ha以下の集団的農地の農用地区域の指定についても土地所有者の都市的土地利用への期待感などから、非常に難しく、府内の13,711haの農地の中で農振農用地は4,633ha±1/3程度である。 【留意点】 府条例に基づく農空間保全地域に指定に関する規制条項は定めていないが、市街化調整区域内の概ね5ha以上の集団農地4,680haを国庫対象として生産基盤整備を実施した場合おいても、「補助金等に係る予算の執行に関する法律適正化法」第17条（義務違反に対する交付決定の取り消し）、第22条（財産処分制限）等を遵守することにより、目的外使用や受益地の転用防止が図られる。	農業基盤整備促進事業実施要綱　第3 事業の実施区域		農林水産省	大阪府、兵庫県	C　対応不可	将来的に農用地等として利用すべき土地については、農業振興地域制度において、市町村が農用地区域に設定している。 農業振興地域制度の趣旨を踏まえ、農業基盤整備促進事業をはじめとした農業農村整備事業においては、我が国農業の競争力の強化や優良農地の確保等の観点から、農業振興地域内の農用地区域（農振農用地）を対象として実施しているものである。このため、農振農用地以外の地域において農業基盤整備促進事業を実施することは考えていない。 各府県において農地の保全を推進するために必要があると判断される区域については、農振農用地として設定されるよう、地元市町村とよく調整されたい。	大阪府では、農振地域内外の概ね5ha以上の集団農地についても、府農業の振興、農空間の保全・活用を図る上で重要な農地であることから、条例による「農空間保全地域」に指定し、農地保全を図ってきたところ。 都市部である大阪府における優良農地として位置付けている、「農空間保全地域」を今後も保全していくためには、国庫補助事業を導入し、ほ場整備など営農条件の改善を図る必要がある。 現在、政府与党内で議論されている「都市農業振興基本法案（仮称）」においても、都市農業についてのこれまでの考え方を抜本的に見直し、国としても都市農業の振興と、このことを通じた都市農地の保全にしっかりと取り組んでいく必要があるとしている。 以上のことから、都市部における小規模集団農地の生産基盤の整備に国庫補助事業が導入できるよう、農業基盤整備促進事業の実施要綱の改正について改めてお願いしたい。
97	沿岸漁業改善資金に係る支払猶予措置等の適用等の条件の緩和	沿岸漁業改善資金の支払猶予及び違約金の減免について、次のとおり措置を求める。 沿岸漁業改善資金助成法第11条に「ただし、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により違約金の徴収が著しく困難であると認められる場合には、違約金の支払いを減免することができる」旨の規定を追加する。 同法施行令第6条の「やむを得ない理由」に「社会情勢の変化に伴う漁業経営の悪化」を追加し、同法第11条についてもこれを適用する。	沿岸漁業改善資金は、近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式の導入を促進するために、無利子で貸し付ける資金である。本資金の借受人において一旦償還金の延滞が生じると、償還の期間は長期化する傾向があり、借受人の経営を圧迫し、場合によっては事業継続を断念せざるを得ない事態も生じている。 また、沿岸漁業改善資金助成法第１１条において定める違約金の率は年１２．２５％と高率で、漁業者の負担感を増す結果となっている上、支払猶予等の措置はあるものの、適用は極めて限定的で、近年の厳しい漁業事情に伴う経営悪化等には対応できない状態である。このため、借受人の経営状況の悪化を理由とする支払猶予措置、漁業経営や違約金徴収の状況などに応じた違約金の減免が可能となるよう適用条件の緩和を求めるものである。 本県での一例を挙げると、ノリ養殖業を営んでいた漁業者が施設整備のため同資金を借り入れたが、海域環境の悪化等により、養殖の不振が続き、経営を継続することができず漁業を廃業した。これに伴い、償還金の滞納が発生したが、県職員が勤務時間外に督促に行ってもほとんど返済されず、その後、借受人が漁業廃業に伴い工面した資金により元本を返済したが、違約金については、借受人の経済状態がほぼ破綻していることから、回収金以上に人件費がかかるような状況が続いた。 今回、支払猶予条件の緩和を行うことで漁業経営が継続でき、また違約金の減免により、漁業経営が破綻したような者を救済し、生活の再建を図ることができ、併せて県の事務事業の効率化が期待できる。	沿岸漁業改善資金助成法第11条、同法施行令第6条		農林水産省（水産庁）	岡山県	C　対応不可	沿岸漁業改善資金については、きわめて政策的な資金として、特例的に無利子で貸し付られるものであり、すべての借受者が確実に償還を行い、その償還金を再度原資にして他の借受者に回転して貸し付けられていかなければならないとの趣旨から出来るだけ償還を確保することを旨として制度全体が設計されてるものである。 このため、支払猶予については、災害その他政令に規定された「やむを得ない理由」のある場合に限定しているところであり、社会情勢の変化に伴う漁業経営の悪化を「やむを得ない理由」とすることは困難である。	違約金は「回転して貸し付け」には関係せず、水産庁の回答は違約金の支払い減免に対する回答となっていない。
98	産地水産業強化支援事業における施設の改築に係る便益の算定方法（強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領）の見直し	「強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領」において、施設を改築する場合の便益算定方法を明確化し、施設整備による効果全体を便益として算定できるよう次のとおり措置を求める。 同要領に「『改築』について、費用対効果（Ｂ／Ｃ≧１）の算定は、施設の新設と同様、施設の導入によってもたらされる効果全体を便益として算定できる」旨を追加する。	産地水産業強化支援事業は、水産業の発展及び水産物の安定供給を図るため、荷さばき施設や漁獲物加工処理施設等の整備を支援する事業である。 本事業において既存施設の機能向上等を図る新たな施設整備は「改築」として扱われるが、既存施設と比較して「改築」後に増加する効果のみを便益として算定した場合、費用対効果（Ｂ／Ｃ≧１）を満たすことが極めて困難である。 一昨年、カキ養殖業が盛んな漁協において、むき身処理施設の「改築」を計画したが、漁場計画上、大幅な生産量の増大は見込めないことから、「改築」後に増加する便益は、ベルトコンベアの増設によるカキ陸揚げ時間の短縮など労働時間の短縮、これらに伴う燃料費削減、単価の高い時期に集中出荷することによる生産額の増大などに限定された。 これらの理由により、本県における当交付金を活用した「改築」事業は、平成17年以降、1件しか執行できていない状況である。 よって、施設の改築に係る便益の算定にあたっては、施設整備による効果全体を便益として算定できるよう「強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領」において明確化を行う必要がある。 今回の明確化を行うことで、「改築」がスムーズに行われ、水産業の発展及び水産物の安定供給につなげることができる。	強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領		農林水産省（水産庁）	岡山県	C　対応不可	補助事業により整備した共同利用施設の「改築」に関しては、補助事業の原則として、補助目的を達成するため適正に管理、使用する必要がある。 このため、当初施設を整備した事業計画に係るＢ／Ｃが１以上確保されていることに加え、「改築」に係るＢ／Ｃも当初の施設整備にかかるＢ／Ｃとは別に１以上が必要である。	水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドラインでは、例えば、以前に整備した防波堤に続けて波除けを整備する場合、新たな施設の建設費と既存施設の残存価値を費用とし、新たな施設を含めた防波堤全体で便益を算定している。 なお、本県が提案した事例では、既存施設が処分制限期間を経過していることから（＝残存価値0）、上記に当てはめると、新たな施設の建設費のみを費用とし、便益は新たな施設を含めた施設全体で算定することができる。 公共事業と非公共事業の違いはあるが、産地水産業強化支援事業についてもこれらと同等の算定手法を導入するよう見直し願いたい。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
695	都市部における小規模集団農地の生産基盤整備に係る支援				C 対応不可	将来的に農用地等として利用すべき土地については、農業振興地域制度において、市町村が農用地区域に設定している。 農業振興地域制度の趣旨を踏まえ、農業基盤整備促進事業をはじめとした農業農村整備事業においては、我が国農業の競争力の強化や優良農地の確保等の観点から、農業振興地域内の農用地区域（農振農用地区域）を対象として実施しているものである。このため、農振農用地区域以外の区域において農業基盤整備促進事業を実施することは困難である。 府として、農地の保全を推進するために必要があると判断される区域については、農振農用地区域として設定されるよう、地元市町村と調整願いたい。	
97	沿岸漁業改善資金に係る支払猶予措置等の適用等の条件の緩和				C 対応不可	本資金は償還金を新たな融資に充当する回転型の貸付制度であり、償還が計画どおり確実に実行されることが制度存立の大前提である。 本資金は沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的に無利子で融資をおこなうものであるところ、仮に経営悪化を理由とする償還金の支払い猶予、違約金減免を行うと安易な支払遅滞（モラルハザード）を誘発することとなり、その結果、本制度の存続に重大な悪影響が生じることとなる。 このため、「やむを得ない理由」を災害等に限定していることについては、無利子であるがゆえに生じかねないモラルハザードを抑止するという合理的な理由があり、経営悪化を「やむを得ない理由」とすることは困難である。	
98	産地水産業強化支援事業における施設の改築に係る便益の算定方法（強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領）の見直し				C 対応不可	公共事業である漁港整備は、施設の総合体としての機能が求められているため、個々の施設ごとに整備効果を期待するものではない。一方、非公共事業である産地水産業強化支援事業で整備する施設は、個々の施設ごとに整備効果を期待するものである。 このように、公共事業と非公共事業では事業の性格や目的が違うため、公共事業の算定方法を非公共事業に導入することは困難である。 （B/Cの算定上も公共事業と非公共事業では取扱いが異なり、例えば維持管理費用の取扱いについては、公共事業では広く国民に整備効果が享受されるものとして、耐用年数期間中の便益が維持されるようC（コスト）として計上されるが、非公共事業では、直 接の受益者が本来は維持管理費用を支弁する原則からB/CのC（コスト）への計上はしない。）	6 【農林水産省】 （21）産地水産業強化支援事業 「強い水産業づくり交付金（経営構造改善目標）費用・便益分析要領」（平22水産庁漁政部、漁港漁場整備部）において、従前より既存施設の全てを取り壊した上で新たな施設整備を行う場合の便益算定方法については、新築として取り扱われていることを、地方公共団体に通知する。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
378	水産多面的機能発揮対策交付金事業の制度及び手続きの見直し	年度当初から活動できるよう、事業の事前着手を認める措置を講じること。併せて、国交付金の概算払いについて、年度の早い時期に概算払いをお願いしたい。	本交付金には、交付決定前の事前着手の規定がなく、年度ごとに交付決定と実績報告を行い、残金は全て返還することとなっている。事業の実施にあたっては、海域の状況や現地の事情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に藻場対策のために必要な作業は3～6月に時期が集中しているため、交付決定が遅れると、予定していた活動ができない可能性が出てくる。そこで、年度当初からの活動ができるよう、要綱等に「産地活性化総合対策事業実施要領（22生産第10890号平成23年4月1日付け生産局長通知）」に準じて事前着手を認める規定を設けていただきたい。 国交付金の概算払いについては、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第12に規定されている。年度の早い時期から資金の不足なく活動できるよう、請求に基づき所要見込額を4月中に交付していただきたい。 【長崎県における支障事例】 ①交付決定の遅れによるもの　H25 年度は交付決定が6月となり、事業計画時点で藻場保全活動を断念した団体が8団体あった。計画はしていたが、交付決定の遅れにより活動開始時期が遅れ、適期を逃してしまい、十分な活動ができなかった団体が5団体あった。 ②概算払いの遅れによるもの　活動費が不足し、参加者の日当、用船料等の支払いが遅れたり、資材の購入ができない事例があった。平成25年度は、交付決定が6月21日、初回の概算払いが10月8日であった。	水産多面的機能発揮対策事業交付要綱		農林水産省	九州地方知事会	C　対応不可	事業実施可能時期については、本年度においては、4月1日付けで交付決定を行ったため、速やかな事業実施が可能となったところである。事前着手については、個々の緊急性・公益性を踏まえて判断すべきと考える。 国交付金の概算払いについては、会計法第22条の規定により例外的に認められた支払の方法であり、額の確定を待たないで支払を受けられるものであるが、予算決算及び会計令（予決令）第58条第4号の規定によりその範囲及び条件は毎年度農林水産大臣が財務大臣と協議して決めることとされている。 本交付金についても、農林水産大臣と財務大臣との協議のための手続き期間が必要であることから、4月中の概算払いは困難である。ただし、ご要望を踏まえ、可能な限り早期に概算払いができるよう努力して参りたい。	平成27年度においても、今年度と同様に4月1日付けで交付決定していただき、速やかな事業実施ができるようご配慮いただきたい。 概算払いについては、可能な限り早期にお願いしたい。
379	漁業近代化資金の償還期限の延長	漁業近代化資金融通法施行令第2条では、漁船の建造等の償還期限を「15年」と定めているが、「20年」に延長する。	【支障事例】 漁船漁業では、魚価の低迷や燃油価格の急騰といった経営環境の悪化により、漁船の更新が進まず、平成24年度水産白書によれば、沿岸漁業に従事する漁船では、船齢20年を超える漁船が66.3%を占めるなど、法定耐用年数を超過して操業している。 本県でも、FRP漁船約23千隻の約86%が船齢20年以上となっており、今後、生産性の低化やメンテナンス経費の増大等によって収益性の更なる悪化を招き、生産構造が脆弱化することが懸念される。 一方、漁業近代化資金で漁船を建造等する場合、漁業近代化資金融通法第2条及び同法施行令第2条で償還期限が15年以内とされているが、収益性の悪化により借入金の償還が負担となっている。 漁業近代化資金については、平成17年度の税源移譲後、都道府県の判断で、法令で定める償還期限を越えた償還猶予措置を行うことが可能となっている。 漁業者等が金融機関から融資を受ける場合、漁業信用基金協会が行う債務保証制度を利用しているが、都道府県が独自に法令で定める償還期限を越える償還猶予措置を行うときは、漁業信用基金協会の債務保証において、漁業近代化資金融通法に基づく「漁業近代化資金」ではなく、「一般資金」としての保証となる。 「一般資金」の保証料率は、「漁業近代化資金」の保証料率と比較し高率のため、漁業者の保証料負担が増えてしまう。 【制度改正の必要性】 法令で定める償還期限を「20年」に延長することは、漁船の実耐用年数に合わせたものであり、漁業者の借入金の1年あたりの償還額や保証料の支払いの負担を軽減することから、収益性の向上を図ることができる。	漁業近代化資金融通法施行令第2条	長崎県提案分別紙あり ・全国漁業協同組合連合会から農林水産大臣への要望書 ※08	農林水産省	九州地方知事会	E　提案の実現に向けて対応を検討	御要望については、漁船の取得価格や実耐用年数等の必要なデータを精査の上、関係部局との調整等対応を検討してまいりたい。	漁業者が経営環境の悪化に対処できるよう、具体的なスケジュールをご提示のうえ、早期実現を望みます。
818	都道府県資源管理指針の策定・変更の際に必要とされる水産庁長官への協議の廃止	都道府県海面での水産資源の管理のあり方の基本方針について各都道府県が策定する「資源管理指針」の策定・変更の際に必要とされる水産庁長官への協議、同意を不要とし、報告とすること。	【現行】 資源管理指針・資源管理計画作成要領では、資源管理指針は国及び各都道府県が、それぞれの管理する漁業に関連する水産資源にかかる管理方針及びこれを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的方策を内容として策定することとされ、各都道府県の指針策定にあたっては、水産庁と協議を行うこととされている。 【支障事例】 この水産庁との協議が必要なことにより、事務が煩雑になるだけでなく、地域の実情に合わせた迅速な変更が困難になっている。 【制度改正の必要性】 国と都道府県が管理する漁業及びその利用する資源が互いに重複することはなく、また、瀬戸内海におけるサワラのように知事が管理する漁業が利用する資源のうち都道府県の範囲を越えた広域な管理を要するものについては、別途、広域漁業調整委員会等で調整が行われ、関係都道府県の資源管理指針はそれを反映したものとなっているため、改めて協議する必要はないものと考える。	資源管理指針・資源管理計画作成要領第2の3（3）及び（4）		農林水産省（水産庁）	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	C　対応不可	資源管理指針・資源管理計画作成要領第2の3（3）の水産庁との協議については、国及び都道府県の各々で策定した資源管理指針が、全体としての我が国周辺資源の資源管理として体系化されるものであることから、各都道府県が指針を策定するに際しては、水産庁長官との協議を行うこととなっており、協議の際には、①内容が本要領や国指針に則しているか、②他都道府県漁業者等を不当に差別していないか、③指針内、他都道府県指針との整合性がとれているかの点を着眼点としている。 なお、協議が整わない場合には、当該指針は、資源管理・収入安定対策による公的支援の前提となる資源管理指針とならない旨に留意するとしている。 特に、御指摘の広域に回遊する魚種については、都道府県の範囲を超えた広域的な管理を要するものであり、国と都道府県が管轄する漁業及びその利用する資源がお互いに重複することから、国の指針及び他都道府県の指針との整合がとれているかの確認等が不可欠であることからも、今後も水産庁との協議は必要である。協議が整わない場合には、当該指針は、資源管理・収入安定対策上に位置づけられないこととなる。 なお、「広域漁業調整委員会等で調整が行われているため水産庁への協議は不要」という点については、広域漁業調整委員会は特定の魚種についての広域的な資源管理の方針等を調整する場であるが、都道府県の指針の策定には関与していない。このため、策定される指針の内容が適切に関係都道府県の指針に反映されているか等については水産庁が確認する必要があるため、水産庁への協議は必要と考えている。 国としては、協議にあたっては手続が速やかに行われるよう、引き続き努力してまいる所存。	・要領は、都道府県指針に記載すべき事項を詳細に定めており、これに沿わない指針は作成し得ない。 ・広域的な資源管理の調整は、広域漁業調整委員会の他、広域漁業者協議会、試験研究機関、行政担当者の会議等様々な段階で定期的に議論され十分な調整が行われており、各指針は当然にその議論の対象になっている。 ・また、都道府県指針は、各都道府県が管理する漁業に関して定めるものであり、それ以外の者に効果を及ぼし得るものではない。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
378	水産多面的機能発揮対策交付金事業の制度及び手続きの見直し		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E　提案の実現に向けて対応を検討	ご要望の趣旨を十分に踏まえ、平成２７年度においても、今年度と同様、早期に交付決定できるよう事務手続きを進め、速やかな事業実施ができるようご努力してまいりたい。 また、概算払いについても、可能な限り早期に支払いが可能となるよう財務省と協議してまいりたい。	６【農林水産省】 （24）水産多面的機能発揮対策交付金 事業の速やかな実施を行う観点から、毎年度可能な限り早期に交付決定及び概算払いを実施する。
379	漁業近代化資金の償還期限の延長				E　提案の実現に向けて対応を検討	御要望については、平成27年度からの実施を目標として、現在、漁船の取得価格や実耐用年数等の必要なデータの精査や関係省庁・部局との調整等を行っているところである。	６【農林水産省】 （8）漁業近代化資金融通法（昭44法52） 漁船の建造等に必要な資金の償還期限の上限（施行令2条）を現行の15年から20年に延長するため、政令改正を行い、平成27年4月から施行する。
818	都道府県資源管理指針の策定・変更の際に必要とされる水産庁長官への協議の廃止				C　対応不可	資源管理指針が資源管理・収入安定対策による公的支援の前提となっていることから、 当該指針が間違いなく要領に基づいて作成されたものであるか、水産庁が確認する必要がある。 広域的な資源管理の調整については、関係者の議論内容が反映された指針となっているか、 水産庁が確認する必要がある。 また、都道府県の範囲を超えて広域に回遊する魚種については、国と都道府県が管轄する漁業 及びその利用する資源がお互いに重複することから、国の指針及び他都道府県の指針との整合が とれていなければならない。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
607	漁船登録事務にかかる水産庁報告の簡素化	都道府県が行っている漁船登録事務については、漁船法施行規則第14条第1項に基づき毎月10日までに、前月に登録した総トン数15トン以上の漁船原簿副本や登録、変更、抹消等の処理件数を報告しているが、事務の簡素化のため、報告を年１回とするとともに漁船原簿副本の提出を廃止すること。	【支障事例】 本県には約2万4千隻の漁船が登録されており、本庁及び4地方機関で行っている漁船登録等にかかる事務処理件数は約1万3千件（平成25年度）にのぼることから、根拠法令を改正し、事務の簡素化をお願いしたい。 漁船登録件数等の報告については、漁船登録の実態把握のためと思われるが、例えば「鯨類の捕獲・混獲・座礁等の実態調査」では鯨種毎捕獲、混獲、座礁等の頭数を年１回報告（水産庁長官通知）しており、漁船登録件数を月毎に報告しなくても、年１回報告で問題ないと考える。また、漁船原簿副本の提出については、都道府県において適切に管理を行えば、水産庁への報告は不要と考える。 【制度改正の必要性】 毎月の報告や漁船原簿副本の提出を廃止し、年１回の報告とすることで、事務の簡素化が図られるとともに、集計作業等を行う時期を、他業務の状況に合わせて調整できることから、業務の効率化につながる。	漁船法施行規則第14条第１項		農林水産省（水産庁）	長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県、山口県	A　実施	漁船法施行規則（昭和25年8月12日農林省令第95号）第14条第1項の規定の一部改正を行うこととし、同項に規定されている毎月の漁船の登録等の報告書の提出については、年1回とし、毎月の登録した総トン数15トン以上の動力漁船に係る漁船原簿の副本の提出については、廃止することとする。	意見なし
927	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち水産多面的機能発揮対策事業交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 類似のふるさとの川増殖事業を実施していることや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり、県で一体的に実施した方が効果が期待できる。	水産多面的機能発揮対策交付金実施要領		農林水産省（水産庁）	埼玉県	C　対応不可	本交付金は、地域の実情に応じた水産多面的機能発揮に資する取組に対して支援することとしており、交付先である地域協議会は、都道府県内の地域特性を反映した効果的な事業の推進が可能な地域を単位とし、都道府県、関係市町村、漁業者団体、学識経験者及び非営利団体等の各都道府県の実情に応じた者で構成するものとしている。 このため、本交付金は、地方の実情が反映される運用となっているものである。 また、水産基本法（平成13年法律第89号）第32条において、水産多面的機能に関する施策は国が講ずるものと位置づけられている。	本交付金の交付先である地域協議会は、都道府県内の地域特性を反映した効果的な事業の推進が可能な地域を単位とし、都道府県、関係市町村、漁業者団体、学識経験者及び非営利団体等の各都道府県の実情に応じた者で構成するものとしている。 そこで、類似のふるさとの川増殖事業を実施していることや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり、県で一体的に実施した方が効果が期待できる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。
168	保安林解除に係る国への協議の廃止	保安施設事業施行地内の民有林保安林において、知事権限の保安林解除に係る国への協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。 前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたっても県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。 国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに行い、事業進捗を図ることが可能となる。（国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日）。 ※本県に係る保安施設事業等施行地の多くは、海岸部の飛砂防備保安林に指定されており、今後、高規格幹線道路（山陰道）の整備や国道・県道の道路改良等において保安林解除の増加が予想される。 ※なお、本県の保安林は重要流域内にあるため、同項第1号は該当しない。	森林法第26条の2第4項		農林水産省（林野庁）	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	C　対応不可	保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。	都道府県の執行については、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言として示された「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（最終改正：平成25年4月1日付け24林整治第2742号　林野庁長官から各都道府県知事宛通知）に基づいて各都道府県が定めた基準に従い、適正な審査を行っている。 また、国が流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことで、県は前記と同様に適切な執行が可能であることから、国への協議は廃止すべき。（なお、流域が都道府県にまたがる場合を除く。）

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
607	漁船登録事務にかかる水産庁報告の簡素化				A 実施	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	6【農林水産省】 （2）漁船法（昭25法178） 漁船の登録等の報告書の提出（施行規則14条1項）については、毎月から年1回に変更するとともに、登録した総トン数15トン以上の動力漁船に係る漁船原簿の副本の提出（同項）については、廃止する。
927	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	水産業・漁村への多面的機能発揮支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。 国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する水産業・漁村の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	地域の関係者において構成される協議会を実施主体とすることで、より地域の実情 に応じた取組を行うことができる。 　また、本事業は都道府県を協議会の構成員とすることを必須要件としており、現行 制度においても、既に、都道府県の意向を十分反映させた上で、柔軟に地域協議会か ら各活動組織に交付されている。 　さらに、本事業は、全国的な視点に立ち、地域の特性を考えて多面的機能の発揮を 図る必要があることから、水産基本法の趣旨を踏まえ、国が講じることが必要であり、 都道府県へ財源・権限を移譲することは妥当ではない。 　なお、全国市長会からは、申請に係る事務手続きの増加等への懸念もあり、慎重に 検討を行うべきとの意見をいただいており、そのことも念頭に置く必要がある。	
168	保安林解除に係る国への協議の廃止	地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止するべきである。		○　1号～3号保安林の解除（法定受託事務）については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除（自治事務）については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。（国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。） ○　4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除（自治事務）について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。	C 対応不可	○　国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。 ○　保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。 なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。 （別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。）	6【農林水産省】 （4）森林法（昭26法249） （ⅲ）法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議（26条の2第4項2号）については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
194	都道府県知事権限の保安林（重要流域以外）の指定の解除に際しての大臣協議（同意）の廃止	都道府県知事権限の保安林（重要流域以外）の指定の解除に係る農林水産大臣への協議（同意）を廃止する。	都道府県知事権限の保安林（重要流域以外）の指定の解除に当たっては、指定の理由の消滅（法第26条の2第１項）については1ha以上及び公益上の理由の解除（同条第2項）については5ha以上の場合に農林水産大臣に協議し、同意を得る必要がある。（法定受託事務） しかしながら、都道府県知事の審査及び農林水産大臣の協議に係る審査は同じ基準に基づいて行われるため、両者の審査の結果が大きく異なるとは考えられない。 また、大規模な解除等の案件については申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められるケースもあり、大臣への協議を廃止することにより、国への協議等に要する期間（標準処理期間30日）が無くなることとなり、より一層の事務の簡素化及び迅速化を図ることが可能となる。	森林法第26条の2第4項、森林法施行法令第3の3		農林水産省（林野庁）	和歌山県	C 対応不可	森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。	保安林（重要流域以外）の指定の解除については、現行でも一定の面積要件を下回る案件については農林水産大臣協議は不要とされており、面積の違いにより取扱いを分けることには合理性がないと考える。 大臣協議の廃止により、協議に要する期間が無くなれば、より一層事務の簡素化及び迅速化が図られ、申請者の負担軽減につながる。 管理番号193「重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲」に関連する見直し（権限移譲）と併せて廃止すべき。
229	保安林の指定解除に係る国の同意協議の廃止	知事権限となっている保安林の指定解除において、一定の場合は国の同意が法定されているが、事務の迅速化を図るため、国の同意協議の廃止を求めるもの。	森林法第26条の2第4項の規定により、知事権限とされている保安林の指定解除のうち、面積が政令で定める規模以上の保安林及び治山事業等の施行区域内にある保安林の指定解除については、あらかじめ農林水産大臣の同意を得る必要がある。 国との協議には1～2ヶ月を要し、その間、事業着手を遅らせることになることから、事務の迅速化を図るため、国の同意及び協議の廃止を求めるもの。	森林法第26条の2第4項		農林水産省（林野庁）	宮城県	C 対応不可	森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。 また、保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。	これまでも知事権限に係る保安林解除については、法定受託事務又は自治事務として国の通知（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知、昭和45年6月2日付け45林野治第921号長官通知）に基づき適正に処理しているところであり、国土保全上の実効性の担保や流域保全の観点から慎重に検討する必要があるとのことであれば、その判断基準を上記の通知等で示していただくことにより、国の同意を不要とできるのではないか。
245	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 公共事業等に伴う保安林の解除において，国への協議を廃止することにより，事務処理期間が短縮されスムーズに事業が執行でき，地域住民の生活の利便性の向上等が期待できる。 【懸念の解消】 知事権限の保安林解除においても，国権限の解除と同等の審査を実施していることから，協議の廃止に伴う保安林の持つ公益的機能の著しい低下等への懸念はないと考える。	森林法第26条の2第4項		農林水産省（林野庁）	広島県	C 対応不可	森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。 また、保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。	流域の保全に広く影響を及ぼすものや，流域保全の観点を含め慎重に検討する必要がある場合においても，都道府県を跨がない流域については，都道府県単位において慎重な検討が可能であり，都道府県のみの審査でも国土保全上の実効性や保安林の機能の維持は担保されると考える。 保安林解除に係る国の同意については，同じ審査基準を用いて審査しており，都道府県と国とで二重に審査することとなっている。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
194	都道府県知事権限の保安林（重要流域以外）の指定の解除に際しての大臣協議（同意）の廃止	地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止するべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○　1号～3号保安林の解除（法定受託事務）については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除（自治事務）については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。（国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。） ○　4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除（自治事務）について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。	C　対応不可	○　国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。 ○　森林の開発面積が1haを超えると、災害等の危険性が増大するとの調査結果があり、一定面積以上の保安林解除を国への同意を要する協議としていることは合理的であると考える。 （別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。）	[再掲] 6【農林水産省】 （4）森林法（昭26法249） （ⅲ）法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議（26条の2第4項2号）については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
229	保安林の指定解除に係る国の同意協議の廃止	地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止するべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○　1号～3号保安林の解除（法定受託事務）については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除（自治事務）については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。（国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。） ○　4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除（自治事務）について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。	C　対応不可	○　国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。 ○　1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「国土保全上の実効性の担保や流域保全の観点からの審査基準を都道府県に示すことにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。 なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。 （別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。）	[再掲] 6【農林水産省】 （4）森林法（昭26法249） （ⅲ）法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議（26条の2第4項2号）については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
245	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止するべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○　1号～3号保安林の解除（法定受託事務）については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除（自治事務）については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。（国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。） ○　4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除（自治事務）について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。	C　対応不可	○　国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。 ○　1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「同意を要する協議を行う解除案件は県と国で二重に審査しているので廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。 （別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。）	[再掲] 6【農林水産省】 （4）森林法（昭26法249） （ⅲ）法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議（26条の2第4項2号）については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
819	知事権限に係る保安林解除（1ha又は5ha以上）に際しての大臣協議の廃止	知事権限の保安林（重要流域外における法第25条第1項第1号から第3号まで）の指定の解除については、現行では指定の理由の消滅（法第26条の2第1項）にあっては1ha以上、公益上の理由の解除（同条第2項）にあっては5ha以上の場合、大臣協議を必要とされているが、解除に際しての大臣協議を廃止すること。	【現行】 これまで大臣権限の保安林の指定解除についても都道府県知事が国の委託を受けており、解除に必要な専門的知識を有している。 このため、大臣協議の必要な案件にあっても、地方自治法第250条の3第1項の規定による農林水産大臣の同意の基準等を定めて、都道府県知事がこれを基に審査を行い、形式的な補正作業はあっても最終的には権限者の都道府県知事に判断を委ねているのが実情である。 【制度改正の必要性】 都道府県毎の執行に大きな差異が生じかねないとの懸念は、上記の同意基準があるため問題はなく、仮に懸念があるとすれば、同意基準の内容充実で対応できる。 大規模解除案件が今後増加するものと見込まれることから、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められる中、国における当該協議の標準処理期間は1ヵ月であり、都道府県における協議書作成時間を合わせると廃止により一層の事務の簡素化が図れる。 これまでの実績から協議制を廃止しても何ら支障は生じないと考える。	森林法第26条の2第4項第1号、森林法施行令第3条の3		農林水産省（林野庁）	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	C　対応不可	森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。 また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。	・これまでも都道府県知事は、大規模解除について、法定受託事務として慎重かつ厳格な対応を行っており、支障を及ぼす事態が発生したことがない。 ・大規模解除について、国において影響を懸念されるのであれば、法定受託事務に基づく処理基準等を強化し、地域の実情に精通した都道府県知事が責任をもって対応することで担保は可能である。
964	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。 前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたっても県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。 国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに行い、事業進捗を図ることが可能となる。（国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日）。	森林法第26条の2第4項		農林水産省（林野庁）	中国地方知事会	C　対応不可	保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。	都道府県の執行については、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言として示された「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（最終改正：平成25年4月1日付け24林整治第2742号　林野庁長官から各都道府県知事宛通知）に基づいて各都道府県が定めた基準に従い、適正な審査を行っている。<br　また、国が流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことで、県は前記と同様に適切な執行が可能であることから、国への協議は廃止すべき。（なお、流域が都道府県にまたがる場合を除く。）
193	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲	重要流域※における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限については、都道府県に移譲する。 ※重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる河川流域	保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限は、地方分権一括法施行（平成12年）により農林水産大臣からから都道府県知事へ一部権限移譲され、民有林のうち①水源涵養②土砂流出防備③土砂崩壊防備の重要流域内は農林水大臣（直接執行事務）、①②③の重要流域以外は都道府県知事（法定受託事務）、それ以外の保安林は都道府県知事（自治事務）となっている。 　また、保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更を農林水産大臣に申請する場合には、その森林に所在地を所管する都道府県知事は遅滞なくその申請書を農林水産大臣に進達しなければならないこととなっている。 　上記①②③の重要流域内の保安林指定・解除及び指定施業要件の変更の権限を都道府県に移譲することにより、国が申請書を受理してから予定通知の施行までの期間（標準処理期間90日）が無くなることとなり、申請から指定までに要する期間は大幅に短縮されるものと考えられる。 　また、現行でも県経由の際、県においても国と同様の審査をしたうえで申請書の進達を行っていることから、移譲後も都道府県において審査を遺漏なく実施することは可能である。	〝森林法第25条、第25条の2、第26条、第26条の2第1項、2の第2項、2の第3項、2の第4項、第27条の第1項、第2項、第3項、第32条の第1項、第2項、第3項、第33条の2、第33条の3第44条〟		農林水産省（林野庁）	和歌山県、大阪府	C　対応不可	水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。 　このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考える。	御懸念の「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に関する指定等の「基準」を示すことにより、都道府県の事務実施について一定の水準を保つことは可能ではないか。 なお、現行でも、重要流域の1～3号保安林以外の保安林の指定等については都道府県知事権限となっており同一の基準で審査しており、重要流域の1～3号保安林についても同様に都道府県知事の権限としたとしても、直ちに事務実施に支障が出るとは考えられない。よって、国が法令等で重要流域に関する指定等に関する「基準」を新たに示すことで重要流域の1～3号保安林の指定等事務・権限を都道府県が行うことは十分可能である。 また、権限移譲により、国の審査に要する期間が無くなれば、より一層事務の簡素化及び迅速化が図られ、申請者の負担軽減につながると考えられる。 以上のことから、同事務・権限については、都道府県に移譲すべき。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
819	知事権限に係る保安林解除（1ha又は5ha以上）に際しての大臣協議の廃止			○　1号～3号保安林の解除（法定受託事務）については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除（自治事務）については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。（国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。） ○　4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除（自治事務）について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。	C　対応不可	○　国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。 ○　1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「処理基準等を強化することにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。 なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。 （別紙あり。専門部会からの指摘に対する回答を記載。）	[再掲] 6 【農林水産省】 （4）森林法（昭26法249） （ⅲ）法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議（26条の2第4項2号）については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
964	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止するべきである。		○　1号～3号保安林の解除（法定受託事務）については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除（自治事務）については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。（国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。） ○　4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除（自治事務）について、是正の要求等国の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。	C　対応不可	○　国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。 ○　保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴県のご意見は受け入れられない。 なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。 （別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。）	[再掲] 6 【農林水産省】 （4）森林法（昭26法249） （ⅲ）法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議（26条の2第4項2号）については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
193	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲	重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲すべきである。		○　重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要性があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 　仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとすれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。 ○　本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大臣解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。 ○　保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。 また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。 ○　少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事業や一定の種類の軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。	C　対応不可	○　1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。 ○　転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の「流域」を災害等が発生した場合に周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このようなことから、統一的・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。 （別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。）	4 【農林水産省】 （3）森林法（昭26法249） （ⅰ）保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
198	保安林の指定、解除等の権限の移譲	大臣権限である重要流域における1～3号保安林の指定、解除等を知事権限とすること。	【制度改正の経緯】 ・大臣権限である保安林の指定、解除等については、国の審査、国からの予定通知、確定通知等の手続きがあり、指定や解除等の確定に相当の期間を要する。 ・昨今、保安林の指定、解除等の事務処理については、迅速な手続きが求められている。 ・全体の9割以上を占める大臣権限により行われている重要流域の1号～3号保安林の指定、解除等の手続きが、知事権限となれば、処理までの期間を短縮することが可能となる。 ・保安林の解除を伴う公共工事についても、これまでより早期に着工することが可能となる。 【具体的な効果】 ・指定の確定告示までの期間： 　大臣権限（H25実績平均）約280日→知事権限（H25実績平均）約80日 ・解除の確定告示までの期間： 　大臣権限（H25実績平均）約1年→知事権限（H25実績平均）約6ヶ月 ・指定施業要件の変更の確定告示までの期間： 　大臣権限（H25実績平均）約280日→知事権限（H25実績平均）約80日 【制度改正に伴う問題の有無】 ・大臣権限における国の審査については、県が内容審査し進達しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はない。 ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行っており、重要流域における1～3号における権限を知事に移譲しても国土保全の根幹を揺るがすとは考えがたい。	森林法第25条第1項、第26条第1項、第33条の2第1項、第196条の2		農林水産省（林野庁）	奈良県	C　対応不可	水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。 　このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考える。	・現在、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから国が直接事務を行っているが、その国の審査については、県が内容審査し進達しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はない。 ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行っているが、適正な整備が損なわれることはない。 ・1～3号における権限を知事に移譲しても、そのことにより、水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の適正な整備が損なわれるとは、考え難い。 ・権限委譲を行うことにより、手続きの迅速化が図れるため、国民に対してメリットが生じることとなる。 ・以上により、従来どおり国の直接事務とするのではなく、都道府県知事に権限委譲することが適当であると考える。
206	民有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲	国に事務・権限がある重要流域に係る第1～3号保安林の指定・解除等について、その事務・権限を都道府県に移譲する。	（1）現状 　重要流域における第1～3号民有保安林の指定・解除等の事務・権限が国にあるため、申請から決定告示までに相当の期間（約1年程度）を要しており、迅速な行政手続きのネックとなっている。 （2）支障事例 ア　指定 ・　申請後は保安林と同等の行為制限（伐採・作業行為等）が森林所有者に課せられるにもかかわらず、決定告示まで税法上の優遇措置が受けられないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 イ　解除 ・　予定告示まで申請地の用地活用が図れないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 ＜手続きの流れ＞ 申請（知事）→適否審査（大臣）→予定通知（大臣）→予定告示（知事） →決定告示（大臣） （3）要望内容 　重要流域のうち、2以上の都府県にわたらない流域における第1～3号民有保安林指定・解除等の事務・権限について、手続きに要する期間の短縮（約2～3ヶ月に短縮）を図るため、「地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）」の方針の趣旨に即して、都道府県知事に移譲していただきたい。	森林法第25、26条		農林水産省（林野庁）	青森県	D　現行規定により対応可能	水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。 　このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考える。 　その一方で、「地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）」では、「一級河川の全区間の都道府県への移管に合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する」としていることから、現行の地方分権に係る整理に基づき対応可能。	意見なし
333	保安林の指定・解除の一部移譲	既開設道路の曲線修正や法面保護工事のような比較的軽微な改良工事については、県民の利便性向上につなげるため、保安林の解除に係る権限を知事に移譲すべき。	①地方分権改革推進委員会第1次勧告で都道府県への移譲で取り上げられた重要流域の民有林の保安林の指定・解除の権限については、土地利用（開発・保全）の権限のほとんどが地方に移管される中、未だに国に残っている。 ②保安林区域内においては、幅員4m以下の林道等については、工事等を行う場合、「作業許可」として知事が処理できる。一方、幅員4mを超える道路については、曲線改良や法面保護等の小規模な工事であっても、重要流域であることをもって国（林野庁）による保安林解除が必要となっている。こうした工事は、現に作業許可で実施している内容（規模）と大差なく、県で処理することにより、工期の短縮等が図られ、県民の利便性向上につながる。 ③下流域への影響を考えた場合、幅員や道路の属性による差異は関係なく、（解除する総）面積の方がより重要な要素である。 ④農林水産省は、第43回地方分権改革推進委員会において、国民の生命・財産の保全及び地球温暖化対策における国の責任の観点から直接執行が必要とする資料を提出しているが、公益上の理由のうち既開設道路の改良工事に係るものなどに限定した場合には、そうした懸念は当たらない。 ⑤本県では、世界遺産に登録された資産に向かう道路が地滑りのため通行できなくなっており、本格的な復旧工事を行うためには保安林解除が必要であるが、手続に時間がかかれば、資産へのアクセスが支障を来すことになる。	森林法第25条、第26条		農林水産省（林野庁）	群馬県	C　対応不可	既開設道路の改良工事であっても、隣接する保安林を恒久的に道路の一部とする場合には、その面積にかかわらず保安林の指定を解除する必要がある。なお、車道幅員が4m以下の林道等は、保安林の施業・管理に必要（最小限）な施設として、保安林の一部として取り扱うとともに、作業許可の対象としているものである。 　保安林指定・解除の権限は、水源涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林については、その受益は広域的であり、かつ、国土の保全や国民経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の維持に資するものであることから、国の権限に属することとし、当該保安林のうち根幹的部分をなす重要流域については、農林水産大臣が直接事務を行うこととなっている。 　このように、保安林指定・解除の権限は、保安林の指定目的及び流域の重要性により、当該保安林の指定・解除権者が一致するよう区分している。ご提案のように保安林解除面積の大小により権限の区分を行うことは、保安林制度における権限の区分の考え方になじまないため、困難である。	①車道幅員が4m以下の林道等は、保安林の施業・管理に必要（最小限）な施設として、保安林の一部として取り扱うとともに、作業許可の対象としているが、実際には、提案募集検討専門部会の兵庫県提出資料にもあるとおり、要解除面積でいうと5haを超えるような大規模なものも含まれている。 ②農林水産大臣が直接事務を行うことの全てを否定するものではないが、軽微な事業については、形式的な審査が中心であるにも関わらず、事業が重なると遅延する傾向があることや掲載のタイミングにより官報告示に時間を要するなどデメリットも大きいことから、移譲を求めているものである。 ③斜面崩壊・落石対策・雪崩対策・災害復旧などの早期着工による危険の除去など住民が受けるメリットを勘案すれば、権限の移譲を積極的に進めるべきである。 ④権限の区分の考え方になじまないことを理由としているが、事後報告等立法上工夫できる余地は十分あるものと考える。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
198	保安林の指定、解除等の権限の移譲	重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。		○　重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要性があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 　仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとすれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。 ○　本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大臣解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。 ○　保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。 また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。 ○　少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事業や一定の種類の軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。	C　対応不可	○　1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。 ○　大臣権限保安林の国での解除審査では、9割を超える案件で補正が生じており、国の審査は形式的なものとはなっていない。都道府県に権限移譲を行った場合、審査内容が不十分なまま解除される等の事案の発生が懸念される。 ○　重要流域に所在する1～3号保安林の指定・解除は、以下の理由から、引き続き国の直接執行事務とすべきである。 ①　重要流域に所在する1～3号保安林の適正な配備は、国土を保全し国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。とりわけ、国土保全上又は国民経済上特に重要な「重要流域」の保全は、1～3号保安林の機能の根幹的部分をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。 ②　統一的・全国的な視野に立って適正な保安林の配備を行うことは国の責務である。このため、農林水産大臣がたてる全国森林計画において、保安林として管理すき面積を計画しているところである。仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲した場合、ナショナルミニマムとして全国的な観点から保安林の適正な配備を行うことができず、国の責務を十全に果たせないおそれがある。 （別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。）	[再掲] 4【農林水産省】 （3）森林法（昭26法249） （ｉ）保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。
206	民有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲	重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		○　重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要性があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 　仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとすれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。 ○　本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大臣解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。 ○　保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。 また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。 ○　少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事業や一定の種類の軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。	D　現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。	[再掲] 4【農林水産省】 （3）森林法（昭26法249） （ｉ）保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。
333	保安林の指定・解除の一部移譲	林野庁以外が所管する国有保安林及び重要流域における1号～3号民有保安林の指定の解除権限については、手挙げ方式により都道府県に知事に移譲するべきである。（重要流域の1号～3号保安林は法定受託事務として都道府県知事に移譲）		○　重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要性があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 　仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとすれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。 ○　本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大臣解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。 ○　保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。 また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。 ○　少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事業や一定の種類の軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。	C　対応不可	○　1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。 ○　車道幅員4m以下の林道等については、保安林の管理上必要な施設であり、他の道路と同一の扱いを行わないという合理的な理由を有していると考える。 ○　ご意見の中で「事案が重なると国の審査が遅延する傾向になる」と述べられているが、貴県の場合、過去3年間で全ての案件が20日以下で国の審査を了している。 ○　都道府県知事の判断により、保安林の解除手続を待たずに災害復旧工事を行うことや、解除予定告示後40日経過すれば、一定の手続をとることにより工事着手が可能であることから、貴県側でもこれら制度の効果的な運用についてご検討いただきたい。 （別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。）	[再掲] 4【農林水産省】 （3）森林法（昭26法249） （ｉ）保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
809	大臣権限に係る保安林指定及び解除の権限の都道府県知事への移譲	大臣権限の保安林（重要流域内における法第25条第１項第１号から第３号まで）の指定及び解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。	【現行】 重要流域において水源のかん養や、土砂の流出・崩壊の防備のため必要がある場合において、農林水産大臣は保安林として指定・解除を行うことができる。 【制度改正の必要性】 実際には、これまでも大臣権限の保安林の指定及び指定解除について、都道府県知事が国の委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。 大臣権限と知事権限で指定及び解除の基準に差異はない。 【支障事例】 指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣（林野庁）が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間（指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヵ月の事例も）を要しており、申請者からの問い合わせに対応するケースも見受けられる。 【改正による効果】 このため、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められることもあり、権限移譲により、相当な事務の迅速化が図られる。 地方分権により、森林保全の観点から世界的に疑問や懸念の声があるとは考えられず、国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。	森林法第25条、第26条		農林水産省（林野庁）	兵庫県、大阪府、徳島県	C　対応不可	水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。 このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考える。	・これまでも保安林の制限管理は都道府県知事が行ってきた。 ・実質上、大臣権限であっても国からの委託により都道府県知事が事務を執行している。 ・これまで保安林の解除を原因とした国土保全上の支障が発生したこともなく、２以上の都道府県の区域にわたる流域での解除であっても、該当都道府県との間で調整することで対応可能である。
37	地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべき。	【制度改正の必要性】 森林法第6条第5項の規定による大臣協議、同意については、全国的な政策目標を定めている全国森林計画における伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、保安林整備の計画量について、林野庁が算出した割当量を都道府県に強いるシステムとなっており、県が森林計画区の実情に基づく計画量を掲げることが困難となっている。協議については、技術的助言の機会として許容できるが、同意規定については廃止すべきである。	森林法第6条第5項		農林水産省（林野庁）	愛知県	C　対応不可	地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が広域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば回復に長期を要するものであることから、将来にわたり国民が享受することができるよう無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保育を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していく必要がある。 このため、全国44の広域流域ごとに森林の整備・保全の目標を設定し、その達成に必要な伐採立木材積等の計画量を定めた全国森林計画を、都道府県知事の意見を聴いた上で策定している。 都道府県知事が策定する地域森林計画については、この全国森林計画と整合したものとする必要があること、伐採等にかかる勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律について都道府県にかかわらず一定の水準を保つ必要があること等から、当該計画の樹立等に係る国との協議・同意を廃止することはできない。 なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地方分権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年に林道開設延長及び治山事業施行地区数については対象から外し、必要最低限の項目に限定しているところ。	森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律等について全国一定の水準を保つことは必要であると考えるが、地域森林計画を変更する場合において「対象とする森林の区域」や「林道の開設及び改良に関する計画」の変更は、森林施業や保護の方法の規律等の変更は行わない極めて軽易な内容であるので、協議の対象から除外すべきである。 また、同意対象事項を変更する場合においても、その計画量の変更が、あらかじめ示されている大臣協議同意基準を満たす範囲内であれば、同様に軽易な変更と考えられるので、同意対象から除外すべきである。
301	都道府県が定める地域森林計画に係る国への協議、同意の廃止	「地域森林計画」の樹立等の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられているが、国への協議、同意を廃止し、届出制へ移行。	【根拠条文】 森林法第6条第5項　都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号のニの間伐立木材積並びに同項第七号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならない。 【提案事項・支障事例】 「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられており、事前協議、本協議、同意までの手続きに時間を要していることから、都道府県の自主的・主体的な取り組みが行えるよう、協議、同意を廃止し、届出としてほしい。 事前協議における調整期間がおよそ2週間とされており、協議、同意にいたる事務手続きに時間を要している。	森林法6条5項		農林水産省（林野庁）	福島県	C　対応不可	地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が広域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば回復に長期を要するものであることから、将来にわたり国民が享受することができるよう無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保育を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していく必要がある。 このため、全国158の森林計画区において都道府県知事が策定する地域森林計画については、全国的な資源計画である全国森林計画と整合したものとする必要があること、伐採等にかかる勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律について都道府県にかかわらず一定の水準を保つ必要があること等から、当該計画の樹立等に係る国との協議・同意を廃止することはできない。 なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地方分権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年に林道開設延長及び治山事業施行地区数については対象から外し、必要最低限の項目に限定するとともに、事前協議を含む手続については、平成25年の第4次見直しにおいて、 ・任意的記載事項（森林の整備及び保全のために必要な事項）を協議から届出に見直し、協議対象を必要最小限の項目に限定 ・2週間以内で行う事前調整が整っている場合には協議・同意の手続を速やかに行う よう措置したところ。	＜回答＞ 現行制度では、計画策定に当たり現地調査及び実績等を勘案して計画数量を作成し、県民の意見を反映した上で、森林法に基づき設置している森林審議会において審議した結果を協議・同意を得なければならいとされている。 また、協議・同意を経て策定した計画を国へ報告することまでを求めているものである。 提案内容は、計画策定において、県民や審議会等からの意見を踏まえ作業を進めながら、最後に国の関与によって修正が行われる可能性があるという制度の改善を求めているものであり、県として地域森林計画の内容は全国森林計画に即して整合するものとする森林法の趣旨については十分理解し、遵守するものであることから、協議・同意を廃止し、届出制としていただきたい。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
809	大臣権限に係る保安林指定及び解除の権限の都道府県知事への移譲	重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。		○　重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要性があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定受託事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 　仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があるとすれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。 ○　本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大臣解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。 ○　保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。 また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。 ○　少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事業や一定の種類の軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。	C　対応不可	○　1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。 　○　大臣権限保安林の国での解除審査では、9割を超える案件で補正が生じており、国の審査は形式的なものとはなっていない。都道府県に権限移譲を行った場合、審査内容が不十分なまま解除される等の事案の発生が懸念される。 ○　二都府県にまたがる二級河川の重要流域の保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲することは、以下の理由から困難である。 ①　国土保全又は国民経済上特に重要とされる重要流域の保全は、流域保全保安林の根幹をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。 ②　仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲すると、ナショナルミニマムとして全国的な観点から、適正は保安林の配置を行うという国の責務を十全に果たせないおそれがある。 ③　例えば、廃棄物処分場や原子力発電所など、関係都府県の利害関係が相反する案件の場合、調整が困難になるとともに、事務手続が煩雑となり、事務の複雑化・長期化が予想され、事務の迅速化・簡素化にかえって逆行することとなる （別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。）	［再掲］ 4 【農林水産省】 （3）森林法（昭26法249） （ｉ）保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。
37	地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、都道府県が定める地域森林計画策定に当たっての国への協議、同意については、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）、造林面積その他造林に関する事項、間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項、林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項、保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項 に係る部分は協議とし、その他の部分は廃止するべきである。		○　地方分権改革推進委員会第3次勧告での整理で、地域森林計画のうち ・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） ・造林面積その他造林に関する事項 ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項 ・保安林の整備 に係る部分は協議のみ許容、その他の部分は国協議を許容するメルクマール非該当とされていることから、それぞれ国同意又は協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障はあるのか。 ○　特に、現在国の同意協議が必要とされている伐採立木材積等、保安林の整備については、国が定める総量的な具体的基準をもとに都道府県が計画を策定するものではなく、また、所定の計算式に当てはめ、20%以内の増減内であれば同意されるなど、地域森林計画と全国森林計画が同意を要するほど整合性を求めるものでないことから、同意を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　同意を廃止しても、各都道府県において国が示すガイドラインに基づいて統一的な判断ができる一方、国は必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を適切に活用することにより、地域森林計画について一定の規律水準を保つことができるのではないか。	C　対応不可	【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】 ○国の同意・協議を廃止した場合、森林の取扱いの根幹にかかる計画量について、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障が生じる。また、協議を廃止した場合、伐採等にかかる勧告命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制や各種補助金の要件について全国的な視点からの一定水準の確保が困難となる。なお、本同意・協議は、第三次勧告に示された(i)の(a)(b)のメルクマールに該当すると考えている。 ○同意・協議を要する計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が定める計画量等の具体的基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。同意に当たっては、地域の実情を踏まえ20%以内の増減の幅を設定しており、地域森林計画の計画量がその範囲を逸脱する場合は、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の発揮に支障が生じる。 　なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおりである一方、造林は計画を大幅に下回っており、こうした実態を後追いして計画が策定されれば、将来にわたって多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念。 ○地方自治法に基づく是正の要求等をした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみに判断を委ねることは適切ではない。 　また、事後の是正では、是正前の地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画や森林経営計画、伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、多大な労力と時間を要するとともに、不適切な伐採の回復に長年月と多額の資金が必要となる。 【提案団体からの意見への回答】 ○「対象とする森林の区域」は、森林の量自体に係る項目であり、同意・協議事項である伐採材積等と緊密に関係するとともに、「林道の開設及び改良に関する計画」は森林整備の基盤となるものであり伐採材積等に対応して計画することが重要であることから、両事項とも変更の場合であっても国との協議は必要である。 　同意・協議事項について、変更が同意基準の範囲内であれば対象から除外するとの意見については、当該事項が基準の範囲内である旨の確認を要するため、引き続き国との同意・協議は必要である。なお、軽微な変更の場合や同意基準の範囲内の場合は協議等に時間を要さず、公告・縦覧期間と並行して事前協議を実施することなどにより、本協議においては直ちに同意等を通知することから、同意・協議又は協議に策定手続き上の負担や支障は生じないと考える。 （詳細は別紙のとおり）	4 【農林水産省】 （4）森林法（昭26法249） （ｉ）都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣への同意を要しない協議（6条5項）に関し、当該計画の内容のうち、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項（5条2項5号の2）に係る協議については、見直す方向で検討し、森林・林業基本計画の変更（森林・林業基本法（昭39法161）11条7項）に合わせて結論を得る。
301	都道府県が定める地域森林計画に係る国への協議、同意の廃止	地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、都道府県が定める地域森林計画策定に当たっての国への協議、同意については、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）、造林面積その他造林に関する事項、間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項、林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項、保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項 に係る部分は協議とし、その他の部分は廃止するべきである。		○　地方分権改革推進委員会第3次勧告での整理で、地域森林計画のうち ・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） ・造林面積その他造林に関する事項 ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項 ・保安林の整備 に係る部分は協議のみ許容、その他の部分は国協議を許容するメルクマール非該当とされていることから、それぞれ国同意又は協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障はあるのか。 ○　特に、現在国の同意協議が必要とされている伐採立木材積等、保安林の整備については、国が定める総量的な具体的基準をもとに都道府県が計画を策定するものではなく、また、所定の計算式に当てはめ、20%以内の増減内であれば同意されるなど、地域森林計画と全国森林計画が同意を要するほど整合性を求めるものでないことから、同意を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○　同意を廃止しても、各都道府県において国が示すガイドラインに基づいて統一的な判断ができる一方、国は必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を適切に活用することにより、地域森林計画について一定の規律水準を保つことができるのではないか。	C　対応不可	【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】 ○国の同意・協議を廃止した場合、森林の取扱いの根幹にかかる計画量について、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障が生じる。また、協議を廃止した場合、伐採等にかかる勧告命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制や各種補助金の要件について全国的な視点からの一定水準の確保が困難となる。なお、本同意・協議は、第三次勧告に示された(i)の(a)(b)のメルクマールに該当すると考えている。 ○同意・協議を要する計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が定める計画量等の具体的基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。同意に当たっては、地域の実情を踏まえ20%以内の増減の幅を設定しており、地域森林計画の計画量がその範囲を逸脱する場合は、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の発揮に支障が生じる。 ○地方自治法に基づく是正の要求等をした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみに判断を委ねることは適切ではない。 　また、事後の是正では、是正前の地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画や森林経営計画、伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、多大な労力と時間を要するとともに、不適切な伐採の回復に長年月と多額の資金が必要となる。 【提案団体からの意見への回答】 ○ 平成25年の「義務付け・枠付けの第4次見直し」において整備した任意の事前調整の仕組みを活用することにより、実質的に地域森林計画の森林審議会への諮問の前に国との調整を済ませることができることから、国は同意・協議の手続を直ちに廃止することが可能となっている。 このため、事前調整を行った内容に大幅な変更がない限り、同意の段階で国が修正を求めることはないと考えている。 （詳細は別紙のとおり）	［再掲］ 4 【農林水産省】 （4）森林法（昭26法249） （ｉ）都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣への同意を要しない協議（6条5項）に関し、当該計画の内容のうち、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項（5条2項5号の2）に係る協議については、見直す方向で検討し、森林・林業基本計画の変更（森林・林業基本法（昭39法161）11条7項）に合わせて結論を得る。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
889	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 　県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する地域産業資源活用事業計画の認定等）は都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである（都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。）。 中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援補助金） 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金 農商工等連携対策支援事業（事業化・市場化支援事業）	経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等	別紙13あり	経済産業省、農林水産省	埼玉県	C　対応不可	農商工等連携対策支援事業は、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 　また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。 　さらに、2割以上の認定案件が都道府県域を越えた中小企業の連携であることから、都道府県での執行は困難である。 　以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。	農商工等連携事業については、平成26年7月現在すでに全国で621件が認定されており、必ずしも全国レベルの先端的モデル事業に限定しているとはもはや言えず、中小企業者と農林水産業者の経営力の安定及び地域経済の活性化につながる事業については、積極的に支援していくべきと考える。 　都道府県に移譲することにより、地域の実情・ニーズに応じたきめ細かい支援が行え、実行性の高い施策展開が期待できる。 　都道府県域を越えた中小企業の連携については、当該都道府県同士で情報交換を密にし、認定・執行にあたっては事前にルール化することにより対応は可能である。 　なお、地域産業資源活用事業については、都道府県が認定した地域資源を活用した事業であるため、都道府県を越えた連携事業はまれである。
57	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。	【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議をするものとする」と定められている。 【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。 【制度改正の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 ついては、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。 なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づく「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項		総務省、農林水産省、国土交通省	愛知県	C　対応不可	過疎対策については、対策の主体である市町村と、協力する都道府県がこれを実施し、国が特例措置により財政上、行政上、両面から支援するものである。 自立促進方針は、国がその内容に基づいて行財政上の特別措置を講ずるものとされている市町村計画及び都道府県計画の大枠となるものである。国が特別措置を講ずるにあたって当該大枠について同意を要する協議を受けることは、必要最低限の唯一の事前の関与として、廃止することはできない。 また、地方分権改革推進委員会による第2次勧告（平成20年12月8日）における「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」に該当する条項である。	国との協議において、前回の協議では極めて形式的な意見に留まっており、実質的に県の方針案のとおりとなっている。地方の自主性・主体性を尊重する趣旨であれば、「山村振興基本方針」同様、協議を廃止し、提出のみとして支障はないものと考える。 　また、国との協議には、調整に時間を要していることから、手続きの簡素化を求めるものである。 　協議を廃止できないのであれば、次善の案として、事前協議・正式協議の手続きを一本化するなど、策定スケジュールの緩和に資する新たな方策導入を期待する。
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なもののうち、事業を中止した場合又は大幅な事業量の減があった場合については、協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。 この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。 そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画の県への提出のみとなっても、遺漏なく事務を実施することは可能であると思われるため、市町村の事務量を削減するためにも軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするように求めるもの。	過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項 平成22年12月22日付け総行過第143号、22農振第1730号、国都地第71号		総務省、農林水産省、国土交通省	宮城県	C　対応不可	市町村は市町村計画についてあらかじめ都道府県とその内容について協議をすることとされている。 このことによって、市町村の施策と都道府県の施策との整合性が図られることとなり、さらには、他の諸施策との整合性が図られ、国・都道府県・市町村が一体となって過疎地域の自立促進、ひいては、美しく風格ある国土の形成を推進することとなる。 市町村が「事業の中止」又は「大幅な事業量の減」について変更の手続きをしようとする場合についても、「事業の追加」又は「大幅な事業量の増」について変更の手続きをしようとする場合と同様に、都道府県の施策や他の諸施策との整合性を図る必要があることに変わりはなく、都道府県との事前の協議が必要である。 例えば、基幹道路の整備（法第14条）、公共下水道の幹線管渠等の整備（法第15条）、医療の確保（法第16条、第17条）及び高齢者の福祉の増進（法第18条）で定める過疎対策や、都道府県独自の過疎対策については、当該対策に係る市町村の事業の追加、中止、大幅な事業量の増減について都道府県と事前に協議することで、都道府県が市町村に協力して遺漏なく実施することができる。 なお、大幅な事業量の増減については、市町村計画の本文修正を伴うもののみ、あらかじめ都道府県に協議しなければならないとしている。 また、地方分権改革推進委員会による第3次勧告（平成21年10月7日）における「3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置　別表2」の中で「法制度上、当然に国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合」として協議を許容されているところである。	特に意見なし

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
889	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	・地域資源活用に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域資源活用による事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C　対応不可	【農商工等連携事業】 　御指摘の認定件数621件については累積の認定件数であり、認定に際しては全国レベルのモデル性の高い事業に限って認定を行っているところ。 　また、都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて本政策に関連した独自施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国が全国レベルでのモデル的事業を支援することにより、相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携してまいりたい。 　さらに、都道府県域を越える広域案件の中には、同一県内では連携先を見つけるのが困難であった案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考える。	4 【農林水産省】 （9）中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平20法38）（経済産業省と共管） （ｉ）農商工等連携事業計画の認定（4条1項）については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 （ii）農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助（農商工等連携対策支援事業）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。
57	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止		【全国市長会】 都道府県の計画策定スケジュールが短縮化され、市町村における計画策定事務がスムーズになるよう、前向きな検討を願いたい。		E　提案の実現に向けて対応を検討	市町村計画及び都道府県計画に基づき行う事業に対しては国の各種特別措置が講じられ、過疎地域自立促進方針はこれらの計画の大枠となるものであるため、国の事前関与が必要である。また、市町村、都道府県の施策と国の各分野の関連施策との整合性を確保するためにも、過疎計画自立促進方針への各府省庁の事前関与が必要である。過疎地域自立促進方針に関する同意を要する協議は、唯一の国の事前関与であるため廃止することはできないと考える。 　過疎地域自立促進法においては、自立促進方針における同意を要する協議が、国による必要最低限の唯一の事前の関与であるのに対し、山村振興法においては、主務大臣が、山村振興基本方針の作成に関し、都道府県に勧告すること(法第9条)が可能であることから、山村振興基本方針策定に係る主務大臣への同意協議が事後報告化されたものである。したがって、山村振興法と同様に扱うことはできないものと考える。 　なお、国としても、過疎地域自立促進方針の策定に係る事務をスムーズに行えるようにすることには賛成であり、事前協議と正式協議を一本化することについては、検討してまいりたい。	6 【農林水産省】 （13）過疎地域自立促進特別措置法（平12法15）（総務省及び国土交通省と共管） 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手続の一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化		【全国市長会】 提案に賛同する。 また、市町村計画の変更に当たり、「事業の追加又は中止」、「事業費の増減」については、計画全体に影響を及ぼすものではなく、計画内容が大幅に変わるものとは言い難い。		C　対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第１次回答で御納得いただいたものと考えている。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村（農村地域）との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する（過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している）など、人口要件を緩和すること。	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き 同法施行令第3条第４号ア	佐賀県提案分 【提出資料】 ・佐賀市の財政力指数の推移 ※05	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	九州地方知事会	C　対応不可	農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られにくい地域について、特に工業などの導入促進を図るという法の趣旨に鑑み、 ・一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域 ・既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市 については、法の対象地域から外すこととしたものである。 このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としているところ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業者率が全国平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。 同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の「市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する」こととした場合、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが同法の適用を受けることとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみて適切ではないと考えている。	提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、このA市と、同じく「農村地域」である町、村との合併によって人口20万人以上となったものである。よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。 A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同様に、人口増加率、製造業等の就業者率とも全国平均値よりも低く、それぞれの数値は合併前に比べ落ちている状態を示している。 法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。 A市のように「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合致するものであると考える。
243	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項は，農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部分であり，本法自体が，市町村が中心となって地域の自主性を生かしつつ農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。 市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより，その後の事業を早期に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法令による義務付けにふる調整以外での調整を行っているとことであり，本法令による義務付けの必要性がないと考える。	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項		農林水産省、国土交通省、総務省	広島県	C　対応不可	農林業等基盤整備計画（基盤整備計画）は「農林業等活性化基盤整備促進事業（促進事業）の実施に関する事項」及び「農林業生産の基盤整備及び開発並びに産業振興に必要な公共施設の整備で促進事業に関連して実施されるものに関する事項」から構成されるが，基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには，「促進事業の実施に関する事項」のみ，都道府県知事に協議し，その同意を得なければならないとされている（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項）。 このように、基盤整備計画の作成又は変更について、全体協議ではなく、部分協議としているのは、 1　市町村中心の地域の自主性を生かした農林業等の活性化を目的としているため、全てを協議対象とすることは適切でないこと 2　しかしながら、促進事業の実施に関する事項は、農地法の権利移動の許可制（農地法第3条、第4条及び第5条）の規定が適用除外される農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項（法第4条第4項）を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事は、特に広域的な観点から調整を行う必要があること によるものである。 したがって、同法による都道府県知事への協議・同意の義務付けは存置する必要がある。	所有権移転等促進計画については，法第8条第4項により都道府県知事の承認手続が定められていることなどにより，広域的な観点からの調整を図ることができるため，基盤整備計画に係る都道府県の協議・同意は不要と考える。 （農地転用については，全市町村の3割弱，本県においてはすべての市町で事務処理特例条例により実施）
805	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。	【現行】 都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。 【支障事例・改正による効果】 農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。 【改正後の対応】 なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図られなくなるという懸念が生じるものの、区域区分に関する都市計画は、一都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。 （大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。） 【本県における協議状況】 区域区分の変更（阪神間都市計画区域）に係る協議期間（通常10ヶ月程度） 平成19年8月～12月　近畿農政局下協議（基本的事項に係る協議）） 平成20年8月～12月　近畿農政局下協議（素案作成に係る協議） 平成21年4月28日　　変更告示	都市計画法第23条第1項		国土交通省、農林水産省	兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C　対応不可	区域区分に関する都市計画決定については、まとまった面積の農地を市街化区域に編入されることにより、届出のみで転用可能となることから、農地の総量確保に大きな支障が生ずるおそれがあるため、農林水産大臣との協議を廃止することは困難である。 なお、御指摘の事例では、平成19年8月に都市計画の次期定期見直しに係る県全体の対応方針案について一度説明を受けた後、平成20年8月までは特に協議を受けていない。このため、都市計画の変更案に係る下協議期間は平成20年8月から12月までの約4ヶ月間であったと認識している。	・区域区分の軽微な変更に関する都市計画を定めるにあたっては、①市町の都市計画部局と農政部局の協議が整ったものについて、②さらに県の都市計画部局と農政部局が協議を行っており、都市的土地利用と農地保全との連携は十分に確保することが可能である。 ・今回、大臣許可を要する農地転用許可権限の都道府県への移譲も同時に提案しており、国土交通大臣への同意協議を廃止することにより、都道府県において一体的処理が可能になる。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和				C 対応不可	市町村合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として行われており、平成11年以降全国的に積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺町村と合併したもの思料する。 財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているものではないが、ご指摘の通りA市の財政力指数は悪化傾向にある一方で、旧A市と合併した旧市町村の財政力指数の観点から見ると、同指数は改善しており、上記合併の趣旨が達成されているものと思料する。 農工法においては、原則として10万人以下の市町村の全区域を対象とするとともに、人口10万人から20万人までの市町村については、例外的に人口増加率、製造業等の就業者率を基準として法の適用の可否を判断し、相対的に工業導入の必要性が高い市町村に対する国の支援を実施しているところであり、人口が20万人を超えた地域については、一律に法の対象外としている。これは、人口が20万人を超えた時点で、既に一定程度の財政規模を持っていることから、相対的に国が支援を実施する必要性が低くなると思料されるためである。 また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工業の均衡ある発展は、市町村内の一部の地域ではなく、当該市町村全体で考えるべきものである。 以上により、要件の緩和は困難である。 なお、現在政府内では地方創生の観点から施策の検討が行われているところであり、その中で本制度の活用についても視野に入れて検討してまいりたい。	6 【農林水産省】 (11)農村地域工業等導入促進法（昭46法112）（厚生労働省、経済産業省及び国土交通省と共管） （ⅱ）農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域（2条1項）に係る人口要件（施行令3条）の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。
243	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	農林業等基盤整備計画（基盤整備計画）のうち、農林業等活性化基盤整備促進事業（促進事業）の実施に関する事項については、農地法の権利移動の許可制（農地法第3条、第4条及び第5条）の規定が適用除外となる農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事が特に広域的な観点から調整を行う必要があることから、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされているところである（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項）。 なお、所有権移転等促進計画に係る都道府県知事の承認（法第8条第4項）は、個々の農地転用等に係る所有権移転等に対する承認であるため、促進事業の実施に関する事項に係る特に広域的な観点からの調整に替えることのできるものではない。	6 【農林水産省】 (12)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平5法72）（総務省及び国土交通省と共管） 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基盤整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議（4条8項）については、当該計画の内容のうち、農林地所有権移転等促進事業（2条3項3号）に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。
805	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	区域区分に関する都市計画策定に当たっての農林水産大臣への協議を廃止するべきである。			C 対応不可	区域区分に関する都市計画決定については、まとまった面積の農地が市街化区域に編入されることにより、届出のみで転用可能となることから、農地の確保に大きな影響が及ぶ。 また、地方公共団体における都市計画部局と農政部局の協議調整は重要であるが、一般的には地域における開発指向が強い状況下において、農林水産大臣が現場と一定の距離を置いた立場で協議を受ける制度とすることで、都市的土地利用と農地保全の観点の調整がより適切かつ確実に行われることとなるよう担保する必要があると考えている。 なお、直近5カ年（平成21年度～平成25年度）において、農林水産大臣との協議を踏まえ、全国で約2,400haの農地が市街化区域に編入されたところであるが、この他に、都道府県から、開発の見通しが立っていないにもかかわらず、優良農地を市街化区域に編入したいといった相談も寄せられており、仮に農林水産大臣との協議を廃止した場合、より多くの農地が市街化区域に編入されるおそれがある。 以上により、農林水産大臣との協議を廃止することは困難である。	6 【農林水産省】 (7)都市計画法（昭43法100） 国土交通大臣が区域区分（7条1項）に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき（国土交通大臣の同意を要するときを除く。）における農林水産大臣に対する協議（23条1項）については、市街化区域となる区域が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58）（農振法）8条2項1号）と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法（昭27法229）、農振法等において所要の見直しを行うこととする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
925	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域材利活用倍増戦略プロジェクトについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地域材の利用促進等、県の施策と重複しているので、県で一体的に実施したほうがより効果が期待できる。	林産物供給等振興対策事業実施要綱		農林水産省（林野庁）	埼玉県	C　対応不可	地域材利活用倍増戦略プロジェクトは、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、CLT等の新たな木材需要の創出や公共建築物の木造化等、各分野での木材利用を拡大するとともに、これらの需要に応えうる地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を図ることにより、林業の成長産業化の実現を目的とする事業である。 本事業は、①全国的に顕在化してきた課題に対応し、事業の効果が全国的に裨益すること、②地域材の安定的・効果的な供給体制の構築にあたっては複数の府県をまたぎ広範囲になること、③主として民間事業者が行うCLTや木質バイオマス利用等の技術開発や全国的な活動を推進することなど、県を単位とした事業とは限らないことから、民間団体等への直接交付としているところ。 なお、地域材の利用促進に係る木材加工施設、木造公共施設、木質バイオマス利用施設の整備や森林整備等については、都道府県を通じて市町村や民間事業者に交付されているところ。	地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち、民間事業者が行うCLTや木質バイオマス利用等の技術開発や全国的な活動を推進することについては、県を単位とした事業とは限らないため都道府県を介さない補助金は必要であると認める。 しかし、「地域材利用促進事業」のうち、①「公共建築物等の木造化等の促進」事業は、公共建築物の木造化・内装木質化について設計段階からの技術支援等を行うものであるが、実際に建設する際には、県を通じた補助を行う場合が多い。そのため、設計段階から県が関与することが必要と考える。 また、②「地域材の安定的・効率的な供給体制の構築」については、地域（山側）が一体となり、地域材の供給体制の構築を図るものであるが、県が実施する事業と重複する部分が多いため、県で一体的に実施したほうが効果が期待できる。 そのため、これらについては、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。
717	農地転用基準の緩和	当町提案4による除外後の農地に限り、農地法の規定に関わらず転用可とする。	【支障事例】 当町提案4による農振除外後も農地法第4条及び第5条により転用して有効活用を図ることが出来ない場合がある。特に農地種の判断基準については、農地の性質そのものに着目したものではなく、周囲の状況等により判断されるため、遊休農地又は荒廃農地であっても、原則転用出来ない第1種以上農地として扱われることがある。 【制度改正の必要性】 エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされているが、第1種以上農地と扱われる限り転用できない。しかし、この制度改正により土地の有効活用の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することが可能となれば我が国の持続的発展に寄与することができる。 【懸念の解消策】 第1種以上農地で再生可能エネルギー施設を無秩序に開発される懸念が想定されるが、当町提案4による農振除外後の区域に限って転用を認めることから当該懸念は解消される。また、当該区域の第1種以上農地が開発されることにより、隣接農地への往来、通作等に影響がある懸念も想定されるが、もともと遊休農地又は荒廃農地であり、往来、通作等への新たな影響があるとは想定されない。	農地法第4条・第5条	添付書類：例示図（当町提案4と共通） 当該転用に係る緩和は当町提案4による農振除外区域に限るものとする。	農林水産省	聖籠町	C　対応不可	農山漁村再生可能エネルギー法が本年５月１日に施行され、この法律に基づき、市町村が基本計画において再生利用困難な荒廃農地等を設備整備区域に含めた場合には、第１種農地であっても例外的に転用できるよう措置している。 なお、例示図について、現耕作地の除外は遊休農地等の除外と同様に個別に判断する必要があり、一定割合（半分以上）が除外されたからといってその残りの農地についても除外を可能とするような運用は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあり認められない。	意見なし
124	転用許可基準の条例委任	農地法第４条及び第５条を改正し、地域の実情に合った許可基準を設定できるよう条例委任すること。	現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。 土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。 しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえでの阻害要因になるとともに、迅速性にも欠けている状況である。 地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めることは、地方分権を進めるうえで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。 そのため、地域の実情にあった許可基準を設定できるよう、農地法第４条及び第５条の改正を求める。 【支障事例１】 片側2車線の町道が完成し、分断線としては認められたが、「特別な施設の立地条件を必要とする施設」で規定している「流通業務施設」「休憩所」「給油所」等の施設については、国、県道ではないということで認められていない。 【支障事例２】 自治体が設置する地域のコミュニティ施設や消防団の施設等、公共性の高い施設にも、同様の立地条件が適用されるため地域が要望する場所に設置できない例があった。	農地法第4条第2項、第5条第2項		農林水産省	松前町	C　対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全国統一した基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。	松前町は山のない平坦な地形であり、新たな農地の確保は難しい状況であるが、宅地開発等の需要は高い。 その中で、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するためには、農地転用許可の権限委譲が必要である。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
925	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	都道府県が実施する林業事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C　対応不可	①「公共建築物等の木造化等の促進」事業は、木造公共建築物の設計段階から技術支援を行うソフト事業で公募により事業主体を選定し、事業をすすめているところ。 　1）木造化・内装木質化にかかる技術的課題は全国で共通であることや木造建築にかかる技術者が限られることから、個別に取り組むより、国で情報を把握・収集したり、課題に対する対処方針を全国の自治体と共有することが効率的であると考えている。他方、本事業は予算事業(平成26年度:3,900万円)であることから各都道府県で同内容の事業を実施することを制限するものではない。 　2）なお、貴県が懸念される設計段階での事前関与の確保については、市町村等への支援段階で検討メンバーに関わっていただくことは可能であり、支援対象先が確定した段階で所在の都道府県には積極的に情報提供を行うこととしたい。 ②「地域材の安定的・効率的な供給体制の構築」については、広域流通型流通体制構築事業と地域循環型流通体制構築事業の2本柱で、公募により実施主体を選定し、事業を進めているところ。 　広域流通型流通体制構築事業においては、合板や集成材の原料となる主にB材とされる国産原木が都道府県域を枠を越えて流通している現状を踏まえ、全国をブロックに分け、森林管理局と複数の都府県で構成される協議会を設置し、都府県間での情報交換などをすすめていただくことを目的としており、県を単位とした事業とは限らないことから、民間団体等への直接交付としており、埼玉県には、関東9県のブロックの一員として協議会に参加していただいているところ。 　一方、地域循環型流通体制構築事業においては、B材とは別にこれまで適切な管理がなされてきたA材などの優良材の付加価値を高めるような取組への支援を目的としており、埼玉県においては西川材などを対象とした事業展開が想定される。 　これについても、民間団体等への直接交付としているところありますが、実施要領等において、実施主体として、県や市町村の参画を排除しているものではなく、今年度採択した別の案件においても県が協議会事務局を担っているケースも見受けられる状況であり、公募の折には県等も参画していただきたいと考えているところ。	
717	農地転用基準の緩和	—	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 　・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 　・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C　対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
124	転用許可基準の条例委任	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 　・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 　・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 　・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 　・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 【全国町村会】 「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C　対応不可	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 　また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。 　なお、まちづくりを進めるに当たっては、土地利用計画に位置付けを有していない個別の農地転用許可に係る権限移譲を行うことでは、優良農地の確保を図りつつ計画的な土地利用を推進する観点からは必ずしも適切に対応できず、土地利用計画に基づき秩序ある土地利用の確保を担保することが必要である。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
747	市町村に対する農地転用制限の緩和	国又は都道府県が、地域振興上または農業振興上必要性が高いと認められる施設のために行う農地転用は、許可不要とされているが、市町村についても同様に許可不要となるよう農地転用の規制緩和を求める。	【理由】 東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南海トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続できる新たな産業用地の確保が急務となっている。 しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地にかかる規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対策の妨げになっている。 農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができる。 【支障事例】 国県が農地転用する際の許可は不要であるが、市が農地転用する場合は、許可を受ける必要があるため、多大な時間と手間を要するほか、許可基準によっては、許可されない場合もある。 これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企業に待ってもらえない。	農地法第5条第1項第1号		農林水産省	豊橋市	C　対応不可	災害に備えて新たなまちづくりを目指していくのであれば、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法に基づく市街化区域への編入等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適切ではないかと考える。	都市計画法の理念や市の上位計画の方針をふまえ、市街化調整区域の土地利用にあたっては、市街化を抑制すべき区域としての基本的な性質を尊重し、開発行為抑制の原則を維持しながら、地域固有の課題の解消につながる土地活用を許容していくことで、適正な土地利用の誘導を図ることができると考える。 市街化区域への編入については、面積規模等要件に当てはまらない場合もあることから、地域特性をふまえたうえで、土地利用が適正と考えられる場合は、市街化区域の編入によらず、地区計画による開発が可能となるよう規制緩和を求めるものである。
202	農地法の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農地法」に係る許可基準の緩和	農地法4条、5条、第1項の末尾に、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでないと記述されている。 各号の追加として、「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合」を記述する。	【地域の実情】 当市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通利便性が向上する地域となっている。 東海環状自動車道へのアクセスのために作られる新設道路用地の多くが、農用地区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し集約的な農業の実現可能が期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能であると考えている。 また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。 【改正理由】 国全体の食糧自給の観点から、全国一律に農地を守るという考えもあるが、一方で地域によっては、中山間地に見られるように耕作放棄地が広がり農地を守ることができない又は得策でない場合がある。また、ハイテク技術を用いた農業の推進など、必ずしも農地を減らすことが農業を衰退させることに繋がらないという考え方もある。 そこで、市町村の事情に配慮した許可基準の緩和をお願いしたい。 【改正すべき制度の根拠条文】 （農地の転用の制限）　第4条、 （農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）　第5条 「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合」を、ただし書きの各号の一つとして追加する。	農地法第4条、5条		農林水産省	瑞穂市	C　対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全国統一した基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。 なお、商業、工業等の企業立地のためにまちづくりを促進するのであれば、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法に基づく市街化区域への編入等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適当と考える。	農地をこれまで以上に適正な確保をするべく農地法を始めとした一連の農地関連法が改正されまもなく5年を向かえようとしています。 その一方で、日本経済の好転が見込めないうえに人口減少が予想されているために、市町村は今後の行政基盤の維持・確保のために地域活性化の方向性と方策を模索している状況であります。 農地には、山間部や山すその中山間地域の農地や1haを越える広大な農地、そして平坦地の周囲を市街化区域に囲まれた農地と様々であり、その耕作手法や農産物の種類も様々であります。 この農地の扱いは各市町村の進むべき方向を位置付ける重要な鍵であり、地域の活性化等の観点から、農地を他の用途に迅速かつ適切に変更できる法律の改正が必要であると考えています。 また、形態が様々な農地を全国統一の基準で農地転用許可の取り扱いをすることは、地域の実情が加味できず市町村が考える土地の有効活用に支障をきたす恐れもあります。 ご指摘のとおり、都市計画法に基づく市街化区域へ編入すれば良いことは理解しておりますが、法手続きの一環として農地転用を前提とした国・県の農政部局との協議があるため、農地転用に係る緩和が必要になると考えています。 なお、農地を含めた総合的な土地利用については、市の総合計画や都市計画マスタープラン、県が決定する都市計画区域マスタープランにより定期的に見直しがされるため、農地転用もそれに基づき適切に行なわれることとなります。 以上のことから、権限委譲や構造特区の申請などによる対応の可能性に加え、不足する職員でも十分な事務が行える体制を構築するために市町村の裁量の拡大と手続の簡素化を求めます。
207	農地転用許可基準の一部条例委任	農地法第4条第2項第1号ロに規定する農用地区分の基準（いわゆる「第1種農地」の基準）を農地転用許可権者（農地法第4条第1項に定める農地転用許可権者から事務処理特例条例等により当該権限の委譲を受けたものを含む。）の条例へ委任する。 農地法第5条についても同様。	農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による農地転用の許可（2haを超えるものを除く。）は、都道府県の自治事務とされている。 しかしながら、許可の基準については、同法及び関係政省令により全国的に統一された基準となっており、許可権者が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。 特に、同法第4条第2項第1号ロに規定する「良好な営農条件を備えている農地」の基準のうち、同法施行令第11条第1号に規定する集団的に存在する農地の基準については、実際の農業生産性などに関わらずおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内であることをもって「良好な営農条件を備えた農地」とするものであり、本市の区域内において別紙に詳述する支障が生じている。 なお、提案の実現により優良農地が減少する恐れがあるとの指摘に対しては、現行の基準が農業生産性の低い農地を「良好な営農条件を備えている農地」と誤って規定している恐れがあるのであり、実際に農業生産性が高い農地を減少させるものではない。	農地法第4条第2項第1号ロ 同法施行令第11条第1号	『別紙あり（地方分権提案.pdf）』 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）及び農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項に基づく検討と関連。	農林水産省	木津川市	C　対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全国統一した基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。 なお、「集団的に存在する農地」については、10ha以上の集団農地は、高性能な農業機械による労働生産性の向上のほか、①農道、水路等の関連施設の維持・管理が効率的に行えること、②防除等の作業を効率的に行えること等のメリットがあり、効率的な農業生産が可能なまとまりを有する農地として、農業生産基盤の整備などと合わせて、担い手の規模拡大等の施策を推進できる農地であることから、制度上、第1種農地に区分することとしている。	集団農地の規模のみをもって優良農地を規定した場合、10ha以上の集団農地には、小区画の田・畑・樹園地が混在した地域や、山裾や谷筋に位置する急勾配で日照が不良な条件不利地等が含まれることがある。 このような農地では、第1次回答にあるような高性能農業機械の利用による農業生産性の向上や、防除等の作業を効率的に行えるメリットは見込めない。また、面的な農業生産基盤の整備も困難なことから、効率的な農業経営を営む中核的な担い手への集積も困難であり、過度に非農業的土地利用を抑制することは、所有者に収益性が見込まれない農地での農業経営を強いることとなり、農業の成長産業化の妨げとなるばかりか、優良農地での再生産も困難となることが懸念される。 本市としても、国民への食料の安定供給を図るために優良農地を確保する必要性は認識しているが、「食料・農業・農村基本計画」に示された再生産可能な経営を確保するためには、収益性が見込める十分な農業生産性を備えた実質的な優良農地を確保するべきである。 このような観点から、「10ha以上の集団農地」という基準は先述の条件不利地等を包含する危険性があり、実質的な優良農地の基準としては不十分であることから、農地転用の許可権者が、当該許可権を有する区域内の標準的な農業経営の規模や農業経営類型などを勘案して、区域内において再生産可能な経営に供することができる実質的な優良農地の基準を規定できるよう、条例に委任する必要がある。 なお、条例に委任された場合、農業景観や農村集落景観を保全する観点などから非農業的土地利用をさらに抑制することで農地の保全が図られることも期待される。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
747	市町村に対する農地転用制限の緩和	—	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可	災害に備えた新たなまちづくりを推進するのであれば、個別の農地転用による開発ではなく、農業上の土地利用との調整を図った上で、市街化区域への編入等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適切であると考える。 なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。	
202	農地法の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農地法」に係る許可基準の緩和	—	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準については、全国統一の基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。 なお、農地転用許可制度については、優良農地の確保を基本としつつ、集団性や市街地化の状況など地域の実情を加味できる基準となっていることから、提案の内容については、現行の基準を適切に運用し判断していくことで対応できるものと考える。 また、農業上の土地利用との調整を経た上で、都市計画マスタープランに基づき市街化区域に編入した場合や優良農地以外の農地に係る転用については、迅速な判断が可能である。 いずれにせよ、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。	
207	農地転用許可基準の一部条例委任	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準については、全国統一の基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。 なお、集団的に存在する農地は、農業生産基盤の整備と合わせて、担い手の規模拡大等の施策の推進により、高性能機械による効率的な農業生産が可能な要件を備えた農地であることから、長期にわたり農業上の利用を確保する必要性が高い優良農地として、第１種農地の基準や農用地区域への編入要件として位置付けているところである。 一方、農地転用許可制度上、一団の農地に該当するか否かは、傾斜や土性その他の自然的条件からみて判断することとなっており、効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合は、一団の農地として取り扱わないと判断することは可能である。 いずれにせよ、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
142	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に基づく計画（27号計画）の要件緩和	「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）」について、現行の"直接農業の振興を図るもの"だけではなく、"（間接的に）農業の振興を図るもの"や、"地域振興を図るもの"にも適用を拡げられるなど地方の実情に応じた弾力的な運用を可能とすること。	【支障】 佐賀市における新工業団地開発は、平成18年の新工業団地の適地調査に始まり、平成21年には地元の同意のもと候補地を決定した。以降、庁内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。 当初の計画では、平成22年に用地買収に着手し、平成25年には分譲開始という予定であったが、平成21年の農地法等の一部改正により、27号計画が「直接的な農業の振興」に限定され、当初認められていた農地の流動化を目的とした工業団地の開発が認められなくなった。そのため、農政局への協議に入ることすらできず、工業団地の開発に支障をきたしている。 【必要性】 今後の農業振興のためには、農地の流動化を促し、その農地を作業効率の高い大規模区画農地として担い手に集約することで、農業経営の規模拡大による効率性と生産性の向上を図ることが求められている。 農地の流動化を促進する目的で「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」として工業団地を開発し、離農を希望する小規模農家や、担い手への農地集約を希望する兼業農家の就業機会を増大させ、これによって流動化した農地が担い手に集約される。これらにより、本市の農業生産性の向上が図られることから、農業の振興にも資するものであり、ひいては地域の活性化にも寄与するものである。	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号		農林水産省	佐賀市	C　対応不可	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第27号に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）については、農業の振興との関係が希薄な施設が散見されたことから、平成21年の農地法等改正と併せて、対象となる施設を「地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設」に限定するなど、運用の厳格化を図ったところであり、これを緩和することは困難である。 なお、企業立地に関する取組については、まちづくりの一環で、都市計画法に基づく市街化区域への編入など、地域全体として農業上の土地利用との調整を適正に図りつつ対応することが基本と考えている。	意見なし
203	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に係る手続きの簡素化	農振法第8条4項、市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。 上記に、「ただし、地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる」を追加。	【地域の実情】 当市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通利便性が向上する地域となっている。 東海環状自動車道へのアクセスのために作られる新設道路用地の多くが、農用地区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し集約的な農業の実現可能が期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能であると考えている。 また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。 【改正理由】 農地転用をするには、前段の処理として、当該農用地区域内の土地を農用地区域から除外するため、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。この計画変更にあたり、市町村の意向を十分に反映させるため、特殊な場合の例外規定を設ける。 【改正すべき制度の根拠条文】 （農地の転用の制限）　第8条、4項の追加 「ただし、地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる」を追加。	農業振興地域の整備に関する法律第8条、4項（農振法）		農林水産省	瑞穂市	C　対応不可	市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があり、市町村が事業計画を策定したことをもって、都道府県知事との協議・同意を省略することは困難である。 なお、企業立地に関する取組については、まちづくりの一環で、都市計画法に基づく市街化区域への編入や農村地域工業等導入促進法の活用など、地域全体として農業上の土地利用との調整を適正に図りつつ対応することが基本と考えている。	現在、国の施策で主食用米の生産調整として減反率が約40%と設定されています。農業者の高齢化や離農者の増加と相まって優良農地とされている10ha以上の一団の農地においても、管理が十分ではない農地が散見される状況であります。 一方で、TPPにより関税撤廃が議論されている中で平成30年に生産調整も廃止される予定となっており、農地の確保に対して国の方針が明確となっていないように感じられます。 農業振興地域整備計画の変更の際に必要となる都道府県知事との協議・同意は、市町村により農地の立地条件（土地としての価値）や考え方も異なることから、県が地域の実情を十分に反映することが困難となる場合もあると考えられます。 ご指摘のとおり、都市計画法に基づく市街化区域へ編入すれば良いことは理解しております。ただし、法手続きの一環として農業振興地域整備計画の変更を前提とした県の農政部局との協議があるため、整備計画の変更に係る緩和が必要になると考えています。 なお、農地を含めた総合的な土地利用は、市の総合計画や都市計画マスタープラン、県が決定する都市計画区域マスタープランにより定期的に見直しされるので、農業振興地域整備計画も適切に変更されることとなります。 また、農村地域工業等導入促進法につきましては、当市におきましても既に活用しておりますが、エリアや会社が変更となった場合等の変更手続きに膨大な時間と労力が必要となり即効性に欠けるところがあります。 以上のことから、市町村の意向に即した土地利用ができるよう、市町村の裁量の拡大と手続の簡素化を求めます。
208	農用地区域指定基準の一部条例委任	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号に規定する農用地区域に指定すべき農用地等の集団性の規模に関する基準を市町村の条例へ委任する。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定による農業振興地域整備計画の策定は、市町村の自治事務とされている。 しかしながら、当該計画のうち農用地利用計画（同法第8条第4項の「農用地利用計画」。）に定めるべき農用地区域（同法第8条第2項第1号の「農用地区域」。）の基準は、同法第10条第3項第5号を除き同法及び関係政省令により全国的に統一された基準となっており、市町村が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。 特に、同法第10条第3項第1号に規定する「集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの」の基準については、同法施行令第6条により「10ha」と定められており、市町村が同法第10条第1項の規定に基づき「自然的経済的社会的諸条件を考慮」して定める余地はない。 農用地区域は、農地法第4条第2項及び第5条第2項の規定により原則として農地を農地以外の用途へ転換することが認められないことから、提案事項「農地転用許可基準の一部条例委任」と同様の支障が生じており、市町村が地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して指定が行えるよう現行の指定基準を参酌すべき基準としたうえで市町村の条例へ委任する。	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号 同法施行令第6条	『別紙あり（地方分権提案.pdf）』 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）及び農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項に基づく検討と関連。	農林水産省	木津川市	C　対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、農用地区域に確保することが必要と認められる土地について、全国統一した基準を示しているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは困難である。 なお、同法第10条第3項各号に掲げる農用地等及び農用地等とすることが適当な土地の要件を満たさないこととなった場合には、農用地区域から除外することが可能である。	本市としても、国民への食料の安定供給を図るために優良農地を確保する必要性は認識しているが、「食料・農業・農村基本計画」に示された再生産可能な経営を確保するためには、収益性が見込める十分な農業生産性を備えた実質的な優良農地を確保する必要がある。 10ha以上の集団農地であっても、小区画の田・畑・樹園地が混在した地域や、山裾や谷筋に位置する急勾配で日照が不良な条件不利地など、面的な農業生産基盤の整備などによる農業生産性の向上が困難な地域もあり、このような農地が全国統一の基準により当然に農用地区域に指定されることとなれば、原則的に非農業的土地利用への転換ができないこととなり、農家に条件不利地での農業経営を強いることとなる。 このような事態は、「食料・農業・農村基本計画」に示された再生産可能な経営の支障となるものであり、耕地利用率の上昇による食料自給率の向上を図るためにも、農業経営の収益性が見込める十分な農業生産性を備えた実質的な優良農地及び今後そのような農地となることが見込まれる農地を、市町村が地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して規定できるよう、農用地区域の指定基準を条例に委任するべきである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
142	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に基づく計画（27号計画）の要件緩和	―	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
203	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に係る手続きの簡素化	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可	市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があり、市町村が事業計画を策定したことをもって、都道府県知事との協議・同意を省略することは困難である。 また、 ①調整に時間がかかるという理由をもって、総合的な土地利用計画に基づかず、個別に、農用地区域からの除外や農地転用を行うこと ②県の農政部局との協議を簡素化するために、農業振興地域整備計画の変更に係る基準を緩和すること については、計画的な土地利用や優良農地の保全が図られなくなる懸念がある。 なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。	
208	農用地区域指定基準の一部条例委任	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、農用地区域に確保することが必要と認められる土地については、全国統一の基準を示しているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは困難である。 一般的には、10ha以上の規模の一団の農地については、効率的な農業を行うことが可能な条件を備えており、農用地区域に含めるべき土地であるが、集団性の規模である10ha以上であるかどうかの判断に当たっては、地形等により通作等に支障が生じないか等も考慮することとしている。 なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
755	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務の都道府県への移譲	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ移譲すること。	【現行】 新品種・新技術等を活用した産地形成の取組に対する支援など産地活性化総合対策事業においては、国から民間団体等の事業主体へ直接交付されている。 【制度改正の必要性】 当該事業の実施には高度な農業技術の確立や技術確立後の広域的な技術普及が必要であるため、農林振興事務所や農業改良普及センター、専門技術員等との連携によるきめ細やかな技術指導が必要である。 【支障事例・効果】 実際には、市町、生産者団体、農協の三者だけで事業を進めている背景があり、専門の技術職員の不足から、地域全体への波及効果や技術の底上げ効果が低い。 実際に事業を実施した小野市の事例では、事業前の平成21年度1.1haであった有機農業面積が、事業実施後には約5.1haにとどまるなど、面積の広がりも小さかった。 したがって、円滑に事業を推進するために補助金交付事務は都道府県が担うべきである。また、都道府県が実施する事業との連携を図ることによって、地域の実情に応じたより効果の高い事業とすることが可能となる。	産地活性化総合対策事業実施要綱		農林水産省	兵庫県、徳島県	C　対応不可	平成18年度の三位一体改革を踏まえ、平成23年度に創設された本事業については、全国レベルの先進的な農業技術のモデル導入や国が進める方針に基づく産地振興など直接国が関与すべきもののみを支援対象としており、国が公募により事業実施主体を直接採択し、補助金の直接交付を行っているところです。 このため、交付事務を都道府県に移譲することは不適切と考えます。 なお、交付に関する権限を移譲せずとも、都道府県の出先機関や専門技術員等が積極的に関与し、細やかな指導を行うことが可能と考えますので、効果的な事業の実施をお願いします。	・国による方針が示されていれば、都道府県が交付事務を担っても、公平な審査が可能である。 ・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。
756	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	【現行】 農山漁村地域の居住者・滞在者を増やすための対策を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」において、市町が策定した計画に基づく事業については、都道府県を経由せず国から直接市町に交付されている。 【支障事例】 県が計画策定に関与することがないため、計画主体となる市町に対し、広域的な観点での計画策定に対する指導等が実施できていない。 【改正による効果】 中山間地域の活性化については、都道府県においても複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高め、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱		農林水産省	兵庫県、大阪府、徳島県	C　対応不可	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、平成19年に制定された農山漁村活性化法に基づく国の重要な政策手段として、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。 このため、本交付金は、国の支援の在り方として地方の裁量度を大幅に拡大し、今までの交付金と異なり、市町村の自主性や主体性を尊重するために、市町村への直接補助を可能としたものである。ただし、交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとしている。 このようなことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分ご活用いただきたい。 なお、御指摘の一括交付金化については、 ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、定住等のための施設整備を、 ・「都市農村共生・対流総合対策交付金」は、主に、都市農村交流による地域活性化を図るためのソフト活動を、 ・「『農』のある暮らしづくり交付金」は、もっぱら都市的地域を中心とした地域を対象として、「農」のある暮らしの推進に向けたソフト活動や簡易な補修等を 支援するなど、それぞれの交付金の趣旨が異なっていることから、一括交付金化は困難である。	・計画策定の主体は市町村であり、都道府県が交付事務を行っても、市町村の自主性や主体性が損なわれることはない。 ・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。
915	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱		農林水産省	埼玉県	C　対応不可	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、平成19年に制定された農山漁村活性化法に基づく国の重要な政策手段として、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。 このため、本交付金は、国の支援の在り方として地方の裁量度を大幅に拡大し、今までの交付金と異なり、市町村の自主性や主体性を尊重するために、市町村への直接補助を可能としたものである。ただし、交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとしている。 このようなことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分ご活用いただきたい。	本交付金は、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。 交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとなっている。 このことから市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。 また、国は全体の目標を掲げ、地域の事情により精通している県が直接対応することにより、直接交付・間接交付の事務処理の煩雑化も無くなり、地域と連携して効率的に作業を進めることが可能である。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
755	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務の都道府県への移譲	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること			C 対応不可	都道府県との施策連携を密に図るため、事業の採択状況等について、都道府県に情報提供を行うように努める。	4 【農林水産省】 (13)産地活性化総合対策事業 国と都道府県の一層の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業の採択状況等に係る情報提供を行う。
756	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること			C 対応不可	農山漁村地域の抱える課題や存在する地域資源等に最も精通しているのは基礎的自治体である市町村であることから、活性化計画の作成主体は市町村を基本としている。一方で、広域的な見地から都道府県においても事業を実施できることとするため、活性化計画は都道府県も作成できることとしている。 また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、計画主体の自主性・主体性が発揮できるよう計画主体である市町村又は都道府県に交付することとしている。（全国市長会からは、市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることから慎重に検討を行うべきとの意見も出されている。） なお、都道府県が市町村と共同で計画策定に取り組むことにより、都道府県に交付金が交付され、市町村や民間事業者等へ配分できる仕組みとしていることから、現行制度の活用を検討いただきたい。	4 【農林水産省】 (12)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行うことができるよう支援する。
915	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲		【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	農山漁村地域の抱える課題や存在する地域資源等に最も精通しているのは基礎的自治体である市町村であることから、活性化計画の作成主体は市町村を基本としている。一方で、広域的な見地から都道府県においても事業を実施できることとするため、活性化計画は都道府県も作成できることとしている。 また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、計画主体の自主性・主体性が発揮できるよう計画主体である市町村又は都道府県に交付することとしている。（全国市長会からは、市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることから慎重に検討を行うべきとの意見も出されている。） なお、都道府県が市町村と共同で計画策定に取り組むことにより、都道府県に交付金が交付され、市町村や民間事業者等へ配分できる仕組みとしていることから、現行制度の活用を検討いただきたい。	［再掲］ 4 【農林水産省】 (12)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行うことができるよう支援する。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
757	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	【現行】 福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等に係る取組を支援する「都市農村共生・対流総合対策交付金」については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。 【制度改正の必要性】 都市と農山漁村の交流、グリーン・ツーリズムなどを推進する組織づくりや人材育成を図るためには、地域によって地勢や社会条件が異なるにもかかわらず、全国的視点で画一的に選定することで効果的と言えるのか疑問である。 【改正による効果】 そこで、地域の実情を把握し、かつ広域的な地域振興に精通している都道府県が総合的な視点に立った実施主体の選定や指導等を行うことにより、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。	都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱		農林水産省	兵庫県、大阪府、徳島県	C　対応不可	現在、農山漁村地域では、著しく高齢化が進行するなど、集落機能や地域コミュニティ活力が低下し、食料の供給や国土の保全等にも支障が生じかねない状況であり、このような事態は、一地方の不利益のみならず、国全体の不利益になることから、農業農村政策については、市町村行政による取組に加えて国として積極的に支援していく必要がある。 本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。 このため、本交付金は国が全国的な見地から実施することが適当であり、都道府県に交付事務を移譲することは困難である。 御指摘の一括交付金化については、 ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、定住等のための施設整備を、 ・「都市農村共生・対流総合対策交付金」は、主に、都市農村交流による地域活性化を図るためのソフト活動を、 ・「『農』のある暮らしづくり交付金」は、もっぱら都市的地域を中心とした地域を対象として、「農」のある暮らしの推進に向けたソフト活動や簡易な補修等を 支援するなど、それぞれの交付金の趣旨が異なっていることから、一括交付金化は困難である。	・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。 ・都道府県が主体となっても、全国への適切な情報提供は可能である。
918	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち都市農村共生・対流総合対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県のグリーンツーリズム関連事業と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。	都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱		農林水産省	埼玉県	C　対応不可	現在、農山漁村地域では、著しく高齢化が進行するなど、集落機能や地域コミュニティ活力が低下し、食料の供給や国土の保全等にも支障が生じかねない状況であり、このような事態は、一地方の不利益のみならず、国全体の不利益になることから、農業農村政策については、市町村行政による取組に加えて国として積極的に支援していく必要がある。 本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。 このため、本交付金は国が全国的な見地から実施することが適当であり、都道府県に交付事務を移譲することは困難である。	本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。 しかし、県のグリーンツーリズム関連事業と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能となる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。
758	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	【現行】 交流農園や福祉農園の整備を支援する「「農」のある暮らしづくり交付金」については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。 【制度改正の必要性・効果】 都道府県においては、農園の整備というハード面だけでは不十分なことから、体験農園や実習講座などのソフト事業についても事業を実施している。 また、当該事業の目的は、社会の高齢化・成熟化が進むことによる「農」のある暮らしを楽しみたいとの要望拡大や、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対するニーズ拡大への対応であるが、高齢者・障害者への支援については、都道府県において複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高めることにより、より効果的・効率的な事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。 【支障事例】 都市計画区域内で施設を整備をするのに必要な法手続を、国が指導していなかったことから、事業実施を延期した例があるなど、都道府県が介していれば防ぐことのできた事例もあり、多方面にわたる事情に精通した都道府県が実施する事業とすべきである。	「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱		農林水産省	兵庫県、大阪府、徳島県	C　対応不可	本年6月に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「『農』のある暮らしづくり交付金」が廃止の評価を受けたため、今後の取扱いは未定である。	・国の動向を見て今後の対応を検討する。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
757	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること			C 対応不可	本交付金を国が直接交付するのは、御指摘の「全国への適切な情報提供」のみならず、前回回答にあるように、都道府県域を越えた全国的な見地に立った上で、モデルとなる地域を選定・推進すること等を企図しているためであり、都道府県に本交付金の交付事務を移譲することは困難である。	4 【農林水産省】 （18）都市農村共生・対流総合対策交付金 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された促進計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。
918	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	本交付金を国が直接交付するのは、前回回答にあるように、都道府県域を越えた全国的な見地に立った上で、モデルとなる地域を選定・推進すること等を企図しているためであり、都道府県に本交付金の交付事務を移譲することは困難である。	［再掲］ 4 【農林水産省】 （18）都市農村共生・対流総合対策交付金 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された促進計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。
758	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること			C 対応不可	「『農』のある暮らしづくり交付金」については、行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、平成27年度の予算要求を行わないこととした。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
917	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち「農」のある暮らしづくり交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。	「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱		農林水産省	埼玉県	C　対応不可	本年6月に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「『農』のある暮らしづくり交付金」が廃止の評価を受けたため、今後の取扱いは未定である。	本交付金は、社会の高齢化・成熟化が進み国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では、「農」のある暮らしを楽しみたいとのニーズが増加しており、都市及びその近接地域において、都市農業の振興・都市農地の保全のための取組及びこれに付随する簡易な施設の整備や「農」と関わるための施設、地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設等を整備するものである。 そこで、県や市町村の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施することが可能となる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。 なお、都市農業施策に関わる事業は重要であり継続を願いたい。
759	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」の対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。	【現行】 経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」については、主食用米からの転換作物等について、特定の品目を戦略作物として指定し、全国一律の単価を設定しており、国が、直接、農業者にその作付けに合わせて交付金を交付している。 【支障事例】 本県で作付を推進している野菜は、本県の水田への作付面積では、麦や大豆、飼料作物よりも大きく（約4倍）、水田活用を進めるための最も重要な作物となっている。 野菜の作付推進には、県や地域段階の産地交付金活用も実施しているが、その他の地域特産物の振興や、麦・大豆の団地化の取組推進との兼ね合いもあり、十分な支援につながっていない。（本県の野菜作付面積：H22年9,480ha ― H24年 9,340ha（△140ha）） 【制度改正の必要性・効果】 現状では、戦略作物として対象となる作物は全国一律であり、上記のように、本県で作付を推進している野菜は、対象作物とされていない状況である。 地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図る上でも、交付金の財源を国から都道府県へ交付金化し、移譲したうえで、助成対象作物や、単価の設定を都道府県で出来るようすべきである。 また、都道府県が実施する各種振興施策と連動させることによって、より効果の高い事業展開が可能となる。	経営所得安定対策等実施要綱		農林水産省	兵庫県	C　対応不可	水田活用の直接支払交付金においては、国としての水田フル活用の推進のために全国的な作付の拡大が必要な麦、大豆、飼料作物等の戦略作物に対する支援（戦略作物助成）に加え、地域が取組内容（作物等）・単価を設定できる産地交付金の仕組み（交付については、戦略作物助成、産地交付金ともに国から農業者に直接交付する仕組み）を設けており、本年度はその予算額も大幅に拡充されています（H25：539億円→H26：804億円）ので、野菜等の振興については、当該交付金を有効に御活用いただきたいと考えています。 麦、大豆、飼料用米等の戦略作物については、内閣として先般取りまとめた農政の見直しの重要な柱として、その本作化及びそれによる水田フル活用を着実に進めることとされていますので、それに支障が生じることがないようにする必要があり、対応は困難であるところです。	・国による基準が示されていれば、都道府県が交付主体となっても支障は生じない。むしろ、地域を熟知する県の方が適切な審査・運用が可能である。
760	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。	【現行】 米の直接支払交付金は、米の生産数量目標に従い、主食用米の作付けを行った農業者に交付されるものである。 【制度改正の必要性】 米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。 【改正による効果】 これにより、現状では、平地と中山間地等の条件不利地との間や、大規模稲作農家などの担い手と兼業農家の間でも一律である助成単価に差を設けるなど、各都道府県の地域性に合わせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。 （平成29年度までの時限措置）	経営所得安定対策等実施要綱		農林水産省	兵庫県	C　対応不可	米の直接支払交付金については、米は諸外国との生産条件の格差から生じる不利はなく、また、潜在的な生産力が需要量を上回っているなど政策的な問題があったため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）において廃止を決定したところです。平成26年産米から単価を7500円/10aに削減した上で平成29年産まで実施することとしたのは、この交付金を前提に、機械・施設への投資を行ってきた農業者等がいたための激変緩和措置です。 このため、米の直接支払交付金について、新たに交付単価に差を設けるなど、これまでと異なる仕組みとすることは、激変緩和措置としての本交付金の性質からして適当ではありません。 また、米の直接支払交付金は、全国一律の単価とすることにより、コスト削減等に取り組む地域においては努力に応じて所得が向上する仕組みがとられているが、仮に、地域別の単価を設定することとした場合には、コスト削減等の努力をしない地域が、努力をした地域よりも多くの交付金を得ることにもなりかねず、逆に不公平になると考えられます。 なお、傾斜地などの条件不利地に対しては、水稲に限らず、水田・畑地を対象とした中山間地域等直接支払を行っているところです。	・国による基準が示されていれば、県が交付主体となっても支障は生じない。むしろ、地域を熟知する県の方が適切な審査運用が可能である。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
917	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C　対応不可	『「農」のある暮らしづくり交付金」については、行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、平成27年度の予算要求を行わないこととした。	
759	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C　対応不可	前回お答えしましたように、水田活用の直接支払交付金においては、国としての水田フル活用の推進のために全国的な作付の拡大が必要な戦略作物に対する支援に加え、地域が取組内容・単価を設定できる産地交付金の仕組みを設けており、本年度はその予算額も大幅に拡充されていますので、野菜等の振興については、当該交付金を有効に御活用いただきたいと考えています。 麦、大豆、飼料用米等の戦略作物については、内閣として先般取りまとめた農政の見直しの重要な柱として、その本作化及びそれによる水田フル活用を着実に進めることとされていますので、それに支障が生じることがないようにする必要があります。 このため、ご提案の実現は困難であるところですが、都道府県への情報提供を通じて、都道府県との施策連携を密に図ってまいります。 なお、国が行っている交付事務を都道府県で行うことについて、その人員の確保等が難しいため、移譲しないでほしいといった声も聞こえているところであり、このような意見も十分踏まえる必要があると考えます。	4 【農林水産省】 （14）水田活用の直接支払交付金 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、当該都道府県の水田フル活用ビジョンを踏まえて事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。
760	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C　対応不可	米の直接支払交付金は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、平成30年産から廃止することとされています。このような中で、平成26年産米から単価を7500円/10aに削減した上で平成29年産まで実施することとしたのは、この交付金を前提に、機械・施設への投資を行ってきた農業の担い手等がいたためで、4年間限りの激変緩和措置です。 このため、提案内容のように、本制度の廃止までの間、都道府県が交付単価に差を設けるなど、これまでと異なる仕組みにすることは、政府が決定した激変緩和措置を変更し、この激変緩和措置を前提に経営の計画を立てている農業の担い手に対し、再度の経営計画の変更を余儀なくさせるものとなるため、激変緩和措置の趣旨が実現できなくなることから、適当ではありません。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
761	日本食・食文化魅力発信プロジェクト　日本の食魅力発見・利用促進事業のうち「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務の都道府県への移譲	「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務を国から都道府県へ移譲すること。	【現行】 地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るための商品開発、販路拡大、人材育成等に係る取組を支援する「食のモデル地域育成事業」では、農林水産省が公募、採択し、交付金は「食のモデル地域実行協議会」に直接交付され、当該協議会に県が構成員となっていない場合は、都道府県の関与なく事業が実施される。 【制度改正の必要性】 都道府県においては、特徴ある食品の加工技術の開発や、その生産者の育成に係る事業を展開しており、また都道府県が展開している独自のブランド戦略との連携を図ることで、蓄積された技術情報やデータベースを有効に活用できることから、より効率的に事業を展開することが可能となるため、国から都道府県に事務を移譲すべきである。 【支障事例】 具体的な支障事例として、本県では淡路島の農水産物・加工食品の生産・流通・観光・消費が一体となって、食料生産拠点としての淡路島の魅力をさらに引き出すとともに、島内はもちろん京阪神などの大消費地での新たな需要を開拓することを目的として、22年度に「食のブランド淡路島推進協議会」（事務局：洲本農林）を設置し、ブランド推進戦略を展開してきた背景がある。一方で、25年度に淡路市や(株)パソナ等が構成メンバーとなり、「淡路地域食のモデル構築協議会」を設立し、本事業を行っているが、同団体が本事業に採択されたことについて後日に県に情報が入り、取組内容についても、県の「食のブランド淡路島推進協議会」と重複する部分があり、県が本事業の交付事務を行っていれば、応募団体に対し既存団体との調整や県のブランド戦略等を指導することで、より効果的に事業展開が可能となったが、調整不足が見られた。	日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱		農林水産省	兵庫県	C　対応不可	本事業は「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」の一貫として、成果を全国に広く発信することを目的に地域でモデル的な取組を行う協議会の活動を補助するものであり、国として実施することが効果的な施策であると考えています。 なお、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体（都道府県又は市町村）の参画を必須としているところです。	・国による基準が示されていれば、都道府県が交付主体となっても支障は生じない。むしろ、地域を熟知する県の方が適切な審査運用が可能である。
919	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち食のモデル地域育成事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 同趣旨の地産地消を県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。 また、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。	日本の食魅力発見・利用促進事業実施要綱		農林水産省	埼玉県	C　対応不可	本事業は「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」の一貫として、成果を全国に広く発信することを目的に地域でモデル的な取組を行う協議会の活動を補助するものであり、国として実施することが効果的な施策であると考えています。 なお、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体（都道府県又は市町村）の参画を必須としているところです。	本事業は、国産農林水産物・食品や日本食・食文化の魅力を再発見し、全国に発信することを通じて、国産農林水産物・食品の消費拡大に繋げることを目的に、地域の農林水産物の利用促進や全国レベルでの国産農林水産物・食品の消費拡大に向けた取組等を、日本の食魅力再発見・利用促進事業により一体的かつ総合的に推進するものである。また、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体（都道府県又は市町村）の参画を必須としている。 同趣旨の地産地消の取組は県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消、事務の軽減になるとともに、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。
913	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農業基盤整備促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。	農業基盤整備促進事業実施要綱		農林水産省	埼玉県	C　対応不可	農業基盤整備促進事業は、我が国農業の競争力を強化するために、担い手への農地集積や農業の高付加価値化を推進するという国の政策目標を達成するための事業であり、財源・権限を都道府県に移譲することはできない。 なお、都道府県の農業政策や関連する事業の実施等とも整合を図るため、採択申請は都道府県経由としているが、補助金の交付方法については、事業主体に直接交付するものと都道府県経由で交付するものとを併用しているところであり、都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能である。	地域の実情に応じ迅速かつきめ細やかに農地や農業水利施設等の整備に対して補助する制度である。そのため、市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。 また、国は全体の目標を掲げ、地域の事情により精通している県が直接対応することにより、直接交付・間接交付の事務処理の煩雑化も無くなり、地域と連携して効率的に作業を進めることが可能である。 今後は都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
761	日本食・食文化魅力発信プロジェクト　日本の食魅力発見・利用促進事業のうち「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務の都道府県への移譲	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること			C　対応不可	前回お答えしましたように、本事業は、「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」において、本事業で実施する地域のモデル的な取組について、その取組の成果などを全国に広く発信することを目的とする全国事業と一体的に補助するものです。 この目的を達成するために、国が公募により直接全国レベルのモデル性を有する事業主体を採択する仕組みとしており、都道府県に交付事務を移譲することは困難と考えます。 また、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体（都道府県又は市町村）の参画を必須としており、都道府県が推進する地産地消の取組をはじめとする農業振興事業との連携を図り、効果を最大限発揮することが可能な仕組みとなっております。	4 【農林水産省】 （17）食のモデル地域育成事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。
919	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C　対応不可	前回お答えしましたように、本事業は、「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」において、本事業で実施する地域のモデル的な取組について、その取組の成果などを全国に広く発信することを目的とする全国事業と一体的に補助するものです。 この目的を達成するために、国が公募により直接全国レベルのモデル性を有する事業主体を採択する仕組みとしており、都道府県に交付事務を移譲することは困難と考えます。 また、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体（都道府県又は市町村）の参画を必須としており、都道府県が推進する地産地消の取組をはじめとする農業振興事業との連携を図り、効果を最大限発揮することが可能な仕組みとなっております。	［再掲］ 4 【農林水産省】 （17）食のモデル地域育成事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。
913	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C　対応不可	農業基盤整備促進事業は、国の政策目標を達成するために行っているものであり、財源・権限を都道府県へ移譲することはできない。 各実施地区について、都道府県の農業政策や関連する事業の実施等とも整合を図る必要があるため、採択申請については都道府県経由としているところであり、都道府県においては、採択申請時に各事業との調整が可能である。なお、本事業は都道府県も事業実施主体となることが可能であり、地域の実情に応じて適切に実施願いたい。（全国市長会からは、市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることから慎重に検討を行うべきとの意見も出されている。） また、補助金の交付方法については、事業主体に直接交付するものと都道府県経由で交付するものとを併用しているところであり、都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能としている。これは、事業の内容に応じてどちらの交付方法も希望する都道府県があることを踏まえた措置であり、地域の実情に応じた制度になっている。	4 【農林水産省】 （16）農業基盤整備促進事業 平成26年2月以降、都道府県以外が事業実施主体となる場合においても、都道府県経由で国に申請を行うよう採択申請を一本化したところであり、交付方法についても都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能であることを、地方公共団体に周知する。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
914	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支援対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。	環境保全型農業直接支援対策実施要綱		農林水産省	埼玉県	C　対応不可	環境保全型農業直接支払交付金については、平成27年度からは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認定することとしており、こうした国や地方公共団体の方針・計画に即して実施されることとなります。 このため、法律に基づき、引き続き、国の事業として実施することとなるが、交付ルートを、国から農業者への直接交付から、国→都道府県→市町村→農業者団体等に一本化することとし、都道府県からの申請に基づき、国は都道府県に必要とする額を交付する仕組みに見直すこととしています。また、農業者団体等からはこれまで国費と市町村分に分けて提出されていた交付申請書が１つになることと等により、事務手続きの負担の軽減も図られるものと考えています。 なお、本制度においては、都道府県が地域の実情に応じた独自の取組を地域特認取組として申請できるものとなっており、その際には農業者への交付単価も含め設定できるなど、地方の裁量を活かした制度となっています。	当該交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認定していることから、県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。
922	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち果樹経営支援対策事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 産地の実情を把握している県が行うことで、より効率よく、効果的な事業実施が可能となる。	果実等生産出荷安定対策実施要綱		農林水産省	埼玉県	C　対応不可	永年性作物であり、隔年結果等により需給バランスが崩れやすい果樹については、中長期的な需給見通しに即した生産振興を図るとともに、全国的な需給動向に即した計画的な生産・出荷体制を確保することが必要であることから、果樹農業振興特別措置法（果振法）に基づき、国は「果樹農業振興基本方針」を定めるとともに、その推進を図るため、果樹経営支援対策事業を実施してきたところです。 このため、本事業については、需給調整対策をはじめとして、全国各地の果樹の生産や需給を的確に把握しつつ、全国一律のルールの下で実施する必要があることから、国の事業として行うこととしています。 なお、本事業については、果振法に基づき、都道府県が定める「果樹農業振興計画」や、農家代表、農協、市町村、県普及・行政組織等により構成される産地協議会が産地の特性や意向を踏まえて目指すべき姿を定める「果樹産地構造改革計画」に沿って実施しているところです。	本事業は、果振法に基づき、都道府県が定める「果樹農業振興計画」や、農家代表、農協、市町村、県普及・行政組織等により構成される産地協議会が産地の特性や意向を踏まえて目指すべき姿を定める「果樹産地構造改革計画」に沿って実施している。 そのため、産地に近く、実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と綿密な連携を取り、より効果的で効率的な事業実施が可能となるため、県へ財源・権限を移譲すべきである。
923	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち茶改植等支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 産地の実情を把握している県が行うことで、より効率よく、効果的な事業実施が可能となる。	果実等生産出荷安定対策実施要綱		農林水産省	埼玉県	C　対応不可	茶改植等支援事業については、お茶の振興に関する法律（平成23年法律第21号）の制定とともに措置された事業であり、国内の茶の需要拡大や輸出拡大の取組と密接な関係があることから、国の助言・指導等が直接的に可能となる直接事業として設計されたものです。 茶については、産地が特定の地域に存在しており、産地ごとの規模も大きく異なることから、その事業量については、年度ごと、地域ごとに大きく変動します。 全国の産地が、基本方針の下で一体となって茶の生産振興を図るためには、国が産地間・年度間調整をしながら事業を実施することが、効果的かつ効率的であると考えます。	当事業の支援対象者は、茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも１経営体以上が、「人・農地プラン」又は「経営再開マスタープラン」に中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている、又は借り受けることが見込まれることとになっている。 そこで、産地に近く、茶の生産の実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と綿密な連携を取り、より効果的で効率的な事業実施が可能となる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
914	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	前回お答えしたように、環境保全型農業直接支払交付金については、平成27年度からは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認定することとしており、こうした国や地方公共団体の方針・計画に即して実施されることとなります。 このため、法律に基づき、引き続き、国の事業として実施することとなるが、交付ルートを、国から農業者への直接交付から、国→都道府県→市町村→農業者団体等に一本化することとし、都道府県からの申請に基づき、国は都道府県に必要とする額を交付する仕組みに見直すこととしています。また、農業者団体等からはこれまで国費と市町村分に分けて提出されていた交付申請書が1つになることと等により、事務手続きの負担の軽減も図られるものと考えています。 なお、本制度においては、都道府県が地域の実情に応じた独自の取組を地域特認取組として申請できるものとなっており、その際には農業者への交付単価も含め設定できるなど、地方の裁量を活かした制度となっています。	4 【農林水産省】 （15）環境保全型農業直接支払交付金 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平26法78）に基づき、国から農業者等へ直接交付する仕組みから、都道府県及び市町村を経由して農業者の組織する団体等に交付する仕組みに見直す。
922	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	本事業の執行に際しては、各地域協議会が作成した事業実施計画について、果振法に基づき都道府県段階に設立された法人が取りまとめの上で都道府県知事に協議を行い、その承認を受けることとしています。 また、産地協議会が「果樹産地構造改革計画」を策定する際は、都道府県知事に協議を行い、当該県の「果樹農業振興計画」に沿った内容であるか等の点からの審査・承認を受けることとしています。 なお、本事業については、改植・未収益期間に対する支援を定額助成とするとともに、申請期間を年3回設定するなど、産地の要望に応じた事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用に努めてきたところです。 このように、現行制度においても、都道府県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能です。	
923	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	都道府県との施策連携を密に図るため、事業実施主体決定時において、都道府県に情報提供を行うよう要綱等を改正します。	4 【農林水産省】 （11）茶改植等支援事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。（大臣・知事の並行権限とする） 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。（具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。） 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C　対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法（法15条）及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法（法18条）が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める（事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。）	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7,第19条,第20条,第39条,第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	関西広域連合	C　対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法（法15条）及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法（法18条）が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方農政局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
978	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	鳥取県	C　対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法（法15条）及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法（法18条）が存在する。報告徴収・立入検査、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。 なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。（指定法人への支払い業者：74、371者、自主回収認定業者：70者（H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料）） 75 / 136

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的なリサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったところ。 特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法（法15条）及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法（法18条）が存在する。 また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。 このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点についてはご別紙を参照されたい。	4 【農林水産省】 （7）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平7法112）（財務省、厚生労働省、経済産業省及び環境省と共管） 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的なリサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったところ。 特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法（法15条）及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法（法18条）が存在する。 また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。 このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。	〔再掲〕 4 【農林水産省】 （7）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平7法112）（財務省、厚生労働省、経済産業省及び環境省と共管） 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
978	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的なリサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったところ。 特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法（法15条）及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法（法18条）が存在する。 また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。 このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。	〔再掲〕 4 【農林水産省】 （7）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平7法112）（財務省、厚生労働省、経済産業省及び環境省と共管） 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。（大臣・知事の並行権限とする） 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。（具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。） 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C　対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める（事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。）	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条,第10条,第24条第1項から第3項		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	C　対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方農政局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	C　対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下、「法」という。）は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。 食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。 また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。 したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。 これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。	4 【農林水産省】 （8）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）（財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管） 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下、「法」という。）は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。 食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。 また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。 したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。 これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。	〔再掲〕 4 【農林水産省】 （8）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）（財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管） 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下、「法」という。）は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。 食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。 また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。 したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。 これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。	〔再掲〕 4 【農林水産省】 （8）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）（財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管） 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。（大臣・知事の並行権限とする） 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。（具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。） 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条		経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県	C　対応不可	同法目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を移譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。
27	農商工連携に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 農商工等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金　農商工等連携対策支援事業要綱		経済産業省、農林水産省	愛知県	C　対応不可	本制度は、中小企業の経営の向上や農林漁業経営の改善により国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。 また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。	事業計画認定に係る事務について、既に各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任されていることからすれば、都道府県に移譲することにより、さらに地域の中小企業のニーズを踏まえたきめ細かい支援を行うことができるのではないか。 全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。
851	農商工等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	農商工連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談事例からも、事業展開の初期段階から支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっているとともに、地域性や事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが散見される。 全国を見据えた視点についても、現地、連携体の現状を掌握している県などの地域行政の判断（審査会等や専門家の意見照会等）が必要である。 認定要件「新商品（新規性）」「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農商工連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。 認定件数が年間0件の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等問題を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り起し等につなげることができる。 （参考） 認定数H26..2.3現在　全国　計画認定626件、都道府県平均13.3件（愛媛県18件）、最少認定4件（佐賀県、長崎県）、最多認定　45件（愛知県） 愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施　11/18件 年度別　農商工等連携事業認定数 H20（176件）、H21（184件）、H22（65件）、H23（60件）、H24（60件）、H25（67件） 農商工連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや事業PRが弱い。 県等が実施している農商工連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条		経済産業省、農林水産省	愛媛県	C　対応不可	ご指摘のような、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることという要件は法律等では求めておらず、事業計画認定に係る事務については、本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において各地域の外部有識者等から選出する等地域性や事業者のニーズ等に配慮した運営を行っているところ。 また、各都道府県にて実施している農商工連携ファンド事業に対し、国が先進的なモデル事業の発掘・創出の観点から、地方では行うことの出来ない全国的視点の下で事業計画の認定及び補助金交付による支援を行う必要がある。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。	農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付するようご検討頂きたい。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	○資源の有効な利用の促進に関する法律の理念 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源法」という。）は、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効利用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律である。 具体的には、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮（原材料の使用の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等）、製造事業者等による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者等として取り組むべき事項を主務省令（「判断の基準となるべき事項」）として定めており、住民に最も身近な自治体において地域の実情に応じて適正に処理する廃棄物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位（製品の製造及び流通は一地域内で完結するものではない）で3Rを実施することを目的としたものである。したがって、製造事業者等における義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には、同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。 仮に、権限を委譲した場合の実務上の問題点については別紙をご参照されたい。	4 【農林水産省】 （6）資源の有効な利用の促進に関する法律（平3法48）（財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管） 特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27	農商工連携に関する事務の都道府県への移譲	・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	地方経済産業局及び地方農政局は、国の出先機関であり、全国的視点をもって対応しているところ。 また、前回記載したとおり、認定件数が年間0件の都道府県が多数存在するが、事務量の多少にかかわらず執行体制の整備が必要となり、都道府県の執行は極めて非効率であり、引き続き国が執行することが妥当である。 さらに、採択の基準を明確にしたとしても、直近5年間で平均1／4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされており、このなかには同一県内では連携先を見つけるのが困難であった案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考える。	〔再掲〕 4 【農林水産省】 （9）中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平20法38）（経済産業省と共管） （ⅰ）農商工等連携事業計画の認定（4条1項）については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 （ⅱ）農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助（農商工等連携対策支援事業）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。
851	農商工等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C 対応不可	地域レベルでは、御指摘のとおり農商工連携ファンドの活用等による支援が行われていると承知しており、全国レベルでのモデル的事業の認定との相乗効果により、活用事業の裾野拡大と底上げが図られていると認識。 なお、当該ファンドは、地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援するために組成されたものであり、本趣旨に則り、各都道府県の創意工夫により事業設計がなされているものと認識しており、引き続き当該ファンド事業と国の事業との連携を図ってまいりたい。 さらに、直近5年間で平均1／4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされており、このなかには同一県内では連携先を見つけることが困難であった案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考える。	〔再掲〕 4 【農林水産省】 （9）中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平20法38）（経済産業省と共管） （ⅰ）農商工等連携事業計画の認定（4条1項）については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 （ⅱ）農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助（農商工等連携対策支援事業）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
982	農商工等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	農商工等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。 その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。 また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。 現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。 なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条		経済産業省、農林水産省	神奈川県	C　対応不可	売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なことは貴県の指摘どおりであり、貴県を初めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと思料されるが、農商工等連携事業計画の目標である付加価値額や総売上高の達成のためには都心部等への販路開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。 また、本事業の執行については本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に事務処理を委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において当該地域の外部有識者から選出する等、地域事情に配慮しており、現行体制で特に不備はない。 さらに、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。	地元の販路分析や支援体制の構築については、地域の中小企業や小規模事業者の実情とニーズを把握している都道府県が、その実施する他の産業政策と連携させることによってより効果を上げることができるため、都道府県を実施主体にすること。 都心部への販路開拓は重要であるが、事務権限を移譲したうえで、国と地方が連携するべきと考える。従って、その重要性が故に国が実施することが適当ということにはならない。
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。 地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化（省エネルギー）の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条，第53条，第60条，第67条、第87条	福岡県提案分	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C　対応不可	前回の検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査に関する権限の移譲の受入れが困難である旨示されている。	昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。 本会としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものと考える。
510	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	当該業務は、県（一部市）が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。 国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。 そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。 なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各拠点が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条		国土交通省、経済産業省、農林水産省	神奈川県	E　提案の実現に向けて対応を検討	物流・流通業務効率化等に関する事務については、個々の地方自治体における十分な体制整備及び共管省庁と制度のあり方について調整が完了した場合に、地方自治体の発意に応じて選択的に移譲することに異存はない。	総合効率化計画の認定等の事務については、計画を実施する者の種別等に応じて、国（国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣）または都道府県が行うこととなっており、申請者にとっては煩雑な制度となっている。 この状況を改善するため、権限移譲に当たっては、国（三主務大臣）の所管分すべてについて同時に行う必要があると考える。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
982	農商工等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			C　対応不可	前回記載した理由に加え、農商工等連携対策支援事業は、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて本政策に関連した独自施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農商工連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国が全国レベルでのモデル的事業を支援することにより、相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携してまいりたい。 さらに、直近6年間で平均1／4程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされており、このなかには同一県内では連携先を見つけることが困難であった案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考える。	〔再掲〕 4 【農林水産省】 （9）中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平20法38）（経済産業省と共管） （ｉ）農商工等連携事業計画の認定（4条1項）については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 （ⅱ）農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助（農商工等連携対策支援事業）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 ・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したもの。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C　対応不可	1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策とで構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。 2. 国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」ため、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び統一的な基準に基づく運用は必須である。 3. また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を移譲した場合、事業者全体の状況を把握し、勘案した上での事務を実施することが不可能となる。 4. さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での規制を行っているところであるが、今回の九州知事会の提案のように、自治体が自らの管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者にとっては、同一事業者でも事業所ごとに立入検査等を行う主体が異なることとなり、法の趣旨に反する。この際、全国知事会の意見のように国の指示権を認めず自治体毎に異なる運用が行われた場合は特に、事業者の混乱を招くおそれがある。また、自らの管内に本社がある事業者が有する他自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。 5. 加えて、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に関わらず当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。 6. 以上のことから、移譲の対象とはできない。	4 【農林水産省】 （5）エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭54法49）（警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管） 特定事業者等（事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
510	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E　提案の実現に向けて対応を検討	物流・流通業務効率化等に関する事務については、個々の地方自治体における十分な体制整備及び共管省庁と制度のあり方について調整が完了した場合に、地方自治体の発意に応じて選択的に移譲することに異存はない。 なお、権限移譲の検討に当たっては、国（三主務大臣）の所管分全てについて同時に移譲できるかどうかも含めて共管省庁と調整していく考え。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
138	農地制度のあり方について	・農地の確保に資する国・地方の施策の充実 ・農地の総量確保の目標管理 ・農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し	〔基本的認識と改革の方向性〕 〇真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 〇地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進 →国、都道府県、市町村が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築するとともに、個別の農地転用許可等は、市町村が担うべき 〔見直しの方向性〕 〇農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みを充実 ・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定（国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置）（地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施） ・地方では新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記（現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ） 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定 目標管理に係る実行計画の実施状況等を第三者機関が事後評価 〇農地転用許可制度等（ミクロ管理）の見直し ・農地転用許可等について、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲 ・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等 ・市町村農業委員会選任委員の学識経験者の比率を高めることを可能とする ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止（地域の実情を踏まえ、必要に応じて聴取） 〇農地において農業が力強く営まれるための取組を充実 国は制度の枠組みづくりを行い、地方は農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策等の具体の施策を推進 ※別紙参照	農振法第３条の２、第４条、第５条の２、第５条の３、第８条、農地法第４条、第５条、附則第２項、農業委員会等に関する法律第12条	別紙参照	農林水産省	全国知事会、全国市長会、全国町村会	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	平成26年８月５日に公表した「農地制度のあり方について」（地方六団体提言）に対する「農林水産省の考え方」（左記回答）については、現行制度の課題において一定の部分は地方六団体提言と認識を共有していると考えているが、これらの課題を踏まえた農林水産省としての具体的な提案は十分に示されておらず、地方六団体提言に対して様々な懸念を示すにとどまっている。 地方六団体提言は、農林水産省が懸念を示している点にも十分応えているものと考えているが、これらの懸念を払拭するため、地方六団体提言の考え方を補足するので、これに対する農林水産省の見解について回答いただきたい。 また、農地の総量確保（マクロ管理）及び個別の農地転用許可等（ミクロ管理）の見直しについて、農林水産省においてお考えのスケジュールと具体策の案を明示していただきたい。 （別添参照）
292	農地制度のあり方について	農地の確保に資する国・地方の施策を充実させる。 農地の総量確保の目標管理を行う。 農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直しを行う。	【農地の確保に資する国・地方の施策の充実】 実効性ある農地の総量確保の目標管理の仕組みを構築する。具体的には、国指針として「確保すべき農用地等の面積の目標」を設定することとし、この設定に際し、農地確保の施策効果ごとの目標を設定する。従来、市町村は目標設定に関与することができなかったが、これらの目標は、国、都道府県、市町村が十分議論を尽くした上で設定することとする。このため、単に国が地方の意見を聴取するのではなく、国と地方が透明性を確保した中で、実質的な議論を行うための新たな枠組みを設けることとする。なお、「確保すべき農用地等の面積の目標」については、国指針、都道府県方針、市町村計画に明記することとする。また、農地確保の施策について確実に実行に移すため、国、都道府県、市町村それぞれのレベルで、「実行計画」を策定する。 【農地の総量確保の目標管理】 個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から、市町村に移譲し、国、都道府県の関与は不要とするべきである。また、市町村計画の策定のうち農用地区域の設定・変更についても、都道府県知事の同意を不要とするべきである。 【農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し】 上記の目標達成に向け、国は農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進する。	農振法第３条の２、第４条、第５条の２、第５条の３、第８条 農地法第４条、第５条、附則第２項		農林水産省	三重県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	〇地方六団体で示した「農地制度のあり方について」（平成２６年８月５日）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。
16	農地転用許可権限の移譲	①農地転用許可については、大臣許可・協議等の事務処理に多大な時間や手間を要し、迅速性に欠けるため支障があり、地域事情を把握している市町村に権限を移譲すべきである。総合的な土地利用行政を担う観点から、基礎自治体である市町村に権限を移譲すべきである。 ②現行の許可権限は、面積4ha超の農地にあっては「国（農林水産大臣）」、4ha以下2ha超は、国の事前協議に基づいて「都道府県知事」、2ha以下は「都道府県知事」（権限移譲を受けた市町村は除く。）にある。これらすべての許可権者を「市町村へ移行」する。	・支障となる手続きの現状と事例 開発計画を進めるためには、農用地区域からの除外（以下「農振除外」と標記。）の許可を受け、その後農地転用の手続きを進めることとなることから、農地転用が許可される見込みがない事案については農振除外の手続きが進められない。そのため、農振除外が必要な大規模な開発については、国、県との事前協議を行い、除外相当と認められた後に農振除外の申請を行うこととなる。国との協議は非常に長期間を要するため、開発計画の速やかな推進は困難である。 ・迅速な事業推進の必要性 農家の後継者の住宅整備等小規模な開発に伴う転用についても、農振除外の手続きにおいて県との協議に相当な時間を要し、後継者の定住に支障がある。 ・地域の実情を踏まえた必要性 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。地域事情を把握している基礎自治体が、土地利用行政を総合的に担っていく必要があるという観点から、市町村に許可権限を移譲すべきである。	農地法第４条及び第５条	地方自治確立対策協議会（地方六団体）から規制改革会議あてに、同様の意見を提言（参考資料）済	農林水産省	飯田市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	「農地制度のあり方について」（平成26年８月５日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・上記のことを実現するためには、「農地の総量確保」と「地域の実情に応じた農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更」を両立させる適切な運用基準が必要となるが、その制度設計に当たっては、国は地方公共団体の意見を十分に聴き、市町村が移譲された事務・権限を適切に運用できるようにすべきである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
138	農地制度のあり方について	（当会意見）	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ⅰ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
292	農地制度のあり方について	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ⅰ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
16	農地転用許可権限の移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ⅰ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
20	農地転用許可（4ha超）権限の移譲	農地の転用（4ha超）に関する許可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した地方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な開発を招くとは考えにくい。国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図られることを考慮すると地方で行う方が効果的な事務ができる。	農地法4条1項、5条1項		農林水産省	愛知県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	真に守るべき農地の確保を図る方策は重要と考えるが、地方分権にも十分に重きを置き、提案どおりの対応が実現するよう検討していただきたい。
80	全ての市町村に転用許可権限を移譲	農地法第4条及び第5条を改正し、農地転用の許可を市町村が行うようにする	現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。 土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。 しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえでの阻害要因になるとともに、迅速性にも欠けている状況である。 地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めることは、地方分権を進めるうえで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。 そのため、農地転用の許可を市町村が行うことができるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。	農地法第4条第1項、第5条第1項		農林水産省	松前町	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	松前町は山のない平坦な地形であり、新たな農地の確保は難しい状況であるが、宅地開発等の需要は高い。 その中で、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するためには、農地転用許可の権限委譲が必要である。
91	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を、農林水産大臣及び都道府県知事から、市町村長へ移譲すること。	【支障】土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割りであるが、都市計画法制が一定の権限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まちづくりを地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用について農林水産大臣の許可、協議を必要とする案件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問題がある。 【改正の必要性】農地転用に関する事務権限を市町村に移譲する。これにより、地域の実情を把握する市町村が事務を行うことで事務の迅速化が図られるとともに、地域における土地利用の責任を地方が担うことが可能となる（別途、農地法附則第2項に基づく、国への協議を廃止することも提案）。 【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守られなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書（添付）で提案しているとおり、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関による評価を行うことで実効性を確保すること等により、解消が可能である。	農地法第4条、第5条	（添付資料） ・地方六団体農地制度PT報告書（H26.7）	農林水産省	佐賀県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	地方六団体「農地制度のあり方について」を実現することが、地方分権の観点と農地確保の観点から検討を行うとした閣議決定の趣旨に最もかなうと考えており、その実現を強く求める。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
20	農地転用許可（4ha超）権限の移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と併行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
80	全ての市町村に転用許可権限を移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 【全国町村会】 「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と併行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
91	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と併行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
100	農地転用許可権限の市町村への移譲	①4haを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を市町村長へ移譲する。 ②4ha以下の農地転用に係る知事の許可権限を市町村長へ移譲する。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、不要な出費を強いる場合がある。 【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができている。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	農地法第4条第１項及び第5条第１項		農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成２０年度までに県内全市町村に事務・権限を移譲しており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理ができている状況にある。 農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が行えるようにすべきである。
121	4haを超える農地に係る転用許可権限の移譲	農地法第４条又は第５条に基づく農地の転用許可権限のうち、農地面積が4haを超えるものに係る農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	【提案の背景】 農地転用に当たっては、農地面積が4haを超える場合は農林水産大臣、4ha以下の場合は知事が許可権限を有している。これについて、政府においては、平成25年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度については、平成26年を目途として、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 【制度改正の必要性】 大臣許可案件の処理には、知事許可に比べ、事前協議等に数カ月以上の期間が加わるため、迅速な事務処理に支障を来たしている。例えば、企業立地等の転用需要に対し、開発者の事業展開のスピードを勘案した迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期にわたる協議等によって農業振興を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性があることなどがあげられる。大臣の許可権限を知事に移譲することにより、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。 【懸念への対応】 大臣許可権限の知事への移譲により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保は可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。	農地法第４条、第５条	参考資料 ・平成26年度　静岡県の提案（抜粋）	農林水産省	静岡県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等の検討に当たっては、随時検討状況について情報提供するとともに、地方と十分協議することを求める。 また、平成21年改正農地法附則を踏まえた適切な時期までに結論を得ることを求める。
143	農地転用に係る事務・権限の市町村への移譲	農地転用に係る国の許可権限を地方公共団体に移譲すること。	【支障】 佐賀市における新工業団地開発は、平成１８年の新工業団地の適地調査に始まり、平成２１年には地元の同意のもと候補地を決定した。以降、庁内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。 当初の計画では、平成２２年に用地買収に着手し、平成２５年には分譲開始という予定であったが、平成２１年の農地法等の一部改正により、農地転用許可要件や、２７号計画で認められる施設の要件が以前より厳しくなったこともあり、事業着手の手法を見出せない状況となり、未だ用地買収に着手できない状況となっている。 本市の平野部分は都市計画区域だけであり、その中で市街化区域内では一団の土地の確保は難しく、市街化調整区域内の農地しか工業団地の適地が無いというのが実情である。しかし、市街化調整区域の大規模な農地の開発については、農政局の協議・許可が必要であり、手続が長期化している。そのため、企業も農地の開発を回避する傾向にあり、実際に佐賀市内に適当な広さ・条件の用地が無いとのことで市外に流出した企業もある。 【必要性】 農地転用許可権限を市に移譲することにより、本市の構想の下に農業と工業、市街地のバランスある土地利用が促進され、地域における雇用の確保や企業誘致による自主財源の確保等、地域経済の活性化を図ることができる。	農地法第４条及び第５条		農林水産省	佐賀市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	意見なし

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
100	農地転用許可権限の市町村への移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしていると認められ、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
121	4haを超える農地に係る転用許可権限の移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしていると認められ、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
143	農地転用に係る事務・権限の市町村への移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
151	農地転用の農林水産大臣及び都道府県知事の許可権限の市町村への移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の農林水産大臣の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村に移譲する（併せて4ヘクタール以下の農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の知事の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村へ移譲する。）。	「必要性」 農地転用許可の審査期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる（住民に、より身近な基礎的自治体において総合的な土地利用の観点からの判断が迅速にできる。）。 農地転用は、営農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならないものである。 農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。	農地法第4条第1項及び第5項並びに第5条第1項及び第4項	・本県の農地及び農地転用許可の状況の概要	農林水産省	鳥取県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有している。農地転用については、許可基準が明確であれば、許可権者によって判断が異なることはないため、許可面積により許可権者を区分する必要はなく、権限移譲による農地確保への支障もない。 また、移譲に当たっては、地域の農地等の状況は、市町村がもっとも認識しており、迅速な対応がとれることから、権限を市町村に移譲することが適当であり、速やかに許可権限を移譲すべきである。
195	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲する	【制度改正の必要性】 4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。 県が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会での審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって許可権者が変わることに合理性はない。	農地法4条、5条		農林水産省	和歌山県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	農地制度のあり方については、現在、内閣府所管の地方分権改革有識者会議農地・農村部会において、総合的な検討が進められているところと承知している。 別添の「農林水産省の考え方」では、農地転用の許可権者は現場と距離をおいて判断ができる者が適切であるとあるが、4ha以下の案件は都道府県が許可権者であり、転用面積により許可権者が異なることは合理性に欠け、また、総合的なまちづくりの観点からも好ましくないと考える。許可の際の適正な判断については、国が農地法、同法施行令及び同法施行規則をより明確化することで確保できるものである。 なお、今後、地方六団体の提言のとおり市町村への権限移譲の検討を進めるのであれば、農地が虫食い状態となることを防ぐため、許可に当たっては都道府県への協議を設けることも含めた検討をお願いしたい。
197	農地転用の農林水産大臣許可権限を都道府県に移譲	4haを超える農地の転用にかかる許可権限を大臣から都道府県知事に移譲する。	【根拠条文】4haを超える農地転用は農林水産大臣の許可が必要である。 【改正の必要性】 農地転用の大臣許可については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を進めていく上で課題となっている。 地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。 【具体的な支障事例】 大規模商業施設を誘致するため、市街化区域編入したが、その後の交通協議で市街化調整区域内で道路拡幅が必要となった。本来市街化区域内の農地転用は許可不要であるが、一連の事業計画のもとに市街化区域と市街化調整区域にまたがって転用が行われその面積の合計が4haを超える場合は市街化調整区域にある農地転用は大臣許可が必要とのこと。開発事業者が道路拡幅を行う場合大臣許可手続きに相当の時間を要することとなり事業計画が遅れることが予測されたため、開発事業者による道路拡幅は断念し、市が直接施工した。	農地法第4条第1項、第5条第1項		農林水産省	奈良県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	・地域の実情を把握する地方が事務を行うことは、総合的なまちづくりの観点から必要なことであることを重視して検討していただきたい。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
151	農地転用の農林水産大臣及び都道府県知事の許可権限の市町村への移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
195	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
197	農地転用の農林水産大臣許可権限を都道府県に移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
212	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	【支障事例】 国内外屈指の光技術を有する浜松ホトニクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所（磐田市下神増）において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。例えばこの面積が4haの農林水産大臣許可案件となれば、さらに期間を要するものであると考えられる。 【必要性】 磐田市では、新東名高速道路の（仮称）磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要すことがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる 【効果】 4ha超の農地転用許可の権限移譲により、手続き期間が1年以上短縮が見込まれる。	農地法第4条、第5条		農林水産省	磐田市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	意見なし
225	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。 農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。	【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となっており、また、4ha超の場合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。 【制度改正の必要性】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に怖じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。	農地法第4条、第5条、附則第2項		農林水産省	三重県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	○地方六団体で示した「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。
234	4ヘクタールを超える農地転用の農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を都道府県知事へ移譲する。	【支障事例】 4ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可する場合であっても，各農業委員会において意見書を添付するために農業委員会でも審査は行われており，二重の審査が行われている。また，地方農政局における手続に一定程度時間を要する。このため，刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを企業等が逃す場合や，不要な出費を強いる場合があり，許可権限を都道府県へ移譲することにより事務の迅速化を図るべきである。 【懸念の解消】 国は，現行制度について，大規模農地転用については，優良農地の確保や大規模農地転用によって用排水系統を分断し周辺農地に大きな影響をもたらすこととなり慎重な判断が必要となるなど農地転用制度の適正な運用を図るためとしているが，農地転用許可について県（本県では市町へ権限移譲済）が行う場合と農林水産大臣が行う場合で許可の基準が変わるものではなく，都道府県（本県では市町）は審査能力を有することから，許可権限を都道府県へ移譲することによる支障はない。	農地法第4条第1項及び第5条第1項		農林水産省	広島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	本県においては，事務処理特例条例により，農地転用に係る事務についてすべての市町村に事務を移譲しており，適正に処理をしている。「国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくか」については，許可基準を厳正に適用するために，基準のさらなる明確化により都道府県や市町村において処理は可能と考える。 また，2（4）ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可（大臣への協議）する場合であっても，農業委員会でも審査は行われており，二重の審査が行われている。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
212	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
225	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ⅰ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。	
234	4ヘクタールを超える農地転用の農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ⅰ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
262	農地転用許可の移譲	4ha超の農地転用許可の権限については農林水産大臣から地方に移譲すること。 （ただし、優良農地の確保の観点から、国が関与する一定の権限の留保は必要。）	【制度改正の必要性等】 農地法第４条、第５条による4ha超の農地転用は農林水産大臣許可となっているため、自治体が持つ他法令許可等との確認・調整作業に多くの時間を要し、審査期間が長期化してる。 【制度改正の経緯】 平成２５年１２月２０日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律（H21法57）附則第１９条第４項に基づき、同法施行後５年を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国に関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。 農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。 【懸念への対応】 本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、大臣許可案件の調整を24件処理しており、地方が権限の移譲を受けても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。 ただし、優良農地の確保の重要性を考慮すると、国レベルの視点からの考察も必要と思われるため、地方自治法第245条の5に規定する是正の要求の対象に2ha超の案件も含まれるよう農地法第59条を改正するなど、国が関与する権限を留保すること。	農地法第４条、第５条		農林水産省	埼玉県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	農振法・農地法の枠の中で優良農地確保と地域経済活性化を両立させるのが地方の役割であり、地域の実情に応じたまちづくりの実現に向けて、農地制度を含めた土地利用制度を地方が主体となって事務を行うことが必要である。 そのため、4ha超の農地転用許可の権限を地方に移譲すべきである。
300	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限を法律により市町村に移譲する。	【提案事項】 農地の転用は、住民に身近な市町村が権限を持ち、迅速かつ簡素に許可事務を行うことが必要であり、農地転用等に関する許可権限を法律により市町村に移譲するべきである。 このことにより、住民にとっては、申請から許可までの時間の短縮、地域の実情をよく知る市町村農業委員会で事務処理が行われ説明等が簡略化されるとともに、行政にとっては、市町村（農業委員会）の主体的な意思決定や地域の特色を生かした事務執行が可能となるため、まちづくりの主体である市町村による総合的な行政が展開されることとなる。	農地法第4条第1項、第5条第1項		農林水産省	福島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	＜回答＞ 土地は様々な産業等の基盤となるものであり、農地を含む土地利用に係る行政事務について、市町村が主体として総合的に担うことがまちづくりを進める上で極めて重要である。 現在は、農地転用面積により、許可権者が国、都道府県又は権限移譲市町村と分けられているが、実際の申請においては事業の必要性、規模の妥当性等について、案件の規模の大小に関わらず許可基準（許可基準に規模の区別はない）に従い審査しており、規模の大小で分ける合理性はない。 農地が国民への食料の安定供給等の基盤であり、食料自給率の向上のために、その確保が重要であることは都道府県や市町村も認識しているものと考えるが、なお国民全体がそのような認識を共有すること、また土地を農業利用することが他の土地利用に対して優位性を有するようになることも重要と考える。 市町村への権限移譲を進める上での担保措置については、転用基準の更なる明確化、一定規模以上の案件について事後的な報告の義務付け、連絡調整会議の設置等が考えられる。
313	農地転用の許可権限の国から都道府県への移譲	4haを超える農地転用の許可権限について、国から都道府県へ権限を移譲すること	【支障】 農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、4ha超の国許可案件の農地転用については、申請から許可まで1年間を要している事例があるなど事務手続の迅速化を阻害している。 【制度改正の必要性】 許可基準が法令で定められており、国と県との間で意見が異なることもなかった点や事務手続きの簡素化による住民サービスの向上を考慮すると、都道府県へ権限を移譲するべきである。	農地法第4条 農地法第5条		農林水産省	熊本県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	農地転用許可については、優良農地の確保の観点及び食糧の安定供給等の基盤である農地の確保からも適正に行わなければならないと考えている。 農地転用の許可は、農地法、同法施行令及び同法施行規則並びに「農地法関係事務に係る処理基準」及び「農地法の運用」等の通知に基づいて行われており、農林水産大臣許可も都道府県知事許可も許可基準は同一である。本県においても今までの農林水産大臣許可案件において、国の判断と本県の判断に相違があったことはない。農地転用については、許可基準に基づき適正に執行していると考えている。 「食糧の安定供給等の基盤である農地の確保の検討」については必要と考えるが、農地転用の実施主体の農地転用の許可権者の判断は、農地転用は許可基準に基づき施行されているため、当該検討とは別途行われるべきと考える。速やかな検討を行われ、4ha超の農地転用の許可権限の国から都道府県への移譲をお願いしたい。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
262	農地転用許可の移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と併行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
300	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と併行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
313	農地転用の許可権限の国から都道府県への移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と併行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
347	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲すること	【提案事項】 農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲 【支障事例】 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。 【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「都道府県農業会議への諮問の廃止」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものと考える。	農地法第４条、第５条		農林水産省	大分市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となるという認識は地域行政においても共有している。 しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かし守るべき農地とその他の活用を考えるべき農地を見極め、有効利用を図っていくことは、地域の実情に精通した市町村の役割と考えている。 このようなことから、基礎自治体による主体的な土地利用を進めるためには、「農地利用計画に係る県の同意の廃止」、「県農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国（農林水産省）の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。
417	農地転用の許可権限の移譲	農地法第４条及び第５条に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	土地利用行政を基礎自治体が総合的に担う観点から、農地法第４条第１項、第５条第１項に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。 （権限移譲等の必要性） ・地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。 ・農地転用許可基準は農地法等で明確化されていることから、その基準への適否については地域の実情を熟知している基礎自治体が適正に判断することができる。 ・農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効率的かつ効果的な施策展開が可能となる。 ・農地転用許可権限を基礎自治体が担い、農業委員と連携することで地域の農業振興を図り、不要な宅地開発を防ぐことができる。 ・当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限の一部が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。 ・農林水産大臣の許可案件についても、農業委員会が申請者からの転用相談を受け、許可基準に係る調査を行っているのが実情である。 （支障事例） 別紙No.1に記載のとおり	農地法第４条第１項、第５条第１項	○政府の地方分権改革有識者会議がとりまとめた「地方分権改革の総括と展望」で「農地転用の許可権限等は条例による事務処理特例制度により都道府県から市町村に権限が移譲され、特段の支障がなく事務処理が行われている。市町村優先の原則の下で移譲の実績が積みあがったものについては、法令による移譲を進めることが必要」としている。 ○地方分権改革有識者会議農地・農村部会において農地転用等に係る事務・権限の移譲関係、農地の確保のための施策の在り方関係について検討を進めている。	農林水産省	指定都市市長会	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。
439	農地転用の権限移譲	農地の転用に関する許可権限を市町村長に移譲する。	【現状】 県内の市町村が工業団地開発などを進めるうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。 【支障事例】 A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路のIC周辺という企業立地の絶好の場所に位置しているとともに、雇用の場の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性（当該工業団地に立地する企業の具体的な企業名の提示等）等、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進展しない。 【支障事例の解消策及び効果】 農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とすることにより、工場団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致等を進めることができる。	農地法4条1項、5条1項		農林水産省	岐阜県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	現在、農林水産省において、農地転用事務の実施主体の在り方について、検討していただいているところであるが、地域の実情に精通している市町村長に、農地転用の権限を移譲していただくよう、強くお願いする。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
347	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方策について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしていると認められ、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
417	農地転用の許可権限の移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方策について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしていると認められ、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
439	農地転用の権限移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方策について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしていると認められ、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
468	農地の転用に関する事務の国からの権限移譲	・4haを超える農地転用許可事務の都道府県への移譲	開発計画等の大規模な農地転用が予定された場合、大臣許可に至るまでの国との調整が長期間に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、4ha超の転用許可を権限移譲することで、事務が地方に一本化され、事務処理期間の短縮が見込めるとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。	農地法第4条及び第5条		農林水産省	神奈川県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	意見なし
672	4haを超える農地転用に対する農林水産大臣許可を県知事に権限移譲	地域の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。	調整に時間を要することから、地域や企業のニーズに応じた土地利用に支障が生じている。 また、現状として、 １ 現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状況であり農業政策上からも好ましい状況とは言えない。 ２ 既存集落においては高齢化と人口減少が進行している。 ことが挙げられる。 これらを打破するための施策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規制が迅速な対応を求める企業との交渉の支障となっている。②既存集落の維持のためには、兼業農家（農業後継者）が居住できるよう、就労場所の確保が必用である。	農地法第4条、第5条		農林水産省	須坂市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 なお、 ① 企業用地の確保については、農業上の土地利用との調整を図った上で、工場立地法に基づき工場適地として位置付けること ② 就労場所の確保のために農村地域工業等導入促進法に基づき工業等導入地区内に含めること 等、他の法律に基づき公益的なものとして位置付けることにより、農地転用が可能となる場合もあるので、具体的に検討されている案件があるのであれば、個別に長野県や関東農政局に御相談していただきたい。	食料自給率向上を図るのであれば、カロリーの高い米麦、油脂、家畜飼料を作付ける農地を重点的に守り生産性を上げるべきである。地域により異なる農地の利用状況を考慮せずに全国一律の規制を当てはめるのではなく、地域の実情を熟知している地方に権限を委ねることで、土地利用と農地保全の両方の観点をもって、地方の活力をより一層高めるための土地利用が可能となる。 なお、農村地域工業等導入促進法に基づく農地転用については、参入業種が限られ、計画作成までに時間もかかることから、地域や企業ニーズ応じて行うことは難しいものである。
703	4ヘクタールを超える農地転用に係る都道府県知事への許可権限の移譲	農地転用面積が4ヘクタールを超える場合の農地転用許可権限を現行の農林水産大臣から都道府県知事に移譲する。	【権限移譲の必要性】 農地の総量確保のあり方と併せて検討すべきものと考えるが，4ha超の農地転用許可については，国よりも農地の状況をより把握できる県に権限移譲を行うことで，事務処理全体の時間短縮や申請人の負担軽減等が図られる。 【当県における事務の実績】 平成23年から平成25年までで5件発生 所要期間が長いものの例としては，2年8ヶ月（協議5回），1年6ヶ月（協議4回）	農地法第4条及び第5条		農林水産省	鹿児島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	県においても，優良農地の確保の重要性については十分認識の上で農地転用許可事務を執行しているところであり，国よりも農地の状況をより的確に把握できる県に権限移譲を行うことで，農業以外の土地利用との迅速な調整が可能となり，事務処理全体の時間短縮や農地転用申請者の負担軽減等が図られることから，県へ権限を移譲することが必要と考える。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
468	農地の転用に関する事務の国からの権限移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
672	4haを超える農地転用に対する農林水産大臣許可を県知事に権限移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ⅰ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
703	4ヘクタールを超える農地転用に係る都道府県知事への許可権限の移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ⅰ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
720	農地の転用に関する事務	農林水産大臣許可案件（4ha以上）の権限を地方に移譲する。	大臣転用案件については、都道府県を経由して国において許可・不許可を判断しているところ、地域の状況（地理的・地勢的）についてどうしても国では把握が十分ではなく、結果的に都道府県等に状況の確認を行うこととなり、申請者にとっては多大な時間を要しており、その部分の負担を軽減するために、権限を地方に移譲して、申請者側の負担を軽減する。	農地法第４条、第５条		農林水産省	徳島県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	食料の安定供給の基盤としての農地の確保は、確保すべき農用地等の面積の目標として、国、都道府県、市町村が議論の上で設定し、実行計画を策定する。 その実行計画を踏まえた上で地方において転用手続を行えば必要な農用地は確保できると考える。
752	大臣許可を要する農地転用許可権限（4ha超）の都道府県への移譲	農地転用については、現行では4haを超える案件は大臣許可が必要とされているが、当該許可について許可権限を都道府県に移譲すること。	【現行】 4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても、地域の実情に応じた農業生産の基盤である農地の確保といった県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。 【制度改正の必要性】 全国知事会による自治体アンケートによれば、企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに長期間（2年程度）要した事例もあり、計画的な地方の施策展開に支障が生じている。そもそも許可基準は同一であり、面積で許可権者が異なるのは不合理。大規模農地の農地転用許可権限を都道府県に移譲することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。 【改正による効果】 地域の実情を把握する県において、国のような縦割りではなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。 県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることに合理性はない。	農地法第４条、第５条		農林水産省	兵庫県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	・都道府県知事が行う農地転用許可事務は、農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断の上、市町村農業委員会の審議や都道府県農業会議への意見聴取により、客観的かつ総合的な判断がなされており、転用面積の大小によって許可権者等が変わることについて、客観的・合理的な理由がないものと考える。
935	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第４条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。	【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、4ha超の場合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。 【制度改正の必要性】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に怖じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。	農地法第４条、第５条		農林水産省	三重県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	○地方六団体で示した「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
720	農地の転用に関する事務	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ⅰ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に乖離がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
752	大臣許可を要する農地転用許可権限（4ha超）の都道府県への移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ⅰ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に乖離がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
935	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ⅰ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に乖離がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
38	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	同左	【支障事例】 法令に規定はないが、協議に先立つ事前相談が慣例となっており、その分、審査期間に遅れが生じている。 【制度改正の必要性】 農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した地方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な開発を招くとは考えにくい。国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図られることを考慮すると地方で行う方が効果的な事務ができる。	農地法附則2項		農林水産省	愛知県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	真に守るべき農地の確保を図る方策は重要と考えるが、地方分権にも十分に重きを置き、提案どおりの対応が実現するよう検討していただきたい。
120	2haを超え4ha以下の農地に係る転用許可等に係る農林水産大臣との協議の廃止	農地法附則第２項により都道府県知事に義務付けられている、2haを超え4ha以下の農地転用許可等に係る農林水産大臣協議の廃止	【提案の背景】 農地転用に当たっては、農地面積が4ha以下の場合は知事（又は権限移譲市長）が許可権限を有しているが、2haの農地転用については、農林水産大臣との協議が必要となっている。政府においては、平成25年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度について、平成26年を目途として、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 【制度改正の必要性】 大臣協議が必要な案件の処理には、協議不要の案件に比べ、事前協議等に数カ月以上の期間が加わるため、迅速な事務処理に支障を来たしている。例えば、企業立地等の転用需要に対し、開発者の事業展開のスピードを勘案した迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期にわたる協議等によって農業振興を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性があることなどがあげられる。大臣協議の廃止により、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。 【懸念への対応】 大臣協議の廃止により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保は可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。	農地法附則第２項	参考資料 ・平成26年度　静岡県の提案（抜粋）	農林水産省	静岡県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等の検討に当たっては、随時検討状況について情報提供するとともに、地方と十分協議することを求める。 また、平成21年改正農地法附則を踏まえた適切な時期までに結論を得ることを求める。
178	農地転用の許可に対する農林水産大臣協議の廃止	農地法附則第２項の2ha超4ha未満の農地転用に係る都道府県から農林水産大臣への協議を廃止する。	【支障】土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割りであるが、都市計画法制が一定の権限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まちづくりを地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用について農林水産大臣の許可、協議を必要とする案件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問題がある。 【改正の必要性】農地法附則第２項の2ha超4ha未満の農地転用に関する都道府県から国への協議を廃止する。これにより、地域の実情を把握する地方自治体が事務を行うことで事務の迅速化が図られるとともに、地域における土地利用の責任を地方が担うことが可能となる（別途、農地転用に関する事務権限を市町村長に移譲することを提案中）。 【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守られなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書（添付）で提案しているとおり、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関による評価を行うことで実効性を確保すること等により、解消が可能である。	農地法附則第２項		農林水産省	佐賀県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	地方六団体「農地制度のあり方について」を実現することが、地方分権の観点と農地確保の観点から検討を行うとした閣議決定の趣旨に最もかなうと考えており、その実現を強く求める。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
38	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
120	2haを超え4ha以下の農地に係る転用許可等に係る農林水産大臣との協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
178	農地転用の許可に対する農林水産大臣協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
181	農地転用許可に係る農林水産大臣の協議の廃止	2haを超え、4ha以下の都道府県知事許可案件について、農林水産大臣との協議を廃止すること	【見直しの必要性】 ・農地法附則第2項において、都道府県知事は、当分の間、2ヘクタールを超える農地転用について、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならないこととしている。 ・農地転用については、法令に基づく許可基準が定められており、許可権者に関わらず、許可の可否判断は同一である。 ・大臣協議（事前調整及び公文書協議）に一定期間（１～２週間）を要し、迅速な許可事務に支障をきたしており、協議は必要ない。 ・県は国に対して審査書類や計画図等の資料を提供することに異存はない。	農地法附則第2項		農林水産省	秋田県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	本県を含む提案団体の支障事例・必要性を十分踏まえて、農地・農村部会における検討が進められるべきである。
196	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可にかかる農林水産大臣協議の廃止	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する	【制度改正の必要性】 県が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会の審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。	農地法附則第2項		農林水産省	和歌山県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	農地制度のあり方については、現在、内閣府所管の地方分権改革有識者会議農地・農村部会において、総合的な検討が進められているところと承知している。 転用面積により協議の取扱いが異なることは合理性に欠ける。許可の際の適正な判断については、国が農地法、同法施行令及び同法施行規則をより明確化することで確保できるものである。 なお、今後、地方六団体の提言のとおり市町村への権限移譲の検討を進めるのであれば、農地が虫食い状態となることを防ぐため、許可に当たっては都道府県への協議を設けることも含めた検討をお願いしたい。
199	農地転用許可事務に関する農林水産大臣への協議の廃止	2haを超える農地転用の知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、不要な出費を強いる場合がある。 【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができている。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	農地法附則第2項		農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内全市町村に事務・権限を移譲しており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理ができている状況にある。 農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が行えるようにすべきである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
181	農地転用許可に係る農林水産大臣の協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と併行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
196	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可にかかる農林水産大臣協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と併行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
199	農地転用許可事務に関する農林水産大臣への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と併行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
213	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	【支障事例】 国内外屈指の光技術を有する浜松ホトニクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所（磐田市下神増）において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。 【必要性】 磐田市では、新東名高速道路の（仮称）磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要すことがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる 【効果】 2ha超4ha以下の農地転用の大臣協議の廃止により、手続き期間が半年から1年程度の短縮が見込まれる。	農地法附則第2項		農林水産省	磐田市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	意見なし
314	2ha超から4ha以下の国への協議の廃止	知事許可の2ha超から4ha以下の農地転用について国への協議を廃止すること	【支障】 農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、2ha超から4ha以下の農地については知事許可にもかかわらず、国への協議が必要で、1カ月～数カ月の協議期間を要しており、事務手続の迅速化を阻害している。 【制度改正の必要性】 国への協議は「当分の間」として平成10年に法改正が行われ既に16年経過している。農地転用については、許可基準が法令で定められており国と県との間で意見が異なることもなかった点や事務手続の迅速化による住民サービスの向上を考慮すると、「協議」は廃止すべきである。	農地法附則第2		農林水産省	熊本県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	農地転用許可については、優良農地の確保の観点及び食糧の安定供給等の基盤である農地の確保からも適正に行わなければならないと考えている。 農地転用の許可は、農地法、同法施行令及び同法施行規則並びに「農地法関係事務に係る処理基準」及び「農地法の運用」等の通知に基づいて行われており、許可基準は同一のため、農林水産大臣による判断も都道府県知事による判断も同一である。 本県において、今まで2ha超4ha以下の案件について農林水産大臣と協議してきたが、国の判断と本県の判断に相違があったことはない。 「食糧の安定供給等の基盤である農地の確保の検討」については必要と考える。しかしながら、農地転用の許可の実施主体の判断は、農地転用は許可基準に基づき実施されているため、当該検討案件とは別途行われるべきと考える。住民サービス向上のためにも、速やかな検討を行われ、2ha超4ha以下の農地転用の農林水産大臣との協議について廃止をお願いしたい。
673	2haを超え4ha以下の農地転用に対する農林水産大臣の協議廃止	地域の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。	調整に時間を要することから、地域や企業のニーズに応じた土地利用に支障が生じている。 また、現状として、 1　現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状況であり農業政策上からも好ましい状況とは言えない。 2　既存集落においては高齢化と人口減少が進行している。 ことが挙げられる。 これらを打破するための施策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規制が迅速な対応を求める企業との交渉の支障となっている。②既存集落の維持のためには、兼業農家（農業後継者）が居住できるよう、就労場所の確保が必用である。	農地法附則第2項		農林水産省	須坂市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	食料自給率向上を図るのであれば、カロリーの高い米麦、油脂、家畜飼料を作付ける農地を重点的に守り生産性を上げるべきである。地域により異なる農地の利用状況を考慮せずに全国一律の規制を当てはめるのではなく、地域の実情を熟知している地方に権限を委ねることで、土地利用と農地保全の両方の観点をもって、地方の活力をより一層高めるための土地利用が可能となる。 なお、農村地域工業等導入促進法に基づく農地転用については、参入業種が限られ、計画作成までに時間もかかることから、地域や企業ニーズ応じて行うことは難しいものである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
213	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
314	2ha超から4ha以下の国への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ⅰ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。	
673	2haを超え4ha以下の農地転用に対する農林水産大臣の協議廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ⅰ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
778	知事許可案件である農地転用（2ha超4ha以下）の許可に際しての大臣協議の廃止	農地転用については、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際し大臣協議が必要とされているが、知事許可に際しての大臣協議を廃止すること。	【現行】 農地転用については、現行では、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際し大臣協議が必要とされている。 【支障事例】 過去において企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに長期間要した事例があり、計画的な地方の施策展開に支障が生じた。 【改正による効果】 知事許可案件に係る大臣協議を廃止することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。 また、地域の実情を把握する県において、国のような縦割りではなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。 なお、県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。	農地法附則第2項		農林水産省	兵庫県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	・都道府県知事が行う農地転用許可事務は、農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断の上、市町村農業委員会の審議や都道府県農業会議への意見聴取により、客観的かつ総合的な判断がなされており、転用面積の大小によって許可権者等が変わることについて、客観的・合理的な理由がないものと考える。
885	農地転用許可に係る協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可の際行うこととされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	【制度改正の必要性等】 農地法第4条、第5条による2ha超4ha以下の農地転用許可については、都道府県知事から農林水産大臣への協議制とされている。このため、県で審査を行った後で国において再度同様の協議を行うなど、二重行政の状態となっており、事業者の事務的な負担が大きいとともに、審査期間が長期化している。 【制度改正の経緯】 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律（H21法57）附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国に関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。 農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。 【懸念への対応】 本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、2ha超4ha以下の知事許可案件を28件処理しており、協議が廃止されても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。	農地法附則第2項		農林水産省	埼玉県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	農振法・農地法の枠の中で優良農地確保と地域経済活性化を両立させるのが地方の役割であり、地域の実情に応じたまちづくりの実現に向けて、農地制度を含めた土地利用制度を地方が主体となって事務を行うことが必要である。 そのため、2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議を廃止すべきである。
936	農地転用の許可等に関する国への協議の廃止	農地法附則第２項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。	【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。 【制度改正の必要性】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に怖じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、協議を廃しすべきである。。	農地法附則第2項		農林水産省	三重県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	○地方六団体で示した「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
778	知事許可案件である農地転用（2ha超4ha以下）の許可に際して大臣協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
885	農地転用許可に係る協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
936	農地転用の許可等に関する国への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
938	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議の廃止	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議を廃止する。	【提案事項・支障事例】 平成10年の農地法改正で、2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に農林水産大臣との協議を義務付けされたが、同年の事務次官通知では「農林水産大臣の同意まで求める趣旨のものではない。」とされている。 実際の大臣協議においては、1ヶ月弱の協議時間を要することが通常となっており、場合によっては約80キロメートル離れた東北農政局（仙台市）における協議が必要なものがある。大臣協議が終了するまでは、当然のことながら、県農業会議に諮問することができず、転用許可まで時間を要している。 2ha超から4ha以下の農地転用許可について、知事の権限で許可を行っている2ha以下と同じ許可基準であり、本県において2ha以下の転用許可に係る事務を適正に行っているところ、協議に費やす時間と労力の軽減、許可の迅速化を図り、住民サービスの向上につなげるため、協議手続きの廃止をお願いしたい。	農地法附則第2項		農林水産省	福島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	＜回答＞ 土地は様々な産業等の基盤となるものであり、農地を含む土地利用に係る行政事務について、市町村が主体として総合的に担うことがまちづくりを進める上で極めて重要である。 現在は、農地転用面積により、許可権者が国、都道府県又は権限移譲市町村と分けられているが、実際の申請においては事業の必要性、規模の妥当性等について、案件の規模の大小に関わらず許可基準（許可基準に規模の区別はない）に従い審査しており、規模の大小で分ける合理性はない。 農地が国民への食料の安定供給等の基盤であり、食料自給率の向上のために、その確保が重要であることは都道府県や市町村も認識しているものと考えるが、なお国民全体がそのような認識を共有すること、また土地を農業利用することが他の土地利用に対して優位性を有するようになることも重要と考える。 市町村への権限移譲を進める上での担保措置については、転用基準の更なる明確化、一定規模以上の案件について事後的な報告の義務付け、連絡調整会議の設置等が考えられる。
983	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	農地転用面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	【規制緩和の必要性】 2ha超4ha以下の農地転用許可については，農林水産大臣への協議を廃止することで，事務処理全体の時間短縮や申請人の負担軽減等が図られる。 【当県における事務の実績】 平成23年から平成25年までで22件発生 所要期間は，約2か月から5か月半	農地法附則第2項		農林水産省	鹿児島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	県においても，優良農地の確保の重要性については十分認識の上で農地転用許可事務を執行しているところであり，国よりも農地の状況をより的確に把握できる県に権限移譲を行うことで，農業以外の土地利用との迅速な調整が可能となり，事務処理全体の時間短縮や農地転用申請者の負担軽減等が図られることから，県へ権限を移譲することが必要と考える。
984	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	【支障事例】 2ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣へ協議する場合であっても，農業委員会でも審査は行われており，二重の審査が行われている。また，地方農政局における手続に一定程度時間を要する。このため，刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを企業等が逃す場合や，不要な出費を強いる場合があり，農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【懸念の解消】 国は，現行制度について，大規模農地転用については，優良農地の確保や大規模農地転用によって用排水系統を分断し周辺農地に大きな影響をもたらすこととなり慎重な判断が必要となるなど農地転用制度の適正な運用を図るためとしているが，農地転用許可について県（本県では市町へ権限移譲済）が行う場合と農林水産大臣への協議を行う場合で許可の基準が変わるものではなく，都道府県（本県では市町）は審査能力を有することから，農林水産大臣への協議を廃止することによる支障はない。	農地法附則第2		農林水産省	広島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	本県においては，事務処理特例条例により，農地転用に係る事務についてすべての市町村に事務を移譲しており，適正に処理をしている。「国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくか」については，許可基準を厳正に適用するために，基準のさらなる明確化により都道府県や市町村において処理は可能と考える。 また，2（4）ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可（大臣への協議）する場合であっても，農業委員会でも審査は行われており，二重の審査が行われている。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
938	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
983	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
984	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
985	農地転用に係る農林水産大臣への協議を廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	【現状】 　県内の市町村が工業団地開発などを進めるうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。 【支障事例】 　A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路のIC周辺という企業立地の絶好の場所に位置しているとともに、雇用の場の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性（当該工業団地に立地する企業の具体的な企業名の提示等）等、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進展しない。 【支障事例の解消策及び効果】 　農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とし、国の協議を廃止することで、工場団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致等を進めることができる。	農地法附則2項		農林水産省	岐阜県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 　農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	現在、農林水産省において、農地転用事務の実施主体の在り方について、検討していただいているところであるが、地域の実情に精通している市町村長に農地転用の権限を移譲いただくとともに、2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議についても廃止していただくよう、強くお願いする。
987	農地の転用に関する事務	農林水産大臣協議案件（2ha以上）については、協議の義務づけを廃止する。	大臣協議案件については、国において協議しているところ、地域の状況（地理的・地勢的）についてどうしても国では把握が十分ではなく、結果的に都道府県等に状況の確認を行うこととなり、申請者にとっては多大な時間を要しており、その部分の負担を軽減するために、協議の義務づけを廃止し、申請者側の負担を軽減する。	農地法附則第2項		農林水産省	徳島県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 　農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	食料の安定供給の基盤としての農地の確保は、確保すべき農用地等の面積の目標として、国、都道府県、市町村が議論の上で設定し、実行計画を策定する。 　その実行計画を踏まえた上で地方において転用手続を行えば必要な農用地は確保できると考える。
988	農地転用許可にかかる大臣協議の廃止	2ha～4haの農地転用許可にかかる大臣協議を廃止し、都道府県知事の専権事項する。	【根拠条文】 　平成10年農地法改正により、4haまでの農地転用の許可権限が都道府県に移譲されたが、農地法附則により、当分の間、2haを超える農地転用の許可をしようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することが必要である。 【改正の必要性】 　農地転用の大臣協議については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を進めていく上で課題となっている。 　地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。 【具体的な支障事例】 　市街化区域内の大型店舗出店であるが、駐車場の一部が市街化調整区域の農地約0．3haにかかることとなり、市街化区域の農地転用面積と併せて2haを超えるため、市街化調整区域部分は大臣協議が必要となり、農政局への事前相談から協議回答まで約7月を要した。	農地法附則第2項		農林水産省	奈良県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 　農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	・地域の実情を把握する地方が事務を行うことは、総合的なまちづくりの観点から必要なことであることを重視して検討していただきたい。 ・平成10年の農地法改正の附則で「当分の間」とされていることからも、前向きに検討願いたい。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
985	農地転用に係る農林水産大臣への協議を廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
987	農地の転用に関する事務	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
988	農地転用許可にかかる大臣協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
989	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止すること	【提案事項】 2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止 【支障事例】 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。 【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「都道府県農業会議への諮問の廃止」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものと考える。	農地法附則第2項		農林水産省	大分市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となるという認識は地域行政においても共有している。 しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かし守るべき農地とその他の活用を考えるべき農地を見極め、有効利用を図っていくことは、地域の実情に精通した市町村の役割と考えている。 このようなことから、基礎自治体による主体的な土地利用を進めるためには、「農地利用計画に係る県の同意の廃止」、「県農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国（農林水産省）の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。
993	農地転用に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る国への協議に係る農地法附則第2項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。	【必要性】 農地転用許可に係る協議期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる（住民に、より身近な基礎的自治体において総合的な土地利用の観点からの判断が迅速にできる。）。 農地転用は、営農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならないものである。また、今まで協議を行った案件のいずれも異議無しと回答されているところである。 農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整や協議を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。	農地法附則第2項		農林水産省	鳥取県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有している。農地転用については、許可基準が明確であれば、許可権者によって判断が異なることはないため、許可面積により許可権者を区分する必要は無く、協議廃止による農地確保への支障もない。よって、国協議を廃止するとともに、地域の農地等の状況をもっともよく認識している市町村に権限を速やかに移譲すべき。
986	農地の転用に関する事務の国の関与の廃止	・2ha超4ha以下農地転用許可に係る協議の廃止 ・農地転用許可事務実態調査の廃止	開発計画等による農地転用が予定された場合、国との協議により、調整が長期間に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、2～4haの農地転用に係る国との協議を廃止することで、事務が地方に一本化され、事務処理期間の短縮が見込めるとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。	農地法第4条及び第5条、同法附則第2項		農林水産省	神奈川県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	意見なし

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
989	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしていると認めて、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
993	農地転用に係る農林水産大臣への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしていると認めて、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
986	農地の転用に関する事務の国の関与の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
14	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用の際に必要となる都道府県農業会議への諮問を廃止する。	①許可に際しては、県農業会議への意見聴取が義務化されている。しかし、同会議は月1回しか開催さ れていないことから、申請から許可までに要する期間が係りすぎるため、申請に対し「迅速な事務処理」の支障となっている。 ②同会議は、各農業委員会等からの大量の案件を短時間で処理するため、会議は実質的には形式化 しており、地域の実情を踏まえ検討されている点で、農業委員会の審査だけで十分であると考える。 申請から許可までの時間が短縮され、住民に対するサービスの向上が図られ、更には事務量の削減に繋げられることから、農地転用の際に必要となる県農業会議への諮問を廃止していただきたい。	農地法第4条第3項・第5条第3項	事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）及び 農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項に基づく検討と関連。	農林水産省	燕市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	一次回答の内容に対して、特に意見ありません。
133	都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止	都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。	＜概要＞ 一定面積以下の農地転用許可について、都道府県から権限移譲を受けている市町村にあっても、都道府県農業会議への諮問、答申を受けることが規定されていることから、市町村農業委員会での審議による「許可」決定から、許可書発行まで20日以上を要している。 ＜都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止等の必要性＞ 都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止することにより、申請から許可までの期間が短縮され、迅速な手続きが可能となる。 ＜具体的な支障事例＞ 豪雪地という地域特性から、転用事業のための工事期間は降雪時期を除かなければならない。許可までの日数を要することにより、市民に不利益を与える可能性がある。	農地法第4条第3項、第5条第3項		農林水産省	長岡市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	意見なし
200	農地転用許可事務に関する農業会議の意見聴取の廃止	農地転用許可に係る県農業会議への意見聴取の義務付けを廃止する。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、不要な出費を強いる場合がある。 【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができている。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	農地法第4条第3項及び第5条第3項		農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内全市町村に事務・権限を移譲しており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理ができている状況にある。 農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が行えるようにすべきである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
14	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
133	都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
200	農地転用許可事務に関する農業会議の意見聴取の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。 都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ⅰ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
214	県農業会議の意見聴取の廃止	県農業会議の意見聴取の廃止	【支障事例】 　農地法第４条第３項及び第５条第３項の規定があることから、磐田市農業委員会において「許可相当」と判断された案件であっても、その日から1週間から10日後に開催される県農業会議の意見聴取後でなければ、当該案件について許可をすることができない状況にある。 【必要性】 　本件については、面積の多寡にかかわらず転用案件のすべてに適用されるものであるため、民間の企業活動だけでなく個人の住宅建築等にも影響が生じている。現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要すことがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる 【効果】 農業会議の意見聴取の廃止により、手続き期間が10日程度の短縮が見込まれる。	農地法第４条第３項及び第５条第３項		農林水産省	磐田市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年６月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	意見なし
418	農地転用の許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取の廃止	農地法第４条第３項及び第５条第３項に規定される農地転用許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取を廃止する。	農地法第４条第３項に規定される農地転用の許可の際に義務付けられている都道府県農業会議への意見聴取は、会議が形骸化していること及び事務の効率化による市民サービス向上を図る観点から廃止する。 【規制緩和等の必要性】 　地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。 　農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効率的かつ効果的な施策展開が可能となる。 【支障事例】 　農地転用許可権限が道府県から移譲されている場合でも道府県農業会議への意見聴取が法的要件のため、申請者への許可書の発行までの処理日数は移譲前と変わらない。 　道府県農業会議への意見聴取は、農業委員会の審議と二重審議であるとともに会議は形骸化している。また、事務処理期間も長くなり市民サービスの面からも支障がある。 　道府県農業会議への意見聴取には議案の作成、会議への出席、議案の説明等事務処理上、多大な負担となっている。	農地法第４条第３項 農地法第５条第３項	○政府の地方分権改革有識者会議がとりまとめた「地方分権改革の総括と展望」で「農地転用の許可権限等は条例による事務処理特例制度により都道府県から市町村に権限が移譲され、特段の支障がなく事務処理が行われている。市町村優先の原則の下で移譲の実績が積みあがったものについては、法令による移譲を進めることが必要」としている。 ○地方分権改革有識者会議農地・農村部会において農地転用等に係る事務・権限の移譲関係、農地の確保のための施策の在り方関係について検討を進めている。	農林水産省	指定都市市長会	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年６月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	意見なし
990	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問を廃止すること	【提案事項】 　農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止 【支障事例】 　農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。 【制度改正の必要性】 　農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「農地転用許可権限の移譲」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものと考える。	農地法第４条第３項、第５条第３項		農林水産省	大分市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年６月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等の閣議決定を受けての見直し及び検討となっているが、「農地利用計画に係る県の同意の廃止」、「県農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国（農林水産省）の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
214	県農業会議の意見聴取の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
418	農地転用の許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
990	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。 都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂2014」等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ii）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
39	農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が農業振興地域整備基本方針を定める際には、農振法により、基本方針のうち「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」と「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」については農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないことになっているが、この条項を廃止する。	【支障事例】 　平成22年の県基本方針の策定に際し、当初、県で算定した目標値は基準年比で98%であった。これは、農業県であると同時に工業県でもある本県は都市と農村が近接しており、都市的土地需要が大変高い地域である等、本県の実情を踏まえた上で、政策努力も加味して設定した数値である。 　しかし、国は、基準年比102%と設定した国の目標を全国一律にあてはめようとし、102%ありきの議論に終始し、最終的に、当県の実情にそぐわない100%という目標値とすることで、基本方針変更の同意が得られることとなった。 【制度改正の必要性】 平成22年の国の基本指針変更に伴う県の基本方針変更の際には、国の確保すべき農用地区域内農地面積の目標に沿うことを求められ、県の実情にそぐわない目標面積とせざるを得なかった。地域の実情に即した、県の自主的・主体的な取組を阻害することのないよう、大臣協議、同意は廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律 第4条、第5条		農林水産省	愛知県	農地・農村部会において検討中	食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。 　今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。 　なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	農地の確保のための施策の在り方等についての検討は必要と考えるが、地方分権の観点から、地方の実情が十分に反映されるよう、提案どおりの対応が実現するよう検討していただきたい。
102	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。	【制度概要】 国は、食料の安定供給という責務から、どの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要があるとし、農業振興地域整備基本方針の策定・変更にあたっては国の協議・同意を得ることとしている。 国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については、「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標50%を基に算定し、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する仕組となっている。 【支障事例】 都道府県の確保面積の算定にあたっては、全国一律の基準で行われており、各都道府県ごとに農家の高齢化・担い手不足、条件不利農地の存在やその他地理的条件の差異など様々な要因があるにもかかわらず、それらは全く考慮されていない。 また、「協議」でありながら、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられ、それに応じなければ国の同意がないという実態がある。 【制度改正の必要性】 確保面積目標算定について国への協議を廃止し、県の地域性・独自性が反映できるようなしくみとすべきである。	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項		農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。 　今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。 　なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	「協議」でありながら、県の意見が反映されているとは言いがたい実態がある。県の意見を十分聴いていただくとともに、確実に反映できるしくみとなるようお願いしたい。
164	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。	【必要性】 　国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」は、各都道府県の確保面積の合計と一致する仕組みとなっている。 　このため、国と県との協議で、国は全国一律の基準で算定された確保面積を求め、県の地域性・独自性を十分に反映した内容により異なる確保面積を提示しても同意を得ることは困難となっている。 　よって、地域の実情を踏まえた仕組みにするとともに、協議・同意制を意見聴取など都道府県の意向を拘束しない方法に変えるべき。 ※H22年度作成の県基本方針の農林水産省との事前協議で、本県の実態を踏まえ目標面積はH21年比2%減となる見込みとの実情を伝えたが、国の基本指針の目標面積の算定割合と同じ2%(800ha)増となるよう求められた。	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項		農林水産省	鳥取県、京都府、徳島県	農地・農村部会において検討中	食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。 　今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。 　なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県も、基本的な考えは国と認識を共有しており、「確保すべき農用地等の面積の目標」については、協議・同意について法律上位置付けなくても、必要に応じて国と都道府県での任意の協議で足りるものと考えられることから、農林水産大臣への協議は速やかに廃止すべき。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
39	農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方策について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
102	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方策について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
164	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方策について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
250	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 国は，食料の安定供給という責務からどの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要であることから協議・同意を得ることとしており，国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については，「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標50%を基に算定されており，各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する仕組となっている。 各都道府県に対しては農家の高齢化，農業の担い手不足，条件不利な農地の状況，地理的条件等都道府県の実情をあまり考慮せず全国一律の基準で確保面積の算定がされいる。また，農振法第12条の2に規定されている市町村による基礎調査実施中で農用地等の面積の減少が見込まるものについても確実ではないとして考慮されないなど都道府県の実態を反映されておらず，協議となっているものの実態としては，国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられており，それに応じなければ同意されないという実態があり，各都道府県の確保面積の算定方法は不合理である。 確保面積目標算定について県の地域性・独自性が反映できるよう，協議ではなく，国への意見聴取等に変えるべき。	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項		農林水産省	広島県	農地・農村部会において検討中	食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。 今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。 なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	国との協議において，国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が割り当てられており，それに応じなければ同意されないという実態がある。 協議ではなく国への意見聴取等に変えることにより，確保面積目標算定について都道府県の地域性・独自性を反映できるようにすべきと考える。
802	農業振興地域整備基本方針変更に係る農林水産大臣への協議の廃止	国が農地確保の目標面積を定める際に地方と議論を尽くすことを前提として、知事が定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更に必要とされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	【支障事例】 平成２１年の農振法改正により、農業振興地域整備基本方針に「確保すべき農用地等の面積の目標」を定めることとされたことを受けて、平成22年度に基本方針の変更に係る農林水産大臣への事前協議及び本協議を行ったが、協議において、国から各都道府県に対し、国の設定基準に即した算定に直すこと等、目標の上積みを要請され、最終的に国の同意を得る必要があることから応じた。 その結果、現在、各都道府県の面積目標は、国と同様、実効性がなく、達成できる見通しがないものとなっている。（全国知事会・地方分権推進特別委員会による「農地制度のあり方」においても課題とされている。）。 【提案内容】 まず国が「農用地等の確保等に関する基本指針」において国の目標面積を定める際に、国・地方が議論を尽くし、農地確保の施策実施について果たす役割が大きい市町が、地域の実情を踏まえて主体的に定める合理的な目標面積を積み上げた数値をベースにする。 【改正による効果】 県が県基本方針に目標面積を設定する際には国との協議が不要となるとともに、国・地方が責任を共有しつつ、実効性のある農地の総量確保が可能となる。	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項、第5条第3項		農林水産省	兵庫県、徳島県	農地・農村部会において検討中	食料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本指針において面積目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。 今後、国が農用地等の確保等に関する基本指針を変更する際には、都道府県の意見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとしたい。 なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	・食料自給率の向上、即ち農業生産の拡大は、農地だけでなく、農業用水等の農業資源全体や農業者、農業技術等が一体となって初めて実現するものであり、地方自治体は、農業生産の拡大に向けてその地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施している。
17	農業振興地域の整備に関する法律に基づいた市町村計画のうち、農用地区域の設定・変更については、都道府県知事の同意を不要とする	① 現行では、定住促進のための住宅をはじめ地域振興や住民福祉のための公共施設の建設にあたっては、農振除外審査及び許可と、農地転用の審査と許可が必要であり、例外規定により開発相当と判断されるまで1年ほどの期間が必要となる。 ②地域事情を把握している市町村が主体となって、定住促進や安心して暮らせる環境づくり等住民福祉の向上を進めるため、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。	・支障となる手続きの現状と事例 開発を進める場合、農振除外の申し出の審査対象には建物の平面図、立面図を整えることが必要になる。土地収用法に基づく開発計画でない限り、市町村の開発であっても同様の手続きが必要である。建設に至るまでには、農振除外の審査及び許可と農地転用の審査及び許可の手続きが必要であり、例外規定である宅地開発相当と判断されるまでに、最短でも1年程度の期間が必要になるため、定住希望者が計画を断念するケースがある。 ・迅速な事業推進の必要性 定住促進のための住宅や福祉施設等の整備により地域の活力維持と暮らしやすい環境づくりを進める必要があり、地域事情を把握している基礎自治体である市町村は、国・県と協力して優良農地の確保や保全・維持に努めつつ、迅速な事業推進を図っていく必要がある。 ・地域の実情を踏まえた必要性 特に、中山間地域等では営農活動の条件が不利な農地が多く、過疎化による担い手不足、鳥獣害等による農作物被害、農業経営の不安等による離農が多い。農地の条件不利な地域では、農業収入による生計は非常に困難であり、中山間地域の危機的な状況を打開していくため、特に若年層の後継者、定住者の確保のためには、就業の場と住居を確保をすることを第一に検討すべきである。若い定住者が将来的には、地域コミュニティの中心となり、農業の担い手となっていくことが期待できるものと考える。 ・以上の理由により、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。	農業振興地域の整備に関する法律第8条	地方自治確立対策協議会（地方六団体）から規制改革会議あてに、同様の意見を提言（参考資料）済	農林水産省	飯田市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	「農地制度のあり方について」（平成26年８月５日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・上記のことを実現するためには、「農地の総量確保」と「地域の実情に応じた農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更」を両立させる適切な運用基準が必要となるが、その制度設計に当たっては、国は地方公共団体の意見を十分に聴き、市町村が移譲された事務・権限を適切に運用できるようにすべきである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
250	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記を行えて、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
802	農業振興地域整備基本方針変更に係る農林水産大臣への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 （4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ｉ）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記を行えて、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ⅱ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
17	農業振興地域の整備に関する法律に基づいた市町村計画のうち、農用地区域の設定・変更については、都道府県知事の同意を不要とする	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
101	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	【制度概要】 市町村農業振興地域整備計画の策定・変更については、法律の基準に従って計画策定・変更をし、このうち農用地利用計画については都道府県知事との協議・同意を必要とするしくみとなっている。 【支障事例】 当県では、農地転用（4ha以下）に係る許可権限を平成20年度までに全市町村に移譲しているが、農業振興地域の整備に関する法律において、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更にあたって都道府県知事への協議・同意が義務づけられているため、農地制度上の権限が市町村において完結しておらず、市町村による真の意味での自主的・主体的な地域づくりが可能となっていない。 【制度改正の必要性】 同計画の策定・変更については、法令上基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更を行えば足り、都道府県知事への協議を廃止することによって事務の迅速化が図られる。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項		農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	法令上の基準が明確に示されており、市町村で確実に事務を執り行うことができると考えている。 農地転用許可事務と併せて市町村で事務処理を完結させることにより、事務の迅速化が図られる。
105	農用地利用計画に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止	農業振興地域整備計画の農用地利用計画を策定及び変更する場合、策定及び変更の際に必要な都道府県知事への協議及び同意を廃止する。	【具体的な支障事例】 農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が農業振興地域を指定し、これに基づいて市町村が農用地区域を定めることにより 優良農地の確保と計画的な農業の振興を目指す制度であるが、本市のように、3度の市町合併を行い、市域が広域となった自治体では、市政推進の指針となる総合計画やまちづくりの指針となる都市計画マスタープランと整合性を図った適切な土地利用の見直しが必要となっている。特に本市の土地利用上の大きな特徴として、東北縦貫自動車道と北関東自動車道の結節点に位置し、3か所のICを有しており、周辺地域は、物流・産業の拠点など将来の地域振興に大きな期待が寄せられている。さらに、少子高齢化に伴う人口減少対策として、定住促進の強化対策を本市は打出しており、安定的な雇用の確保が求められている。しかしながら、3か所のIC周辺地域は、ほとんどが農振農用地に該当しており、ICが設置された地理的優位性が一向に活かされていないのが実情である。市のまちづくりの方向性を定めた総合計画や都市計画マスタープランを推し進めていく上では、農業振興制度が大きなハードルとなっている。 【廃止の必要性】 農用地利用計画の変更に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止としていただきたい。地域の実情を反映したまちづくりを効果的に進めていくには、市の責任の下、将来のあるべき姿を考え、計画的かつダイナミックな土地利用の見直しを決めていくことが重要である。また、農振除外の手続きについても、時間的な短縮と地域住民へのサービス向上が図られ、事務量の削減にも繋がるものである。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項		農林水産省	栃木市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	意見なし
132	農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等	農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。	＜概要＞ 農用地利用計画の策定・変更については、法律により市町村が定めることとなっているにもかかわらず、都道府県の同意を要する協議が必要となる。この都道府県の同意を要する協議を一定規模の市町村に限って廃止することにより、農業振興を図りつつ、地域独自の土地利用が迅速に促進されることが可能となるもの。 ＜地域の実情を踏まえた必要性＞ 土地利用に係る実質的な権限が市町村に無いことから、地域独自の土地利用を迅速に行うことができず、地域振興の妨げとなっている。特に人口減少に歯止めがかからない地域経済の現状をみると、地域資本の集約及び活性化が重要な課題である。一定規模の市町村に限り要件緩和を行うことは、人口急減に直面する地方の農業振興を図りつつ、国家戦略に基づく、産業の集積の実現による地域振興を図ることができる。 ＜具体的な支障事例＞ 雇用創出及び定住確保のための企業誘致等に支障をきたしている。また、災害に伴う住宅移転等、迅速に対応したい場合、都道府県の同意・協議の廃止がなされれば、事前相談期間、法定協議期間等が不要となり、農振除外に要する期間が2ヶ月程度短縮することが可能となる。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項		農林水産省	長岡市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	意見なし

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
101	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	
105	農用地利用計画に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
132	農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
165	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農用地区域の設定・変更に係る都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定を削り、都道府県知事への協議を廃止する。	【必要性】 市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画（農用地利用計画）の策定・変更に係る都道府県知事への協議、同意は廃止すべきである。 都道府県との協議が必要とされているため、市町村の自主的・主体的な農業振興地域整備計画（農用地利用計画）を迅速に作成・変更できない。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項		農林水産省	鳥取県、大阪府、徳島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	市町村が定める「確保すべき農用地等の面積の目標」は、市町村が自主的・主体的に考えて設定したものであるが、食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有しており、協議・同意について法律上位置付けなくても、必要に応じて都道府県と市町村での任意の協議で足りるものと考えられることから、都道府県知事の協議は速やかに廃止すべき。
211	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の撤廃	農業振興地域整備計画における農用地利用計画を定める、または変更する際の都道府県知事への協議及び同意の撤廃	農用地利用計画の変更・決定に関する都道府県知事への協議に関する調整における事務処理が煩雑であること及び協議に係る期間が長期化する傾向にあることから、市町村の迅速かつ円滑な土地利用の妨げになっている。 農振除外は約半年ほどの期間が必要になるが、そのうち県との協議に約2ヶ月掛かっている。具体的には11月に受付をした場合、1月初旬に県に資料提出し、2月初旬の事前ヒアリング及び現地調査を経て3月初旬に事前協議申請を行うスケジュールとなり除外申出者からも時間が掛かりすぎるという声が多く上がっている。 同意については市職員も県職員も同じ法の審査基準に従って審査しており市の裁量の余地もないため撤廃しても問題ないと考える。	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条4項		農林水産省	磐田市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	意見なし
251	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 市町農業振興地域整備計画の策定・変更の同意について，法律にその基準が示されており，その基準に従って計画策定・変更をすればよく，県の同意を廃止することによって事務の迅速化が実現できる。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項		農林水産省	広島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	市町村農業振興地域整備計画の策定・変更の基準は，国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保の観点からも検討された基準であり，その基準に沿って市町村が判断（計画策定・変更）すればよく，都道府県知事への協議は廃止すべきであると考える。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
165	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農用地区域の設定・変更に係る都道府県知事への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	
211	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の撤廃	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
251	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
682	農業振興地域制度の農用地利用計画の策定・変更に係る県の同意の廃止	市が定めている農業振興地域整備計画について、県知事が行う「同意」を不要とする。	・横浜市の農業振興地域整備計画の策定、変更に対し、神奈川県知事の同意が不可欠な制度となっており、市の行政計画としての自主性を発揮するための支障となっている。 ・農業振興地域整備計画の変更に際し、県知事の同意を得るための現地案内や説明資料作成、調整等に多大な時間及び作業を要し迅速性を欠いている。 ・例えば、市が行う公共事業に係る案件の県との調整が長引くことにより、道路事業に遅れが生じている。この結果、見通しの悪い不整形な道路が長期間にわたり存在することになり、バスや大型トラックの通行に支障が出ていることや、歩道が途切れる原因となっている。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項、第4項		農林水産省	横浜市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	引き続き、地方分権有識者会議「農地・農村部会」での検討を踏まえ、実現に向けてご検討いただきたい。
748	農業振興地域整備計画にかかる県の同意の廃止	農業振興地域整備計画にかかる県の同意を廃止するよう規制緩和を求める。	【理由】 東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南海トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続できる新たな産業用地の確保が急務となっている。 しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地にかかる規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対策の妨げになっている。 農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができる。 【支障事例】 本市の場合、豊川用水事業が完了していないため、区域内の産業用地の開発には、一定の要件を満たす地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（以下、27号計画という。）の作成が求められる。27号計画に定める施設は、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限られているが、県の意向に大きく左右されるため、市の実情に合った戦略的な地域振興の取組みができない。 これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企業に待ってもらえない。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	「市町村に対する農地転用制限の緩和」に関連する提案	農林水産省	豊橋市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	意見なし
876	県知事の協議・同意を必要とする農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて	地方分権のもと、市町が土地利用の権限と責任を担うことで、それぞれの市町の特性と実態に応じた施策を、迅速に、機を逃すことなく実現出来るためにも、県知事の協議・同意を必要とする現行制度の見直しをお願いしたい。	農用地区域設定率が、近畿2府4県の中で最も高い滋賀県の中にあって、近江八幡市は県内1位の96.7%（平成24年12月）となっているが、一方で、農村集落においては高齢化や若者の減少による農業の担い手・後継者不足が進んでいることから、大規模農家へ農地を集積することなどで農業の効率化を推進し、魅力のある農業、自立する農業の実現に向け取り組んでいかなければならない。そのための一つの手段として、農地の一部を有効活用して大型農業機械を購入するための資金を確保するなど、新たな施策の展開による農業振興が必要となっている。 　また、平成25年に全農業集落（86集落）の全ての世帯を対象として実施した「農村のまちづくり」に関するアンケート結果（回収率71．2%）を見てみると、農業の後継者がいない農家が6割を超えているだけでなく、既に、集落営農など、他に任せている人が6割を超えている。他方で、集落を活性化するためなら外部からの移住を容認するという回答は87%もある。にもかかわらず、本市には、こうした県内外からの人々を受け入れることのできる白地農地はほとんど無い。 　こうした状況において、農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しには、県知事の同意が不可欠となっているため、事務の迅速化が図れず、そのため、県内外からの農業の担い手も含めた住民の呼び込み、新たな産業の育成、企業誘致、地域振興対策等による活力に満ちたまちづくりに向けた施策も、状況に応じて的確に実施することが出来ない。	・農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第4条		農林水産省	近江八幡市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	地方六団体からの提言にある、「市町村の農用地区域の設定・変更に係る知事の同意を不要とする。」の実現に向けた検討をいただきたい。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
682	農業振興地域制度の農用地利用計画の策定・変更に係る県の同意の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	
748	農業振興地域整備計画にかかる県の同意の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	
876	県知事の協議・同意を必要とする農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
991	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意を廃止すること	【提案事項】 農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止 【支障事例】 農用地区域の設定を含む農用地利用計画についても市町村が策定するが、都道府県知事へ協議し、同意を得なければならない。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。 【制度改正の必要性】 土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。提案内容は、その際の事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものと考える。	農業振興地域の整備に関する法律第8条（市町村の定める農業振興地域整備計画）		農林水産省	大分市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となるという認識は地域行政においても共有している。 しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かし守るべき農地とその他の活用を考えるべき農地を見極め、有効利用を図っていくことは、地域の実情に精通した市町村の役割と考えている。 このようなことから、基礎自治体による主体的な土地利用を進めるためには、「農地利用計画に係る県の同意の廃止」、「県農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国（農林水産省）の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。
992	農用地利用計画の策定、変更にかかる知事への協議・同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。 【権限移譲の必要性】 ・除外等の申し出に対応するための期間が短縮され、市民サービスの向上につながる。 ・基礎自治体が地域の実情に即した農業振興施策と農業振興に係る権限とを併せ持つことで、地産地消推進や福祉農業実施等、都市農業振興と地域活性化に繋げる取組を行うことが可能となる。 ・地域のニーズに対応する土地活用は、宅地開発者の意向が強く反映されがちであるため、適正な農地保全を行うために、地域の営農者と身近な基礎自治体が連携することで、地域農業の振興策に対応した土地活用が可能となる。 【支障事例】 ・農用地利用計画の策定、変更にかかる知事の協議・同意が必要なことによって、計画の公告までの期間が2か月程度長くなる。 ・農業振興地域内の農用地区域以外で有効活用できる見込みの農地がある場合、農用地区域として指定するなど優良農地の確保を地域の実情をよく把握する市町村が主体的に実施できない。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	○政府の地方分権改革有識者会議がとりまとめた「地方分権改革の総括と展望」で「農地転用の許可権限等は条例による事務処理特例制度により都道府県から市町村に権限が移譲され、特段の支障がなく事務処理が行われている。市町村優先の原則の下で移譲の実績が積みあがったものについては、法令による移譲を進めることが必要」としている。 ○地方分権改革有識者会議農地・農村部会において農地転用等に係る事務・権限の移譲関係、農地の確保のための施策の在り方関係について検討を進めている。	農林水産省	指定都市市長会	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 （詳細は別添参照）	地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。
419	農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。	農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。 【権限移譲の必要性】 ・農業振興地域の指定・変更とそれに伴う農林水産大臣との協議を基礎自治体が担うことにより、地域の営農者と身近な基礎自治体が地域ニーズに対応した土地活用を可能とし、真に保全すべき農地の保全や営農者の生活基盤の確保に取り組める。 【支障事例】 農業振興地域の指定、変更については、都市計画の線引き見直しに伴うものなど、あらかじめ所定の調整が行われているケースがほとんどである。県は市町村の原案をそのまま公告しているのが実態であり、事務処理自体が形骸化している。（別紙No.2-1、2-2）	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項、第6項、第7条第1項	○政府の地方分権改革有識者会議がとりまとめた「地方分権改革の総括と展望」で「農地転用の許可権限等は条例による事務処理特例制度により都道府県から市町村に権限が移譲され、特段の支障がなく事務処理が行われている。市町村優先の原則の下で移譲の実績が積みあがったものについては、法令による移譲を進めることが必要」としている。 ○地方分権改革有識者会議農地・農村部会において農地転用等に係る事務・権限の移譲関係、農地の確保のための施策の在り方関係について検討を進めている。	農林水産省	指定都市市長会	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 なお、農業振興地域の指定・変更にあたっての農林水産大臣への協議は、必要とされていない。	地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。 農業振興地域の指定、変更にあたっての農林水産大臣への協議とは、都市計画法第23条第1項の規定により、「区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣にあらかじめ協議しなければならない」とされているものを指すものである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
991	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	
992	農用地利用計画の策定、変更にかかる知事への協議・同意の廃止	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	
419	農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限の移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
863	農業振興地域の指定権限の移譲	県が持つ農業振興地域の指定権限を市に移譲する	農用地等として保全すべき土地の区域については、市で定める農業振興地域整備計画において農用地区域として指定を行っているが、首都圏に位置する本市においては、農用地等の確保が困難な状況になりつつある。 このような中、農業振興地域に指定されてない区域においても、新たに農用地区域として指定を行い、農業振興を進めたいと考えているが、農業振興地域の変更は県の事務とされているため、地域の実情に応じた農地の保全が行えず、農業振興に関する公共投資を行いたくても行えない状況にある。 また、都市の成長を図るために行う土地利用についても、地域の実情に合った土地利用ができない状況にもある。 都市の成長を促す都市化と農業振興を並行して推進するためにも、地域の実情を把握している市の裁量において、農用地区域の指定を行うため、農業振興地域の変更をも可能とすることが必要と考える。	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条		農林水産省	さいたま市	農地・農村部会において検討中	農業振興地域の拡大については、拡大予定地域に含まれる農用地等として利用すべき土地の面積の規模にかかわらず行うことができるので、農業振興地域の指定権者である埼玉県と相談されたい。 また、農業振興地域に指定された区域内において、集団的な農地や土地改良事業が実施された土地以外であっても、市町村が地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認めた場合には、農用地区域に設定することができる。 なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	本提案の趣旨は、農業振興地域の指定権者を地域の実情を把握している市にすることである。現在、農地・農村部会において検討中とのことであるため、提案の趣旨を踏まえ、前向きに検討していただきたい。
216	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域で航空機産業の企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案します。	【法律の改正箇所】 法第10条第4項の「農用地とすることが適当な土地に含まれないもの」として、計画を策定し、耕作放棄地を解消した面積分の土地について取り扱うものとする。 【支障事例・過去の議論】 ある土地を利用するためにその区域を都市計画区域へ編入するとなると、計画から実行までに年単位の時間を要するため、市街地区域内に適地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が出来ず、その数年間に社会情勢が変化する懸念もある。 例えば、国でも成長戦略の一つとして期待される航空機産業の取組を例に挙げると、本市では現在NIIGATA SKY PROJECTを進めているが、市内に工場を設置した際には、計画から設置場所の決定まで8カ月で実現している。 しかし、今後このように企業が成長産業へ進出を計画しても、開発可能な地域には限りがある。同時に、空港周辺への航空機産業の集積など既に整備された社会インフラを活用し、関連事業が一体となって集積することで一層の成長が見込まれる。 一方で、無秩序に農地を転用することは食料自給率の低下を招くことから、耕作放棄地を再生させ、これまでと同様の食料生産を図る必要がある。 成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながらも、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋げたい。農地としての貴重性も理解できるが、該当する地域の農業価値と新たな産業的価値との比較を是非検討させて頂きたい。	農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、農地法第4条第1項、第5条第1項		農林水産省	新潟市	C 対応不可	耕作放棄地を再生した場合、同面積を企業用地に活用することについては、優良農地を転用する一方で、条件が悪くて荒廃した同面積の農地を再生したとしても、全体としての農地の質が維持されないなどの問題があると考えている。 空港周辺で航空機関連産業を集積するためには、市のまちづくりとして計画的に土地利用を行うことが必要と考えており、都市計画法に基づき市街化区域に編入するといった手法により実現可能と考えている。	今回の提案内容としては、耕作放棄地を再生した場合、「同面積ではなく、一定の割合の面積」について、企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案するものである。 農地としての価値や食料生産の保持も当然考慮すべきことではあるが、国土全体の土地利用まで考えた場合、農地としての価値のみに着目するのではなく、成長産業の育成の場としての、その土地の価値についても十分考慮した上で土地利用を図ることが、国土利用の効率化にもつながると考えられる。 市街化区域編入は、都市計画法に基づき団体が独自に判断するものであり、今回提案している農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の問題とは直接関係ないと考えられる。また、提案内容においても記載させて頂いたとおり、都市計画法に基づく市街化区域に編入するという手法では、計画から実行までに年単位の時間を要する。過去の市街化区域編入のケースにおいては、個々の案件により差はあるものの、手続き開始より最短でも1年程度を要している。従って、市街化区域内に適地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が出来ず、その数年間に社会情勢が変化する懸念がある。 成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながらも、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋げたいと考える。
40	農家レストランの農用地区域内設置の容認	収穫体験や農業体験により都市住民を集客する農産物の生産施設に併設される農家レストラン等について、農振法の農業用施設とし、農地法においても農地転用の許可相当とする。	【現状】 農家レストランは、農振法上の農業用施設として認められていないため、農振農用地区域内への設置ができず、収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている。 【支障事例】 いちごの収穫体験（いちご狩り）を営んでいる農家が、利用者の増大に対応するため、新たに農用地区域内農地を借りて収穫体験施設を増設することとした。その際、所得の拡大や利用者サービスの向上を図るべく、自家及び地域の農産物を用いた農家レストランを同一敷地内に併設しようとしたが、農家レストランは農業用施設に該当しないとして認められなかった。 【制度改正の必要性】 主として同一市町村内で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和することで、農業者が当該施設を農用地区域内に設置することが可能となる。これにより、農業者等の所得向上および農業の6次産業化が推進される。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第8項		農林水産省	愛知県	E 提案の実現に向けて対応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。 農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。 なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。	国家戦略特区制度の下での検証や、全国展開の検討にあっては、6次産業化の促進の観点を十分に踏まえて積極的に対応していただきたい。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
863	農業振興地域の指定権限の移譲	○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	
216	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること	—	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	○ 本提案は、単なる転用規制の緩和を求めるものではなく、地方が自身の責任に基づくまちづくりを目指し、農地を確保しつつ、一方でまちづくりのための土地利用を進めるものであり、提案そのものでなくとも、その趣旨を活かすことが考えられないか。 ○ 提案の制度そのものは、農地の質の維持を担保できる内容とはなっていないものの、農地の交換を行うに当たって策定される交換計画に際して、農地の質に関する何らかの限定をかけることも考えられるのではないか。 ○ なお、「都市計画法に基づき市街化区域に編入するといった手法により実現可能」とのことであるが、市街化区域編入に当たっては、地方農政局との都市農林調整措置や編入する区域に係る住民調整など、手続きに時間を要することが一般的であり、迅速な対応が困難である。	C 対応不可	一般的に、耕作放棄地は、優良農地に比べ集団性や生産条件の面で劣っており、再生したとしても、転用しようとする優良農地と同等の効率性等の質を確保することは困難であることから、耕作放棄地を再生した場合に、企業用地などとして開発する際の農用地区域からの除外を可能とすることは難しいと考えている。 また、調整に時間がかかるという理由をもって総合的な土地利用計画に基づかず、個別に、農用地区域の除外や農地転用を行うことになれば、計画的な土地利用や優良農地の保全が図られない懸念がある。 このため、今回の事案は、都市計画法に基づく市街化区域編入により対応すべき事案と考えている。	
40	農家レストランの農用地区域内設置の容認	・当会提案のとおり農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。	【全国市長会】 6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 提案主体から「収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている」との支障事例が示されている。農家レストランは6次産業化にも資することから、国家戦略特区での検証を待たずとも、早急に全国展開するべきではないか。 ○ 検討を必要とする具体的な「懸念」は何か。農業用施設に位置付けられている販売加工施設との違いはあるのか。 ○ 実現に向け、いつまでに具体的に何を行うのか。 ○ 規制改革実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。」とされているが、農家レストランについても「円滑な転用を可能とする観点」から見直しを行うべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全国に適用することも検討するとしているところである。 全国展開については、国家戦略特区制度の下で、6次産業化の推進による地域の農業の振興に果たす効果や周辺農地への影響等を検証した上で、対応を検討してまいりたい。	6 【農林水産省】 （9）農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。 なお、地域再生法の一部を改正する法律（平26法128）において、農家レストランを含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
141	農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和	農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。	【具体的な支障事例】現在、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地区域をいう。以下同じ）内においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。 このため、果樹園や観光農園等を経営する農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内であり、必要な要件に該当しないため当該土地を農用地区域から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。 【制度改正の必要性】「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、『経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める』こととしている。 農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条 農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令		農林水産省	北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県、全国知事会	E　提案の実現に向けて対応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。 農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。 なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。	地方創生、地域経済の活性化には農林水産業の6次産業化は非常に重要であり、また、安倍内閣の進める『攻めの農林水産業』においても、農林水産業の6次産業化は重要な柱の一つとなっており、農家レストランは、その6次産業化の実現に大きく寄与する施設である。 本件提案に係る規制緩和を国家戦略特区に限定せず、速やかに全国一律に展開するべきである。
169	農用地区域内への農家レストランの設置の容認	農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とする。	現在、農用地区域内農用地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地をいう。以下同じ）においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。 このため、果樹園や観光農園等を経営する農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内農用地であり、必要な要件に該当しないため当該土地を農用地から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。 「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、『経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める』こととしている。 農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内農地への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。	・農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則　第1条 ・農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令		農林水産省	鳥取県	E　提案の実現に向けて対応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。 農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。 なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。	安倍内閣の進める『攻めの農林水産業』においても、農業の6次産業化は重要な柱の一つとなっている。 6次産業化の鍵は、地域の所得と雇用の確保であり、農家レストランはその実現に大きく寄与する施設である。 また、農家レストランは、民間参入によらず、農業者が主体となって新たな地域ビジネスに取り組もうとするものであり、地方創生、地域活性化に資する取り組みとして積極的に推進すべきものであることから、国家戦略特区に限定するのではなく、速やかに全国一律に展開されたい。
579	農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和	農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されていれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとする。	【現行制度】 農地等の権利を移転し、または設定しようとする者は、法第3条の許可を受けなければならないとされているが、許可の要件のうち、法第3条第2項第1号に定める全部効率利用要件が、農地等の利用集積等に支障となる事例が見受けられる。 【制度改正の必要性】 自宅から遠隔地にあり耕作に不便な農地等を他者に貸し付けている者が、居住地周辺の農地等を取得する際に、農地を他者に貸し付けているという理由で、全部効率利用要件を満たせず、法第3条の許可が認められないケースがある。また、田と畑（樹園地）の両方を所有している農家が、経営の効率化を図るために、他者に田を貸し付け果樹栽培に専念している場合、新たに樹園地の権利取得をしようとしたところ、他者に田を貸し付けていることをもって、法第3条の許可が認められないケースがある。 現在の制度においては、貸し付けている農地等を他者へ売却するか、賃貸借契約を解除した上で当該農地等を自ら耕作しなければ、新たに農地等を取得等することができないので、農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されていれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとすべきである。	農地法第3条第2項第1号、農地法関係事務に係る処理基準について第三の3の（1）		農林水産省	長野県	D　現行規定により対応可能	農地法第3条許可の要件の一つである「農地等の権利を取得しようとする者が、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること」（全部効率利用要件。農地法第3条第2項第1号）の解釈については、「農地法関係事務に係る処理基準」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）の別紙1の第3の3の（1）に規定しています。 具体的には、農地等の権利を取得しようとする者が、新たに権利を取得しようとする農地等以外の農地等を既に所有し、他の者に貸借している場合には、 ①　他の者に貸借している農地等の返還を受けて耕作の事業に供することにつき支障がないときには、当該農地等を含む全ての農地等について、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる必要がありますが、 ②　他の者に貸借している農地等について、耕作者が適切に耕作を行っている等当該農地等の返還を受けることができないときには、当該農地等を除く農地等について、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められれば、全部効率利用要件を満たすものと判断することとしています。 また、相続等により遠隔地にある農地を取得し、他の者に貸借している場合は、②に該当し、遠隔地にある農地は、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しないこととしています。 したがって、御要望のようなケースは、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たし得るものと考えます。	「農地法関係事務に係る処理基準」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）（以下「基準」という。）の別紙1の第3の3の（1）には、「農地等の返還を受けて耕作又は養畜の事業に供すること」につき支障がないにもかかわらず」との記載があるが、第1次回答中の「耕作者が適切に耕作を行っている」ことが「返還を受けることができないとき」に当たることを基準から読み取ることは難しいため、基準の記載を明確にし、処理基準の改正若しくは新たに解釈を示した通知を発出するべきである。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
141	農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和	（当会意見）	【全国市長会】 6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○ 提案主体から「収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている」との支障事例が示されている。農家レストランは6次産業化にも資することから、国家戦略特区での検証を待たずとも、早急に全国展開するべきではないか。 ○ 検討を必要とする具体的な「懸念」は何か。農業用施設に位置付けられている販売加工施設との違いはあるのか。 ○ 実現に向け、いつまでに具体的に何を行うのか。 ○ 規制改革実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。」とされているが、農家レストランについても「円滑な転用を可能とする観点」から見直しを行うべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全国に適用することも検討するとしているところである。 なお、国家戦略特別区域基本方針に基づき、国家戦略特区に係る最初の区域計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、1年ごとに評価を行うこととなっている。	6 【農林水産省】 （9）農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。 なお、地域再生法の一部を改正する法律（平26法128）において、農家レストランを含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。
169	農用地区域内への農家レストランの設置の容認	・当会提案のとおり農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。	【全国市長会】 6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○ 提案主体から「収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている」との支障事例が示されている。農家レストランは6次産業化にも資することから、国家戦略特区での検証を待たずとも、早急に全国展開するべきではないか。 ○ 検討を必要とする具体的な「懸念」は何か。農業用施設に位置付けられている販売加工施設との違いはあるのか。 ○ 実現に向け、いつまでに具体的に何を行うのか。 ○ 規制改革実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。」とされているが、農家レストランについても「円滑な転用を可能とする観点」から見直しを行うべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全国に適用することも検討するとしているところである。 なお、国家戦略特別区域基本方針に基づき、国家戦略特区に係る最初の区域計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、1年ごとに評価を行うこととなっている。	6 【農林水産省】 （9）農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58） 農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。 なお、地域再生法の一部を改正する法律（平26法128）において、農家レストランを含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。
579	農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○ 仮に個々の支障事例が現行制度の下においても対応可能だとしても、農地の流動化・集積・集約を進める中にあって、「全部効率利用要件」の在り方も見直すべきではないか。 ○ 「全部効率利用要件」を緩和した場合、具体的にどのような問題が生じるのか。 ○ 提案主体から「田と畑（樹園地）の両方を所有している農家が、経営の効率化を図るために、他者に田を貸し付け果樹栽培に専念している場合、新たに樹園地の権利取得をしようとしたところ、他者に田を貸し付けていることをもって、法第3条の許可が認められないケースがある」との支障事例もあげられているが、こうしたケースも現行規定で対応可能なのか。対応可能であれば処理基準において明確化を図るべきではないか。 ○ 規定自体の見直しは行わないとする場合、回答にある「他の者に貸借している農地等について、耕作者が適切に耕作を行っている等当該農地等の返還を受けることができないときには、当該農地等を除く農地等について、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められれば、全部効率利用要件を満たすものと判断することとしている」、「遠隔地にある農地は、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しないこととしている」との「全部効率利用要件」に係る考え方は、「農地法関係事務に係る処理基準」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）において必ずしも明らかにされていないことから、基準の明確化を図るべきではないか。	D 現行規定により対応可能	「農地法関係事務に係る処理基準」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）の別紙1の第3の3の（1）の「農地等の返還を受けて耕作又は養畜の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず」が、農地を借り受けている者が適切に耕作を行っており、農地法第18条第1項の許可を受けて農地の返還を受けることができない場合を排除していることは明らかであると考えています。	6 【農林水産省】 （5）農地法（昭27法229） （ⅲ）農地等の権利移動の許可要件のうち「農地等の権利を取得しようとする者が、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること」（全部効率利用要件）（3条2項1号）については、新たに農地等の権利を取得しようとする者が、他者に貸し付けている農地等の権利を有している場合において、当該貸付地が適切に耕作されているときは、当該貸付地は、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しないことなど全部効率利用要件の解釈を明確化し、地方公共団体に通知する。

管理番号	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他（特記事項）	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第１次回答		各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
746	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正	「施設園芸用地等の取扱いについて」（平成14年4月1日　13経営第6953号）にて示された農地の判断について、温室の床面全面にコンクリートを舗装した場合、農地ではないとされている。また、集出荷のための駐車場用地や作業用地も農地ではないとされている。しかしながら、作業効率の観点から農地に隣接して駐車場用地や作業用地を確保するニーズは高い。よって、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室に隣接して農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすこと。	【具体的な支障事例と必要性】 本地域では、トマト、ミニトマトの施設園芸が盛んで、従来から養液栽培を行う農家の割合が大変多く、次世代植物工場ともいえる統合環境制御を伴う養液栽培も急速に増加している。また、イチゴ栽培においては高設ベンチによる栽培が一般的になっている。こうした中、更なる効果的な産地強化を図る上で以下の事項が問題となっている。 通路のみにコンクリートを舗装した場合、育成作物の変更などにより養液設備や通路の間取りを変更する場合に柔軟な対応ができない。 一部舗装は、通路をコンクリートとし、養液設備の下の未舗装部分にも防草シート等を敷く必要があり、一般的に全面舗装よりも割高になってしまう。そのため、施設園芸で養液栽培の農家は、温室内の地面に全面農業用シートを敷いて対応しているが、シートは定期的な交換が必要でランニングコストが高い。また、地面が安定しないため、高所作業車を使う際に不安定で、安定性の高いコンクリート比べ、危険な作業となっている。 収穫したトマトなどを出荷するための荷さばきスペースやトラックの駐車スペースなどについては、出荷物を台車で運搬するため、スムーズな運搬を実現するためにはコンクリートの舗装が必要となる。 転用等許可に要する期間の長さ、固定資産税や相続税での不利益を考慮し、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室と一体として農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすよう提案する。	農地法第２条第１項、第４条、第５条		農林水産省	豊橋市	C　対応不可	農地法に基づき権利移動の統制等の規制対象となる農地は、耕作の目的に供される土地と定義されており、御要望のような、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態の土地は、耕作できる状態の土地ではありませんので、農地法上の農地として取り扱うことは困難です。 さらに、御要望のような施設を農地法の規制対象にすることとした場合、植物工場や畜舎の敷地など、現在、農地法の対象外として自由に取引されている土地が新たに規制対象となるなど、私有財産に対する規制強化に繋がることからも、困難と考えております。 なお、税制上の地目は、資産の評価を行う観点から分類しているものです。このため、御要望のような施設を農地法上の農地とみなしたことをもって、ただちに税制上も農地として評価・課税されるとは限らず、各税制の所管省庁において、適切な資産の評価を行う観点から別途判断されるものと考えます。	現在の農業施策において、統合環境制御を行う養液栽培施設も推進されているところですが、その普及の妨げとなっているものの一つとしてこの問題が存在していると認識しています。 施設の全面コンクリート舗装を実現するためには、転用許可のための費用と時間がさらに必要となっている現状を踏まえると、新たな技術導入の足かせとなっていることは否めません。 ご回答の中でこうした施設と畜舎を同列の扱いとされていますが、愛知県における建築基準法の運用においては農業用温室を建築物としてみなしてはおらず、施設園芸用地については農地法の規制対象とした取り扱いとなっております。この取り扱いを参考としていわゆる太陽光利用型温室に限り、その用地（農地）の扱いを変更するのであれば、ご指摘のような私有財産の規制強化につながる影響は最小限にとどまるものと推察しています。 また、こうした施設園芸用地の税制面での取り扱いも農地とすることで、農業における新技術導入が促進されると確信していますので、関係省庁にも働きかけていただきますようお願いします。

管理番号	提案事項 （事項名）	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
746	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 本提案は、農地が減少傾向にある一方で、食料自給率の維持向上を図る必要がある中にあって、コンクリート舗装した上部において農業的利用を行い、実際に食料生産に資している温室や大規模な植物工場等について、特例的に扱うことを求めるものであり、農地の確保の観点からも、農地の定義を見直す時期に来ているのではないか。 ○ 農地としての認定はいわば現況主義であり、現に食料生産を行っている植物工場やコンクリート舗装した土地を農地として取扱うことに、どのような不都合があるのか。 ○ また農地の集約・集積を図り、農地の大区画化を行っていくとともに、生産物の加工・販売等を促進するため、倉庫、直売所、駐車場や作業場等の附帯する施設が必要不可欠であるため、これらを一体的に農地と扱うことはできないか。 ○ 上記のような観点から、「施設園芸用地等の取扱いについて」（平成14 年4月1日13 経営第6953 号）において示された農地の判断についても、農地を取り巻く環境変化に応じて、見直しを行うべきではないか。 ○ 全面コンクリート舗装をした土地を農地として扱うことが仮に難しいとしても、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）においては、「転用制度の見直し」として、「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う」とされていることから、食料生産に資する植物工場等について、円滑な転用が可能となる措置を講じるべきではないか。	C 対応不可	農地法の農地とは、農業の用に供される土地ではなく、「耕作の目的に供される土地」をいいます。そして、耕作の目的に供することができる土地（農地）は、有限で重要な資源であることに鑑み、当該土地を確保し、効率的に利用する耕作者に利用されるよう、権利移動統制等必要な規制を設けているところです。 御要望のような、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態の土地は、耕作できる状態の土地ではなく、単に作業場や物を設置するスペースとして土地が利用されているに過ぎず、宅地等と何ら変わらない利用形態であることから、農地法上の農地として取り扱うことは困難です。また、農地はいったん耕作不能な状態になると、作物が従前のとおり生育できる状態に戻すことが難しく、また、コンクリート上で行う作物の栽培は宅地等でも容易に行うことが可能です。そのような土地は農地のように有限な資源ではないことから、農地として農地法で規制を行う必要性がないものと考えています。 さらに、御要望のような施設を農地法の規制対象にすることとした場合、その範囲いかんにかかわらず、既存の農業用施設用地など、現在、農地法の対象外として自由に取引されている土地が新たに農地法の規制対象となり、基本的には農業者以外には売却できなくなるなど、私有財産に対する規制強化に繋がることからも、困難と考えております。 なお、農地をコンクリート舗装する植物工場等の農地転用の許可については、円滑な転用が可能となるよう、規制改革実施計画に沿って検討しております。 また、税制上の地目は、資産の評価を行う観点から分類しているものです。このため、御要望のような施設を農地法上の農地とみなしたことをもって、ただちに税制上も農地として評価・課税されるとは限らないため、税制上の取扱いについては、各税制の所管省庁に御要望いただくようお願いします。	6 【農林水産省】 （5）農地法（昭27法229） （ⅵ）植物工場など農業の六次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から、基準の明確化を図る。 なお、地域再生法の一部を改正する法律（平26法128）において、植物工場を含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58）における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。